

博士論文

皇室紋章の起源と変遷

平成二八年度

広島大学大学院文学研究科

藤澤 桜子

皇室紋章の起源と変遷

藤澤 桜子

目次

序論：一

第一部：天皇家の意匠としての鳳凰：八

第一章：平安時代における鳳凰の共通認識：九

はじめに：九

第一節：一〇世紀以前における使用例：一〇

(一)九世紀以前における使用例：一〇

(二)一〇世紀における使用例：一四

第二節：一一世紀以降における使用例：一七

第三節：王権と鳳凰：二六

(一)憚るべき意匠：二六

(二)鳳凰のイメージ：二八

おわりに：三一

第二章：飛鳥・奈良時代における鳳凰：三八

はじめに：三八

第一節：平城遷都以前の鳳凰の使用状況：三九

第二節：平城遷都後の鳳凰の使用状況：四一

(一)八世紀前半における鳳凰の使用記録

：四一

(二)八世紀後半における鳳凰の使用記録

：四四

第三節：仏教莊嚴意匠としての鳳凰：五〇

第四節：王権周辺における鳳凰の使用：五三

おわりに：五五

第三章：鳳輦と葱花輦：六二

はじめに：六二

第一節：先学の見解：六三

第二節：中国の鳳輦：六五

第三節：文献史料における鳳輦と葱花輦：六七

第四節：『延喜式』に見られる輦輿：七一

第五節：輦輿本来の蓋上装飾：七五

第六節：橋本説の再考：七八

おわりに：八二

第四章：鳳輦の成立：八八

はじめに……八八

第一節…儀式書から知られる上限と下限……八八

第二節…古記録から知られる上限と下限……九〇

第三節…『吏部王記』における鳳輦……九三

第四節…鳳輦成立の背景……九五

おわりに……九八

—鎌倉・南北朝時代における鳳凰—……一一八

はじめに……一一八

第一節…伝統の継承と変化……一一九

(一)天皇周辺においての使用……一一九

(二)神社においての使用……一二六

第二節…現存作例……一二八

第三節…文飾としての「鳳凰」……一三三

「鳳凰」の権威の衰頹—おわりに代えて—……一三六

六

第二部…鳳凰の変質……一〇三

第一章…中国における鳳凰……一〇四

はじめに……一〇四

第一節…文献における性格……一〇四

(一)初期の例—前漢以前……一〇四

(二)「非梧桐不棲、非竹実不食」……一〇六

(三)笙簫と鳳凰……一〇七

第二節…造形作品としての使用例……一〇九

(一)鳳凰の形態……一〇九

(二)鳳凰の作例……一一〇

おわりに……一一六

第三章…菊花紋章の成立……一四六

はじめに……一四六

第一節…先学の見解……一四六

第二節…後鳥羽説再考の必要性……一四七

第三節…後嵯峨の菊文使用……一四八

第四節…菊花紋章の制定……一五二

第五節…後鳥羽と後嵯峨……一五五

後鳥羽と定通—おわりに代えて—……一五八

第二章…濫用と衰頹

第四章…室町殿と鳳凰……一六三

はじめに：一六三
第一節：鳳凰の使用状況：一六三
第二節：室町殿と桐：一六八
第三節：菊と桐：一七二
おわりに：一七五

結論：一八一

序論

課題の所在

皇室紋章と言え、桐・菊であることは誰しも知るところである。しかしながら、それらが何故皇室紋章とされたのかとなると、明確な答えはこれまで示されていない。

紋章に関しては、日本の紋章学を大成したと位置づけられている大著、沼田頼輔『日本紋章学』¹がある。既に発表から一世に近い時を経ているにもかかわらず、きわめて多数に上る日本の家紋を総括した沼田の説は、総説および各紋章に関する説がいずれも現在に至るまで広く受け入れられており、わずかに批判が加えられる場合においても、批判内容はきわめて部分的なものにとどまっている²。

しかしながら、沼田の研究は同書凡例に「本書は（中略）明治維新前に実際に用いられた紋章について研究したもので、その目的は、紋章の全てについて事項別に分類し、紋章と姓氏との関係をたずね、わが国の歴史の研究の一端に寄与しようとするものである」と見える通り、分類・整理による紋章の総括を目的としていた。「明治維新前に実際に用いられた紋章」とは言うものの、当ても使用が引き継がれていたものも多く含むため、言わば実用的な研究である。

沼田自身は同書「総説」冒頭において「日本紋章学は、日本におい

て、従来から使われている紋章について、その名称・意義・沿革・形状・種類など、紋章に関する一切の事柄を研究史、氏族制度から発達した国民の姓氏と紋章との関係を明らかにし、国史の研究に貢献することを任務としている」と紋章学を定義づけているが、飽くまで紋章の実用的総括を目的とした『日本紋章学』がこれらの全てを明らかにしたわけではない。紋章分類に不可欠な事柄である形状・種類、それらに伴う名称・沿革、そして紋章全般に関する意義は取り上げられているものの、各紋章自体の歴史的意義等を問う視点は欠いているのである。

たとえば、桐については「瑞祥的意義に基づく紋章」であり、かつ、「これを紋章に用いたのは（中略）中国思想に起因するものと思われる」として、『韓詩外伝』に「鳳乃止帝東國、集帝梧桐、食帝竹実、没身不去」と見える黄帝伝説や、『大雅』の「鳳凰鳴矣彼高岡梧桐生矣」、『白氏文集』「答桐花詩」の「為居長高枝、鳳凰上頭鳴、一鳴君万歳」を引き、「中国思想」としての桐が「瑞禽鳳凰の集まる嘉木」である旨を述べている。そして、桐竹鳳凰文の例として黄櫨染袍を、天養（一一四四）〜一一四五）・長寛（一一六三）〜一一六五）年間には使用が確認できるものとして挙げた後、「皇室において桐を紋章として用いた初めは、いまだに詳らかではないが、桐・竹・鳳凰の文様は、御服の文様として久しく用いられたため、因習の結果、自然に皇室の紋章となるにいたったのであろう」と推測している。

しかしながら、「瑞禽鳳凰の集まる嘉木」であることのみを理由に、鳳凰そのものではなく「瑞禽鳳凰の集まる嘉木」が自然と紋章とな

つたとする点は不自然と言わざるを得ない。「因習」の元となった袍文に鳳凰が含まれるならばなおさらである。にもかかわらず、その理由についての考察は皆無であり、そうした点が不可解であるという指摘もない。

また、沼田は桐が天皇家の紋章となった時期を「遅くとも鎌倉時代の末期には、すでに紋章として用いられていたと思われる」とする一方で、桐を家紋とした初見として一三世紀末の『蒙古襲来絵詞』に見える肥後天草大矢野氏の旗印を挙げ、「大矢野氏の家紋として当時これを用いたことは疑いもない」とするが、推定使用時期が合致するにもかかわらず、この大矢野氏家紋と天皇家の紋章としての桐紋との関わりについての言及はない。

沼田は「桐の文様は、藤原時代から鎌倉時代にわたって流行したものであり、そのうえさらに瑞祥的意義を有していたため、紋章の行われる時代になって、これを取って紋章にしたのは当然のことである」との見解も示しているため、天皇家・大矢野氏いずれも流行の文様を同時期に紋章として採用したに過ぎず問題はないと見なしたらしいことが窺われるが、一般的な流行文様の採用であるため天皇家以外の桐紋使用も問題視されなかったとすると、後世盛んになされた賜与や僭用といった政治的利用の際の利用価値が下がることとなり、不可解極まりない。ちなみに、紋章の賜与や僭用といった政治的利用も沼田が同書において指摘したものであり、そのように利用される紋章の中で桐紋が代表的なものであったことは言うまでもない。以上の点はいずれも紋章の総括に影響を与えるものではないため、

見ようによつては些末なものかもしれない。しかしながら、沼田が自己矛盾に陥っていることは否定できず、また、政治的利用価値も認められた紋章である以上、そのような矛盾をなくし、より一層の事実の解明に努めることで、歴史学への更なる寄与が見込める可能性は高かるう。

『日本紋章学』の問題点としては以上の他に、史料の取り扱いや時系列の混乱といったものも見受けられる。たとえば、前述の、桐文が天皇・上皇に限らず流行したとするうち平安中期についての論拠は、文化八年（一八一）序文の『徴古図録』に見える藤原道長の笏筥である。「藤原時代から鎌倉時代にわたって流行した」とする説の論拠としてはそもそもその史料価値が皆無に等しい上、そこに見える桐文の使用は特例・僭用の可能性も十分に考えられる人物であり、一般的な流行を示すものとは言い難い。

一方で、鎌倉時代の流行の論拠として挙げられた史料は『北野天神縁起絵巻』であり、こちらは問題の桐文が承久本（第二巻「吉祥院に五十賀の法会を催す段」）に確認できることから、鎌倉時代の流行を示すものとしては認められる。そのうえ、『北野天神縁起絵巻』で桐文の狩衣を着用している人物は立烏帽子を被っているため、五位以上であることが推察されるが、同絵巻中の重要人物ではなく、名もなき群衆の一人に過ぎない。天皇・上皇はもちろん道長のような特異な可能性の考えられる例にはあたらないため、一般的な流行が窺われる史料としては実に適切であるが、このように桐文の鎌倉時代における一般的な流行が認められるとなると、前述の大矢野氏の例

から生じる疑問と同じく、天皇家の紋章としての桐の成立時期を遅くとも鎌倉末期以前とする沼田説が、史料とは両立し難い不自然なものとして浮かび上がってくる。

『日本紋章学』の功績は確かにきわめて大きいですが、それは飽くまで紋章の分類・整理という、基礎研究にあたるものである。個別の紋章について見ると、以上のように、問題点が多いと言わざるを得ない。

菊・桐の場合は特に、賜与や僭用といった政治的利用の問題がある。桐が天皇家の紋章として採用される以前には文様として広く使用され、紋章としてさえ用いられるものであったならば、賜与や僭用といった利用価値が認められるほどの権威性は、いつ、どのようにして培われたのであろうか。天皇家の紋章としての採用に伴って自然に発生したと仮定しても、権威性の上昇という現象は、桐が天皇家の用いる意匠となったことが十分に周知されて初めて生じるものであるから、そのように周知されるためには、天皇家による桐の使用がよほど増大していなければならず、実現までにはそれなりの時を要することが予想される。天皇家の紋章となる以前には一般に広く使用されていた意匠であるならばなおさらであろう。

それにもかかわらず、沼田が天皇家の紋章としての桐の成立時期を遅くとも鎌倉末期以前とした根拠は、桐が天皇家の意匠となるに至るまで、もしくは天皇家の意匠となって以降の使用実績の数々がその頃の史料に確認できるためではない。後醍醐による桐紋の賜与を記す、永正八年（一五一一）末記の『家中竹馬記』や、元禄五年（一六九二）年成立の『諸家系図纂』である。一級史料とは言い難い上、

僭用に用いられる対象でさえあった紋章の賜与を物語る内容からしても、他に傍証のない中でなお重視すべき史料ではあるまい。仮に、これらの伝承内容を認めるとしても、こうした史料から天皇家の紋章について窺われるものは、成立時期の下限のみである。天皇家の紋章を論ずるにあたっては、一級史料に見える当該期の天皇家による使用例こそを重視すべきであろう。沼田説は、こと個別紋章の成立時期・起源に関しては、研究方法にも問題があったと言わざるを得ない。

本論の視座・研究方法

本論では、沼田説の問題点を克服し、紋章研究を歴史学の一部として認められる水準に高めることを目指す。すなわち、一級史料の重視、および時系列に混乱を来さないことはもちろん、史料の分析結果の時代背景との照合および考察、そこから導き出される歴史的意義に重点を置く。対象は天皇家の紋章的役割を持った意匠に限るが、これは、そうした意匠は他者に見せるものとしての王権の象徴、すなわち正統性の誇示の役割を担う示威的存在であり、その使用状況を明らかにすることで当時における自覚的な王権意識の解明が期待できるといふ、歴史学上の意義が大きいためである。

なお、このように重要な存在であるにもかかわらず、管見の限り、従来の文献史学では天皇家の紋章的意匠が特に着目されることはな

かった。これは、紋章を含む有職故実の政治史的応用という観点の欠落によるものであろう。本来、有職故実はその基本的な政治文化的な実学であったにもかかわらず、現代の歴史学においてその視座は欠けていると言わざるを得ない。もちろん、「有職故実」そのものを説明等する際にそうした要素が忘れ去られることはないが、有職故実の政治的側面は知識として蓄えられるのみにとどまってきた。おそらく、実学としての有職故実の歴史の長さが却って、有職故実の資料的活用という発想を阻み、関連事象を全て「有職故実」という学問領域の内部に押しとどめ、歴史学全体の進展への寄与という方向に進み難くしてきたものと思われる。近年は儀式研究が比較的盛んであり、「儀式にこそ政治権力の意識が集約的に現れている」といった評価をされることが多いものの、そうした儀式研究は、儀礼の場や進行に関する研究が主となっており、儀礼空間においてある特定の効果を発する視覚的演出という、儀礼主催者が心を砕いたはずの事象についての関心は乏しい。

文献史学における状況がこうしたものであるため、天皇家の紋章的意匠に関する記述は、有名かつ重要な史料に記されていても看過されてきたものがきわめて多い。一方、沼田の研究では基本的に古記録は史料渉獵の対象に含まれていないため、やはり有名かつ重要な史料に見えるものでも看過されてきた例がほとんどである。本論では、そうした一級史料に見えるものを中心に、事例の収集・分析を行ない、古代・中世における天皇家の紋章的意匠の実情を解明する。

ただし、その際には、確実に紋章として用いられていることの明ら

かな事例に対象を限らず、皇室紋章と言われる菊・桐の意匠の文様としての使用例も含む。これは、桐紋の起源を「桐・竹・鳳凰の文様は、御服の文様として久しく用いられたため、因習の結果、自然に皇室の紋章となるにいたったのであろう」と推測する沼田説の検討のためには、文様としての事例の分析が不可欠である点に加え、そもそも、本論が対象とする時代に関しては、紋章と文様を明確に分離させる必要性に疑問を感じていることによる。なお、本論で言う紋章とは、個別の紋章あるいはその総括としての用例の場合、家紋等としての使用のために形式が厳密に定められたものを指し、文様はそうした制約のない、意匠が図案化されたものを全般を指す。

収集・分析対象に文様を含む主な理由は桐紋の起源が黄櫨染袍の文様に求められていることにあるが、沼田説に従えば既に菊紋・桐紋が天皇家の紋章として成立していた時期のものである『法体装束抄』²⁰にさえ、「文法皇竹園は菊八葉」（袈袋条）、「香薄物」、「文不同、法皇竹園は菊、（下略）」（付衣条）とあり、紋章意匠の文様としての利用が認められる。「法皇竹園」、すなわち天皇家の装束の文様を「菊」とするこの例では、袈袋条では「菊八葉」と形式を特定する一方で、付衣条では「菊」と意匠を限定するのみとなっている。菊を実質的に天皇家の意匠として扱っていることは明らかであるが、同時に、実質的に天皇家の紋章としての役割を果たすにあたり重視されていたのは菊という意匠そのものであって、特定の形式ではなかったことも窺われる。

本論では、こうした、実質的には天皇家の紋章としての役割を果た

すが形式が厳密化されてはならず、意匠そのものが重視されたと考えられる例を王家紋章と呼ぶこととする。本論のタイトルは『皇室紋章の起源と変遷』としているが、これは「皇室紋章」という語が一般的に定着していることによる。本論中では「皇室紋章」の語は現在の十六葉八重表菊のように形式が厳密なもの、すなわち、天皇家の紋章としての役割を果たす意匠のうち、本論における狭義の「紋章」に対応する語として扱う。同様に「王家紋章」は「文様」に対応するものとするが、王家紋章は同時に皇室紋章の前身にあたるものでもある。

本論の構成

本論では、二部構成で王家紋章を論ずる。

しかし、その対象は冒頭で皇室紋章として挙げた菊・桐ではない。既に述べた通り、単独の桐文は鎌倉時代には一般的な使用がなされており、王家紋章として定着していたとは見なし難い一方で、王家紋章の性格が想定可能な初期の桐文使用の例である黄櫨染袍は、鳳凰・竹と組み合わせるものであった。そもそも桐が嘉木と見なされる根拠も鳳凰伝説に拠っている上、高御座や鳳輦のように、桐を伴わず鳳凰が単独で王家紋章的に使用されたことの確かな例もある。一方で、桐が単独でそのように使用された例は、管見の限り存在しない。それどころか、菊を王家紋章として挙げる前掲の『法体装束

抄』では、桐は室町殿の文様とされている。桐は王家紋章ではないと見なすのが妥当であろう。

本論では、単独での王家紋章の使用を重視し、菊の他には、桐の木に棲むとされる鳳凰こそを王家紋章として取り上げ、桐については竹とともに鳳凰の関連意匠として適宜触れることとする。

しかし、従来、鳳凰は天皇家の紋章とは考えられておらず、天皇と結びつけて述べられる場合でも、前掲の『韓詩外伝』に見える黄帝伝説から、王権を莊嚴する意匠として相応しいものとされるにとどまってきた。そこで、第一部では、鳳凰が明確に王家紋章として意識された上で用いられていたことを論証する。まず、第一章では、鳳凰の王家紋章としての性格が最も強かったことが文献史料から窺われる平安時代について取り上げ、鳳凰が王家紋章であったことを確認する。続いて第二章では、時代を遡り、鳳凰の王家紋章としての性格がいつ以来の、どのように生じたものであるかを、奈良時代の文献史料を中心に論考する。

第三章・第四章では、第一章・第二章のように時代区分ではなく、輦輿、すなわち天皇の乗物という特定の儀式具に着目して取り上げる。これは、輦輿が、鳳凰という意匠の王権との関係を考えるにあたってはきわめて示唆に富む存在であることによる。輦輿には鳳輦と葱花輦の二種があり、葱花輦は鳳輦よりも格式が劣るとされるが、両者の相違点は蓋上装飾のみであった。その蓋上装飾の相違とは、鳳輦の蓋上装飾は鳳形であるのに対し、葱花輦は葱花形、すなわち、装飾の多少による差異ではなく、飾られた意匠そのものにあった。

実用面では同一であったと考えられる乗物に格式差を生じさせる意匠のひとつ、それも上位に位置するものとして鳳凰があったわけで、鳳凰という意匠の重要性が窺われる。第三章では、こうした重要性を内包するにもかかわらずほぼ論考の対象とされて来なかった輦輿を取り上げる手始めとして、従来、漠然と、成立時期についても鳳輦が葱花輦よりも先立つものと考えられてきた両者の先後関係について再考し、鳳輦は葱花輦の変形であることを明らかにする。第四章では、第三章の結果を受け、鳳輦の成立時期を推定するとともに、成立背景、成立の意義を考察する。この第四章の結論によって、第一章・第二章の時代の流れについての説を補強したい。

第二部では、第一部で王家紋章としての性格を確認した鳳凰の変質について述べる。

まず、第一章では、そもそも中国伝来の空想鳥である鳳凰の中国における性格はどのようなものなのかという点に立ち返り、鳳凰を王家紋章とする、日本では平安時代に強く認められる性格が日本で生じた変質であることを確認する。

第二章は、時代順で言えば第一部第一章に続くもので、鳳凰が王家紋章として用いられた平安時代に続く時代であると同時に、鳳凰に王家紋章としての性格がなかった中国からの影響が再び増大し始める時代でもある鎌倉・南北朝時代における状況を、現存事例も交えつつ探る。

第三章では、王家紋章としての菊文、いわゆる菊花紋章に話を移し、従来、後鳥羽上皇が菊文を好んだ例が先例として継承された結果成

立したとされてきた菊花紋章の起源について再考し、意図的な政治戦略として制定されたものである可能性を提示する。なお、この章では直接的には鳳凰は取り上げないが、菊花紋章の制定が政治戦略として成り立ち得た背景として、前章の内容が影響している。

第四章では、先ほど簡単に触れた、『法体装束抄』に見える、室町殿の文様を桐とする例のように、室町殿が鳳凰およびその関連意匠である桐・竹を用いる事例について取り上げる。この章については未だ試論の域を出ない部分も大きいですが、王家紋章としての菊に対するものとして鳳凰およびその関連意匠、特に桐が用いられていることを指摘するとともに、その使用が、鳳凰がかつての王家紋章である点に拠るものであるのかを検討したい。

結論では、第一部・第二部を通して、王家紋章の概観を行なう。

以上によって、『日本紋章学』以降ほぼ進展のなかった紋章学の更なる発展の可能性、歴史学における重要性を示したい。

なお、王家紋章に関しては以上の他に、日月紋を「皇室の紋章として、錦の旗につけられたもの」、「かつて日月紋は天皇家の紋として使われた」とする見解があり、菊花紋章との関連性をめぐって「朝廷がこれ（筆者注…日月紋）を用いたのは、（中略）天子は日神の後裔であるという伝統的思想に基づいたもので、その源は古いのであるが、菊花紋章に関しては、鎌倉時代のはじめ、輿車・衣服・刀剣などに用いた目印であって、これを日月の紋に比べれば、なお日が浅いので、（中略）、錦の御旗には、まだ菊花紋を用いなかったようである」。「菊紋の権威が高まると、それまで皇室が定紋としていた日月

紋よりも表向きに使用されるようになった」と言われることもある。しかしながら、日月紋を王家紋章とする際に挙げられる根拠はいわゆる錦の御旗のみである上、管見の限り、他の事例も史料上見当たらず、王家紋章として日月の意匠そのものが重視されていたと言いはない。天子は日神の後裔であるという伝統的思想に基づいたものとする点についても、日月を対等に掲げる以上、認め難いと言わざるを得まい。傍証は欠くが、官軍の旗という特異なものに限って日月の二つを揃って掲げたという点から推察するに、天皇家という特

沼田頼輔『日本紋章学』、人物往来社、一九六八復刻（原本明治書院、一九二六）

菅原正子「鎌倉時代の旗と武士の「家」」、『中世の武家と公家の「家」』、吉川弘文館、二〇〇七）に武家家紋の成立時期に關して沼田説への異議が唱えられている。しかし、後述のような沼田説における根本的問題点の指摘はない。また、武家家紋成立時期という一点についての修正にとどまっている外、同書所収の「旗を掲げること」では沼田説総説の無批判な引用が見える。武家家紋成立時期に關する菅原説は妥当であり、それ自体の意義は大きい、大枠としては沼田説を認める姿勢と言つてよからう。

川嶋将生「室町期武家故実の成立」村井康彦編『公家と武家』思

定の家の意匠として生じたものではなく、日月の動きによって生ずる昼夜の別に代表される時間・暦を支配する存在、すなわち概念上の王者の象徴として掲げられたと考えるのが妥当であろう。本稿では、以上の理由から日月紋は王家紋章ではないと見なし、取り上げないこととする。

文閣出版、一九九五。

ただし、「紋章研究」「紋章学」と呼ぶ場合には、広義的に捉え、紋章的性格を持った文様も含む。

「菊紋」と「菊文」等の表記も同様に、「菊の紋章」と「菊の文様」を意味するものとしている。ただし、染織品の文様としてのものを「紋」と記した文章の引用の際には、この限りではない。作者は高倉永行（？）一四一六）。『法体装束抄』には応永九年（一四〇二）についての記述があり、これ以降の著述であろう。

沼田頼輔「日月紋」（沼田前掲書所収）。

森本勇矢『日本の家紋大事典』、日本実業出版社、二〇一三。

沼田前掲註七、「日月紋」。

高澤等「天皇家と菊紋」『家紋の辞典』、東京堂出版、二〇〇八。

第一部

天皇家の意匠としての鳳凰

第一章

平安時代における鳳凰の共通認識

はじめに

鳳凰は、中国で案出された空想鳥、より広義の言葉で言えば空想獣である。当然実在しないが、非実在の空想上の生物であるからこそ、ある空想獣を論ずるにあたっては、人々がその空想獣に抱くイメージ、すなわち共通認識がきわめて重要となる。

もちろん、実在の生物の場合でも、人々の共通認識が生ぜしめた先入観はその生物に対する印象を大きく左右する。しかし、実在の生物ならば、観察等によってそうした共通認識とは異なる見方がなされる可能性も高いばかりか、そうした見方が芸術作品に採用されれば、従来の先入観を覆す斬新なものとして一世を風靡し、その生物をめぐる共通認識が一新されることもあり得る。

空想獣の場合、対照的に、実際に観察することが不可能なため、このような内在的変容性はない。芸術作品において斬新な発想を目指すとしても、特定の空想獣を題材とした場合、従来の共通認識を前提とした上での創作でなければ、その空想獣を扱った作品であるということ自体が理解されまい。空想獣は、共通認識が全てなのであ

る。

文様意匠も本質的に、人々の共通認識に大きく依存している。このことは、第一に特定の意匠が用いられる場面と合致していることを樂しむ知的遊戯的性格が認められる点、第二に、意匠そのものが単純化されることも少なくないので、その意匠が何を表したのかを理解するための文化的素養が求められる点から認められるであろう。

以上を踏まえると、文様意匠としての鳳凰を論ずる場合、その共通認識が如何なるものかという点は避けて通れない。しかしながら、従来、日本の鳳凰文に関して、その共通認識が論証されることはなかった。わずかに、平安時代の鳳凰について、「どちらかといえば公的なやや固苦しい場所で用いられる」、公的な存在であったとの見解が示されている程度である¹⁾。なお、その際、鳳凰を鶴と対比させた上で両者の関係を「唐絵と倭絵との関係に相当する」との見解も同時に示されているため、明言はされていないが、公的な存在とされた理由として「中国的」という特徴が想定されていたらしい。

しかし、その中国における鳳凰は、広く好まれる「おめでたい鳥」であり、公的な存在ではなかった。華麗な姿で想像されたことに加え、実在しないがゆえに祥瑞の一種とされた点が喜ばれ、文様としても様々な場面で多用されたのである。「公的なやや固苦しい場所でも用いられる」ものではなかった。もつとも、中国において「中国的」という特徴が意味をなさないことは言うまでもない。しかしながら、多くを唐から学んだ直後の時期の日本において、中国風の意匠が鳳凰のみということもまたあり得ないのではなからうか。実際、龍や

麒麟など、そうした意匠は枚挙に暇がない。にもかかわらず、管見の限り、鳳凰について示されたような見解のなされている意匠は他にない。

平安時代の鳳凰に関しては、他に、現存作例を根拠に「五世紀頃から鳳凰の意匠が見られ、七世紀に造形例が増加し、八世紀の正倉院御物に多数見出せるが、(中略)平安前期以降作例は減少し、再び多くの作例を見出せるのは十六世紀以降」²⁾との指摘もある。中国から伝わった空想鳥鳳凰は、一旦は中国においてと同様に好まれる意匠として多用されながら、短期間で作例が減少し、その後数世紀を経て再び作例が増加するというのである。

この使用状況、特に平安前期以降の作例の減少は不自然と言わざるを得ない。少なくとも、鳳凰に対する共通認識が中国においてや奈良時代のように「おめでたい鳥」であったならば、こうした現象は生じまい。しかし、従来、この点についても関心が向けられることはほぼなかった³⁾。憶測にはなるが、おそらく、鳳凰は中国的な意匠であるから国風化の時代に合わなかった、といった先入観によって、論ずるまでもないこととして納得されてきたのであろう。公的な存在とされたとする見解で示唆された理由と同じである。しかしながら、先ほども述べた通り、当時の日本における中国的な意匠として鳳凰は決して唯一のものではないが、他の中国伝来の意匠についてこうした不自然な使用状況は指摘されていない。

すなわち、平安時代、中国伝来の文様意匠のうち、鳳凰という特定の意匠をめぐってのみ、共通認識・使用状況の双方に不自然な点が

認められているにもかかわらず、看過されてきたのである。

本章では、従来十分に活用されてこなかった文献史料⁴⁾から平安時代における鳳凰の使用例を渉猟し、使用状況を明らかにするとともに、その分析によって、鳳凰の共通認識を解明する。

第一節 一〇世紀以前における使用例

平安時代における鳳凰の使用例としては、いずれも皇位と密接に関わる品である高御座、鳳輦⁵⁾、および黄櫨染袍がよく知られるが、これらはまた一〇世紀までにその使用が確認できる例でもある。同時期の例としては他に、天長一〇年(八三三)の標山、礼冠、鴟尾が挙げられる。

このうち黄櫨染袍に関しては『韓詩外伝』巻八の黄帝伝説を引いて王権との関連性が指摘されている⁶⁾が、桐竹鳳凰という黄櫨染袍の文様を「鳳乃止帝東国、集帝梧桐、食帝竹実」という伝説に直結させたに過ぎず、十分な考察がなされてきたとは言いがたい。しかし、後に述べる通りそもそも史料が乏しく、単独での考察は困難である。以下、使用例を年代順に挙げるが、その際、史料が十分に豊富な一部の例を除き、個別の事例には深入りせず、使用例全体から認められる傾向に重点を置くこととする。

(一) 九世紀以前における使用例

高御座

まずは、宣命の常套句において早くから皇位それ自体を指すものとして扱われていたことが『続日本紀』等の記述より明らかな高御座である。ただし、そうした初期の記録例は儀式具としての玉座を直接指すものではないため、仮に玉座としての高御座が当時存在したとしても、そこに鳳凰が飾られていたかどうかを確かめる術はない⁷。

高御座に鳳形が据えられたことを明確に示す初見史料は延長五年（九二七）撰進の『延喜式』の、古註から弘仁十一年（八二〇）の弘仁式にまで遡るものと考えられている⁸。部分である。卷十五内蔵寮式には、

元正預前裝飾大極殿、鳳形九隻、順鏡廿五面、玉幡八旒、玉冒甲十六條、障子十二枚〔韓紅花綾表、白綾裏〕、帳二條〔淺紫綾表、緋綾裏〕、上敷両面二條、下敷布帳一條〔已上高御座料〕
「高御座料」として高御座を飾る品々が挙げられており、その中に九隻の「鳳形」を見ることができ、卷十七内匠寮式にはより詳しく、

凡毎年元正前一日、官人率木工長上等、裝飾大極殿高御座〔蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、当頂著大鏡一面、蓋上立大鳳形、惣鳳形九隻、鏡廿五面、幔台十二基、立高御座東西各四間〕、（中略）元日高御座饗物収内蔵寮、當時出用幔台及火炉収寮

とあり、当時から既に高御座が八角形であったことや、内蔵寮に納められていた裝飾品の用い様を知ることができる。

「蓋作八角、角別上」、すなわち、八角形の屋蓋の隅棟先にそれぞれ一体の「小鳳像」があり、その下には玉幡が懸けられていた。次章でも、屋蓋の形状・隅棟先端の「鳳形」の利用法ともにこれと同じ例を紹介する。ただし、「蓋上」すなわち屋蓋中央の頂にはもう一体の「大鳳形」が据えられており、この点ではむしろ、同じく次章で取り上げる興福寺講堂の高座に近い。

高御座の裝飾は「鳳形」だけではない。八角形の屋蓋の一面ごとに三面ずつの鏡が懸けられ、蓋の「頂」には「大鏡」一面が着けられた⁹。「冒甲」は「帽額」の意と考えられ、特に説明はないが後世の帽額と同様に屋蓋の縁に懸けたものであろう。十六条とあるため、屋蓋の一面に二条ずつ用いたことが知られる。頭に「玉」を冠している点から察するに、この帽額は玉を綴って作られたものであったらしい¹⁰。障子は「正背面以外の柱間六面に二枚ずつ収められていた」と推定されている¹¹。帳に関しては、後年同様正面左右に一条ずつ垂らされたものであろう¹²。

大嘗会標山

続いての例が天長一〇年大嘗会における標山で、『続日本後紀』同年十一月戊辰条の、

悠紀則慶山之上栽梧桐、両鳳集其上、從其樹中起五色雲、々上懸悠紀近江四字、其上有日像、日上有半月像、其山前有天老及

麟像、其後有連理吳竹、主基則慶山之上栽恒春樹、々上泛五色
卿雲、々上有霞、々中掛主基備中四字、且其山上有西王母猷益
地図、及偷王母仙桃童子、鸞鳳麒麟等像、其下鶴立矣、

との記述から分かるように、鳳凰は慶雲・麒麟・鶴・「天老」・西王母など、他の祥瑞¹³や神仙と共に華々しく飾られていた。なお、この標山は以前から「支那めいた意匠」と評されている¹⁴。適切至極の評価であろう。

さて、これらのうち悠紀の「連理吳竹」については、連理であるがゆえにそれ自体が単独で祥瑞とされた可能性も考えられるため¹⁵、いわゆる桐竹鳳凰の組み合わせ文様を成立させる目的で鳳凰に付属するものとして設けられた意匠と断言することはできないものの、桐竹鳳凰の一部としてのものであった可能性も同じく否定はできない。少なくとも、「梧桐、両鳳集其上」と記される梧桐は、明らかに鳳凰に付属するものとしてあらわされた意匠であろう。吳竹が飾られたのがこの梧桐と同じ場面である点からすれば、この標山は、「連理吳竹」も含め、桐竹鳳凰文を意図的に擁していた可能性がより高いと言えるかもしれない。

そしてまた、鳳凰は悠紀・主基の数少ない重複モチーフでもある。鳳凰はどうやら、数々の意匠が飾られたこの標山の中でも、比較的中心的存在であったらしい。

とはいえ、『類聚国史』巻八に「元不好飾、唯神態耳者、(中略)一切不要玩好金銀刻鏤等之飾、唯標者以榲造之、用橘并木綿等飾之、(中略)、凡以清素供神態耳」と見える通り、天長一〇年のような装飾は

標山の本質から離れた表面的なものに過ぎず、「さう嚴重な性質のものではなかつた」¹⁶。同時期の他の標山のこしらえが知られる史料もない以上、この例については「唐風が盛に行はれた時代」¹⁷において盛大に飾られた「支那めいた意匠」の中に鳳凰が比較的多く見られたことを確認するに止める。

礼冠

礼冠の例に移る。九世紀後半成立の『儀式』巻六「礼服制」には礼冠の玉飾に関する記述に続いて「其礼冠者、(中略)、其徽者立額上、(中略)其諸王徽者鳳、三位以上正位正立仰頭、從位正立低頭、正四位上階左出右向、下階右出左向、從四位上階左出右顧、下階右出左顧、諸臣徽者麟、自餘皆准諸王」とあり¹⁸、身分によって礼冠の装飾が変えられていたことが知られる。礼冠の装飾は、着用者の身分を示す機能を有していたのである。

そうした標識の中で鳳凰は、礼冠着用者が諸王であることを示すものとして額上に立てられる「徽」の意匠であった。諸王礼冠における鳳凰と対比的に用いられた意匠として麒麟があり、これはその着用者が諸臣であることを示す。徽における位階の別は諸王・諸臣共に瑞獣意匠の姿勢¹⁹によって示され、昇進に伴って瑞獣の種が変化することはない。鳳凰か麒麟かという区別は皇族か否か²⁰という一点にあり、絶対的なものであったことが分かる。

さて、管見の限りこれまで注目されたことはないが、諸王礼冠に類すると考えられる、きわめて興味深いものに、幼帝の礼冠がある。

時代は下るが、『土右記』長元九年（一〇三六）七月四日条²¹に見える以下の記述が詳しい。

此日御覽礼服、（中略）一具男御装束、御冠巾子、櫛仙人（但非三山）、前後有櫛形（以羅立有金筋）、押鬘（以金則鏤）、御巾子上置方物、以羅為之、如折敷、有金筋、四面端立玉、有莖、其前後垂玉瓔珞、各十二流、所謂十二章也、其頂有日形像、向中有三足赤鳥、以水精二枚令作、日形有光、大袖緋色綾、繡日月山火焰鳥龍虎猿、小袖同色無繡文、御裳同色、繡折枝、斧形、巴字等、一具童御装束、御冠下作如成人御冠、但無巾子、頂有日形（正面鳥同上方向與異可尋）、以金玉飭之、但無十二章、御額立鳳形、正面開羽、大袖、小袖、裳色繡等同上、

この「御額立鳳形」は、『儀式』で「立額上」と説明された「徽」と同じものと見てよからう。その意匠が鳳形、すなわち鳳凰なのであり、姿勢を度外視すれば『儀式』に見える諸王礼冠のものと一致する。長元九年の時点で既に存在していることから、この礼冠の形式の成立時期は上限が日本史上初の幼帝たる清和天皇の即位した天安二年（八五八）、下限が長元九年（一〇三六）時点で直前の幼帝である後一条天皇の即位した長和五年（二〇一六）となる。

『土右記』のように詳細ではないが『西宮記』卷十九にも、

童帝御服

日形天冠、龍繡大袖、別有玉佩

との記述が見え、幼帝の礼冠自体は一〇世紀に存在していたこと、「日形天冠」の名で呼ばれていたことが知られる。なお、同じく『西

宮記』卷十九には、

冕冠

天皇即位、朝拜、朝堂儀式用之、女帝着宝冠、童帝着日形冠（在内蔵寮及東大寺等）、太子着九章冕冠、

この記述もあり、「天」の字の抜けた「日形冠」とされる場合もあつたかに見えるが、単なる遺脱の可能性も残るため、本章では以後「日形天冠」の語を用いることとする。

「天」の字を含むにせよ含まぬにせよ、「冕冠」とは異なる名で區別されている以上、幼帝礼冠は『西宮記』編纂段階で既に独自の形式を確立させていたと見てよい。おそらく『土右記』のものと大差なく、『土右記』に見える形式は、清和天皇以来の形だったのである。

さて、額上装飾「鳳形」は、基本的には「如成人御冠」であるという日形天冠のみに見られ、成人天皇の冕冠には記載がない。唯一、幼帝にあつて男帝にないものである。

そして、その「鳳形」と同様のものが、諸王礼冠には日形天冠成立以前から皇族の表象として飾られていた²²。憶測にはなるが、日形天冠の「鳳形」は、諸王礼冠において鳳凰が皇族の表象とされていたように、鳳凰は着装者の皇統という血筋を示すために飾られたのではなからうか。不完全な存在と見なされるおそれのある幼帝に血筋という後ろ盾を目に見える形で示し、十全のものと化す役割が期待されていた可能性が考えられる。

なお、鳳凰の額上装飾が諸王礼冠・日形天冠に共通すると言っても、

成人の礼冠の場合、諸王よりも皇位に近い親王の徽が『儀式』『延喜式』においていずれも四神とされているため、諸王礼冠の徽たる鳳凰が天皇としての資格を意味するものでないことは明らかである。

平安宮緑釉鴟尾

以上の他に、文献から確かめられる例からは外れるものの、この時代における鳳凰の使用例として興味深いものが出土品からも知られている。平安宮朝堂院・豊楽院に用いられた鳳凰文緑釉鴟尾²³である。鳳凰文の採用時期は不明であるが、朝賀の儀は嵯峨天皇の代に完成するも、早くも九世紀半ばには衰頹し始める²⁴ことからすれば、弘仁年間（八一〇〜八二四）を降るとは考え難い。

王宮棟飾における鳳凰文の使用は、平安宮が初めてではない。平城宮でも鬼瓦に使われており、平安宮の例はその継承と言える。ただし、平城宮のものは鬼瓦であって、鴟尾ではなかった。王宮における鳳凰文の棟飾は、平安初期、鳳凰文を単に継承したのではなく、発展させたのである。

鴟尾は、大棟から突出する形状であるため、鬼瓦よりも元々目に付きやすい。また、そこに施された文様は、鬼瓦の場合正面へ廻らなければ見ることができないのに対し、鴟尾の装飾面はその側面にまで及ぶ。すなわち、鴟尾の側面に鳳凰を表した上で平入りの建物の大棟端に乗せた場合、理論上は建物の正面から鳳凰を見ることが可能となる。ちなみに、鴟尾には鬼瓦にあたる部分があるため、鳳凰文鬼瓦と同じく妻側に鳳凰を飾ることもできる。にもかかわらず、

平安宮鳳凰文緑釉鴟尾で鳳凰文が表されるのは必ず側面であった。視覚的な役割が強く期待されていたと言える。更に、平城宮鳳凰文鬼瓦は高さ三七センチメートルであったが、平安宮鳳凰文鴟尾は高さ二メートルにも及ぶ。

鬼瓦から鴟尾への改変は、明らかに、鳳凰文が目立つ形への変更であったと言える。

(二) 一〇世紀における使用例

黄櫨染袍

天皇の位袍たる黄櫨染袍の場合、『西宮記』臨時一「人々装束」条に、

延木七年（九〇七）二月廿三日庚午、云々、左大臣宣次日、供

御朝服綾文、臣下服同文、甚不得宜、此可被判云々、

とあり、天皇と臣下との差別化を朝服の文様によって図るべきとする意見のあったことが知られている²⁵。この件に関する記述はこれのみであるが、わざわざ『西宮記』に記載されている以上、この意見は容れられたものと見なすのが自然であろう。

臣下との差別化という目的から用いられた文様が何であったかに関する記載はないが、『飾抄』以降は桐竹鳳凰文²⁶が用いられており、『飾抄』までの間に文様の変更を伝える史料もないことから、消極的にはあるが、延喜七年の段階で天皇の朝服、黄櫨染袍に桐竹

鳳凰文が採用された可能性が高いと言える。

なお、『権記』長保二年（一〇〇〇）七月四日条には、

参院并左府、召采女正巨勢広貴、仰図五霊鳳桐画様、可給織部
司之由、一昨織部正忠範令奏事由、仍随勅所仰也、

として、桐鳳凰文様の図案化に関する記事があり、黄櫨染袍における鳳凰文の採用を示す史料である可能性が櫻井秀によって指摘されている²⁷。この説に従えば、延喜七年に結局臣下との差別化が実行されなかった、もしくは実行されたもののその文様は桐竹鳳凰文ではなかったとしても、鳳凰文の黄櫨染袍への採用は一〇世紀のうちになされたことにはなる。ただし、この「五霊鳳桐」図が天皇の袍のためのものであることを示す記述は一切なく、この点は櫻井も認めている。本章ではひとまず、鳳凰文の黄櫨染袍への採用は延喜七年時とし、『権記』に見える「五霊鳳桐」図は黄櫨染袍とはまた別の品のためのものとする立場を取る。

なお、「五霊鳳桐」図は、用途等の詳細は不明であるものの、先の標山の例とは異なり、意匠が鳳凰と桐のみに限定されているため、桐を鳳凰の関連意匠と見なす認識が当時存在したことを明確に確認できる史料ではある²⁸。『権記』とほぼ同時期に成立した『枕草子』第三七段にも「桐の木の花、（中略）もろこしにことごとしき名つきたる鳥の、えりてこれにのみあるらん、いみじう心ことなり」との記述が見え、鳳凰と桐の関係性は当時常識となっていたらしいことが窺われる。

鳳輦

天皇の正式な乗り物たる鳳輦については後章で詳しく取り上げ、従来考えられてきた先後関係とは異なり、同じく天皇の乗り物ではあるが鳳輦よりも略式とされる葱花輦よりも成立が降ること²⁹や、具体的な成立時期と意義³⁰について述べるが、行論の関係上、それらの内容も適宜含めつつ、ここでも簡単に述べることにする。

ただし、成立時期についての言及の前に、鳳輦の性格について少しまとめておきたい。鳳輦は、鳳凰という意匠に注目する本章の問題意識からすると、きわめて重要なのである。

第一に、先ほども述べた通り、鳳輦は天皇の正式の乗物で、同じく天皇の乗物ではあるが鳳輦よりも格式が劣るとされるものに葱花輦がある。にもかかわらず、両者の相違点は蓋上裝飾が鳳形（鳳凰像）か葱花形（擬宝珠・雲珠）かという点のみに過ぎなかった³¹。実用面に関わる形式は同一である上、裝飾面でも、裝飾の多少や古風の演出といった形での差異はなかったと考えられている。すなわち、裝飾の意匠そのものの相違のみによって、鳳輦と葱花輦が区別され、更には格式差が想定されたわけで、鳳凰という意匠の重要性が窺われる。

第二に、葱花輦が天皇の乗物と言っても皇后や皇太子も乗る場合がある³²のに対し、鳳輦に乗るのは天皇のみである。天皇の正式の乗物という鳳輦の位置づけは、葱花輦を含む天皇の乗物の中での順位といった相対的な問題ではなく、天皇と直結した唯一の乗物であるという絶対性に基づいていると言える。

更に、鳳輦と葱花輦の使い分けについて明記した最古の儀式書は『西宮記』であることが指摘されているが³³、この『西宮記』の当該記事では鳳輦の使用儀式が即位や朝賀、大嘗会といった大儀にほぼ限られている³⁴。この点からも、天皇権力とのつながりを強調した乗物であることが認められる。

さて、以上のような特徴を持つ鳳輦であるが、その成立時期が葱花輦との使い分けを明記した『西宮記』よりも早いことは言うまでもない。『西宮記』の成立は一〇世紀末であり、これが鳳輦成立の明確な下限である³⁵。

詳細は別稿に譲るが、古記録では、『西宮記』をやや遡る一〇世紀半ば、具体的には承平二年（九三二）以降、輦輿に複数の種類が存在することを前提とした記述がなされるようになっており、鳳輦の存在が確認できる³⁶。

種別を前提とした記述の見える古記録の一つに、醍醐の皇子である重明の『吏部王記』があるが、この『吏部王記』には、一方で、「八日、有行幸、上常服御輿」（延長八年（九三〇）正月八日条）との記述もなされている。「御輿」との表記では輦輿の種類呼び分けが不可能であるから、この時期には鳳輦が存在しなかったと見なす外ない。

遡って、延喜五年（九〇五）に編纂が開始された『延喜式』でも、『吏部王記』延長八年正月八日条同様、輦輿は「御輿」あるいは「輿」と記されるに過ぎない。『延喜式』には卷十七、内匠寮式御輿条に輦輿の制作記事もあるが、そこに記された内容からすれば、当時の輦

輿は明らかに葱花輦であった³⁷。こうした規定の載った『延喜式』が撰進されたのは延長五年（九二七）であるが、『吏部王記』の例から、『延喜式』の輦輿に関する部分は編纂時の実情に即したものであったことが確認できる外、少なくとも延長八年まで『延喜式』の内容からの変更もなかったことが分かる。

承平二年以降は鳳輦の存在が継続的に認められること、延長八年時点では未だ鳳輦が存在しないことから、成立時期をさほど厳密に特定する必要のない本章では、ひとまず鳳輦の成立時期を一〇世紀第2四半期としておく³⁸。

さて、時代は飛ぶが、鳳輦に関して興味深い記事が二例、一二世紀半ばの『中外抄』³⁹に載っている。

一つは『中外抄』上二八、光孝天皇即位に関する説話である⁴⁰。

同（保延五年一一三九）七月十日。夜、仰云、陽成院ハ昭宣公之妹子也。而物にくるハせ給時に、依不便、親王の許に昭宣公行向つゝ見事体、他親王たちハ衣装之迷、或取円座走くるめきけるに、小松帝御許に参入して坐けれハ、破損之御簾の内ニ縁破たる畳の上に坐して、本鳥二俣二取て無傾動て坐しけれハ、此人こそ帝位ニハ即給へかりけれとて、御輿を寄たりけれハ、鳳輦にこそそのらめとて、葱花ニハ不乗給さりけり

「此人こそ帝位ニハ即給へかりけれ」、すなわち天皇にふさわしいと考えられた人物が「鳳輦にこそそのらめ」として葱花輦には乗らなかった、すなわち葱花輦ではなく鳳輦こそが天皇の乗物としてふさわしいものであるとの認識を示したというこの説話からは、葱花輦

に対する鳳輦の絶対的優位性を窺うことができる。なお、この説話は内容こそ光孝天皇の即位時たる元慶八年（八八四）に関するものではあるが、九世紀後半の状況についての記事としての史料価値は低い。飽くまでも一二世紀半ばの段階での伝聞である⁴¹。

もう一つの例は、先述の『吏部王記』に見える重明の夢に関するものである⁴²。

又仰云、李部王記汝見哉如何、申云、少々所規見候也、仰云、

東三條ハ李部王家也、而彼王夢ニ東三條の南面ニ金鳳来舞、仍李部王雖被存可即位由不相叶、而大入道殿伝領、其後一條院乗鳳輦西廊の切間より令出給了

重明親王が、自邸たる東三條殿の南庭に「金鳳」が訪れ舞う夢を見て、自身の即位を確信したものの、叶うことはなかった。しかして、その東三條殿は後に藤原道長に伝領され、その道長の時に、一条院の鳳輦が東三條殿の西廊の切間よりお出になられた。すなわち東三條殿における「金鳳来舞」が、鳳輦屋蓋に飾られた鳳形によって確かに実現したのであると、藤原忠実によって語られている。

この話における「金鳳」を鳳輦に結び付けたのは語り手たる忠実であり、重明自身ではない。しかし、重明が「金鳳」の来訪が即位を示すと捉えたことは確かである。更に、一二世紀半ばまで時代が降っても忠実はその認識を自然に受け入れている様子で、「金鳳」を鳳輦の暗喩と捉えた。『吏部王記』のこの話は、少なくとも忠実の理解では、先の光孝天皇の話と同じく、鳳輦の逸話なのである。

いずれの逸話でも、鳳輦は王権との結び付きを示すものとして登場

しており、鳳輦の役割に相違はない。にもかかわらず『中外抄』に複数収録されていることから⁴³、当時における鳳輦の重要性が窺われる。しかし、先述の通り鳳輦を鳳輦たらしめているのは蓋上装飾の鳳凰という意匠のみであった。鳳凰という意匠そのものの重要性・特異性が認められよう。

第二節 一一世紀以降における使用例

前節で取り上げた例は一〇世紀までに鳳凰の使用の認められるものであるが、標山の例を除けば全て、儀式具における規定化した使用でもあった。続いて一一世紀以降の例に移るが、前節で取り上げた、一〇世紀までの段階において既に鳳凰の使用が定型化していた例は省略する。

五十日造り物

一一世紀の使用例として、まずは寛弘七年（一〇一〇）、敦良親王（後の後朱雀天皇）五十日⁴⁴の風流造り物が挙げられる。『御堂関白記』同年正月十五日条に「打敷白羅、縫春野松・桐・柏樹等、各本葉居上盛物、桐竹鳳一双、置御箸」とあり、材質等は不明であるが、桐竹鳳凰が飾られた。天長一〇年の大嘗祭標山の「連理呉竹」を除けば、これは桐・鳳凰と共に竹が組み合わされたことの明らかなる古の記録である。

入内装束

この後しばらく鳳凰に関する記録は確認できないが、『後二条師通記』寛治五年（一一〇九）十月廿五日条に「御帳帷唐綾上裏如本、絹以泥絵画〔桐竹鳳凰等〕とある⁴⁵。これは内親王の入内装束としてのものであった。

伊勢神宮神宝

長治二年（一一〇五）には『殿曆』同年八月十三日条に「頭中将仰云、今度神宝ニ加奉給銀枝之上金鳳を爪へタリ、而有鳳字許を書載宣命、不載枝字如何、」と見え、伊勢神宮の神宝に「銀枝之上金鳳」が新しく加えられたことが知られる。現在ではこうした神宝はなく、同時代の他の神社にも同様の例はないが、この「金鳳」に関する記録は『山槐記』永暦二年（一一六二）四月廿二日条、『兵範記』仁安四年（一一六九）正月廿六日条、『勘仲記』弘安四年（一二八一）閏七月二日条にも見え、典型的なものとして継承されたい。鳳形は当初は内宮限定の宝物であったが、『山槐記』記載の永暦二年段階では外宮にも納められるようになっており、仁安四年・弘安四年の際も同様である。ただしこの場合でも、内宮のものが金であるのに対して外宮は銀と、差別化はなされていた⁴⁶。

元服調度

続いて天永四年（一一一三）には、天皇の元服時に桐竹鳳凰文蒔絵

螺鈿厨子が設けられたことが『長秋記』同年正月一日条の「西御屏風東面双立三尺五寸蒔絵螺鈿壺厨子二却〔桐竹鳳凰〕」との記述から知られるが、これに関しては天永二年（一一一一）没の大江山房による『江家次第』巻十七、天皇元服御装束条にも「西第二間坤角立三尺五寸蒔絵螺鈿〔桐竹鳳凰厨子角相立之〕、壺厨子二脚」と記されており、天永四年以前に既に用いられていたこと、それも天皇元服時における桐竹鳳凰文蒔絵螺鈿厨子の使用が規則として定められていたことが分かる。なお、『江家次第』天皇元服御装束条からは天皇元服にあたって設けられる様々な調度の存在が知られるものの、桐竹鳳凰文蒔絵螺鈿厨子を除くいずれもその文様までは記されていない。桐竹鳳凰文蒔絵螺鈿厨子は、そうした中で唯一文様が明記されているのであり、桐竹鳳凰文という文様そのものの重要性が窺われる。さて、鳳凰と記してこそいないが、『中右記』嘉承二年（一一〇七）十一月廿五日条には、

今夜女房礼服御覧、先朝朝干飯方御調度一具被渡内、是御即位日依可被具大極殿也、件御調度内裏初新造之後、渡御之日、行事所調進之、竹桐蒔絵調度也

とある。この記事に見える、「御即位日依可被具大極殿」として設けられた「竹桐蒔絵調度」も、『江家次第』で述べられている桐竹鳳凰文蒔絵螺鈿厨子と同じ、あるいはそれを含む一具のものであるろう。蒔絵螺鈿といった豪華な調度類が当時上流階級にとつてさえきわめて貴重なものであったことは川本重雄⁴⁷の指摘するところで、その貴重さゆえに「普段は倉の中に大切に保管され、必要な時だけ倉か

ら出して用いた」からこそ「住宅の火災が頻繁にある平安京」でさえ「百年・二百年と伝えられる」ことが可能であったと言われている。こうした状況で、意匠・技法共に類似の調度一揃いが、元服と即位それぞれに専用のもので存在し、かつ、元服時に即位時よりも豪華である上に文様の意匠面から言っても本義的なものを用いることが規定化されていたとは考え難い。元服時の調度と即位時の調度は同一であったと見なすのが妥当である。

両者が同一であったと考えられる傍証を挙げよう。文様についての言及はないが、『玉葉』文治五年（一一八九）十月七日条には「召寄御元服御調度等〔納殿、并当今大嘗会御調度、在官庁、同召寄也〕、加検知」とあり、大嘗会調度が元服調度とは保管場所も異なる等、完全に別物として扱われていることが確認できる一方で、即位のための調度に関する記述はない。もちろん、この時必要であったのが元服調度と大嘗会調度であったならばそれも当然であるが、この日なされたのは元服定であった。大嘗会の調度は本来必要ない⁴。にもかかわらず大嘗会調度を取り出されたのは、「加検知」と見える通り、元服調度とともに検査することが目的だったようである。実際、元服調度は「大略併紛失」「納殿狼藉不能左右」という惨状で、大嘗会調度も「無可被用之物」という状態であった。こうした惨状の原因についての明記はないが、争乱によるものであることは言うまでもない。更に、元服調度と大嘗会調度は保管場所が異なるにもかかわらず、いずれも被害を受けているのである。このような状況での調度の検査確認である以上、即位調度が他に存在するとすれば、

そちらについても被害状況の確認がなされるのが自然である。おそらく、「元服御調度」と「大嘗会御調度」で最重要の調度は網羅しており、実際には複数の儀礼で用いる調度を便宜的にこれらの名称で呼んでいたであろう。

元服調度と即位調度が同一であるならば、両者の特徴として記された「竹桐蒔絵調度」と「三尺五寸蒔絵螺鈿壺厨子二却〔桐竹鳳〕や「三尺五寸蒔絵螺鈿〔桐竹鳳両厨子（中略）〕、壺厨子二脚」の間に見える表記上の相違は、著者の相違によるものとなり、厳密には桐竹鳳文である文様が「桐竹」とのみ記される場合があったことが分かる。すなわち、「桐竹」のみの表記で鳳凰をも含み得たわけで、このことは逆説的に、桐竹と鳳凰との強い繋がりを示唆すると言える。

とはいえ、鳳凰を除く、桐竹のみの植物文が存在しなかったことを意味するわけではない。しかしながら、「桐竹」のみの表記で桐竹鳳文を指し得たほどならば、たとえ桐竹のみの植物文であっても、その文様は純粹な植物文ではなく、鳳凰文を暗示したものであったと考えるのが妥当であろう。

なお、『江家次第』には他に、

射場始〔十月五日藏人式七日〔五日依当残菊宴也、就中七日国忌也〕〕

今案、此日靈鳳来踏地舞、

射場殿欄内并西門敷滿筵、其上寄西立平文御椅子〔東面〕

との記述も巻九に見えるが、「今案、此日靈鳳来踏地舞」については

『江家次第秘抄』にも「此一行、何故コ、ニ出ルヤイブカシ」とあるように、意味を成さない。わずかに「靈鳳来踏地舞」とする伝承⁴があり、それに基づく何らかの儀礼等があったかと想像されるのみである。

上皇御所調度

桐竹鳳凰文の調度は元服調度⁵即位調度だけではない。『長秋記』元永二年（一一一九）十月廿一日条には、

晴、巳刻着束帯行向二位経営所〔上皇御所大炊殿〕、（中略）傍東庇母屋際障子立五尺屏風一帖、其前立竹桐厨子一双、南厨子上置冠筥一双、北厨子上置泔盃〔南〕、搔筥筥了、其前敷高麗端一帖、其前立脇息、其南置硯筥〔皆桐竹蒔絵也、自院件出居具居之云々〕、（中略）西南織法廊立出居具一具、居火炉〔件物儲本家、而臨期□自院給桐竹調度、依立件所〕、是父宮渡給時、依可為御所立儲云々、

とあり、白河上皇の当時の御所たる大炊殿（大炊御門万里小路殿）に一双の「竹桐厨子」、およびそれと一揃いであろう「桐竹蒔絵」の品々が置かれていたことが記されている。その際、これら「桐竹調度」の大炊殿における設置が上皇によるものである点が繰り返し断られており、更にはその設置理由が「依可為御所」と明記されているのである。なお、大炊御門万里小路殿は当時確かに院御所とされていたが、本来は藤原長実の邸宅であった⁵⁰。「仮住まい」と評されるこの御所に置かれた「桐竹調度」について、本来は置かれていな

かった点を強調するこの記事からは、播磨守藤原長実邸としての大炊殿になされるべき室礼ではなかったことが知られる。そして、長実の品としては不適切な「桐竹調度」は、同時に、「御所」には必要不可欠のものであった。「依可為御所」との表現からは、この調度が本来御所ではない場を「御所」と化すほどの演出効果を持つ小道具であったことが看取される。おそらくはそうした特殊な効果を發揮するものであるがゆえに、「桐竹調度」は、臣下による使用が決して認められなかったであろう。

なお、源師時は『長秋記』で「竹桐」あるいは「桐竹」と記すのみであるが、先ほどの元服調度の文様が『中右記』では「竹桐」と記されていたように、大炊殿の「桐竹調度」にも鳳凰文が施されていた可能性がある。

御産調度

『長秋記』には他にも「桐竹」のみで桐竹鳳凰文を指したと思われる例が見られる。元永二年（一一一九）四月十九日条⁵¹に、

今日、自内裏被奉中宮御産御調度（中略）
御調度目録、

白木御帳一基〔無帳台、帷大文薄物、裏少文綾⁵²〕、御几帳十六本〔帷裏同前、四尺十二寸、二尺四本〕、御屏風十二帖〔五尺四帖、八尺八帖、面竹桐文綾、裏立涌雲綾〕、白高麗御座十五帖、御帳内三枚〔縁白綾、裏生絹〕、表蕙一枚〔縁白織物、裏生絹〕、前

敷二枚〔縁白綾、裏生絹〕、辺敷十枚〔縁白絹、裏布〕

とあるうちの屏風がそれで、「竹桐文」はこれら「御産御調度」に施された唯一の具象的な文様であつたらしい。御産調度としての同様の屏風の例は『源平盛衰記』巻二にも認められるが、その記述は、

御ウブヤトハ親王ノ御産所也。其ウブヤノ前ニ鳳凰ノ千尋ノ竹ニ居タルヲカ、セ給タリケルガ、余ニ目出度魂ヲ書コメサセ給タリケルニヤ、其後紫宸殿ニ時々笙ノ笛ヲ調ブル声アリ。人々此ヲ怪テ忍テ御覧ジケレバ、千尋ノ竹ニ書給ル鳳凰ノ鳴音ニゾ侍ケル。難有御事也。

とのもので、竹に鳳凰の留まった姿も描かれていることが明らかである。御産調度、もしくは屏風との表記はここにはないが、「ウブヤノ前」に「カ、セ給タリケル」ものという記述から、御産調度のうちの屏風と考えてよからう。

さて、言うまでもなく『源平盛衰記』は文学作品であり、一級史料とは言えない。その中でもこの記述は、貞員親王の時のこととして伝えられた説話としてのものである⁵⁵⁾。史実性は低いが、『源平盛衰記』にせよ「御ウブヤ」の説話にせよ、現実世界を舞台としていることは間違いない。そうした文学作品に、設置箇所やその意匠までもが具体的に記される形で特定の屏風が登場するのである。『源平盛衰記』作者の完全な創作ではなく、元々存在していた、屏風絵画中の鳳凰が鳴くという噂を取り入れたと考えるのが自然であろう。屏風絵を称讃した評判としての噂であることは言うまでもない。鳳凰を描いた筆致を称える噂が実在していたならば、当然、鳳凰が竹に

留まった様子を描いた屏風の实在もほぼ確実である。もちろん、実在の御産調度の屏風の意匠は『長秋記』にある通り桐竹のみであつた可能性、すなわち、屏風を実見したことはないが屏風の意匠が桐竹であることのみ聞き知った人々の間で、桐竹から連想された鳳凰についての噂が流布した可能性もないわけではない。しかし、軍記物語に採用されるほどの逸話が、内容から推察するに貴族層の間で噂として流れる中で、実際の屏風を見たことのある人の耳に一切入らなかつたとは考え難い。屏風の意匠は桐竹鳳凰であつたと考えるのが自然であろう。そして、その意匠はよく知られていたのである。

なお、『源平盛衰記』では竹に鳳凰とされており、桐竹鳳凰ではないが、これはこの説話に関連して記されている和歌が「我が門に千尋ある竹を植ふれば夏冬誰か隠さざるべき」であるためと考えられる。しかし、ほぼ同一の歌を添えて同じく親王の誕生を言祝ぐ『伊勢物語』第七十九段では、この歌は「千尋ある竹」ではなく「千尋ある陰」となっており、植物の種類は特定されていない。「かげ」と「たけ」の音が似ていることから転じたのであろう。そして、「竹」への転訛の背景として、「産屋には桐竹鳳凰が付き物である」という共通認識の存在が想定できる⁵⁶⁾。『源平盛衰記』で竹に鳳凰とする記述は桐の存在を否定するものではない。また、『長秋記』の「桐竹」は鳳凰を含む可能性があることは先述した。『長秋記』『源平盛衰記』で述べられている御産調度は同じものを指しているのと見てよからう。さて、『長秋記』には「自内裏被奉」とあり、御産御調度の格式およびその使用に伴う儀式性の高さや、この調度の使用に関する当然

視が窺われる。これらを『源平盛衰記』から窺われる屏風の知名度と考へ併せると、屏風を含め御産調度は、一定の形式のものをを用いる慣習が成立していたことが分かる。成立時期は残念ながら不明と言わざるを得ないが、前掲の『後二条師通記』に「御帳帷唐綾上裏如本、絹以泥絵画〔桐竹鳳凰等〕と見えた入内装束が御産調度として用いられた可能性も高いと考えられ、その場合、少なくとも一一世紀末にさかのぼることとなる。

なお、この「御産御調度」については『中右記』同年五月廿八日条にも、

中宮從此夜半御産之気者、乍驚出立、日出之後參入院御所三条烏丸亭、中宮同御寝殿也、(中略)僧侶仁和寺宮僧正覺助、山座主仁豪、権僧正行尊以下三十餘壇御修法、阿闍梨各引率伴侶參集寝殿南面、此間関白殿令參給〔註略〕、供白木御帳、御屏風、御几帳、御畳、如此事皆悉供御所了

とあり、出産にあたって実際に用いられたことが確認される。

赤色扇

『長秋記』元永二年(一一一九)の七月十九日条には、中宮の扇についで記述がある。

依先日召、中宮御扇持參院〔紫紙三枚、蒔絵骨、銀蝦目、裏紫薄様、造銅松云々、銀鶴居其上、紅紙二枚、黒塗骨、入銀篋尻、裏紅薄様、造銅竹之、銀龜形居之、四枚表裏皆施祝言絵、手宮蓋敷搓様紙裏、取上桐竹不給〕、付宗平朝臣進上之、上皇御中宮

御方、数刻不聞左右、良久有賢集取経御覽、各為見參有持參之同志云々、返預手筥蓋退出

意匠として採用されなかった事例ではあるが、やはり桐竹鳳凰を「桐竹」と略しての記載であろう。近世の例ではあるが、靈鑑寺には東福院料とされる桐鳳凰文の檜扇が伝えられており、竹桐文赤色扇の流れを汲む品である可能性が考えられる⁵⁴。

この記事では「桐竹」以外の「祝言絵」を描いた扇が珍しがられている様子であるが、取り上げられなかった旨がわざわざ記されているという事実から逆説的に、中宮の扇には本来「桐竹」が用いられるべきであったことが知られる。

実際、『兵範記』仁安四年(一一六九)三月廿六日条には「故知足院入道殿仰四条宮云、立后并后宮乘輿日、赤色扇以金銀泥画竹桐文、皇嘉門院立后并度々同敷、御扇其定被調、今度無絵云云」とあり、四条宮藤原寛子(長元九年(一〇三六)〜大治二年(一一二七))の頃には中宮は立后や乗輿といった日には金泥銀泥で「竹桐文」を描いた「赤色扇」を用いるよう定められていたことが確認できる。そうした故実の成立は一一世紀に遡ると見てよからう。

飴車

次の例は大治四年(一一二九)賀茂祭においての飴車である。『長秋記』同年四月廿五日条に、

院御車、
件御車基隆朝臣之所調進、立不知外作金銅梧桐居鳳凰、御車

副「藍有繡并金文」

と見える。白河上皇の饒車に金銅製の鳳形が梧桐と共に設けられたが、これは「立不知外作」とあるように、先例のない装飾であった。

神事装束

続いては翌大治五年（一一三〇）で、神事の舞人装束に桐竹文の施されたことが『長秋記』同年十一月八日条の「袴一腰進東三条殿、桐竹青摺袴磨之」との記述より知られる。

舞人装束に関しては、平安時代末期成立の『滿佐須計装束鈔』巻二にも「あをずりハかりぎぬのしりながきに、山あゐといふものして竹きりにほうわうをすりたり」と記されており⁵⁵、これは江馬⁵⁶、吉村貞司・中村典子⁵⁷、檜崎久美子⁵⁸も紹介している。ただし、『長秋記』に「袴一腰」と見えるように、大治五年の段階では桐竹（鳳凰）文の施されたのは狩衣ではなく、袴であったらしい⁵⁹。なお、『兵範記』仁安四年（一一六九）三月廿六日条によれば、舞人は「紺地竹桐文平緒」も身に着けていた。

平緒は他に、治承二年（一一七八）十月廿九日に発遣された春日祭使たる九条良通が「紫淡平緒（繡黃鳳）」を着用したことが『玉葉』同日条から知られる。なお、平緒を含め良通のこの時の装束は「装束在指図」によるものであった。

春日大社に関しては、仁平元年（一一五二）八月十日⁶⁰の藤原頼長の春日詣の折にも「地鳳蛮絵平緒」が用いられた。

『宇槐記抄』によれば頼長は同年正月廿六日条には内大臣実行による大饗時に黄鳳文平緒を用いており、頼長によるこの平緒の著用例は『兵範記』久寿三年（一一五六）二月五日条裏書（高陽院仏事）にも見ることが出来る。また、『玉葉』文治三年（一一八七）正月一日条には、九条兼実が「紫淡平緒、繡桐竹鳳凰、新平緒也」を着用したとある。

これらの平緒の使用がこういった基準によるものかは、現段階では断言はできない。しかし、平緒は鳳凰以外にも孔雀などの鳥文様が多く見受けられる品であり、実際、前掲の『玉葉』文治三年の例では、当時摂政・右大臣であった兼実の平緒が桐竹鳳凰文であるとの記述に続けて「内府（孔雀紫淡平緒）、三位中将（紺地平緒）」とあり、官職との関連性が窺われる。

特に、兼実の桐竹鳳凰文平緒が「新平緒」と特記されている点からは、この平緒の着用は前年の摂政・氏長者宣下によるものかと推測される。ただし、頼長は摂政になっていないため、頼長の事例が官職と関係あるとすれば左大臣もしくは内覧であろう。兼実の場合と共通するのは内覧・氏長者であるが、兼実の内覧宣下は、年末（二月二八日）とはいえ文治元年（一一八五）であり、文治三年段階での「新平緒」と若干の齟齬が生じる。しかしながら、神事に関連した事例を除けば、平緒の鳳凰文の使用は摂政や内覧といった、王権にきわめて近い立場の人物に限られることは確かなようである。

なお、鳳凰文平緒の着用者が頼長や兼実、良通である点、特に頼長・兼実の着用時の共通要素が藤氏長者である点および孔雀文平緒の着用者たる当時の「内府」が兼実子息たる良通である点からすれば、撰関家の平緒の意匠と定まっていた可能性を考える方が自然かもしれない。しかし、絵画作品になるが『吉備大臣入唐絵巻』には、中国皇帝勅使の装束が鳳凰文で描かれている【挿図一】。中国皇帝の勅使である以上、この勅使はもちろん日本の撰関家ではない。

そして、『吉備大臣入唐絵巻』の制作時期は一二世紀末で、鳳凰文平緒が史料上確認できる時期とも一致する。実質上は鳳凰文平緒が撰関家のものとなっていた可能性も否定できないが、仮にそうであったとしても、鳳凰文平緒の使用は撰関家という生まれに起因するものではなく、王権を一時的・部分的にせよ委ねられた立場を示しているものであったと考えるのが妥当であろう。そこから『吉備大臣入唐絵巻』では勅使の文様に転用されたものと考えられる。なお、神護寺の伝藤原光能像・伝源頼朝像・伝平重盛像のうち、伝光能・伝頼朝像には桐鳳凰文の平緒が認められるが、像主の比定が伝来通りとすればいずれも撰関家の人物ではない。

舞人装束の場合、『満佐須計装束抄』に「まひ人のさうぞくたまはるにハ、いくはんをして、まへのうちへまいりて、ゆば殿にて給はる」とあり⁶⁾、舞人を務める人物自身の身分指標とは見なし難い。「舞人装束」の名の通り、この装束はあくまで舞人という役に対応



挿図一：『吉備大臣入唐絵巻』勅使

した、舞の催される場をそれに相応しく整えるためのものに過ぎない。鳳凰が用いられた理由は、舞人個人ではなく、その場にあると見るのが自然である。

春日祭使の黄鳳文平緒についても、同様の可能性が高い。春日祭使の装束が定められたものであったことは前述したが、更に、『玉葉』寿永元年十二月十九日条には「臨時祭也、使基輔朝臣、給馬鞍、平緒等」とあり、舞人装束同様に給付されるものであったらしいこと

が分かる。

鳳形棟飾

長承三年（一一三四）、および翌保延元年（一一三五）には宇治平等院の阿弥陀堂、すなわち後に言う鳳凰堂を模した鳥羽勝光明院の造営に関するものとして、棟飾としての鳳形の記録が『長秋記』に見られる。長承三年五月一日条には「罷向宇治云々、（中略）罷向堂、構仏座光体、柱絵、鴻梁絵、供養飛天体、棟上鳳尺寸、如此事委注取便宜候歟」⁶²とあり、鳳凰堂棟上鳳形の存在そのものが、また、「参鳥羽殿、御堂上居鳳木形見大体」とある保延元年七月八日条からは、勝光明院で実際に鳳形が据えられたことが確認できる。

なお、この勝光明院では内部でも金銅製の鳳凰が造花と共に飾られたらしく、法住寺殿の最勝光院にもこれが引き継がれたことが『吉記』承安三（一一七三）六月十九日条の「午刻参院奏云、一日見勝光明院之處、花瓶立金銅、造花并茎金銅也、其上居金銅鳳凰、此御堂可被模歟如何、仰云、尤可然」との記述から知られる。最勝光院棟上にも鳳形が据えられたかは明らかでないが、その可能性は高からう。

棟の両端に鳳形を飾った形式としては他に、小形の例ではあるが、仁平二年（一一五二）八月廿八日の白河福勝院における、藤原忠実が奉じた鳥羽上皇五十算賀の際の「仏台」（厨子）⁶³が数えられる。その厨子は『兵範記』同日条によれば、

螺鈿地蒔仏台一脚（母屋柱巡立之、仏壇与仏台之間有道、仏台

弘七尺余、高五尺余、有蓋張青地錦、棟上伏金銅瓦形居宝珠、

其左右居金銅鳳形各一翼、檐間懸金銅伏輪、居同宝珠、蓋裏張青薄物付金銅唐草文、又有繡、四面付羅網四角懸宝幢、其中立泥絵透障子、張骨薄物、押黄地唐錦縁」

というもので、金泥両界曼荼羅が掛けられた。なお、『兵範記』同日条には、両界曼荼羅の仏前に供えられた造花等の品々についても詳述されているが、勝光明院や最勝光院のように、造花とともに鳳凰が飾られることはなかったようである。

唯一の現存作例であることから、現在では鳳凰堂の例が有名なため、鳳凰の棟飾には撰闋家の印象が強い。しかし、文献から知られる事例も含むと三例中二例（最勝光院も含めれば四例中三例）が天皇家のもので、かつ、その二例がともに撰闋家の協力によってなされたものであったことが分かる。もともと、三例（もしくは四例）の間での成立順で言えば鳳凰堂が最初であるが、屋根形式や棟飾の種類自体が異なるとはいえ、棟飾としての鳳凰にも、平城宮鬼瓦・高御座・平安宮鴟尾・鳳輦といった天皇家の先例があった。鳳凰堂の例こそがきわめて特異な、例外的なものであったと見るのが妥当であろう。

南庭鳳凰

『兵範記』には保元三年（一一五八）十二月廿日条即位記事に、「高御座東西行引纈纈幔、自鳳凰中央間并軒廊、至高御座、敷六幅布単、其上敷両面」や、「南庭儀式、鳳凰御装束、不遑記録、既如式文歟」

との記述も見える。即位式には高御座が用いられ、高御座に鳳形が飾られたことは先述の通りであるが、この「鳳凰」が高御座の鳳形と異なることは文脈上明白である。式文の通りにつき省略するとされているが、『儀式』『延喜式』に朝賀の儀の装束として「南庭」の「鳳凰」に関する記載はない。「南庭」とあることを重視するならば、あるいは日月像幡・四神幡と共に朝賀および即位式の際、大極殿南庭に立てられた鳥形幢の金色の三足鳥形がこのように記されたものかもしれない。一二世紀後半頃の成立と考えられている『別尊雜記』には日輪の中に三足鳥ではなく三足の鳳凰の描かれた例があり、この頃、鳳凰と八咫鳥とが同一視されていた可能性が考えられる。

神殿装束

次の例は同じく『兵範記』の仁安四年（一一六九）三月廿六日条で、皇太后平野行啓の際の神殿装束として「御帳帷四帖（面白織物、裏平絹紫末濃、在紐、以銀泥画竹桐鳳凰、高五尺、弘四幅、緋懸緒各三）」と見え、平野神社に桐竹鳳凰文の帳帷のあったことが知られる。前掲の神事装束は、この帳帷と同じく、神社という場に相応しいものとして用いられたのであろう。

神社における鳳凰の使用例には、手向山神社に伝わる桐竹文蒔絵瓶子（一二世紀）という現存作例もある。また、神輿に鳳輦があることは周知の通りであるが、『台記』久安七年（一一五一）正月十日条に「輿ノ上ニ、鳳凰ヲ居タリ、其躰神輿ニ似タリ」とあり、一二世紀半ばまでに定着していたことが分かる。

女房装束

『玉葉』安元二年（一一七六）三月四日条（法皇五十賀）には、

所々打出、

建春門院御方、〔十一具、六間分、〕

（中略）

女院御装束、

唐山吹勻御衣八領、唐綾青合御單衣、紅打御衣、白地錦柳

五倍御表着〔付錦金文〕、赤地錦御唐衣〔付同金文、有玉紐〕、

銀打展御裳腰〔白地二倍織物御裳、鳳凰竹桐文織之、玉上

差〕、赤地錦御袴〔打裏〕、例御扇、

とあり、女院の裳に桐竹鳳凰文が織り出されたことが知られる。女装の裳に関しては「桐竹鳳凰文様は天皇固有とされ、女装の場合は裳のほかには用いられることはない」「皇族から典侍までが用いることができた」と言われる。⁴が、管見の限り『玉葉』のこの記事が女房装束の裳における桐竹鳳凰文使用の確認できる初例である。

なお、文様についての記述はないが、この時の扇も「例御扇」との表記からすると、前述の赤色扇を指すものかもしれない。

第三節 王権と鳳凰

（一）憚るべき意匠

以上が、平安時代における鳳凰の使用状況である。鳳凰の特異性が一見して明らかであろう。鳳凰は、天皇の身边を飾る文様意匠であった。規定化されたものに限っても、天皇は、鳳凰文の服を着用し、鳳形を戴いた玉座に座し、行幸時にも鳳形を戴いた乗物で移動し、幼帝の場合は更に鳳凰を飾った冠を被ったのである。そして、即位や元服といった最重要の通過儀礼時には鳳凰文の調度が設えられた。更には当然即位前である出生時にも、即位時・元服時の品とは異なるが、鳳凰を描いた調度が用いられたのである。

他の例についても、神社での使用や鳳凰堂といった例外を除けば、ほぼ全ての事例が天皇家によるもので、かつ、使用場面からすると「見せる」性質が強い。鳳凰という意匠には示威的な役割が期待され、王権の象徴として用いられていたと言えよう。使用例は王権周辺に著しく偏っており、かつ、この偏りは史料の伝存状況によるものではない。

王権周辺での鳳凰文の使用が認められるというだけでなく、鳳凰という意匠は、臣下による使用の憚られる存在として明確に意識されていた。このことは、白河上皇御所大炊殿の「桐竹調度」について『長秋記』に繰り返し見られた「自院件出居具居之」「件物儲本家、而臨期□自院給桐竹調度、依立件所」「是父宮渡給時、依可為御所立儲」などの表現に顕著である。このような意匠は、管見の限り他にない。

鳳凰がこれほど特異な地位を確立していた以上、神社や鳳凰堂といった例外についても、鳳凰が王権の象徴であることを前提として

こそなされ得る、王権との繋がりへの誇示といった目的で使用された、王権の象徴からの派生例と考えたい。

さて、本章冒頭で先学の指摘として、①鳳凰が公的な存在とされたこと、②平安前期以降鳳凰の作例が減少したこと、の二点を挙げた。この二点がいずれも認められることは、これまでに述べたところから明らかであろう。①については王権の象徴という特異な地位から明白であるが、②についても、鳳凰が一般的な使用の憚られる文様意匠となっていたことが『長秋記』の上皇御所調度についての記述から確認できる以上、作例の数としては実際に減少していたことが容易に想像される。そして、一般的な使用が憚られることとなったのは、当然、王権の象徴という特異性によるものであるから、①と②の間には因果関係があったことが分かる。

なお、①についての先学の指摘はきわめて漠然とした、「どちらかといえば公的なやや固苦しい場所で用いられる」文様、というものであったが、実際には鳳凰は、王権を明確に象徴する文様として用いられていたのであり、一般的な装飾目的での使用が憚られるほどその地位が確立されていた。従来考えられていたよりもはるかに意識的になされたこと、そして歴史的意義が大きいことは明らかである。この点については②に関しても、単なる好みの変化といった理由によるものでないため、同じことが言える。

鳳凰の減少と特異性は、文学作品からも確かめられる。この頃の文学作品は装束等の意匠に関する描写が豊富にもかかわらず、鳳凰に関する記述は皆無と言ってよい。平安時代の文学作品（物語・日

記・説話)⁶⁵に見られる意匠は『平安時代文学美術語彙集成』⁶⁶にまとめられているが、その範囲は「今日通常用いられる建築・絵画・彫刻・工芸といった分類を超えて、平安時代の貴族社会において、日常生活、あるいは儀礼・儀式の場で使用されたものを幅広く含む」⁶⁷にもかかわらず、鳳凰に関しては『大鏡』の「しらせうといひし御鷹の、鳥をとりながら、御輿の鳳の上に飛びまゐりて居てさぶらひし」との記述、すなわち鳳輦の鳳形が一例掲載されるに過ぎない。

もちろん、文学作品中の意匠が必ずしも現実のそれを正確に反映しているとは限らない。しかし、そうした場合、誇張に走るのが常であろう。鳳凰の外見上の華やかさからすれば、むしろ文学的誇張表現の結果、調度や装束の華美を示すものとして頻出するようになっても不思議ではない。にもかかわらず、そうした描写は一例たりとも存在しないのである。たとえ現実に用いられることこそ少なくとも、鳳凰に関する認識さえ中国同様であったならば、こうした状況にはなり得まい。

一方で、これまでに述べた通り、鳳凰という意匠自体は現実世界において繰り返し用いられていた。すなわち、鳳凰という意匠の存在自体が忘れ去られていたわけでは決してない中で、華やかな意匠として文学作品に登場することはなかったのである。これは、現実の鳳凰文が単に美麗な瑞鳥としてその形姿を賞翫するためのものではなかったことの反映と言えよう。

(二) 鳳凰のイメージ

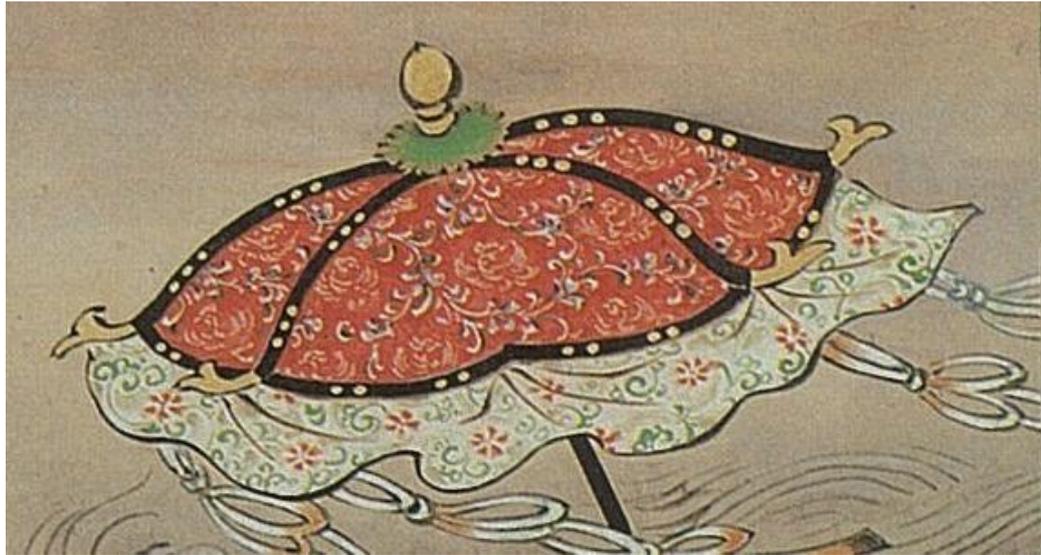
文献史料からは離れるが、極めて興味深い史料に、『彦火火出見尊繪卷』がある。原本の制作は平安時代末期と言われるこの繪卷には、二点の器物に鳳凰文があしらわれている。そのうちの一点は「龍王」（記紀では「海神」）の半臂【挿図二】であり、もう一点は彦火火出見尊に差し掛けられた蓋である。ここでは後者に注目したい。

『彦火火出見尊繪卷』に描かれた蓋はのべ四点あるが、鳳凰文の認められるのはそのうちの一点のみ、それも彦火火出見尊が兄火闌降命を「奴」となした後の場面においてのものである【挿図三】。龍宮から兄の許へ向かう際にも蓋は彦火火出見尊に差し掛けられているものの、その時の蓋の文様は唐花唐草であった【挿図四】。もっとも、往路を描いた場面と復路のそれが鳳凰文以外完全に一致するわけではないが、文様意匠自体の大幅な変更は蓋の外に認められず、意図的なものと考えられる。蓋の鳳凰文によって、彦火火出見尊が「王」となったことが示されていた可能性が高い。この例ほど直接的ではないが、同繪卷の「龍王」半臂も、これと同様の理由によるものであろう。

また、一二世紀の制作のものが現存する『吉備大臣入唐繪卷』にも、



挿図二：鳳凰文半臂



挿図三：鳳凰文蓋

中国皇帝の玉座や
勅使の装束【挿図
一】といった、王
権に直結した品々
に鳳凰文と思しき



挿図四：唐花唐草文蓋

想像に難くない。それら儀式具は、いずれも繰り返し行われる王権
確認儀礼の場を演出するための重要な道具であった。儀式の参加者
は、そうした儀式の度に鳳凰の姿を目にしたのである。王権確認儀
礼は、視覚的には鳳凰という意匠の確認・学習の場であったと言っ

鳥文様が認められる。

これら四例は、いずれも現実の物品の
描写ではない。画家の空想の産物である。
鳳凰文は、王権の象徴としての意味合い
が認められる形でそれらに施されており
、画中の鳳凰文からその象徴性を読み
取る事が期待されて描かれたものと
考えられる。そのような期待は、文様意
匠の象徴性が想定鑑賞者の社会におい
て絶対的なものとなっていない限り生
じ得ない。すなわち、『彦火火出見尊絵
巻』原本および『吉備大臣入唐絵巻』の
描かれた一二世紀末には、鳳凰と王権と
の関係性は当然の常識となっていたこ
とが分かる。

こうした常識、すなわち共通認識が、
現実世界において高御座や鳳輦などの
儀式具に鳳凰がきわめて印象的に用い
られた結果生じたものであろうことは

ても過言ではない。更に、鳳凰を飾った儀式具は、平安前期以降、次々に増えて行った。鳳凰の象徴性が学習される機会も当然それに比例して増加して行き、王権の象徴としての鳳凰の認知度は加速度的に広まったことであろう。

現実世界におけるこうした事例の積み重ねによって、王権の象徴「鳳凰」という認識が人々に広く共通のものとして定着し、その認識が『彦火火出見尊絵巻』『吉備大臣入唐絵巻』のような絵画作品でも図像学的に利用されたのである。

鳳凰の象徴性が意図的に活用されたのは、絵画作品のみではない。現実世界でも、鳳輦が権勢誇示の小道具として利用されたことが山本信吉によって指摘されている⁸⁸。具体的には、規定の上では葱花輦を用いるべき自邸への行幸における鳳輦使用の強要というものであった。主体は道長である。

ただし、この事例を指摘した山本信吉は、これを「万事派手好み」の道長「の性格による「華麗な盛儀に目を驚かし、道長の権勢をまのあたりに体験する人心の収攬策」と評しており、王権の象徴たる鳳凰の示威とは見ていない。

しかしながら、葱花輦の葱花形に比すれば鳳形が華やかであることは確かであるものの、如何せん屋蓋装飾である。目を引く位置でこそあれ、装飾として細部まで見やすい性質のものではない。そもそも、既に述べた通り、鳳凰を単に姿形の「華麗」なものとする意識は当時存在しなかった。更に、葱花輦と鳳輦の相違は蓋上装飾

が葱花形か鳳形かという点のみであり、鳳輦を鳳輦たらしめる蓋上装飾の意匠である鳳凰は、天皇周辺に繰り返し用いられる唯一の意匠である。道長が権勢誇示に鳳輦を用いた理由としては、単なる視覚効果を狙ったのではなく、「鳳形」という存在にこそ、人心収攬に繋がる権威性があつたためと見るべきであろう。人心収攬としての意図的な利用が成立するだけの価値を、道長は鳳凰に見出していたのである。

なお、鳳凰の権威性は何も葱花形との比較の場合に限らず、広く意匠一般の中で絶対的に成立するものであつたことは、各種調度等の例から疑いの余地がない。

本章で取り上げた事例の中で、黄櫨染袍については、天皇の臣下との差別化という目的で文様が加えられたという延喜七年時点での文様が鳳凰であつたことを史料上確認することはできない。しかしながら、鳳凰は道長のころには政治的利用価値が見出されるほどの存在となつていたこと、延喜七年より前の段階で既に、高御座・礼冠・鴟尾といった品に鳳凰文が飾られていること、後世の黄櫨染袍が鳳凰関連意匠であること、そうした特異な文様は鳳凰以外に認められないこと、の四点から考えて、臣下との差別化という目的で延喜七年に採択された天皇の袍文は鳳凰であつたと見て間違いない。

なお、この延喜七年の約四半世紀後には鳳輦が成立しているように、一〇世紀は天皇を天皇たらしめる視覚装置としての装束類の整備時期であつた。

一一世紀には親王五十日・入内・立后といった場において、天皇自身を飾るとは言い難い例も見られるが、こうした場での鳳凰の意匠の使用は、鳳凰の特異な地位を否定するものではあるまい。これらの通過儀礼はいずれも、天皇との姻戚関係を誇示する場であった⁶⁹。道長が自邸への行幸に鳳輦を用いるよう仕向けたのと同様に、鳳凰の象徴性を前提としてこそ、示威的利用であらう。これらの場合、鳳凰は、天皇との姻戚関係を視覚的に明示する意匠として用いられたのである。

さて、親王五十日の桐竹鳳凰は単なる風流造り物であって、鳳凰文が規定化された装束・調度ではないため、親王の五十日の風流造り物に「桐竹鳳一双」を設けた例は、この時のみであった可能性も高い。しかしながら、鳳凰を含むこの時の風流造り物を用意したのは、鳳輦を示威的に利用した人物でもある道長である。事例自体は一時的なものであれ、鳳凰という意匠を選んだ意図は遠からぬころにあつたと見てよからう⁷⁰。

飭車も風流造り物の一種であるが、こちらには通過儀礼的要素は一切ない。しかし、飭車についてはそもそも「賀茂祭の路頭儀という衆目を集める場面」における装飾であるため、場合によっては「家としての主張」という役割があつたと指摘されている⁷¹。この指摘に従えば、天皇家の飭車に示威効果を期待して鳳凰が飾られても不思議ではない。大治四年白河上皇の飭車はその実例と言える。

風流造り物の特色は「仮設性」⁷²であると言われている。一時的である上、遊びのものであるから、正式な王権確認儀礼で用いられ

る儀式具に比べれば格式は低からう。しかし、その場で飾られた文様意匠について言うならば、権威性と相容れぬわけではない。むしろ、正式な王権確認儀礼ではない自由な場においてさえ印象的に用いられたという点からすれば、鳳凰という意匠の権威の絶対性が窺われる。鳳凰は、格式高い正式な儀式の場から離れ、鳳凰だけを単独で取り出しても示威効果が期待される存在となっていたのである。

おわりに

ここまででは平安時代の鳳凰について、王権の象徴と呼んできたが、親王五十日の風流造り物や、中宮の入内・御産調度ならびに赤色扇といった例は、直接的には王権に関わる品ではない。上皇の飭車や御所調度の例、そして伊勢神宮の神宝の例とも考え併せると、鳳凰は天皇家の紋章、すなわち王家紋章であつたと呼ぶ方がより適切である。

一方で、『吉備大臣入唐絵巻』の勅使の装束や、内覧あるいは摂政の平緒の例における鳳凰文は、その用例からすると、鳳凰に期待されたのは王権の象徴としての権威性である。いずれの例も、天皇家という家の紋章を家として示すべき場面・人物のものではない。とはいえ、鳳凰にそうした権威性があるとされた根拠は、鳳凰が王家紋章であつた点にある。王家紋章が王権を視覚的に象徴することは本来当然であり、両者を厳密に区別することはできないはずであ

る。

しかし、鳳凰の場合、本章で述べた使用状況からすると、やや事情が異なると考えられる。端的な例が鳳輦である。鳳輦は、葱花輦に対する新式の輦輿であり、完全に天皇のみのものとして成立した。皇后や皇太子も乗用可能であった葱花輦との差別化と言える。この例において鳳凰が結びつけられているのは明らかに天皇という立場の人物のみであって、その家は含まれていない。そして、この鳳輦が成立した一〇世紀とは、鳳凰が権威性を確立していく過程の時期であった。

一方で、鳳輦よりも成立の古い礼冠装飾では、鳳凰は親王・幼帝の用いるものと定められていた。成人天皇の冕冠には付けられないため、この場合、鳳凰には天皇家を臣下から区別するための、王家紋章としての役割が期待されていたことは明らかである。

礼冠装飾の例から知られるように、鳳凰は平安時代初期には王家紋章の性質が期待された意匠であった。ただし、この時期にどの程度そうした性質が浸透していたかは不明である。この性質は早くも奈良時代に既に確認できるが、当時の鳳凰は王家紋章的と言っても、天皇家による自称の域を出るものでなかった⁷³。しかし、平安時代には次第に天皇周辺の儀式具、特に、黄櫨染袍や鳳輦といった、使用が天皇一人に限定される品⁷⁴を飾るものとして鳳凰が採用されて行き、天皇家の中でも特に天皇個人との結びつきを一旦強めた様子が窺われる。

天皇個人との結びつきが強まれば、当然、権力の象徴という性格

が前面に出ることとなる。それに伴い、政治的利用価値も高まったことは容易に推測できよう。そうした中で開始されたのが、上皇・親王・中宮による使用例、および神事における使用といった例であった。これらは、政治的利用価値が高まった結果なされ始めたものと考えるのが妥当である。そして、こうした派生的使用は、増大・定着した。その結果、鳳凰の共通認識としては、最終的に、黄櫨染袍や鳳輦の例よりも広義的な、王家紋章という立場に落ち着いたのである。

すなわち、平安時代を通じて鳳凰の共通認識は王権の象徴であったが、より厳密に言えば、中後期以降、鳳凰は王家紋章としての地位を確立していた。それは奈良時代に早くも付されていた性質であるものの、浸透・受容が確認できるのは一一世紀以降である。権威性が飛躍的に向上したわけであるが、この向上は一〇世紀に鳳凰が天皇個人に直結した儀式具に採用されてこそ実現したものであった。

1 井上正「鳳凰―和様への道―」『月刊文化財』昭和四四年二月号、一九六九。

2 中村晶子「鳳凰の足「対趾足」図像の起源と伝播」、『言語社会』五、二〇一。

3 この点については本論第一部第二章で詳しく取り上げる。

4 便宜上、『玉葉』は最終巻まで含む。

5 形状からすれば本来「鳳輿」と呼ぶべきであるが、「鳳輦」と記す史料が圧倒的に多いため、本章では便宜上「鳳輦」の語を用いる。

葱花輦についても同様。また、鳳輦・葱花輦の総称としては「輦輿」の語を用いることとする。

6 江馬務「日本服飾史要」『江馬務著作集』二、中央公論社、一九七六、西牟田崇生「黄櫨染御袍考」『国学院雑誌』九六・一〇（通巻一〇六二）、一九九五。

7 平城宮第一次大極殿一〇分の一復原模型内に設置された高御座の「二」復原模型は「できる限り奈良時代初頭に近いもの」を目指して作られたものであるが、鳳凰像は飾られている。ただし、高御座の復原模型を論じた古尾谷知浩・箱崎和久「高御座の考証と復原」(奈良国立文化財研究所「調査研究報告」一、一九九七)に鳳凰像に関する言及は特になく、その根拠は現存の大正新調の高御座および『延喜式』にあるらしい。

8 所功「高御座の伝来と絵図」『京都産業大学世界問題研究所紀要』一〇、一九九〇。

9 蓋裏中央に鏡を飾る例は東大寺法華堂天蓋に今も見る事ができ、あるいはこれと同様に飾られたものかもしれない。

10 後世の『文安即位調度図』(成立は鎌倉に遡ると見なす説に従う)の説明文では「金銅掘物帽額」とされている。『延喜式』記載の「玉冒甲」も「玉」を美称と捉えれば金銅製と見なすことはできるが、共に挙げられた他の装飾の記述の整合性からすれば、文字通り材質を表す語であろう。高御座の変遷に関しては所功前掲論文に詳しく、寸法の変化以外に大きな変化はないとされている。しかし、『延喜式』と『文安即位調度図』各記載のものでは明らかに材質が異なるのである。高御座といった重要な儀式具に関しても、必ずしも厳密に旧例が守られたわけではないことが知られる。この事実は、そうした若干の振幅を有する中で、それにもかかわらず常に受け継がれてきた鳳凰という意匠の重要性を際立たせるものである。

11 前掲古尾谷知浩・箱崎和久論文。

12 古尾谷・箱崎復原案では帳に関して「帳二条は、それぞれ八角形を半周する形で障子と重ねてかけめぐらし、正背面で左右に引き分ける可能性と、正背面各一枚として巻き上げる可能性が考えられる」とした上で「前者は障子と帳との関係に問題が残り、後者の場合、儀式の際の女官二人による帳の開閉法が問題となる」としているが、「儀式の際の女官二人による帳の開閉法が問題となる」以上後者はあり得ず、また、帳の寸法が記されていない以上、左右開閉法を採った場合に「八角形を半周する形で障子と重ねてかけめぐら」すものと限定する必要もない。細長い帳を正面に二条垂らしたと見るべきであろう。

13 「鸞」の文字も見られるが、外見上鳳凰と区別されていたかは不明。

14 出雲路通次郎「大嘗祭の史的研究」(「標ノ山に就いて」)『大札と朝儀 付有職故実に関する講話』、臨川書店、一九八八復刻(原本桜橋書院、一九四二)。

15 祥瑞としての意味合いを付してのものかは不明であるが、『禁腋秘抄』「清涼殿」には「仁寿殿ノ西向ノ北ノ方ニハ、呉竹ノ台アリ、御溝水砌ヲ流タリ」、『徒然草』には「仁寿殿の方によりて植ゑられたるは呉竹なり」と、仁寿殿の傍に呉竹が植えられている旨が記されている。内裏に竹が植えられた始めは醍醐天皇の代と『体源抄』『禁秘抄』に伝えられているが、同時代史料は存在せず、また、竹の種類についての言及もない。

16 出雲路前掲論文。

17 出雲路前掲論文。

18 関根真隆『奈良朝服飾の研究(本文編)』(吉川弘文館、一九七四)も指摘。

19 瑞獣の姿勢による位階の別の中で、『儀式』では引用部に見られ

る通り従四位のものを「従四位上階左出右顧、下階右出左顧」としているが、「左に出でて右に顧みる」あるいはその逆の姿を造形することは不可能である。『神道大系』校訂注にある通り、上階の「右顧」の「右」は「左」の、下階の「左顧」の「左」は「右」の誤記であろう。礼冠装飾については『儀式』とほぼ同様の記述が『延喜式』卷十九「式部」元正朝賀条にも見られるが、そちらにおいては「従四位上階左出左顧、下階右出右顧」とされている。

²⁰ この点については江馬務も前掲書において「前立のしるしの徽は皇族は鳳凰、臣下は麒麟」と明言しているが、それ以上の言及はない。なお、江馬は「詳細は拙著『延喜式歴世服飾考』参照」と続けており、こちらで徽の考察がなされている可能性があるが、そうした書名の単行本は管見の限り発見することができず、論文にしても掲載誌等が記されていないため、入手が叶わず未見である。

²¹ 『土右記』ほど詳細ではないが、日形天冠に関する記述は『山槐記』永万元年（一一六五）七月十八日条にも見られる。

²² 他に、永仁六年（一二九八）の「永仁御即位用途記」（『新校群書類従』四所収）によれば、即位時の褰帳命婦の位験が鳳凰とされている（他の命婦の位験は麒麟）。褰帳命婦は女王が務めるものであるため、同様の例と考えられる。おそらく親王礼冠と同時期にまで遡ると推測されるものの、残念ながら裏付ける史料を欠く。

²³ 大脇潔『鷗尾』日本の美術三九二、至文堂、一九九九。

²⁴ 藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇。

²⁵ 西牟田前掲論文。

²⁶ 後に麒麟が追加される。

²⁷ 櫻井秀「黄櫨染袍考」『神社協會雑誌』一三八（発表年不明）。

²⁸ 組み合わせ文様としての桐と鳳凰の初例と考えられる事例は天

平六年（七三四）五月一日の『造仏所作物帳』断簡（『大日本古文書』編年編一所収）。

²⁹ 本論第一部第三章。

³⁰ 本論第一部第四章。

³¹ 『中右記』永久二年（一一一四）八月三日条。橋本義則「古代御輿考」『古代・中世の政治と文化』、思文閣出版、一九九四）参照。

³² 『国史大辞典』および『有識故実大辞典』、「葱花輦」項。

³³ 前掲橋本論文。

³⁴ 朝覲行幸・五月五日節会・九月九日節会は異なるが、これは例外的なものと考えている。特に五月五日節会・九月九日節会は、鳳輦成立後の比較的早い時期に大々的に復興されたため鳳輦が使用されることとなったと推測されるが、詳細は別稿に譲る。

³⁵ 橋本は前掲論文において延喜三年を下限としたが、これは『小野宮年中行事』に「醍醐御日記曰、延喜三年正月三日、此日奉謁仁和寺、例三日供鳳輦、而用葱花輦、失例也」とある記述をそのまま採用したことによる。しかし、『小野宮年中行事』の当該記事は藤原実資が『醍醐天皇御記』を見た際に生じた誤解（輦輿に対する認識の差）によるものと考えられ、これのみでは論拠として不十分である。詳細は本論第一部第三章。

³⁶ 『吏部王記』承平二年（九三二）十月廿五日条、『九曆』逸文天慶九年（九四六）四月廿八日条および同年十月廿八日条、『吏部王記』天曆二年（九四八）正月八日条。

³⁷ この記事の輦輿に関する規定では明らかに「葱花」の名のみがあり、「鳳形」は存在しない。詳細は本論第一部第三章。

³⁸ 鳳輦の成立時期の更なる特定やその意義は、本論第一部第四章。

³⁹ 新日本古典文学大系本。

⁴⁰ ほぼ（輦輿に限るならば完全に）同じ説話は『古事談』にも見ら

4 1
れ、『古事談』のものは出雲路通次郎（神輿、前掲書）が葱花
輦に対する鳳輦の優位性を示すものとして既に取り上げている。
後に取り上げる通り、藤原忠実⁴は重明親王の「金鳳」の夢に關し
ては『吏部王記』と出典を明示しており、それを欠く光孝天皇の
説話が典拠のないものであったことが窺われる。

4 2
同様の説話は『古事談』にも見られるが、『古事談』には重明親
王邸宅に來訪したものを「金鳳」ではなく「日輪」とするものも
収録されており、「金鳳」と「日輪」の同一視が窺われる。

4 3
『中外抄』は忠実の語った内容を書き留めたものであり、特に重
複を避ける等の編集はなされなかったと考えられるが、いずれに
せよ忠実の関心が高かったことに変わりはない。更に、光孝天皇
の説話は前述の通り典拠のない伝聞であったと考えられるため、
鳳輦を王権と結び付ける認識が忠実一人に限られたものではな
く、人々にある程度共有されていたことも確認できる。

4 4
なお、敦良親王の兄たる敦成親王の五十日の際には、風流造り物
の詳細を記した資料が残されていない。

4 5
田中敏雄「桐鳳凰図について」（『絢爛たる大画Ⅱ』花鳥画の世界
四、学習研究社、一九八二）にも指摘。

4 6
『山槐記』には素材についての記述はない。ただし、内宮外宮で
材質に相違が認められる事例でも、宣命においては外宮の鳳凰も
「金鳳」とする。

4 7
川本重雄「平安時代の調度とその伝領」（『日本建築学会大会学術
講演梗概集（関東）』、一九九三）。

4 8
大嘗会は元暦元年（一一八四）に既に執り行われており、この点
から見ても大嘗会調度を取り出す必要はない。ただし、新嘗祭で
用いるものも「大嘗会調度」と呼んでいたとすれば、時期的には
実用目的と考えられるが、その場合でも元服定の日に新嘗祭の準
備にあたる作業を行なう必要はない。

4 9
「靈鳳」の現れた地を日本とする伝承であるとは限らない。

5 0
川本重雄「続法住寺殿の研究」（『院政期の内裏・大内裏と院御所』
文理閣、二〇〇六。「仮住まい」評もこの論考による）。

5 1
この記事を含め、この時の御産に関する一連の儀式は江馬（二元
永二年の宮中御産の儀について）『江馬務著作集』七、一九七六）
がまとめているが、調度への関心は低く、屏風の文様についての
言及はない。

5 2
『伊勢物語』第七十九段に基づくようであるが、『伊勢物語』同
段に鳳凰の記述はない。

5 3
この点から更に、『伊勢物語』の段階では未だ産屋と桐竹鳳凰を
結びつける共通認識が成立していなかったために『伊勢物語』で
は「竹」とされていないことが推察される。

5 4
ただし、地色は赤ではない。また、河上繁樹（日本の美術三三九
『公家の服飾』至文堂、一九九四）は檜扇について「文様にき
まりはなかった」とする。

5 5
『飾抄』でも舞人装束は、
小忌（小赤紐）

小忌文竹桐（中略）
摺袴（付下袴津賀利糸）

とあり、貞治五年（一二三六）の『連阿不足口伝鈔』でも「舞
人、青摺（桐竹鳳凰）、摺袴（蚕絵）」とされており、いずれも
桐竹鳳凰文の施されるのが小忌・青摺であって、袴でないこと
は明らかである。絵画史料（春日権現験記絵・一四世紀初頭）
においても同様。

5 6
江馬務「大嘗祭に用ひらるゝ小忌衣に就いて」（『江馬務著作集』
三、一九七六）。

5 7
吉村貞司・中村典子「王朝摺染に関する一視点」（『杉野女子大学
紀要』一五、一九七八）。

5 8
檜崎久美子「摺りを用いた衣に関する一考察」（『奈良女子大学二

一世紀COEプログラム報告集一八』、二〇〇八。なお、檜崎は同論文中で青摺に関する先行研究について「文様については、触れてはいてもその背景や、文様一つ一つの考察までは及んでいないことから、本研究では特に摺りを用いた衣の文様に注目していきたい」としているが、結論としては『滿佐須計装束抄』など先行研究において既に取り上げられている文献史料から「当時そのような文様が摺りによって刷られていたことは確信できる」と述べるに過ぎず、文様の成立・採用背景についての考察はない。また、「日常着にも見られる摺りの施された衣がいつごろから神事に関わる装束と結びつくようになったかという決定的な史料は探すことができなかった」としているが、この点については檜崎自身が先行研究として取り上げている江馬によって嵯峨天皇の代と証明されている。檜崎論文に江馬説の問題点の指摘等は皆無であり、先行研究の理解が不十分と言わざるを得ない。

59 鈴木敬三編『有識故実大辞典』では舞人装束は「青摺袍」の名で項が立てられており、狩衣ではない。『春日権現験記絵』の描写も同様。なお、『有識故実大辞典』に「桐竹青摺袴」に関する記述はない。

60 『台記別記』仁平元年八月十日条。同日条の記事は史料大成本で二四頁にもわたる長大なものであるが、史料大成本の柱に記された日付は途中（六五頁）から突然「仁平元年八月十日」ではなく「仁平元年六月十日」に変わっている。

61 鎌倉時代初期の『助無智秘抄』にも「件装束青摺袴ヲ以公物モチキルベシ」、『飾抄』でも「用公物」と見え、朝廷から配布されるものであったことが分かる。

62 この記事は福山敏男（『平等院圖鑑』、桑名文星堂、一九四四）・井上正（『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 造像銘記篇』七、中央公論美術出版、一九六九）・水野敬三郎（『大仏師定朝』日本美術一六四、至文堂、一九八〇）が既に取り上げているもので

ある。

63 『兵範記』同日条の他、『山槐記』および『宇槐記抄』同日条。
64 河上繁樹前掲書。典拠等は示しておらず、いつの時代についての言葉であるのかは不明。

65 収集対象作品は以下の通り。『伊勢物語』『和泉式部日記』『今鏡 宇治拾遺物語』『打聞集』『宇津保物語』『栄花物語』『落窪物語』『大鏡』『蜻蛉日記』『源氏物語』『古今著聞集』『古本説話集』『今昔物語集』『狭衣物語』『讃岐典侍日記』『更級日記』『三宝絵』『篁物語』『竹取物語』『堤中納言物語』『土佐日記』『とりかへばや物語』『浜松中納言物語』『平中物語』『本朝神仙伝』『枕草子』『紫式部日記』『大和物語』『夜の寝覚』。

66 平安時代文学美術研究会編『平安時代文学美術語彙集成』、笠間書院、二〇〇五。

67 同書凡例。

68 山本信吉「藤原実資と鳳興・葱花興」『古事類苑月報』四四、一九七〇。

69 遠藤基郎「撰閑家・上皇・皇族による諸国所課」『中世王権と王朝儀礼』第一章、東京大学出版会、二〇〇八（同「権門家政機関と諸国所課」『日本史研究』三三二、一九九〇の改稿）。

70 風流造り物については経済的価値と美的価値が重視されたと言われているが（佐野みどり『風流 造形 物語 日本美術の構造と様態』スカイドア、一九九七）、それらに加えて、共通認識を前提に成り立つ知的遊戯の面もあったことは明らかである。人々の共通認識によって王権の象徴という立場を確立させていた意匠たる鳳凰が風流造り物に使用された背景として、共通認識の示威的利用価値は大きかったであろう。

71 佐多芳彦『服制と儀式の有職故実』、吉川弘文館、二〇〇八。

72 佐野みどり前掲書。

73 本論第一部第二章。

高御座・日形天冠もこうした例にあたることは言うまでもなく、また、天皇の身を飾るわけではないが、標山も近い。にもかかわらずこれらはいずれも早くに鳳凰の使用が認められる事例であるが、これら三例は同時に、装飾物が鳳凰およびその関連意匠たる桐竹に限られていない事例でもある。鳳凰だけでは使用対象の範囲が広く、特に天皇を飾る意匠として不十分であったため、他の装飾も付されたものと考えたい。

第二章

飛鳥・奈良時代における鳳凰

はじめに

中国で案出された空想鳥たる鳳凰は、その外見の華やかさ故に「鳥の長」、すなわち鳥類の王者の地位を与えられ、美しい意匠として中国をはじめ東アジア世界において広く好まれた。

日本においては、少なくとも現存品から見る限り「五世紀頃から鳳凰の意匠が見られ、七世紀に造形例が増加し、八世紀の正倉院御物に多数見出せるが、(中略)平安前期以降作例は減少し、再び多くの作例を見出せるのは十六世紀以降」²という、やや不自然な状況が認められる。平安前期以降の作例の「減少」という評価の適否については別稿で検討するが、少なくとも正倉院御物をはじめとする八世紀の作品に多くの鳳凰文を確認できることは間違いない。

その奈良時代の日本に多大な影響を与えたのは、言うまでもなく当時の中国である。唐代において鳳凰文は鳥文様を代表する華麗な

意匠として好まれ、きわめて多用された。たとえば冉万里は、当代の金銀器文様を論ずる中で、鳳凰を「装飾文様中にしばしば見られる文様」³と評している。

ただし、唐において用いられた数多の文様の中で鳳凰が筆頭であったわけではない。同じくさまざまな場面に用いられる文様として龍文があることは誰しも知るところであろう。そればかりか、龍文は鳳凰文に勝る格式を備えた存在であった。王維の「和賈舍人早朝大明宮之作」⁴に天子の出御の表現として「香煙欲傍袞龍浮」とあるように、皇帝の正式の装束たる袞衣には龍文が表わされていたのである。もともと、袞衣の文様は龍だけではなく、龍文を含めて十二種の意匠を用いるが、王維の詩からも知られる通り、その中心的意匠は間違いない龍文であった。なお、袞衣の文様の典拠たる『尚書』の該当箇所は「古来(中略)解釈が分かれる難文」⁵とのことで、前漢と後漢以降とでは一部の意匠が異なるが、そこに鳳凰が含まれない点に変わりはない。

天子の着物に龍をあらわす由来は、「中国の開闢の頃より始まっていた」⁶可能性のきわめて高い、天子を龍になぞらえる思想に基づくものである。そして、天子と龍文とのそうした関係性は、続く宋代には一層強められ、龍文は「皇帝専用の図様」⁷となった。文

様に明確な政治性が付されたのである。

にもかかわらず、猪熊兼樹の指摘する通り⁸、併行期の日本において、天子の正服たる黄櫨染袍に文様として採用されたのは、龍ではなく鳳凰であった。それも、中国皇帝に倣った袞衣を礼服として導入し、制度化した。後の話である。ここに、何らかの作為、あるいは作為とまでは言えないにせよ、龍あるいは鳳凰という空想獣の、日本における性格の変容を認めないわけにはいくまい。もちろんこれはあくまで平安時代も中期に入ってからのものであり、この問題については先ほども述べた通り別稿において詳しく取り上げる予定である。

しかし、鳳凰文の日本におけるそうした変容は、はたして平安時代半ば、いわゆる王朝時代に至って初めて生じたものであろうか。冒頭で述べた通り、鳳凰は中国起源の空想鳥であり、日本からすれば異文化のひとつである。そうした存在が、その発祥の地におけるそれと性格が異なるとすれば、第一に考えられる要因は受容の初期段階における誤解であろう。

とはいえ、日本における鳳凰の作例として最初期のものは渡来品に倣って馬具に単独で飾られたものばかりで、「渡来した文様の意味を知っていたかどうか」¹⁰、自体が疑問視されている。

そこで本章では、中国においてと同じく祥瑞の一種として鳳凰が認識されていたことが文献上で確認される初例¹¹の白雉元年（六五〇）から長岡遷都までの日本における鳳凰の使用例を、中国に倣って鳳凰文が多用されたと言われる¹²奈良時代を中心に、主として文献から可能な限り涉獵・分析し、当時の日本における鳳凰という空想鳥の性格を明らかにしたい。

第一節 平城遷都以前の鳳凰の使用状況

前節末尾においても述べたように、日本の文献における鳳凰の初出は『日本書紀』白雉元年（六五〇）二月戊寅条であり、白雉献上に関連して祥瑞が話題にされた中で触れられている。ただしそれは「所謂鳳凰麒麟白雉白鳥、若斯鳥獸及于草木、有符応者、皆是天地所生休祥嘉瑞也」（傍線筆者、以下同）との記述からも明らかな通り、騏驎・白雉・白鳥とともに列記される「祥嘉瑞」の一種としてであって、特に鳳凰のみが取り上げられたわけではない¹³。

なお、周知の通り祥瑞とは理想的な治世が実現されている時のみ地上に出現する尋常ならざる動植物等であり、為政者の側からすれ

ば自身の統治の正当性を示す何よりの証拠である。言うまでもなく中国で生まれた天人相関思想に基づく概念で、漢代にきわめて好まれた¹⁴。唐代においては太宗以降、「一般に軽視される傾向にあった」¹⁵と言われるが、開元礼¹⁶でも儀制令に祥瑞条があるように、形式的に保たれていたことは間違いない。

鳳凰は、祥瑞と見なされる動植物等の中で、麒麟と並び代表的な存在の一つであった。白雉元年の言上においても鳳凰・麒麟が筆頭に挙げられており、同様の位置づけが窺われる。すなわち、日本における鳳凰の初見記事からは、鳳凰がその発祥地たる中国で付された、政治的ではあるが伝統的なこの祥瑞という性格が、当時の日本に正確に伝えられていたことが確認できるのである。

これに続く文献上の例は『続日本紀』慶雲元年（七〇四）十一月庚寅条で、「遣從五位上忌部宿祢子首、供幣帛鳳凰鏡窠子錦于伊勢大神宮」とあるように、幣帛・窠子・錦と共に「鳳凰鏡」が伊勢神宮に奉納されたことが知られる。その名の通り、背面に鳳凰文が鋳出された鏡であろう。白雉元年の記事とは異なり、鳳凰が文様として用いられたことを示す例である。ただし、その奉納が背面にあらわされた鳳凰という意匠自体に何らかの意味を見出しただけのものであるか、この事例だけでは判断不能と言わざるを得ない。

平城遷都以前に関する文献記録上の鳳凰の記事は以上二例のみであるが、この頃の鳳凰の現存作例として、数例を挙げることができると。制作年代が七世紀後半と推定されている例としては岡寺出土と伝えられる鳳凰文埴（南法華寺所蔵）がある。長大な尾羽と長い頸、鶏冠や肉垂などの装飾を備えた小さな頭、猛禽類のそれに似てやや湾曲した太く短い嘴、長い脚といった特徴を備えた鳳凰の、尾羽を掲げ両翼を広げて胸を張り、その威風を示すさまが、埴の中央に大きく表されている。往時の岡寺にはこうした埴が多数飾られていたであろう。岡寺は草壁皇子の宮を寺院に改めたものであった。

以降は推定制作年代の幅の大きいものとなるが、玉虫厨子須弥座背面腰板の日輪の、向かって右上方に描かれた例である【挿図一】。鶏冠および長大な尾羽¹⁷を有する、頸の長い巨大な鳥で、翼を広げてこそいるものの左右の脚を前後に出しており、飛ぶと言うよりはその長い脚で天駆ける姿である。目の描写が鳳凰の作例に多い人間のような白目を有するものではなく、単純な円形となっているため鳳凰と呼ぶにはやや威厳を欠くが、その背に仙人が乗っており、かつ鶏冠や華やかな尾羽、短い嘴から見て明らかに鶴ではないため、鳳凰として描かれたものであることは間違いない。

仙人が鳳凰に乗って空を飛ぶ作例は中国に多く、矢部良明によれ



挿図一：玉虫厨子須弥座背面腰板鳳凰

ばそうした図が現れるのは五世紀、北魏においてのことらしい¹⁸。この図案は北魏以降も受け継がれ、盛唐の作であることの明らかな金銀平文琴などの正倉院御物をはじめ他にも多くの例が見られる。法隆寺における鳳凰の作例としては、この他に、

在確認可能な鳳凰の作例である。わずかな例に過ぎないものの、祥瑞としての性格および仙禽としての性格が当時の日本に伝えられていたこととは間違いない。



挿図二：法隆寺金堂天蓋付属鳳凰

金堂天蓋付属の有名な木彫像【挿図二】が挙げられる。しかし、この像は天蓋を飾るための付属品という性格のためかデフォルメの度が甚だしく、明確に鳳凰と判断できる姿ではない。長大な尾羽と鶏冠から、おそらく鳳凰であろうと推測可能ではあるものの、鳳凰と見なされない可能性も多分に含んでいることを留意すべきであろう。事実、鎌倉時代の史料ではあるが『法隆寺古今目録抄』においてこの鳥は「衆鳥」と記されており、「鳳凰」ではない¹⁹。

以上が、日本における鳳凰の初見記事から平城遷都までの間で現

第二節 平城遷都後の鳳凰の使用状況

(一) 八世紀前半における鳳凰の使用記録

奈良時代における鳳凰の使用例として最も古いものは、天平六年（七三四）五月一日の『造仏所作物帳』断簡²⁰に記載された「鳳咋幡」である。

「鳳咋幡」とは文字通り、鳳凰が銜えた幡²¹と思われ、鳳凰は後



挿図三：鳳首幡竿頭部裝飾

世の幡竿頭部の龍頭と同様の形式であろう。敦煌莫高窟第一五八窟（中唐）天井に描かれた幡竿頭部裝飾【挿図三】が参考になる。ただし、敦煌莫高窟第一五八窟のものは鳳首であるが、ここで言う「鳳咋幡」の鳳凰も同様に首のみの造像であったか、それとも全身像であったかは分からない。

角居鳳咋幡十二首（「別長五寸」）

用幡頭裁銅十二枚（各高一寸、広一寸六分）料銅二両三分

鈴卅六口（十二口、各周一寸四分、廿四口、各周一寸一分）

料銅一両二分三銖

瑠璃雜色玉四千二百六十枚（丸玉二百七十六枚 ■（とだれ

に、「丁」と「」を付した「友」玉十八枚 小■（「挟」の

旁にりっとう）玉三千九百六十六枚

とある通り、この史料は幡に関してのもので、それを銜える鳳凰の

詳細は分からないが、幡の全長がわずか五寸²²であることから、堂宇そのものではなく、堂内に置かれた小型の厨子等を飾るためのものであったことが知られる。「角居鳳」とある点と考え併せれば、鳳凰は幡竿の頭部ではなく、厨子等の隅棟先端に直接飾られ、その嘴から幡を垂下したのであろう。同様の例として後述の「阿弥陀院」「宝殿」・興福寺講堂高座・西大寺薬師金堂「六角殿」が挙げられる。

このうち「興福寺講堂高座・西大寺薬師金堂「六角殿」はいずれも六角であり、「十二首」用意されたこの「鳳咋幡」についても六角の厨子二基分と考えるのが妥当であらう。

なお、この幡は大小の「鈴」や「瑠璃雜色玉」の飾られた玉幡であった。玉幡の「鎌倉時代にさかのぼる例は今のところ確認されていない」²³とのことであるから、鳳凰像からは離れるがここで簡単に紹介しておく。「瑠璃雜色玉」の割注の文については、一八枚の■玉は振玉、三九六枚の■玉は刻玉の異体字と考えられる。いずれも「丸玉」とは異なる加工の施されたものであろう。なお、これらの「玉」や「鈴」の裝飾箇所等は不明である。「鈴」の場合、周一寸四分の大ぶりのものが一二個、周一寸一分と小ぶりのものが二四個と、一二本の幡竿への均等な配分が可能であるが、「瑠璃雜色玉」が総数・内訳ともに一二の倍数となっていないため、同じ裝飾形式の

幡が一二流あったわけではないことが知られる。そうした状況であれば、「鈴」についても結果として総数こそ偶然一二の倍数になっているものの、各幡竿への装着個数は実際には区々であった可能性も否定できず、あるいは先に推測した二基の厨子に差異が設けられていたのかもしれない。

なお、この史料には続けて「前件鳳幡裁銅并鈴塗練金小三銖、水銀小三分」とあり、鳳凰像を含む銅製の部分には鍍金が施されていたことが確かめられる。

この「鳳咋幡」の存在を記す作物帳の一部と考えられている断簡²⁴にも、断片的にはあるが、先の「鳳咋幡」とはまた別の「鳳形」に関する記述が二箇所見え、この史料を取り上げるのは管見の限り本章が最初である。とはいえ第一のものは「膠筆料」たる「鹿毛」や「磬磨料」としての「青■（石偏に「豆」）」に続けて

桐六枝〔各長三尺八寸径四寸鳳形作料〕

とあるのみ²⁵で、どのように用いられたものか不明と言わざるを得ない。六枝の桐材²⁶が用意されているが、長さが径の十倍近いため、各材からそのまま一羽の「鳳形」が刻み出されたとは考え難い。ことによると六枝を角材とした上で、中宮寺所蔵の菩薩半跏像のごとく便宜的に寄せ合わせて利用したのかもしれない。

残る一例はまたも幡を飾る鳳凰であるが、

小幡頂鳳形八枚〔各長一尺六寸広一尺二寸〕料銅廿九斤二両

塗練金小八両二分、水銀小三斤一分三銖

とある通り板状の作品で、おそらくは幡竿と幡の吊金具との間に挿入する形で用いられたものであろう。

なお、この「造仏所作物帳」は福山敏男によって興福寺西金堂のものとは定されており²⁷、そればかりか皇后が母橘三千代の一周忌のために用意したものと、造営の主体および目的まで特定されている史料である。

続いては天平一三年（七四二）三月までに制作された、「阿弥陀院」なる寺院の「宝殿」である²⁸が、これについても鳳凰の研究において取り上げるのは本章が初となる。

阿弥陀浄土変一鋪

宝殿一基〔漆〕八角、高一丈六尺三寸

蓋〔頂居金花形一球、八角居金鳳凰形八口、各咋雜玉幡、裏

著大蓮華形一枚、並以金銀墨画并飛鳥雲花形等形〕

柱八枝〔並以金銀墨画花鳥等形〕

基二階〔上階池礖敷瑠璃地、邊著金銅鏤臂金、并画飛菩薩等形、下階在連子、著金銅、鏤臂端裏等、高欄上居金花八掬〕

阿弥陀仏像一軀

観世音菩薩像一軀

(中略)

右以天平十三年三月造作畢、安置浄土并来集物等如件

とあり、「阿弥陀浄土」たる厨子の「八角」、すなわち八角形の屋蓋隅棟先に各一羽の「金鳳凰形」が取り付けられ、雑玉幡を咋えていたことが知られる。他に、「金銀墨」によって描かれた「飛鳥」の中にも鳳凰の姿があったかもしれない²⁹が、明らかではない。しかし、隅棟先のもを「鳳凰」と記していたのに対し、こちらは単なる「飛鳥」との表記にとどまる以上、仮に鳳凰も描かれていたにせよ、それは数ある鳥の中の一つとしての扱いに過ぎず、特に意味があつたことではない。また、隅棟先にこそ鳳凰像を飾るものの、屋蓋の中央頂に飾られていたのは「金花形」であつた。

幡を銜えた鳳凰の先例としては前掲の「鳳咋幡」や莫高窟第一五八窟のものが挙げられるばかりか、詩においても同系統の使用が認められる³⁰。鳳凰という意匠の用法としては定型的なものであつた可能性が高いと言えよう。すなわち、少なくとも鳳凰に関してはそうした装飾があるのみのこの厨子において、鳳凰というモチーフが特に重視されていたと言うことはできない。あくまでも「金花」「蓮

華」「飛鳥」「雲」「花」「飛菩薩」などと共に「浄土」を演出する、華やかな意匠のうちの一つに過ぎなかつたと考えるのが自然であろう。

(二)八世紀後半における鳳凰の使用記録

次の例は天平勝宝四年(七五二)の大仏開眼会で光明皇太后の礼冠に付けられたとされる薄肉彫の鳳凰【挿図四】³¹であるが、今でも正倉院³²に納められていることからこの作品はよく知られており、鳳凰に関連した論考に限っても原田一敏



挿図四：礼服御冠残欠鳳凰

³³・高橋宗一³⁴・山田良三³⁵・内藤栄³⁶が触れている。

以上の先学のうち原田は「冠という性質からみても、これなどは思想的な背景があつて用いられた最も古い例かもしれない」との見解を示し、この作品に特に注目している。原田の言う「思想的な背景」とは鳳凰の祥瑞としての性格を指すが、鳳凰を含むこの礼冠に

関する最古の記録たる延暦一二年（七九三）の『正倉院御物出納文書』七を見る限り、鳳凰を象った冠装飾は皇太后のものにあるのみで、太上天皇の冠にはない。

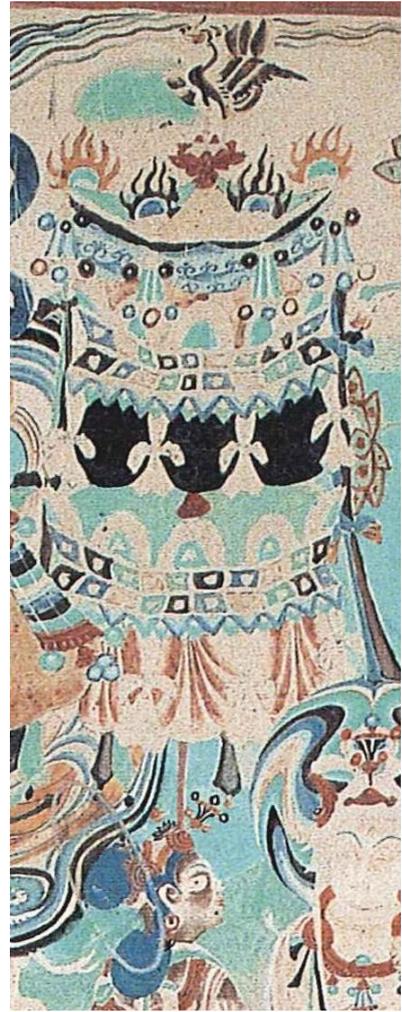
この時代の天皇の礼冠に鳳凰を飾った例としては、他にも、『土右記』の礼服御覧記事³⁷の「一具女帝御装束、御冠只有平巾子、無櫛形、押鬘上有三花形、以花枝形飾之、前有鳳形」を挙げることができ。しかしながら、これは飽くまで「女帝御装束」であるため、天皇の服制一般として扱ってよいものかどうかは、検討が必要であろう。この女帝冠には他に「三花形」も飾られているが、「三花形」「鳳形」ともに、この日同じく参照された男帝の冠には見られない。原田の言うように「思想的な背景」から冠に鳳凰の装飾が飾られたのであれば、それが太上天皇や男帝の冠には用いられず、皇太后と女帝にのみ必要とされた点は不自然と言わざるを得ない³⁸。そもそも、女性の冠装飾としての鳳凰の使用は中国では例が多く、鳳冠と呼ばれるそうした冠は、成立は漢代にまで遡り、以後、清代に至るまで用いられた³⁹。女帝礼冠に鳳凰とともに飾られた「三花形」には「思想的な背景」の想定が困難な点と考え併せると、この礼冠の鳳凰は、少なくともこの例のみを取り上げるならば、単なる華やかな装飾として富貴な女性の冠に設けられたものである可能性が高い。

さて、現存する礼服御冠残欠の鳳凰は、図に見られる通り翼および尾羽は透彫で、現在は失われているものの、覆羽中央部には各一個の玉が嵌め込まれていたらしい。『正倉院御物出納文書』七には礼冠の説明として「以純金鳳并金銀葛形宝珠莊」とあり、礼冠装飾はこの「純金」鳳凰⁴⁰だけでなく、他に金銀の「葛形」や「宝珠」もあつたことが知られる⁴¹。ただし、それぞれの数や取り付け箇所は記されていない。また、現在同残欠には複数の花形も含まれ、『土右記』記載の女帝礼冠を連想させるが、少なくとも現存する文献においてこの花形に関する記録は見出せず、詳細は不明である。

次いで文献上確認できる鳳凰の作例は、『興福寺流記』にある「宝字記云」との記述から天平宝字（七五七〜七六五）以前より存在したことの知られる興福寺の幡竿である⁴²。「宝字記云、広序以外、四角各幡竿一株（二各金銅鳳柱、頭各冠金銅筒、自余鳳、二翼備）」とあるが、文意が取りづらいため、同じ幡竿の記述と思しき護国寺本『諸寺縁起集』の記事⁴³を参照すると、こちらには、

南中門一基（註略）、庇廊以外四角各在幡竿一株（二株各居金銅鳳形、柱頭各冠金銅筒、自余鳳二翼借元興寺玄昉僧正時）

とある。ここから、幡竿は計四株あり、その設置場所は南中門に接続した「庇廊」の外の「四角」（四方の隅）であつたこと⁴⁴が知ら



挿図五：鳳凰幡竿頭部装飾

れ、また「鳳形」（鳳凰像）は金銅製で幡竿の柱頭に被せた金銅筒上に飾られており、幡竿本体からの着脱が可能な構造であつたらしい。

更に、玄昉僧正の時に鳳形を元興寺に貸し出したため二株は鳳凰の装飾を欠いているとの記述からは、こうした装飾がさほど一般的でない、貴重なものであつたことも窺われる。なお、形状については明記されていないため、先の『造仏所作物帳』のものと同じく鳳凰が幡を銜える形⁴⁵であつた可能性の他に、敦煌莫高窟第九窟（晩唐）普賢変に見られる幡竿【挿図五】のように幡本体と直接は関係なく、構造上独立した鳳凰の全身像を台座と共に幡竿頂に据える形式も考えられる。

『興福寺流記』には鳳凰を飾った資財がもう一例見られるが、こちらの場合、幡竿とは違って「延暦記云」とされており、天平宝字

げる。

さて、問題の資財であるが、『興福寺流記』の該当箇所は

延暦記云、□□貳基〔各敷紫端茵一枚、各懸雜玉小幡、并胄甲蓋、上居金色鳳形、各七翼、各漆足、別机獸尾■（衣偏におおがい）机一具、黒柿脇息一足、在褥、■（貝偏に「京」）■（口偏にりつとう）如意一柄〕

となっており、肝心の資財名が判読不能である。しかし、講堂に二基備えられている屋蓋付の形状のもので、茵・机・脇息・褥があるとの記載から、高座と考えて間違いなからう。鳳凰に関しては「金色鳳形」⁴⁶が屋蓋上に各七翼とあるため、六角の屋蓋の頂と各隅棟先に一体ずつ乗っていたことが分かる。ただし、十四世紀初頭の『春

の資財帳編纂段階ではまだ存在しなかったらしい。資財として加えられた時期は長岡あるいは平安遷都後の可能性も否定はできないものの、天平宝字の資財帳編纂後さほど時を経ずに加わった可能性も十分に考えられる。いずれにせよ、延暦のある段階で編纂された資財帳において既に存在が語られている以上、文化としては奈良時代末期に含んで大過ない例であろうから、ここで簡単に取り上

日権現験記絵』には興福寺高座の描写があるものの、そこに描かれた鳳凰像は頂の一体のみで、隅棟先は単なる葺手となっており、延暦段階での資財帳の記述とは一致しない⁴⁷。

なお、『興福寺流記』から知られる以上の例はいずれも従来取り上げられることのなかった史料である。

残る例は天平宝字八年（七六四）創建の西大寺のもので、薬師金堂鴟尾上、幡竿頭部、薬師金堂厨子および「六角漆殿」の屋蓋頂、それから伎楽面のうちの数面に鳳凰を飾っていたことが宝龜一年（七八〇）の『西大寺資財流記帳』⁴⁸から確認できる。

鴟尾上に鳳凰像を飾るとはきわめて特異な例⁴⁹であるが、

薬師金堂一字〔註略〕

蓋上東西金銅沓形、各重立金銅鳳形、各咋銅鐸

とある通り、東西の「金銅沓形」、に「金銅鳳形」を「各重立」との記述からは、大棟両端鴟尾それぞれの上に金銅の鳳凰の立像を据えたとしか考えられない。そしてその「鳳形」は「銅鐸」を銜えていた。珍しい凶案であるが、類例として平安宮で用いられた緑釉鴟尾に浮彫された鳳凰を挙げることができる。この堂には他にも、雲に乗った二頭の獅子形の捧げ持つ火炎宝珠が棟中央に飾られていたが、本章と直接の関わりはないため省略する。なお、この史料は内藤栄

⁵⁰も注目しているものである。ちなみに、西大寺には薬師金堂と弥勒金堂の二つの金堂が存在したが、このように壮麗に屋上飾られたのは薬師金堂のみであった。

西大寺に蔵されていた多数の鳳凰の作例のうち、以下の例を取り上げるのは管見の限り本章が初となる。

幡竿については同『資財流記帳』において、

金堂院

薬師金堂一字〔長十一丈九尺、広五丈三尺〕

（中略）

弥勒金堂一基〔二重長十丈六尺、広六丈八尺〕

（中略）

双廊一周〔二百七丈二尺、東西各軒廊〕

中門一字〔長七丈八尺、広三丈〕

東西脇門二字〔各長二丈、広二丈八尺五寸〕

中大門一基〔二重、長九丈、広三丈七尺〕在鐸八口、

東西楼門二基〔各長二丈六尺、広二丈〕

塔二基〔五重、各高十五丈〕

幢六株〔二株无鳳形〕

在金銅鳳形四翼〔二破〕莊柱並金銅頭、

十一面堂院

(以下略)

として主要堂塔とその規模を列挙する中で「幢」として挙げられており、西大寺の宗教儀礼空間において重要なものと認識されていたことが知られる。おそらくは、幡竿類もしくは幡竿支柱・刹竿支石と呼ばれる、幡竿を支えるための恒常的設備たる二本一組の石柱に挟む形で飾られた大型の幡竿であろう⁵¹。なお、この資財帳では「幢」の字が用いられているが、これは幡竿の意であるため、本章では先の興福寺のものと統一性を持たせるために幡竿の語を用いることとする⁵²。

さて、この幡竿を説明する「荘柱並金銅頭」の「荘」は「装」、すなわち「かざる」の意と見られ、幡竿全体が金銅製ではなかったことが知られる。先の興福寺の例と同じく、幡竿の「頭」すなわち先端に金銅製の「鳳形」(鳳凰像)を別に取り付けたものだったらしい。幡竿そのものは全部で六株あったが、宝亀一一年段階で鳳形が飾られていたのはそのうちの四株である。「无鳳形」とされる二株が元は鳳形を飾っていたものかは不明であるが、他の四株に飾られた鳳形にしても、そのうちの二体が破損していたという。鳳首のみの場合、約一五年間で半数が破損するとは考え難く、この「破」は造形上の

制約からどうしても脆弱にならざるを得ない翼および尾羽の欠損を指すと思われる。すなわち、既に述べた通り鳳凰を飾った幡頭裝飾には鳳首のみの場合と全身像の場合とがあるが、この事例における「鳳形」は鳳凰の全身像であったことが推知されるのである。

西大寺における、鳳凰像を飾った厨子の例に移る。薬師金堂のそれは薬師金堂にある厨子のうち観世音菩薩の塑像を安置したもので、既に取り上げた「阿弥陀院」の「宝殿」同様、鳳凰は屋蓋に付されていた。

観世音菩薩像イ一軀〔彩色以雜玉饒、高三尺四寸〕

(中略)

居六角殿〔漆、高六尺、蓋表裏柱扇等並絵其扇六具、裏菩薩像

絵〕

六角蓋〔漆、上居彩色鳳形、每縁端居鸚鵡形、懸雜玉幡〕

(中略)

敷褥一枚〔雲間錦表、布裏〕

との記述に見られる通り、「阿弥陀院」の厨子が八角形であったのに対しこちらは「六角殿」で、あちらで「金花形」が飾られていた位置に鳳形が、鳳形の占めていた位置には鸚鵡形が置かれており、この鸚鵡形からそれぞれ「雜玉幡」が吊られていた。鳳形は「彩色」

とある以上木製と思われるが、鸚鵡形の素材等は不明である。

「六角漆殿」は、この「六角殿」同様の厨子状のものと考えられるが、

厨子七基〔并漆塗〕

〔中略〕

二基〔各長四尺一寸広一尺五寸高三尺四寸、並以金銀絵、着純銀鏤子一具、破、金銅鏤子一具、内敷褥各三枚、表白綾、裏帛〕

覆二口〔一口表縹地錦、裏辛紅纈、一口表青地錦、裏辛紅

纈〕

居床二基〔各長五尺八寸、広二尺五寸、高一尺一寸、彩色

花足〕

敷褥二床〔各表滅紫地錦、裏浅緑雲間縁、長広床同〕

六角漆殿二字〔各高六尺、長六尺五寸、広三尺五寸、宇■

〔手偏に「有」〕張赤紫綾、錦緑、蓋上立鳳形一頭、椽端別

坐花玉懸玉幡六流、長五尺七寸、糸幡四総、蓋裏着花鏡一

面〕

呉床一基〔着金銅肘金、敷紫褥一床錦縁、浅緑裏〕

居床一前、〔泥胡粉、敷錦褥一床、裏浅緑〕

とある通り厨子そのものではなく、その付属品である。厨子の付属

品としてのこのような例を筆者は寡聞にして知らない⁵³が、二基の

厨子に対応して二字設けられている点、また厨子の数量単位が「基」

であるのに対して「宇」とされており、建築物の扱いである点、厨

子より法量が大きい点から考えて、厨子の前後いずれかに置かれた

ものである。前とすればいわば後世の神社の拝殿にあたる存在で

あったのかもしれない。あるいは厨子にその「居床」(台座)を加え

た寸法より大きいので、厨子を内部に納める覆屋のようなものであ

った可能性も考えられる。

いずれにせよ、この「六角漆殿」の屋根上に鳳形が立ち、六方の

軒先にはそれぞれ花玉懸玉幡が飾られていたことは間違いない。

なお、この二字の「六角漆殿」を備えた二基を含む「厨子七基」

の記載は『西大寺資財流記帳』中、経典類に続いてなされており、

日頃は倉にでも収められていたことが推察される。詳細は分からな

いが、何らかの催事にあたって特別に設けられるものであったのだ

ろう。

西大寺の有する伎楽面としては(以下、引用文中の「■」は土偏

に「塞」)、

治道二面〔二面黒色一面赤色〕

師子二頭〔二頭大、官納、一頭小、寺買〕

師子兒四面〔各頂在鋪〕

吳公二面

一面桐、白、在赤紫綾山形、押金銅裁物鳳鸚並雲形縁、

一面■在黑紫山形、押金銅裁物鳳形縁、

金剛二面〔二面桐、在銅宇受、一面■、在金髮纏並宇受〕

鉦鼓盤二口〔在緒〕

迦楼羅二面〔一面桐、一面■〕並在金銅宇受

崑崙二面〔二面桐、一面■〕並在金銅宇受

吳女二面〔二面桐、在金銅簪、一面■、在草形押金薄〕

力士二面〔二面桐、一面■〕並在金銅宇受

婆羅門二面

一面桐、在馬髮頂、押金銅裁物、廻宇受、三頂押鋪、

一面■、在青皮毛、押金銅裁物、廻宇受、三頂押鋪、

太孤二面〔二面桐、一面■〕並頂在白馬髮并押板金

太孤兒四面〔二面桐、一面■〕並在頂在黑馬髮并押板金

醉胡王二面〔一面桐、虎皮廻赤紫綾冠、以金墨繪鳳並草形等、

錦縁、一面■、青皮廻黒紫綾冠綺縁〕

醉胡從十六面〔八面桐、八面■〕並在頂押板金

が挙げられており、吳公の二面および醉胡王の一面に鳳凰文の裝飾が施されていたことが知られる。

第三節 仏教莊嚴意匠としての鳳凰

以上の通り、奈良時代における鳳凰の使用は、現在文献から知られるものに限って言えば寺院における事例がほとんどである。鳳凰が仏教莊嚴に用いられる意匠であったことは確かであろう。この事実から鳳凰と仏教との結びつきを論ずる先学も少なくない⁵⁴。しかしながら、そもそも全体数が少ない点を考慮することなく仏教莊嚴意匠として定着していたものと見なすのは幾分短絡的ではあるまいか。筆者は今回、鳳凰の研究においてこれまで取り上げられることなかった例を九例⁵⁵新たに指摘したが、それでも文献に記された鳳凰の作例はわずか一二例に過ぎないのである。そしてまた、一二という例数を大きなものと評するにせよ、莊嚴意匠としての多用が必ずしも宗教的背景を伴うわけでもなかるう。

実際、前述の光明皇太后の礼冠裝飾は俗人の服飾品であった。大仏開眼会という場を考慮に入れば仏教莊嚴としての使用と言えな

いこともないが、既に述べた通り共に伝わる聖武太上天皇の礼冠に鳳形の装飾はないため、開眼会という場を演出する小道具として不可欠のものであったとの説は成り立たない。それどころか、当時既に出家していた聖武太上天皇の礼冠に飾られていないという事実は、鳳凰は仏教を表面上華やかに飾る意匠でこそあれ、それと思想面において結びついた存在ではなかったことを如実に示していると言える。このことはまた、現在も正倉院南倉に伝わる、大仏開眼会の際に用いられた可能性の高い荘嚴具⁵⁶には鳳凰の意匠が少なくないものの、決して唯一の意匠ではない⁵⁷点からも確かめられよう。

そしてまた正倉院に残る他の宝物からは、鳳凰文が仏教とは全く関係のない事物にもきわめて頻繁に用いられていたことを確認できる。たとえば紫地鳳形錦御軾（北倉四七）・紅牙撥鱸尺（北倉一二、甲・乙）・緑牙撥鱸尺（北倉一三、甲）・金銀平文琴（北二六）・馬鞍（中倉一二、第七号・第九号）、それから多数の鏡背⁵⁸に鳳凰の姿を見ることができ⁵⁹が、これらはいずれも、基本的には仏教周りで用いられる事物ではない⁶⁰。

正倉院御物に見られる鳳凰文のこうした使用状況からすると、鳳凰と仏教との間に厳密な思想的結びつきは認め難いと言わざるを得ない。「瑞鳥」故の聖性が認められての仏教荘嚴意匠であったとする

よりは、単にその外見上の華やかさ故に聖俗問わず多用される文様であったとの評価が適切であろう。唐代における鳳凰文の使用と同様である。基本的に、広範囲に多用される意匠とはすなわちどこで目にしようとして注意されない意匠であり、それ自体に具体的な意味合いは薄い。しかしながら、鳳凰と仏教に関しては近年内藤栄が鳳凰を「仏の頭上を飾る」鳥として明確な図像学的意味を見出している⁶¹。以下、内藤説の検討を行おう。

鳳凰を「仏の頭上を飾る」存在と捉えているためか、内藤説の主要な論拠は法隆寺金堂天蓋木製鳳凰像および西大寺薬師金堂鴟尾上鳳凰像、そしてそれらの源流と考えられる敦煌莫高窟に描かれた舍利鳥であり、先ほど触れた現存する正倉院御物中の荘嚴具に見られる鳳凰に関する言及はない。

法隆寺金堂天蓋木製鳳凰像と西大寺薬師金堂鴟尾上鳳凰像は確かに、いずれも屋蓋の上に飾られた鳳凰像である。ただし、その間には約一世紀の時代差がある⁶²。こともまた確かであり、その間の空白を埋める例としてはわずかに「阿弥陀院」の厨子が挙げられるに過ぎないが、この作例において鳳凰像が決して主要な意匠でなかったことは既に見た通りである。そしてまた法隆寺金堂天蓋像は屋内に設けられた天蓋の縁に奏楽の天人像と並んで飾られた木造彩色の像

であり、西大寺薬師金堂像は現実の巨大建造物大棟上に一對掲げられた金銅製の像であるという厳然たる違いが、両者の間には存在する。

加えて、先述した通り、法隆寺金堂天蓋像は奈良時代における一般的な鳳凰の造形とは大幅に異なるという事実がある。西大寺薬師金堂鴟尾上像は現存しないが、正倉院などに残る同時代の鳳凰の作例から類推するに、法隆寺金堂天蓋像とは像の形状それ自体も相当に異なるものであつたらう。

はたして、法隆寺金堂天蓋像よりもはるかに後にまるで異なる形姿で作られ、かつまったく別の場に飾られた西大寺薬師金堂鴟尾上像の設置理由を、法隆寺金堂天蓋像と同じものと見なす内藤の前提条件は妥当であろうか。両者の共通点はそれこそ「仏の頭上を飾」っている、という一点のみなのである。

そもそも中国において、仏教荘嚴に用いられる鳥は決して鳳凰に限られなかった。このことは唐代の鳥文様における鳳凰と他の鳥との混在した状況⁶³の他、敦煌などの石窟壁画からも窺われ、たとえば莫高窟第八五窟（晩唐）では迦陵頻伽が鳳凰と共にあらわされている。鳳凰が単独で飾られた例も第一六窟（西夏）窟頂藻井のように皆無ではないが、そうした例も鳳凰のみではなく、第三六一窟（中

唐）の西壁龕頂部や第一五八窟（中唐）西壁上部では鳧雁の例を見ることができるとは認められよう。

法隆寺金堂と同様の天蓋に話を限ってもこうした状況はあまり変わらず、大きさの制約故か、形態にさほど特徴のない、種の特定不能な「鳥」が飾られていることが多い。内藤自身、飾られているのが鳳凰に限られず「鳳凰や鳥」であるとしている点からも、このことは認められよう。

内藤説の、法隆寺金堂天蓋像が莫高窟に見られる天蓋装飾と同じ流れを汲むものであるとする部分には筆者も賛同する。しかし、そうした天蓋装飾は鳳凰を含む広い意味での「鳥形」に過ぎなかった。内藤の主張するように鳳凰が「仏の頭上を飾る」存在として明確に認識されていたならば、当然こうした状況は生じ得ない。「工芸品の意匠は視覚的な心地良さを求めるためだけでなく、何らかの意味を託されている場合がある」とする内藤の見地に筆者は心よりの讚美を惜しまないが、こと天蓋装飾の鳥形に関しては、現在のところ特に意味のない装飾意匠と見なす外ないのではなからうか。何らかの宗教的意味が元来はそこに託されていた可能性も否定はできないものの、鳳凰という特定の種に限られていない以上、鳳凰それ自体の象徴性ではあり得ない。

もつとも、幡などの垂下するものを鳳凰が銜えるという意匠が形式としてある程度定着していたらしいことは前述した通りである。ただし、幡竿頭部装飾としてもごく一般的なものであったとは言いがたい。このことは先に挙げた興福寺幡竿の元興寺への貸出記録だけでなく、後世「龍頭」の名^{6,4}で定着した幡竿頭部装飾がその名の通り龍を象つたものである事実からも認められるであろう。奈良時代においても、西大寺薬師金堂厨子では幡を銜える鳥として鳳凰ではなく鸚鵡が採用されている。

そして何より、こうした鸚鵡をも含む「鳥形」として広く解釈し直したとしてさえ、「仏の頭上を飾り」堂宇の中に仏（中略）が存在することを示す」とする内藤説は成立しない。屋蓋に鳳凰像を飾った興福寺講堂高座の中に「存在する」のは、言うまでもなく僧侶である。そして前節においても述べたように、西大寺には鳳凰像の飾られた薬師金堂だけでなく弥勒金堂があり、こちらの屋上には鳳凰像が揚げられていなかった。内藤はこの点に全く触れていないが、屋根の上の鳥形が屋内の仏の指標とされるものであったならば、こうした状況になり得ないことは言うまでもなからう。そもそも西大寺薬師金堂の屋上装飾は「非常に特色ある」^{6,5}と評される、日本の寺院建築において例外的な存在であり、一般論として敷衍できるも

のではないのである。

以上の通り、鳳凰と仏教との間に厳密な思想的結びつきはないと言わざるを得ない。

第四節 王権周辺における鳳凰の使用

しかし、それならば西大寺では何故あれほど鳳凰の意匠が多用されたのであろうか。

この疑問に最も明快な答えを示すのが、用例として最後に取り上げた伎楽面である。人間を表した面に限っても治道・師子兒・呉公・金剛・崑崙・呉女・力士・婆羅門・太孤・太孤兒・醉胡王・醉胡従と多種ある中で、既に述べた通り、鳳凰文が用いられているのは呉公および醉胡王のみであった。伎楽の演目の詳細は現在不明ではあるが、呉公・醉胡王はいずれも、その名の通り王侯の役柄である。中でも、醉胡王は醉胡従と共に喜劇的な役割を担うと推察されており、鳳凰という瑞鳥の持つ壮麗さや、まして仏の聖性には程遠い。と同時に、年若い美人をあらわした呉女に用いられていない点からして、この一揃いの伎楽面における鳳凰が特に意味のない美々しい

装飾意匠としての使用でもないことは明らかである。その面の役柄が王侯であることを示す符号としての役割を期待して飾られたものと考えざる外あるまい。

演劇における符号の成立に影響を与える可能性の最も高いのは、当然ながら現実世界のそれであろう。この伎楽面を有する西大寺に鳳凰の作例が多数存在したことは既に繰り返した通りであるが、西大寺とはそもそも孝謙（称徳）天皇個人の権力を基盤として創建された、きわめて特殊な寺院である。

その西大寺には二棟の金堂があり、そのうちの薬師金堂の棟上のみ鳳凰像が揚げられ、そしてその薬師金堂の中では、本尊たる薬師像ではなく「観世音菩薩唵像」を安置した厨子のみ鳳凰像が飾られた。

この厨子に施された特殊な装飾は鳳凰像だけではない。前に引用した史料に見られる通り、「雲間錦」の「敷褥一枚」が設けられていたのである。「雲間」とは当然「縹縹」の意であるから、鳳凰像の飾られたこの厨子には縹縹錦の褥が敷かれていたことが分かるが、言うまでもなく、縹縹錦とはいわゆる天皇家の人々のみ許されるものである。そして、多数の仏像の置かれた同寺において、縹縹錦の褥の設けられた例は、鳳凰像の屋蓋装飾と同じく、この厨子が唯一

であった。

以上の諸点を考え併せれば、この厨子における鳳凰像が、伎楽面同様、王権の象徴としての意味を込めて用いられたものであることは明白であろう。直接的な文献資料こそ欠くが、こうした傍証から推察するに、中に安置された観音菩薩像は天皇家の人物、おそらくは孝謙天皇その人に擬せられた像であった可能性が高い。同寺薬師金堂の鴟尾上鳳凰像は、堂内に「仏」一般とは性格の異なる、そうした特殊な像を納めていることを誇示するために設けられたものと考えざるべきである。

さて、孝謙天皇がこのように象徴的に鳳凰を用いていたとなると、『土右記』記載の女帝礼冠の鳳凰についても、女性としてのある程度一般的な装飾として飾られたものではなく、自らの立場を示す意匠として飾ったものと見なすのが妥当であろう。

西大寺薬師金堂厨子と同様に屋蓋中央に鳳凰像を飾る例としては、前掲の興福寺講堂高座⁶⁶。およびはるか後代の例たる鹿苑寺金閣・慈照寺銀閣を除けば、わずかに高御座および鳳輦が挙げられるに過ぎない。言うまでもなく、高御座・鳳輦はいずれも天皇以外には使用の許されない物である。鳳凰像を戴くという特徴的な形状がいつ以来のものかは明らかでないが⁶⁷、こうした傾向の認められることは

重要であろう。特に高御座の場合、平安時代前期には鳳凰像の存在が確認できる⁶⁸。

なお、高御座上の鳳凰像に関しては内藤も触れ、「仏の頭上を飾る鳥」との自説を適用した上でこれも法隆寺金堂天蓋像などと「全く同じ発想」と断じている。もつとも、高御座の中に座すのは通常仏像ではない⁶⁹。ためか、鳳凰の図像学的意味を「堂宇の中に仏や王が存在することを示す」ものとやや広義に言い直してもいる。鳳凰の第一義的使用目的はあくまで仏教荘嚴にあるが、敷衍的に世俗王権周辺でも用いられる場合もあつたと見る立場と言つてよからう。明言されてはいないが、世俗王権における鳳凰の意匠の採用背景に仏教の威光を借りるといふ目的をも想定しているかもしれない⁷⁰。

しかしながら、仏の場に鳳凰を盛大に飾つたことの知られる最初の例たる興福寺東金堂においては、仏教と何ら関係がない上にそれ単独では装飾性にも欠ける「桐花形」が鳳凰像と共に飾られた。この問題については別稿で詳しく述べるが、周知の通り、桐は伝承上、祥瑞たる鳳凰が地上において羽を休める唯一の木とされている。すなわち、その桐と組み合わせられた鳳凰は祥瑞として地上に舞い降りたさまを表したものと見え、政治的意味合いがきわめて強い。実際、この鳳凰像および「桐花形」は、橘三千代一周忌という特殊な法会

のために「皇后宮職によつて行なはれた」⁷¹造営の一部であつた。仏教荘嚴からの派生として王権の周囲にも鳳凰が華やかに飾られたと見るよりは、明瞭な政治的意図に基づいた示威的使用が仏の空間にまでなされた例と考える方が妥当であろう。

奈良時代の鳳凰の作例で示威的性格の明らかな例としては更に、平城宮跡出土の鳳凰文鬼瓦が挙げられる。これは天平一七年（七四五）の遷都以降のものと推定されており、奈良時代末の、西大寺創建と大きく時を隔てぬ時期に新たにデザインされた品であつた。平城京の他区域からは発見例がなく、西大寺に見られる鳳凰の諸作例と同じ動機に依ると考える外ない。王宮棟飾における鳳凰文は、その後の平安宮において豊楽院・朝堂院に用いられた緑釉鴟尾にも見ることができ、平城宮鬼瓦・平安宮鴟尾はいずれも、鳳凰文の例が複数知られる一方で、他の神獸等を飾つたものは一例たりとも出土していない。四神として飾られたものではなく、王宮に飾られる意匠はあくまでも「鳳凰」であることそれ自体が重要であつたと推察されよう。

おわりに

以上の通り、遅くとも八世紀半ばには既に鳳凰が王権の象徴的存在として扱われていたことは間違いない。それも、鳳凰の伝来が飛鳥時代以前のことであり、鳳凰文は仏教荘嚴や世俗の裝飾意匠としてしばしば用いられていたことを思えば、王権の象徴としての使用が中国からの伝来が不正確であったための誤解によるとは考え難く、そうした使用は意図的なものであったと見る外ない。中国皇帝の象徴たる龍が日本の天皇周辺で同様に用いられた形跡のほぼ皆無であることも、この点を裏付けよう。日本では、王権を正当化する存在として龍ではなく鳳凰が意識的に選択されたのである。特に孝謙天皇は、鳳凰をきわめて象徴的に、王権の象徴として用いたようである。

しかし、中国からの文物の摂取に熱心であった当時であって、中国できわめて広範囲に多用されていた華やかな裝飾文様たる鳳凰文がその地位を失うはずもなかった。いわゆる天皇家側では自らの権力誇示という明確な意図を持っていたものの、実際には聖俗問わず広く富裕層に行きわたり、中国においてと同様に美麗な、単に「おめでたい」鳥として賞玩されていたのである。

しかし、平安時代に入ると、本章で述べたような寺院等における

鳳凰の使用例がほぼ完全に消え去り、天皇家による鳳凰文の独占が顕著となる。そして中国において一般的であった神仙世界の生物としての性格すらも失い、鳳凰は王権を象徴する、純然たる符号へと変質する。

ちょうどその過渡期にあたる奈良時代は、中国においてと同様の多様性に富む美麗な瑞鳥としての性格と、新たに喧伝されるようになった王権を正当化する存在としての性格とが混在した時期であった。天皇家による使用の多くには明らかにそうした意図が窺われる一方で、単純に鳳凰の姿を賞美する風潮も確実に存在する。天皇家側では鳳凰を自己の権力を裏付けるものと位置づけたが、天皇家以外の鳳凰文の使用についての規制等はなされず、また王権の象徴としての符号性も未だその浸透には至っていなかったため、そうした使用が自主的に憚られることもなかったであろう。

なお、鳳凰が王権を正当化する存在として選択された背景には、鳳凰の姿で表現されることの少なくなかった日精^{7,2}との関連が想定されるが、この点については今後の課題としたい。

¹ 「有羽之蟲三百六十、而鳳皇為之長」(『大戴禮』「易本命」)、「鳳

皇集于上林、群鳥従上以千万数、以其衆鳥之長」(『論衡』「講瑞」など。なお、「鳳皇」は鳳凰と同義。

2 中村晶子「鳳凰の足」「対趾足」図像の起源と伝播」、「言語社会」五、二〇〇一。

3 冉万里『唐代金銀器文様の考古学的研究』、雄山閣、二〇〇七。

4 乾元元年(七五八)の元日朝賀儀礼においてのもの。

5 猪熊兼樹『有職文様』日本の美術五〇九、至文堂、二〇〇八。

6 勝木言一郎『龍』日本の美術五一〇、至文堂、二〇〇八。

7 勝木言一郎前掲書。なお、宋代における皇帝の龍文独占に関しては宮崎市定の「二角五爪龍について」(『石田博士頌寿記念東洋史論叢』一九六五)が詳しい。

8 猪熊兼樹前掲書。

9 『日本紀略』弘仁十一年(八二〇)二月甲戌条・「貞観格」。

10 田中敏雄「桐鳳凰図について」『絢爛たる大画』花鳥画の世界四、学習研究社、一九八二。

11 『日本書紀』白雉元年(六五〇)二月戊寅条。日本の文献における鳳凰の初見記事でもある。

12 高橋宗一「我が国における鳳凰とその図像」『研究紀要』、東京音楽大学、一九九一。

13 ただし、ここに龍が含まれていない点は注目すべきかもしれない。

14 正史においても鳳凰の来訪が頻繁に記されており、「冬十月鳳皇集東海、遣使者祠其處」(『漢書』昭帝本紀始元三年条)、「夏四月鳳皇集魯郡(中略)大赦天下」(『漢書』宣帝本紀地節二年条)、「三月詔曰迺者鳳皇集泰山、陳留甘露降」(『漢書』元康元年条)などを挙げることができる。

15 東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」『日本歴史』二五九、一九六九。

16 なお、延喜治部省式の祥瑞品目は開元令においてのそれにほぼ倣ったものである。

17 玉虫厨子では宮殿背面の画面左右にも一對の、須弥座背面腰板鳳凰に似た尾羽を有する鳥が描かれている。しかしながら頭部裝飾の形が大幅に異なり、頸も太く短いなど、空想上の存在とはいえ同一作品における同種の鳥の描写とは言いかねるばかりか、判断の指標となる仙人も乗っていないため、筆者はこの鳥を鳳凰ではないものと考えている。

18 矢部良明「鳳凰を想い、象る心」『鶴・鳳凰』日本の文様一三、小学館、一九八八。本論第二部第一章。

19 なお、同書においても「御硯水入」の裝飾文様としては「鳳凰打」との表記がなされており、同書を著した頭真が「鳳凰」文を知らなかったわけではないことが分かる。

20 『大日本古文书』編年編一。この史料は二〇一一年六月のサントリ美術館における講演中で内藤栄によって紹介されたものである。なお、同作物帳には鳳凰幡と同じく堂内の裝飾品であったと思われる「桐五十二枚」および「桐花形七十八枚」の記述も見られるが、この点に関しては桐竹鳳凰についての別稿で詳述する。

21 上下の嘴の間に挟む字義通りの「咋」だけでなく、鳳凰像の頭部(下嘴・顎など)に鏝などを取り付け、それに幡を吊り下げた形のものも含む。法隆寺金堂天蓋像はこの例。

22 同史料には他に「高座宝蓋幡十二首」の作料も残っているが、こちらは「首別長六尺五寸」である。

23 伊藤信二『幡と華鬘』日本の美術五四二、ぎょうせい、二〇一一。もともと、引用史料に見られる通り、金銅板が用いられたのは幡頭のみであった点で中世以降の玉幡とは異なる。

24 『大日本古文书』編年編二四所収。

25 この断簡は以後も続いており、「鳳形」の他の作料に関する記録

が失われたわけではない。

²₆ 注二〇の「桐花形」などと同じく、この「鳳形」の材料としてあえて桐を選んだ背景にも桐竹鳳凰との関連があったものと思われるが、注二〇同様、別稿に譲る。

²₇ 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」、『日本建築史の研究』、桑名文星堂、一九四三。

²₈ 『阿弥陀院宝物』（神護景雲三年（七六七）八月三十日）（『大日本古文书』五・『新校群書類従』一九所収）。福山敏男はこの史料を東大寺の阿弥陀堂のものとしているが（『大和法華寺』『日本建築史の研究』、桑名文星堂、一九四三）、根拠が明示されていないため、本章においては特定不能ながら大寺の別院のものとして扱おう。

²₉ 「金銀墨画」による種々の「飛鳥」の中に鳳凰が描かれた厨子の実例としては当麻寺曼荼羅堂曼荼羅厨子がある。

³₀ 「鳳吐流蘇帶晚霞」（魯照鄰『長安古意』）。前野直彬注解『唐詩選』（上）（岩波書店、二〇〇〇）によれば、「流蘇は五色の糸をまとめて垂れ下げたようにした飾り。車や帳（カーテン）などにつける。その上に鳳凰の飾りがついているのを、鳳が流蘇を吐くと表現したもの」。

³₁ ただし鳳凰形装飾に関する文献上の初出は延暦二二年（七九三）の「東大寺使解」（『大日本古文书』二五所収、「正倉院御物出納文書」七）まで降る。なお、この礼冠が光明皇太后のものであると記す最古の文献は斉衡三年（八五六）の「礼服礼冠目錄」（『大日本古文书』二五所収、「正倉院御物出納文書」二七）。

³₂ 正倉院北倉一五七「礼服御冠残欠」。

³₃ 原田一敏「金工にみる鳳凰、迦陵頻伽」、日本の文様一三『鶴・鳳凰』、一九八八。

³₄ 高橋宗一前掲論文。

³₅ 山田良三「許波多神社の鳳凰・宝相華文銅象嵌半舌鏡」、網干善教先生古稀記念論文集刊行会編、『網干善教先生古稀記念考古学論集』下、一九九八年三月。

³₆ 内藤栄「工芸品に表わされた鳳凰と獅子」、『不滅のシンボル 鳳凰と獅子』、サントリー美術館、二〇一一。

³₇ 『土右記』長元九年（一〇三六）七月四日条。記録としては一世紀のものであるが、言うまでもなく平安時代に「女帝」が立ったことはないため、奈良時代に用いられた装束に関する記載と見て間違いない。

³₈ 冠装飾に「鳳凰」を用いる先例としては新羅の金冠（瑞鳳塚出土、国立中央博物館蔵）が挙げられる。しかし冠本体の形式および出土以来「鳳凰」と呼ばれる稚拙な鳥形ともに類似点は認められない上、こうした冠装飾が新羅において一般的であったわけではない（この一例のみで、類例は見つかっていない）ため、影響関係はないと考えるのが妥当であろう。

³₉ 『中国文化史大事典』、大修館書店、二〇一三。

⁴₀ 現存する同残欠の鳳凰は金銅製。同様に「葛形裁文」（現状断片のものを含む）は純金製・金銅製・銅製のそれぞれが伝わっているものの、銀製あるいは金銀製のものはない。

⁴₁ いずれも同残欠として共に伝わっている葛形裁文および真珠・瑠璃玉垂飾のことかと思われるが、全形等は不明。

⁴₂ 『興福寺流記』、『興福寺叢書』一（大日本佛教全書一二三）所収。

⁴₃ 『校刊美術史料寺院編』（上）所収。ただしこちらの記述ではその幡竿がいつ以来同寺に存したものか不明。

⁴₄ 「庇廊」は廻廊を指すと考えられるため、廊の「以外四角」は

廻廊外の四隅の露天に立てられたものかと推測される。

⁴ 言うまでもないが、こちらの形式の場合、鳳凰像を貸し出している二株の幡竿においては幡を飾ることができなくなる。そうした状態の幡竿をそのまま放置したばかりか宝物として記録するとは考え難いとの見解もあるが、後述の西大寺の例に見られる通り、当時幡竿は建築物と並んで扱われる場合もあった。これは幡竿が重視されていたというだけでなく、恒常的な設備であったことの証左でもある。『株』との単位から考えても、問題の幡竿が地面に打ち立てた恒常的設備であった可能性は高い。そうしたものであるならば、たとえ幡を飾るといふ本来の目的を果たすことができない状況であっても撤去されはしないと考えられるため、鳳凰像が幡本体を銜える形式であった可能性も完全には否定できない。

⁴ ただし材質は不明。
⁴ 資財帳と『春日権現験記絵』とのこの不一致については、別稿で論考を行なう予定である。

⁴ 『寧楽遺文』(中)・『西大寺全』(奈良六大寺大観一四、岩波書店、一九七三)所収。本章での引用は『西大寺全』において略されている「六角漆殿」および伎楽面を除き『西大寺全』に依った。

⁴ 絵画においては、長香寺(京都)所蔵の観経十六観変相図・延命寺(大阪)所蔵の兜率天曼陀羅図にそうした例を見ることができ、いづれも一三世紀の作例である上、同時代の絵画作品においても一般的な例とは言い難い。

⁵ 内藤栄前掲論文。

⁵ 高麗の小型模型の例ではあるが、完形品としては湖巖美術館蔵の金銅製龍頭宝幢(一〇〇一―一世紀)が参考になる。また、堂宇と並んで数えられるに足るほどの大型幡竿頭部装飾の実例としては、やはり朝鮮半島から、統一新羅時代の、高さ六五・五cm

にもおよび金銅製龍頭(八―九世紀)が出土している(国立慶州博物館蔵)。「西大寺資財流記帳」に幡竿頂の鳳凰像の大きさ

⁵ についての記録はないが、この金銅製龍頭に近いものである。「幡竿」が屋内の小型品、「幢」が屋外の大型品を指していた可能性も考えられるが、前述の通り興福寺の例の設置場所が不明なため、便宜上このように取り扱う。なお、朝賀に用いる幢旗類の様式を伝えるとされる『文安御即位調度図』を参照すれば「幢」は幡を吊り下げるものではなく、竿の頂に装飾物を据えた形の、幡を要しないものを指したと考えられるが、この史料の絵画資料としての信憑性はきわめて低く(所功「高御座の伝来と絵図」『京都産業大学世界問題研究所紀要』一〇、一九九〇年)、幢幡それぞれの定義に関する決定的資料とはならない。

⁵ 『西大寺資財流記帳』には続いてもう一基、「六角殿」を付属物として備えた厨子の存在が記されている。こちらの「六角殿」は「紫土塗」で、鳳凰像は飾られておらず、全体的に簡素であった。

⁵ 竜村謙「鳳凰の文様」(『美と工芸』一〇五、一九六五年九月)・渡辺素舟『東洋文様史』(富山房、一九七一年四月)・宮次男「極楽再現」(『平等院と南山城の古寺』日本古寺美術全集一五、集英社、一九八〇年三月)・田中敏雄前掲論文・矢部良明前掲論文・高橋宗一前掲論文・小川洋一「日本仏教における鳳凰の受容について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一一、二〇一〇年)・内藤栄(前掲論文)など。ただしこのうち田中・高橋は鳳凰が本来的には仏教と無関係であることを明言しており、小川もそうした立場である可能性がある。もともと小川の場合、「極楽に鳳凰がいるという伝承」については「日本で作られた」との見解を示しているものの、より広い仏教全般と鳳凰との関係性については直接触れておらず、明らかではない。なお、小川の言う「極楽に鳳凰がいるという伝承」については別稿で取

り扱う。

一具のものは一例と数えた。ただし伎楽面は呉公・醉胡王それぞれで一例とした。

56 金銅鳳形裁文(南倉一六三)・金堂華鬘形裁文・幢幡鉸具(南倉一六五第一号・二七号)・銀薰炉(北倉一五三)。開眼会に使用された可能性が高いとは言えないものの、莊嚴具・仏具・法具として使われたであろう品には他に花喰鳥刺繡裂残片(幡類残欠)(南倉一八五第一二八号櫃雜第三二号)・金銅水瓶(南倉二四)がある。密陀絵盆(南倉二九)にも鳳凰を描いたものがあるが(第一一号)、用途を明確にすることはできない上、鳥を描いた例は他にも多い(第三号・第九号・第一〇号・第一二号・第一三号・第一四号・第一六号)。なお、法隆寺には裏面に鳳凰の姿をあらわした光背(木造・八世紀)も伝わる。

57 幢幡鉸具には鴛鴦・八頭のものもあり、銀薰炉では獅子が鳳凰と相對するものとしてあらわされている。また、東大寺の屏風であった赤地鳳凰唐草丸文藤纒繩・茶地花樹鳳凰文藤纒繩(いずれも北倉一八二)には藤纒の鳳凰文が施され、やはり使用場面が不明ではあるが東大寺の金銅幡(南倉一五六)では、鳳凰の姿はないものの水鳥と思しき双鳥文が透彫されている。また、蓮を象っていることから仏教莊嚴としての色合いが強いと考えられる漆金薄絵盤(いわゆる香印坐。南倉三七、甲・乙)では鳳凰の他に迦陵頻伽・鳧雁・鴛鴦が花卉型一枚あたりにつき一モチーフずつ配されており、鳳凰の優位性を認めることはできない。

58 北倉四二の第一号・二号・三号・一二号・一七号、南倉七〇の一号・九号・一二号・一三号。南倉七〇第七号にも鳳凰と見なし得る特徴的な尾羽の鳥があらわされているが、これについては後述。

59 正倉院御物に見られる鳥文様については柿澤亮三・平岡考・中

坪禮治・上村淳之「鳥の羽毛と文様」(『正倉院紀要』二二、二〇〇〇)が詳しい。本章においても一部を除きこれに従った。

60 鏡については鎮壇具ともされたために微妙な問題をはらむが、仮に当時宗教的意味合いが強かったとしても、仏教に限定しての意識であったとは考えられまい。なお、元の形状・用途が全く不明ながら、正倉院御物における鳳凰の作例としては他に赤地鳳凰尾唐草丸文藤纒繩(古屏風装古裂)(南倉一四八、第六三号の一)が知られる。

61 内藤説は室町時代までも範疇に含んでの話であるが、便宜上、ここでは本章の取り扱い年代に限ることとする。

62 制作年代そのものの差は約一世紀にとどまるが、法隆寺の建造物はしばしば言及されるようにきわめて古式なものである。金堂と同時期に製作されたと考えられる鳳凰像に関しても、作品の備える時代性はより古いものである可能性が高い。

63 前掲の柿澤亮三・平岡考・中坪禮治・上村淳之論文や昨鳥文に関する諸論考において鳳凰文が他の鳥と同列に論じられていることからこの点は明らかであろう。

64 幡竿頭部装飾としての龍頭の日本における作例としては極楽寺(岩手)所蔵の銅龍頭(一一世紀)・竜光院(和歌山)所蔵の天蓋幡(一二世紀)が古い。文献上の初出は、管見の限り永延三年(九八九)の「円融院御灌頂記」(『大日本史料』二の一)。

65 太田博太郎「西大寺の歴史」『西大寺全』奈良六大寺大観一四、岩波書店、一九七三。

66 興福寺講堂高座が鳳凰像で特別に飾られた理由としては、南京三会の一つたる維摩会が想定されるが、前述の通り一四世紀初頭までに鳳凰像の数が減らされている事実は看過できない。この点については別稿で詳述する。

67 平安宮以前の高御座については、形状だけでなくそれ自体に関しても当初は恒常的設備ではなかったとする説など諸説あり、

明らかでない。

⁶⁸ 『延喜式』（卷十五内蔵寮式および卷十七内匠寮式）。ただし卷十五内蔵寮式の「高御座料」に関する部分は弘仁式以来の記述を引き継いでいると考えられている（所功前掲論文）。

⁶⁹ ただし宮中御齋会の際は別。

⁷⁰ 内藤は仏教の伝来当時既に鳳凰が仏教の莊嚴意匠として定着し、両者が不可分の関係にあったと見ている。中国や韓国、あるいは日本にしてもその伝来当時に話を限るのであれば、筆者もこの点については内藤と同意見であるが、筆者は日本においてはその後両者が意図的に分離されたと考えている。この点については別稿で詳述する。

⁷¹ 福山敏男、註二八論文。

⁷² 西川明彦「日像・月像の変遷」『正倉院紀要』一六、一九九四。

第三章

鳳輦と葱花輦

はじめに

輦輿とは、小規模の屋形の下に取り付けた轆を人が昇く形式の乗物、すなわち輿の一種である。天皇や皇后、皇太子、神といった存在だけが使用できるものとされていた。

字義からすると、「輦」は人力で運行される有輪の乗物を指すため、本来であれば「輿」とのみ呼ばれるべき形式である。しかし、輿の中には轆を腰の位置で手に持つことで支える腰輿が含まれる上、「輦」は早くから輿と混同され、輿を「輦」と呼ぶことが通例化しているため、本論では肩で轆を支える形式の輿については「輦輿」の名を用いる。

さて、その輦輿であるが、屋形の蓋上装飾の形状から、基本的には二種類に分けられる。鳳形（鳳凰像）を戴いた鳳輦と、葱花形を飾った葱花輦である。【挿図一】。

そして、『国史大辞典』および『有識故実大辞典』によれば、そのうち鳳輦が「天皇の行幸の際の正式な乗物」であるのに対し、葱花輦は「臨時の行幸などの略儀」に用いられるものであった。その上、

両辞典によれば、鳳輦の使用は実在の人物としては天皇のみであったが、葱花輦を使用し得る人物は鳳輦よりは多く、皇后や皇太子が用いた輦輿はこちらである。これらの点からすれば、葱花輦が鳳輦よりも格の劣るものとされていたことは間違いない。

しかしながら、その格の劣る葱花輦は、『国史大辞典』および『有識故実大辞典』にも明記されているように、「諸社の行幸用を流例とする」ものでもある。そして、葱花輦のそうした使用に関する初出は、古く『西宮記』までも遡る。

葱花輦については、従来、「略儀」の行幸用という点ばかりが強調されてきたが、「略儀」のための輦輿たる葱



挿図一：鳳輦（右）・葱花輦（左）（『年中行事絵巻』）

花輦が、「略儀」ではあり得ない神事行幸に、何故用いられたのであろうか。一二世紀以降の例ではあるが、伊勢神宮には神宝として鳳形が納められており、神事と鳳凰とが相容れないものであったとも考え難い。

この点についての考察のためには、言うまでもなく、神事行幸における葱花輦の使用、それもその規定化が認められる『西宮記』よりも前の段階における輦輿に関する情報が不可欠である。とはいえ、神事行幸における葱花輦の使用を記す文献として、『西宮記』を遡る史料はない。しかし、輦輿に二種の別があるという状況がいつ以来のもので、両者の成立時期に差があるとすれば、いずれが先なのか、といった点が明らかとなれば、せめてもの推測は可能となるかもしれない。

本章は、以上のような観点から、輦輿本来の形式を論ずるものである。

第一節 先学の見解

輦輿の研究はきわめて少なく、『西宮記』よりも古い時代を取り上げたものとなるとほぼ皆無に近い。

古くは松平定信の『輦車図考』があり、輦車全般の起源に関する所見も冒頭において示しているが、「叙」に「予はたゞ論説のちからもなく取捨の識もなければ心を盡して編集して他日の遺忘にそなへ

んとす」とある通り、基本的には多数の古例を書物から抄出した故実書であつて、故実の成立の由来に関する見解は示していない。

『輦車図考』以後も、輦輿についての言及は有職故実の分野における概説に止まっている。実用の乗物としての使用機会以外に関心が抱かれることはほぼなかったと言つてよい。

『西宮記』以前の輦輿に独自の見解を示した先行研究は、管見の限り、鳳輦を「奈良時代から用いられた」とする橋本義則の論考が唯一である。

橋本論文は、輦輿という儀式具に関する初めての本格的研究である。従来はわずかに辞典等で有職故実の一例として取り上げられるに過ぎなかった輦輿を研究対象として、古代におけるその使用者層や歴史的意義、そしてその変遷を論じた画期的論考であり、古代における輦輿の重要性を立証した。

しかしながら、輦輿という乗物の日本古代史上における重要性の指摘に重きを置いたものであるため、こと成立時期については、十分な論証が尽くされていないと言ひ難い。

橋本は、輦輿に鳳輦と葱花輦という二種の別が生じた時期がいつかという点は度々取り上げ、「遅くとも九世紀末、早ければ九世紀の初頭頃」には二種の輦輿が共に成立していた可能性が高いとの見解を示している。ただし、二種のうちの鳳輦については、「奈良時代から用いられた」とするものの、十分な根拠は示しておらず、註において「天皇の御輿は本来いわゆる鳳輿で、のちに葱華輿が加わったのではないかと推測される」と触れるのみなのである。説得力には

欠けると言わざるを得ない。

鳳輦の成立を奈良時代以前、葱花輦の成立を九世紀とする橋本は、自説の根拠として、古い史料には輦輿の種類を示す名称が認められない点、そして九世紀初頭頃に輦輿の二種の別が確認できる点を挙げるに過ぎない。これだけでは、二種のうち鳳輦の成立が葱花輦に先立つものであったと見る必然性はなからう。葱花輦が先であった可能性や、二種が同時に成立していたがその種別までは特に記録されなかったに過ぎない可能性も考えられる。

ただし、鳳輦に関しては、『輿車図考』に「鳳輿は唐の鳳輦なり」と見え、他にも「唐令に倣つたもの」とする鈴木友也²⁶⁾の見解がある。橋本が鳳輦こそ輦輿本来の形式と見なす根拠もおそらくはここにある。なお、鈴木の見解は神輿についての概説におけるきわめて簡略な言及であって、橋本説と同様に、十全な論証がなされたものではない。また、鳳輦に限らぬ輦輿に関しても、出雲路通次郎²⁷⁾は「形式の起原^{マタ}については、更に唐制を考えるべき」と指摘している。

ちなみに、前掲の『国史大辞典』『有識故実大辞典』にも鳳輦が平安時代中期以降は「和様」化したとの記述があり、具体的な記述こそ欠くものの、鳳輦という形式は中国伝来のものと見なす意識がやはり窺われる。なお、両辞典に鳳輦あるいは葱花輦の成立時期に関する言及は一切ない。

以上、きわめて漠然としてはいるが、輦輿の成立時期に関する通説をまとめるならば、輦輿のうち鳳輦は中国伝来の乗物であり、早

くも奈良時代には日本でも用いられ、その使用は以後も引き継がれたが、細かな形式に関しては平安時代中期以降の和様化によって変化した²⁸⁾とならう。葱花輦の成立時期については特に触れられていないため、憶測になるが、こうした見地に立つ場合、その成立は鳳輦の「和様化」に伴うものと捉えられているのではないかと推測される。

冒頭で述べた通り、鳳輦・葱花輦はともに天皇の乗物であるが、古記録を参照する限り、葱花輦は使用機会も少ない。鳳輦こそが正式の輦輿であり、かつ本来の形式でもあるとする見解は、古記録におけるそうした使用状況からすれば、きわめて自然とも言える。鳳輦に飾られる鳳凰という瑞鳥が、その姿も概念も中国で考え出されたものであったことを思えば、なおさらであろう。

先学の見解から窺われるこうした見方は、それ自体の蓋然性は高く、破綻もない。唐文化の模倣と見なすのも、時代性からすれば至極当然である。葱花輦との先後関係について再考の必要があるとはいえ、結果として、以上の通説の正しさが確認されるに過ぎないのではと思われるほどである。

しかしながら、通説から窺われるこの見方には、少なくとも一点、きわめて大きな、致命的欠陥がある。

言うまでもないが、模倣とは、既存のものを真似ることを意味する。すなわち、天子による鳳輦の使用が唐文化の模倣であるならば、当然、唐における鳳輦の使用が確認できなければならぬ。にもかかわらず、概説・先行研究において、その点についての言及はない²⁹⁾。

はたして当時の中国に鳳輦はあったのか、という、きわめて基本的なところから再考せねばならないのである。

第二節 中国の鳳輦

結論から言えば、中国の造形作品中に、形状面において日本の鳳輦にあたるものを見ることはできない。残念ながら唐代の天子の乗物を描いた作品を見つけることはできなかったが、天子の事物か否かを問わず、中国には、人が肩に担ぐ形式で、かつ屋蓋中央頂に鳳形を飾った乗物の例自体が、少なくとも定型としては存在しないようである。

『唐六典』・『通典』

「開元十年（七二二）編纂に着手してから前後十六年を費して成った」という『唐六典』⁵¹巻十一、および貞元年間（七八五〜八〇五）に成立した⁵²と言われる『通典』⁵³礼二十六には、輦輿のこととして「輦有七、一曰大鳳輦、二曰大芳輦、三曰仙遊輦、四曰小輕輦、五曰芳亭輦、六曰大玉輦、七曰小玉輦」とあり⁵⁴、「大鳳輦」の名が見える。七種の輦の筆頭に挙げられていることから、おそらくこの中では重視されていたものであろう。しかしながら、「大芳輦」以下同様、その具体的形状・構造についての記述は伴わず、「大鳳輦」なる名がその形状に基づくのかさえ、この一語のみでは判別できない。

この点を判断するには、他の輦の名称の分析が必要である。

七種の輦のうち、「小輕輦」および「大玉輦」「小玉輦」が外見上の特質に由来する名であることは明らかであろう。ただし、「大玉輦」「小玉輦」の名はともに輦の大きさあるいは格の上下、および装飾の材質を示すに過ぎず、「小輕輦」に至っては装飾面に関わる語が一切ない。とはいえ、「小輕」である以上、装飾品はなきに等しい簡素なものであったと見るのが自然であろう。材質ではなく、装飾品の形を名称に取り入れた日本の鳳輦といずれも根本的に異なると言わざるを得ない。

「仙遊輦」の場合、神仙の姿を描くなどしたもののか、それとも絵画等に表された神仙の乗物の具現化を意図したものかは不明であるが、いずれにせよ、神仙の遊ぶ様子をイメージして作られたものと推測される。具体性にこそ欠けるが、形状に基づく名であることはほぼ確かと言ってよい。日本の鳳輦が、神仙世界の生物たる鳳凰の像を飾ったものであることを思えば、性質としては遠からぬ例と言えるかもしれない。しかし、日本の鳳輦が蓋上に据えられた鳳凰の立体像に由来する名称であるのに対し、上に挙げた二つの可能性はいずれも、蓋上装飾を特に重視した例とは見なし難い。

もちろん、日本の鳳輦同様に、蓋上装飾として神仙の像を作り、屋蓋に飾った可能性も否定はできず、その場合、「大鳳輦」が日本の鳳輦と同じ特徴の形式であった可能性は高まる。しかしながら、「大鳳輦」「仙遊輦」がともに特徴的な蓋上装飾を反映した名称であるならば、両者は対を成す存在と捉えられるのが自然ではなからうか。

そして、それならば当然、七種の輦のうち「仙遊輦」の記される箇所は「大鳳輦」の直後となるはずであろう。にもかかわらず、実際にはそうなっていない。「仙遊輦」および「大鳳輦」の名称が共に蓋上装飾の形状に基づく可能性は低いと見るのが妥当である。

「大芳輦」「芳亭輦」の場合、「芳」が花の意とすれば、視覚面における装飾を名称に組み込んだ例と言え、日本の鳳輦の場合に近いかもしれない。しかし、「芳」の第一義はあくまで香であって、花の意で用いる場合でもその点は変わらない。仮に生花を飾るものであったとしても、「大芳輦」および「芳亭輦」の最大の特徴はその芳香にあったと見るべきであろう。なお、当然ながら芳香が生花によるものである必要はなく、香木等の可能性もあり、また、「芳」の字は単なる美称として用いられたに過ぎない可能性も否定できない。いずれにせよ、日本の鳳輦のような、蓋上装飾の形状に由来する名称からかけ離れた名であることは確かである。

以上の通り、『唐六典』『通典』に「大鳳輦」の名が見えるとはいえ、輦輿条に見られる他の輦の名称からすると、「大鳳輦」が日本の鳳輦と同様の形式であった可能性が高いとは言いがたい。

『事物紀原』

『唐六典』『通典』の「大鳳輦」に関する文は宋の『事物紀原』に鳳輦条にも引かれており、そこには「曰唐輦有七、一曰大鳳輦、前世無文、疑唐所造也、今止曰鳳輦」とある。『事物紀原』の成立年代は不詳であるが、これの編纂された頃には「大鳳輦」ではなく、単に

「鳳輦」とのみ呼ばれていたらしい。そしてまた、「前世無文」との記述から、この頃には「文」、すなわち何らかの文様があったこと、かつ、「疑唐所造也」とある通り、その文様は唐代に新たに付されたものと考えられていたことが知られる。

先の引用文は短いが、『事物紀原』における「鳳輦」についての記載のほぼ全て、すなわち、『事物紀原』撰者が「鳳輦」について記す必要を感じ、記すことの可能だった事柄の全てである。「疑唐所造也」といった推測までが加えられてなおこのみで、かつ、そうした推測がなされるほどに注意が向けられたのは「文」であった。蓋上装飾に関する言及は一切ない。この「鳳輦」に装飾として鳳凰が施されていたとしても、それは日本の鳳輦のような蓋上装飾ではなく、「文」のみであったと見るのが自然であろう。そして、それは元々「鳳輦」にあったとは考えられておらず、後世に付け加えられたものと見なされていた。具体的な言及を欠くこの「文」が、仮に鳳凰文で、かつ、きわめて目立つ形であったとしても、さして重視されてはいなかったらしい。

具体的な形状こそ『事物紀原』の記述だけでは不明であるが、そこから窺われる認識からすれば、宋代の「鳳輦」は、呼称こそ同じとはいえ、鳳形を飾った輦であるがために鳳輦と呼ばれ、葱花形を飾った輦である葱花輦と区別される日本のものとは完全に別物と言わざるを得ない。

『宋史』

幸い、宋代の「鳳輦」に関する記述は『事物紀原』のみではない。その形式についても、『宋史』²⁸輿服志一から詳しく知られるのである。

鳳輦、赤質、頂輪下有二柱、緋羅輪衣、絡帶、門簾皆繡雲鳳、頂有金鳳一、兩壁刻画龜文、金鳳翅前、有軾匱香炉香宝結帶、下有句闌二重、内設紅錦褥、長竿三、銀飾梯、行馬、主輦八十人、法駕鹵簿、不設鳳輦

とあり、本論の問題意識からすれば当然、「頂有金鳳一」の部分が注意を引く。しかしながらこれは、「金鳳翅前、有軾匱香炉香宝結帶」とある通り、「軾」や「匱香炉」などの位置と関係づけられたものである以上、蓋上装飾ではない。「門簾皆繡雲鳳、頂有金鳳一」との記述からも、雲鳳文を刺繍した「門簾」の最上部に飾られた飾金具と見るのが妥当である。なお、「軾」は林巳奈夫²⁹によれば「つかまつて體を支へるためのもの」とのことで、乗物屋形部分の前方下部に設けられる横木である³⁰。「匱香炉」「香宝」「結帶」については不明であるが、軾の部位からすれば、いずれも乗物屋形内の前を除く三方にそれぞれ設けられたものと推測される。「金鳳」は四方の「門簾」それぞれの上部に一体ずつ飾られたのであろう。

なお、この史料において蓋上装飾と見なし得るものは「頂輪」のみであるが、『宋史』卷百五十、志第百三、輿服二には「徽宗政和三年（一一一三）、議礼局上皇后車輿之制、重翟車、青質、金飾諸末、間以五采、輪金根朱牙、其箱化有以重翟羽、四面施雲鳳、孔雀、刻鏤龜文、頂輪上施金立鳳、耀葉」とあり、重翟車蓋上の「頂輪」の

上に「金立鳳」が飾られたことが知られる。すなわち、「頂輪」は蓋上装飾ではなく、現在の傘で言う菊座に相当するものらしい。そして、政和三年の皇后のこの乗物では、蓋上装飾として「金立鳳」が据えられた。ただし、「耀葉」と共に飾られたのであり、「金立鳳」単独ではない。日本の鳳輦の蓋上装飾とは明らかに異なる。そして、この例において、「頂輪」上の「金立鳳」の存在が特記されているという事実からは、「金立鳳」が「頂輪」上の装飾物として一般的なものでなかったことも窺われる。

なお、名称こそ「鳳輦」ではないものの、『宋史』に見られるのと同様の軾の前の「金鳳」の存在は、『旧唐書』³¹および『新唐書』³²記載の皇帝の乗物にも認められ³³、それは宋代にも受け継がれた。「金鳳」は「鳳輦」独自の要素ではなかったのである。それはまた裏返せば、「鳳輦」における鳳凰という要素がきわめて表面的なものに過ぎなかったことをも示している。先述のように、『事物紀原』において「門簾」の雲鳳文を指すであろう「文」が重視されていない点からも同じことが言える。

以上の通り、中国の「鳳輦」屋蓋中央に鳳形はなく、それ以外の点でも日本の輦輿に似たところは認め難い。日本の鳳輦の祖型を中国に求める説に無理があるのは明らかである。

第三節 文献史料における鳳輦と葱花輦

本論における鳳輦の定義は、屋蓋中央頂に鳳形を飾った輦輿であり、葱花輦とはその蓋上装飾が葱花形ものを指す。すなわち、輦輿の種類を文献史料から判断するには、蓋上装飾そのものへの言及のあるものが最適である。

とはいえ、そうした例の初出は、『中右記』。永久二年（一一一四）八月三日条まで降る¹⁵。

今夕依欲有行幸、令装束御輿之處、已鳳輦也、竊招大夫史盛仲云、如此時多用葱花、而鳳輦也如何、大夫史答云、尤可然、仍尋葱花御輿之處、今月下旬可有賀茂八幡行幸、為修理於事取成散々也、仍令装束鳳輦也、但只取遣葱花許、暫取置鳳形、仮居葱花之間、行幸今日延引、来八日可有之由、被仰下也

ここから、以下のことが知られる。すなわち、行幸のために鳳輦の装束を整えたところ、行幸の性質上、鳳輦ではなく葱花輦を用いるべきではないかとの意見が出たものの、葱花輦は同月下旬の賀茂八幡行幸を控えての修理中につき使える状態ではなかった。鳳輦が用意されたのは、葱花輦が使用不可能なための代替品としてである。しかし、そうした事情でもやはり鳳輦の使用は不適切と考えられたらしく、葱花輦の「葱花」のみが取り寄せられて、「鳳形」を一時的に撤去した鳳輦の鳳形部分に設置された。そうした手順を要したために行幸は予定よりも遅れたが、一時的に鳳輦を葱花輦としたために無事執り行われたのである。

この史料は橋本も取り上げており、鳳輦・葱花輦は鳳形と葱花形という装飾を取り替えさえすれば相互に互換可能なほどに類似してい

たことを指摘している。ただし、この史料からは、「鳳形」および「葱花」の存在が確認できるのみで、その設置箇所は明らかでない。なお、鳳形の存在が確認できる例としては他にも、『大鏡』¹⁶巻六の「しらせうといひし御鷹の、鳥をとりながら、御輿の鳳の上に飛びまゐりて居てさぶらひし」との記述が挙げられる。

これらの史料において鳳形・葱花形の設置箇所は明記されていないが、原本の制作は一二世紀に遡る年中行事絵巻に鳳輦・葱花輦がともに描かれており、鳳形・葱花形の据えられているのは、後世同様、屋蓋中央頂のみである【前掲挿図一】。永久二年の段階で「鳳形」あるいは「葱花」が飾られたのも同じ部分と見てまず間違いはない。『中右記』の記事は、蓋上装飾の重要性を如実に示す史料と言える。「鳳輦」「葱花輦」という名称が生じたのも、両輦を区別する標識として重要であったからこそであろう。

そして、「鳳輦」「葱花輦」の名がその外見上の特徴を直接反映したものであるならば、史料上認められる「鳳輦」「葱花輦」の語は、その蓋上装飾に関する記述を特に伴わない場合でも、鳳形あるいは葱花形を戴いた輦輿を示す可能性が高い。

このように考えれば当然、鳳輦・葱花輦の成立時期を論ずるにあたっては、「鳳輦」およびその異称たる「鳳輿」「鸞輿」「鸞駕」等、同様に「葱花輦」およびその異称たる「葱華輦」「華輦」「葱花輿」「花輿」の史料上の初出が重要となる。

この点については橋本論文に詳しく、鳳輦の場合が『内裏儀式』『儀式』¹⁷に見える外、弘仁五年（八一四）成立の『凌雲集』¹⁸所収の菅

野真道（天平一三年（七四一）〜弘仁五年）による「晩夏神泉苑同勒深臨陰心、応製、一首」の「王母仙園近、龍宮宝殿深、追涼天駅幸、縦賞鳳輿臨、竹疎長竿節、松傾小蓋陰、醉臣迷聖造、唯有歲寒心」や『日本紀略』天長七年（八三〇）一二月廿日条の「鳳輿臨建礼門、分幣諸陵」が古い例として紹介されている。

葱花輿についての指摘は昌泰三年（九〇〇）成立の『菅家文草』卷十二、昌泰元年（八九八）六月廿六日臨時仁王会呪願文における「諸国強化、禁断殺生、百官潔斎、奉行諸善、鳳城内外、華輿縁辺、明神社下、靈驗仏前、散華如雨」や、『小野宮年中行事』正月の「醍醐御日記曰、延喜三年（九〇三）正月三日、此日奉謁仁和寺、例三日供鳳輿、而用葱花輿、失例也」との記事、および『西宮記』卷一の「天曆二年（九四八）正月八日吏部記云、御齋会始、午刻行幸八省云、御葱花輿、出建礼門」で、これらの点については筆者も異論はない。

前述の通り、橋本はこうした例を根拠に、輿に鳳輿と葱花輿という別の生じた時期を「遅くとも九世紀末、早ければ九世紀の初頭頃」と見ており、論拠として特に重視しているのは『日本紀略』天長七年の記事、および『小野宮年中行事』所収の『醍醐天皇御記』逸文である。

天長七年の記事は、『西宮記』等では腰輿を用いることとなつてゐる荷前行幸に関するものであり、「異例であるが故に「鳳輿」と御輿の種類が記されたと考えることができる」ために「天長七年当時既に御輿の使用に一定の基準があつた」と推定されるとの見方に立つ

ためである。そして、鳳輿と葱花輿の使用基準に関しては、「既に九世紀前半に成立し、そののち十世紀初めから後半にかけて次第に確立し、やがて『西宮記』のようになった」との見解を示す。

これらのうち、『醍醐天皇御記』逸文は、「例三日供鳳輿、而用葱花輿、失例也」と、本来であれば鳳輿が用いられるべきであるにもかかわらず葱花輿が用いられたのは「失例」であるとされるほどに「鳳輿と葱花輿の使い分けの基準」が確立していた様子が確認される史料であるから、重視するのも当然であろう。

なお、明言はしていないものの、橋本は現在知られる「天皇の両輿に留意して記述したと考えられる平安時代の史料」の初期のもののうち、鳳輿と葱花輿との間に時間的開きが認められる点も重視しているらしい。鳳輿を「奈良時代から用いられた」と見なす根拠の一つはここにあるかと思われる。

以上の通り、橋本は、早くも天長七年には輿の使い分けの様子が窺われ、明確な下限としても延喜三年を想定できるとの立場にある。ようであるが、鳳輿・葱花輿双方の使い分けの基準について明確に記した次なる史料は、延喜三年から更に一世紀近くも経た『西宮記』にまで降る。

『西宮記』には「八省神事時、（中略）、御華輿、御即位、朝拝、御鳳輿、大嘗会時同之」（卷八行幸）、「行幸時事（註略）朝賀及拝賀（謂元正間、幸上皇・母后宮）、五月五日、九月九日、御鸞輿、自余御葱華輿」（卷九節会日）とあり、『西宮記』成立の段階で天皇の乗り物として鳳輿と葱花輿の二種があつたこと、その二種が儀式によって

適切に使い分けるべきとされていたことが疑いの余地なく確認される。

『西宮記』以降は二種の輦輿の存在がしばしば確認でき、『小右記』逸文と思われる『小野宮年中行事』正月条の長保元年（九九九）三月一六日記に「元三日内供鳳輦、其外供葱花輿、五月五日節会日供鳳輦、六日供葱花輿、節会及元三行幸供鳳輿、自余不供、尚供葱花」はその早い例であるとともに、『西宮記』の内容を踏まえたものとなっている。なお、この史料は山本信吉³⁷も取り上げているものである。以上の他に、橋本は取り上げていないが、『小右記』とほぼ同時代の成立である『枕草子』³⁸二六九段には、「神は松尾。八幡、この国の帝にておはしましけむこそ、めでたけれ。行幸などに、なぎの花の御輿に奉るなど、いとめでたし」と見える。和文での記載であるため「葱花輿」との表記でこそないが、『西宮記』の「八省神事時、（中略）、御華輿」と同じく、神事行幸における葱花輦の使用を指していると見てよからう。

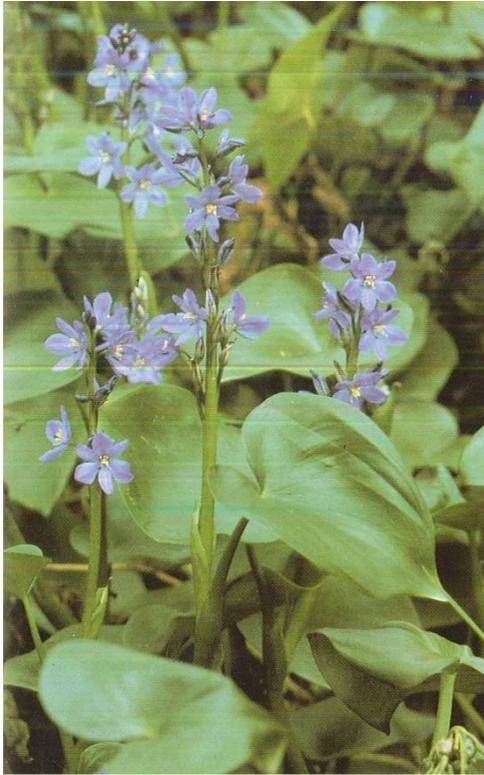
『枕草子』には二六〇段にも「なぎの花の御輿」に関する描写がある。ここでは、

今ぞ御輿出でさせ給ふ。（中略）朝日のはなばなとさしあがるほどに、なぎの花いときはやかにかがやきて、御輿の帷子の色つやなどの清らささへぞいみじき。

と表現され、「御輿」の「なぎの花」が、具体的な部分名称であったことが確認される。そしてそれは太陽の光を受けて輝くものであった。

なお、一般的には「なぎ」とは「水葱」、すなわち水葵のはずであるが、この場合は葱を指すと思われる。古代中世の段階では、管見の限り、水葱は装飾意匠としては用いられていない。和歌の題材とされることならばあったが、それも食材としてのものであった。とはいえ、『枕草子』に「なぎの花」と明記されているのは事実であり、軽視すべきではないが、水葵の花は抱え咲きの六弁化であった、葱花形とは似ても似つかないのである【挿図二】。

『西宮記』と記述内容が合致する以上、「なぎの花の御輿」は当然「御華輿」と同じものを指すはずであるが、その「御華輿」は、『西宮記』の記述からすると、「御鳳輿」＝「御鸞輿」と対比される「御葱華輿」と同一と確認できる。すなわち「なぎの花の御輿」は「御葱華輿」であるから、「なぎの花」は「葱華」の別称と見て間違いない



挿図二：ミズアオイ（＝水葱）例

い。そしてその葱花という語は、後世の例から確かめられる限りでは、文字通り葱の花、いわゆる葱坊主を指す。

そもそも、意匠として水葵の花を用いるならば、その最大の特徴たる総状花序、神楽鈴のごときあの形が表現されるのが自然である。「なぎの花」と「葱華」という言葉が同じものを指す、というだけであれば、「葱華」の語が水葵の意で用いられた可能性も考えられるが、現実の水葵のこの特徴を、葱花輦に見出すことはできない。「なぎの花の御輿」の「なぎ」が水葵でなく葱を指すことは明らかである⁴⁰⁰。

なお、『枕草子』の「なぎの花の御輿」に関しては、伊勢貞丈が『安齋隨筆』⁴⁰¹巻十において「輦の屋の上に葱花を作り置くなり(中略)、葱はひともしといふ草の花なり(中略)、ひともしの本名キといふ、此キは野菜にて食ふものなり、野菜のきといふ事にて菜葱といへるなるべし」との見解を示している。証左こそ欠くが、ひとまずこの説に従いたい。ちなみに、葱花形をその名の通り葱坊主とする初例は、管見の限り、一条兼良の『御代始鈔』⁴⁰²である。

「なぎの花」の設置箇所までは記されていないものの、二六〇段のこの「御輿」は二六九段の「なぎの花の御輿」と同じ形式のものを指しており、二六九段の「なぎの花の御輿」は『西宮記』の「御華輿」と一致し、『西宮記』の「御華輿」は「御鳳輿」と対比される存在であった。以上三点を考え併せれば、この時期の、金色に輝く「なぎの花」が、鳳形との二者択一で「御輿」に設けられるものであったことはほぼ確かと言えよう。『中右記』永久二年の記事から知

られるのと同じである。設置箇所も後世と同様に屋蓋と見てよい。日本の鳳輦・葱花輦に関する初期の文献史料は以上である。細部については不明であるものの、「鳳形あるいは葱花形を屋蓋に飾った輿」という、本論における鳳輦・葱花輦の定義をこの頃すでに満たしていることは間違いない。

第四節 『延喜式』に見られる輦輿

橋本自身が指摘しているように、儀式書・故実書の類において輦輿と葱花輦の区別が明記されるのは『西宮記』が最初である。延喜三年の二年後に編纂が開始され、約二〇年をかけて完成した『延喜式』⁴⁰³における輦輿の表記は、何の儀式に供せられるにせよ、「御輿」あるいは「輿」に過ぎない。

もちろん、鳳輦・葱花輦が「御輿」「輿」であることに異論はないが、「御輿」「輿」との呼称では両者の区別が不可能であることもまた確かである。鳳輦・葱花輦とも当時既に成立していたが、区別する必要が薄かったために「御輿」「輿」との表記で済まされた可能性も一応考えられるが、その場合、『醍醐天皇御記』に見られたように、延喜三年の段階で特定の儀式における一方の使用が「失例」と評されるはずがない。

そして、延喜三年の段階で既に鳳輦と葱花輦との別があり、鳳輦を用いるべき場において葱花輦を用いた際に「失例」と認識される

ほどの故実が積み重ねられていたとすると、同時期の成立たる施行細則にその旨が記されていないという不自然さが際立つ。儀礼そのものに特化した儀式書ほどではないとはいえ、施行細則たる式は、「失例」という事態を避けるためのものはずであろう。「例」を作る根本となるべき文書と言ってもよい。そうした性質の書物に、それも、輦輿に関する記載がなされているにもかかわらず、輦輿の種類については一切触れられていないのである。

この不可解な状況は何によるものか。直接の原因として考えられるのは一つしかない。すなわち、『延喜式』編者が輦輿の使い分けを意識しておらず、その点に関する言及の必要性を感じなかったのである。その理由として、更に三通りの可能性が考えられよう。

まずは、延喜三年から、『延喜式』における行幸記事の編纂時までの間に、輦輿の使い分けが一旦廃れた可能性である。しかし、先にも触れた通り、『延喜式』編纂の開始は延喜三年のわずか二年後であり、完成まででさえ、要した時間は二〇年、すなわち一世代に過ぎない。その間に、それ以前には確立していた使い分けが、輦輿の種類名称さえ一切用いられなくなるほどに衰退する可能性が、はたして高いと言えるであろうか。それも、それから更に半世紀ほど後には再び、二種の輦輿が、その種類も使用基準も完全に一致する形で復活し、以後完全に定着するのである。少なくとも自然な流れとしてはあり得ないと言う外ない。

それでは、『延喜式』における輦輿の記述が、意図的に鳳輦・葱花輦の区別を排したものとすればどうか。第一の可能性に比すればま

だ妥当だが、蓋然性が高いとは言いがたい。個々人の趣味によって用いられる奢侈品ならばともかく、天皇の乗物である。従来使い分けられていたものの区別をわざわざ排する必要はない。それに近いことがなされるとしても、その場合は区別を排しての統合が目指されるはずである。そして、そのような場合、使用者がきわめて限定されている以上、制御は容易であり、目標は達成されて然るべきである。少なくとも、わずか半世紀足らずでその目標が完全に放棄されるほどの挫折に至り、以前とまったく同じ状況に陥った挙句、元の形のそれが「故実」として定着するとは考え難い。可能性としてであれば考えられるものの、この説を取るには、輦輿の統合、および再度の方向転換の契機として説得力を持つものを挙げねばなるまい。

以上は、『醍醐天皇御記』逸文および『延喜式』の記載とともに事実と見た場合の可能性であるが、いずれも蓋然性が高いとは言えない。

そこで、第三の仮説として、『醍醐天皇御記』をひとまず措き、『延喜式』編者が輦輿として認識しているものが一種のみであった可能性について考えてみよう。『醍醐天皇御記』の記事はあくまで『小野宮年中行事』における記述に過ぎない以上、『延喜式』の記述と両立し得ない場合、採るべきは当然『延喜式』である。施行細則たる式を編纂する立場にある人物が、天皇の乗物の形状に関する知識を欠いていたはずもない。

実際に『延喜式』に見える輦輿の表記が「御輿」あるいは「輿」

に過ぎない以上、『延喜式』編纂時に二種の輦輿の併存および意識的な使い分けはあり得ないと見るのが最も自然である。

『延喜式』に見られる輦輿の記事は、行幸に関するものだけではない。卷十七、内匠寮式御輿条には輦輿制作の規定が詳述されているのである。この史料については橋本も「御輿の構造を知ることのできる史料」として触れてはいるが、「詳細は省く」としており、ここから知られる輦輿の形状についての言及はない。しかし、「古代における御輿の概要を把握することを目的」とした橋本の論考において、この史料が重要でないと見なされたのは不思議と言う外ない。それは、

御輿一具（註略）、障子四枚（註略）、蓋一枚（註略）、長桁并梁脚等料、五六寸桁二枚、壁代并平帖、束柱等料、歩板二枚、枋料、簀子二枚、柱桁并葱花等料、槻木十三枚、簀子敷并棉柵障子押等料檜樽二村、骨料楯樽二村、蓋椽料簀子木廿六枚〔笠縫氏供〕、蓋下棧料川竹十株、蓋料菅一捆〔山城国進〕、熟銅大廿三斤、水銀小十五両、銀大一両二分、減金小一斤十四両、釘料鉄三延、膠小四両、漆一斗

というものである。

一見して明らかな通り、「御輿」は「一具」しかなく、かつ、「葱花」に関する記述は見えるものの、鳳形に関する記述は一切ない。ちなみに、この次の項目は腰輿であり、輦輿の材料に関する記述は以上が全てである。一〇世紀第一四半期の段階において、鳳輦は未だ存在せず、一具のみある「御輿」が葱花輦であったことは疑いの余地がなからう。

なお、右の史料において「葱花等料」として挙げられているのは「槻木」、すなわち木材、それもおそらくは板材もしくは角材であった。蓋上装飾それ自体に用いられるものとは考え難く、「槻木」の記載箇所が「蓋椽料簀子木廿六枚〔笠縫氏供〕、蓋下棧料川竹十株、蓋料菅一捆」とまとめられている蓋の材料の記述から離れている点から考えても、「槻木」を材料とするこの「葱花」は蓋上装飾ではないと見るのが妥当であろう。

とはいえ、『延喜式』編纂時の輦輿に蓋上装飾がなかったわけではない。『延喜式』には「御輿」制作の材料として、蓋の材料に続き、「熟銅大廿三斤」および「減金小一斤十四両」、「水銀小十五両」、「銀大一両二分」が挙げられているのである。輦輿の蓋上装飾は古くから金銅製であった可能性が高い以上、これこそが蓋上装飾の制作に用いられたと見るべきであろう。金属類としてまとめられているとはいえ、記載箇所が蓋の直後である点も示唆的である。

しかしながら、この「熟銅」等が何に使われたものかは全く記されていない。

参考までに他の乗物に用いられた金銅の素材を見ると、屋蓋・屋形ともには腰輿が「熟銅大一斤十両、減金小一両一分、水銀小二分三銖」、輦輿よりも大きな六尺×五尺の屋形と屋蓋を備えた「腰車」で「熟銅大十一斤二両、減金小十両三分、水銀小三両三分三銖」、牛車で「熟銅大卅斤、減金小廿両、水銀小八両」とされている。牛車の熟銅が例外的に際立って多いものの、御輿のものは熟銅・減金・水銀のすべてに亘って大幅に他を上回ることが見て取れよう。最も

多い牛車の場合と比べてさえ、御輿に用意される減金・水銀の量はほぼ倍なのである。これらによって制作されたものの具体的な名称・形状等は、「御輿」・腰輿・腰車・牛車いずれの場合も不明であるが、「御輿」では他よりも減金によって飾られる表面積の総合が広がったことは間違いない。「御輿」は他の乗物よりもはるかに装飾的要素が強かったのである。

さて、「槻木十三枚」から制作されるものとして「柱桁」と併記されている「葱花等料」であるが、先述の通り、これは葱花形そのものではない。柱・桁と屋形上部の部材を列挙する中で挙げられていることを重視するならば、これは蓋上装飾を支えるための部材ではなからうか。後世の左義長柱である。このように解釈すれば、「葱花等料」は、葱花形そのものの形成に用いられる材でこそないにせよ、葱花形のために用いられる材ではあると言える。そして、左義長柱がこのように呼ばれていることから、「御輿」の蓋上装飾が葱花形であったことが確認できるのである。

『延喜式』卷一七に記された輦輿が葱花輦であることは古く出雲路通次郎のほか、清水みきも触れている。しかし、出雲路は「葱花の御輿の制」が記されているにもかかわらず鳳輦のそれがないことを「如何なる故か、延喜式にも載せられてゐない」と訝しむばかりで、葱花輦には注目していない。清水の場合、主として構造面からの古代輿の復原を目的としているため、鳳輦・葱花輦の別は重要でない。よって、『延喜式』卷十七に見えるのが葱花輦のみであって鳳輦に関する記述のないことをはじめ、鳳輦・葱花輦それぞれの成

立時期、およびその先後関係に関しては、一切言及がない。すなわち、輦輿の種類という観点からこの史料を大きく取り上げたのは、本章が初となる。

さて、出雲路は『延喜式』に鳳輦の制作に関する記述がないことを「如何なる故か」と表現しているように、『延喜式』撰述時における鳳輦の存在自体は当然視しているらしい。しかしながら、出雲路の言うように、鳳輦の記述の欠如が何らかの理由によるものであるとすれば、何故「御輿一具」はこのような名称で記されたのであるうか。鳳輦・葱花輦のそれぞれが存在しているならば、たとえ儀式ごとの使い分けはなされていなくとも、その制作に関しては、両者を区別して記す必要が当然生じるはずである。仮に鳳輦が何らかの理由で除かれたと仮定してさえ、ここに記されているのが葱花輦であることを明記する必要があることに変わりはない。むしろ、輦輿に二種あるにもかかわらず一方の記述を欠いているのならば、その点は強調される必要がある。さもなければ、不要な混乱を招いてしまうに違いない。

ちなみに、鳳輦同様に屋蓋に鳳形を戴く高御座については、『延喜式』の卷十五「内蔵寮」式および卷十七「内匠寮」式に「鳳形」の記述が見え、鳳形を戴く鳳輦についてのみ何らかの理由で記述が避けられたといった可能性も否定できる。

以上の通り、『延喜式』からは、葱花輦が存在したことは間違いないと確認できる一方で、鳳輦の存在を示す記述は一切認められない。少なくとも『延喜式』編纂時には、鳳輦は存在せず、葱花輦が唯一の輦輿だっ

たのである。

第五節 輦輿本来の蓋上装飾

中国に鳳輦の先例と見なし得るものが存在しないことは既に述べたが、それでは、葱花輦ならばどうであろうか。

明代の史料ではあるが、興味深いことに、『三才図会』²² 器用卷五には、「肩輿」「大輦」の名で正に葱花輦そのものが載っている【挿図三・四】。なお、大輦の記事には「古称肩輿腰輿版輿（北）の間に「白」の入ったものの脚部に「几」子即今輦也」と明記されており、肩輿は大輦と本質的に同じものを指していたらしい。大輦にはさらに「洪武永樂間大臣無乘輦者觀兩京諸司儀門外各有上馬台可知矣、或云乘輦始於宣德成化間、始有禁例文職三品以上得乘四品以下乘馬」ともあり、大輦の新しさを窺わせる。しかしながら、古称たる「肩輿」についてであれば、「旧唐書輿服制云、開成未定制宰相三公諸司官及致仕官疾病官許乘檐子、如漢魏載輿之制即今肩輿之始也」と記されており、おおよその形式は唐代以前に遡るらしい。

肩輿に関して『旧唐書』に云くとする同文²³は、遡って宋代の『事物紀原』にも引かれており、それを踏まえた「今」のこととして、「大臣朝廷所崇敬而老疾則賜以肩輿蓋自開成之制也」とある。天子の乗物ではなく、福祉の意味合いから用いられる乗物であったらしい。

なお、使用者が明確に定められたのは開成（八三六〜八四〇）の時



挿図三：肩輿



挿図四：大輦

とのことであるが、これは肩輿の成立時期を示すものではない。使用者の規定である以上、それ以前から存在はしていたと見なすのが自然であろう。また、使用者がやはり上流の人物に限られていたであろうことも、人力で運行される乗物という性質上、容易に推察される。

以上の点からすれば、奈良時代もしくは平安時代初期の段階において、先進国たる唐の乗物として日本で模倣された輦輿はこの肩輿である可能性が高い²³⁰。

とはいえ、肩輿の蓋上裝飾が唐代から既に葱花形であったことを明示する史料を見つけないことはできなかった²³¹。『宋史』においても、屋蓋部分に関しては「凸蓋」である点が特記されているに過ぎず、蓋上裝飾についての言及はない。はたして、『三才図会』編纂時と同じく、唐代から葱花形が据えられていたのであろうか。この点については、明証こそ欠くものの、状況証拠からの推測であれば可能であるため、以下、憶測にはなるが、若干の考察を述べる。

そもそも葱花形とは何か。一条兼良以来、葱の花の形と言われるが、わざわざ葱坊主を象り飾る必要性について、蓋然性の高い理由はなからう。第一に、花として美しいものでは決してない²³²。以上、裝飾意匠として好まれるとは考え難い。

「多くの花が集まっている」というその特徴から多産・繁栄を示すものと捉えることもできなくはないが、その場合は花ではなく果実や種子を取り上げるのが普通であろう。そして、そうした例の代表格は葡萄や柘榴であって、葱ではない。他に、葱特有の香り²³³が辟

邪の役割を果たすと考えられたとすれば、葱を吉祥と見なすことも可能とならうが、その場合に重要なのは葱の葉であり、花を象る必要はやはりない。『安齋隨筆』には「或人」の説として「本草綱目葱の機能を引きてこの故に葱花を屋上に置くと云ふ」と引かれているが、これも先と同じ理由から従い難い。

なお、『国史大辞典』『有識故実大辞典』には「葱の萌芽を葱花と称して、その展開の旺盛さから開頭とも」呼ばれる「吉祥飾の瑞形」であると記されているが、葱の「萌芽」があえて「花」と称されるとは考え難く、また、「萌芽」だとすれば葱にこだわる必然性が一層薄れる。萌芽というものは葱に限らず全般が吉祥性を帯びた存在であろう。到底従うことのできない見解である。

「葱花形」については、葱花を象ってあの形が生まれたのではなく、『安齋隨筆』²³⁴巻十に「何故に葱花の形を用ふるぞと理を尋ぬべからず、只屋上の飾に珠の形を置きたるが其の上尖りて葱花に似たる故葱花と名付くるなり」とあるように、先に存在したあの形が葱花に見立てられたと考えるのがはるかに自然であろう。同様の見解は『古事類苑』器用部二輿条にも「葱花輦ハ略シテ花輦トモ称ス、屋頂ノ飾ニ、尖円ヲ用キル、其形葱花ニ似タリ、因テ名ヅク」と見える。

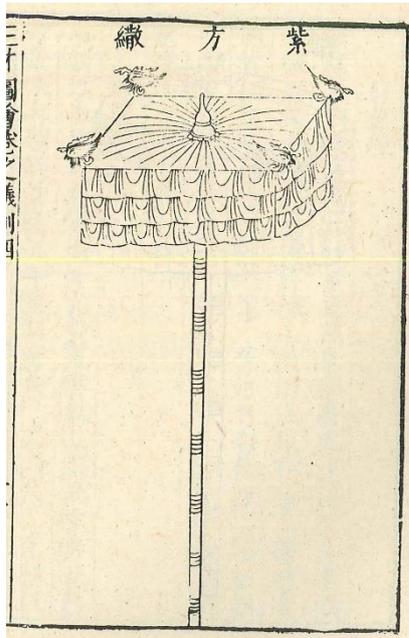
葱花形と呼ばれるあの形は、実のところ単なる尖円形に過ぎないのである。そして、尖円形とは、真円・真球の造形に変化を求めた場合、および失敗した際に生まれやすい形であるから、さして特殊な形状ではない。葱の花という特定の事物を意識せずとも十分に生

じ得る、単なる幾何図形なのである。すなわち、それ自体には本来、吉祥性含め、何の意味も付されているはずがない。

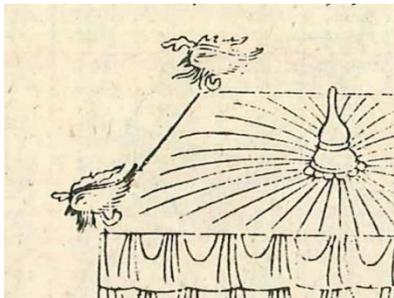
そして、そうしたものであるからこそ、中国では特に注意も払われることがなかったのではなからうか。先に取り上げた政和三年の重翟車の例のように、珍しい例の場合はわざわざ特記されているのである。おそらく、こうした例が定型化していれば中国でも葱花形に多少の注意が払われて蓋上装飾としてのこの形に何らかの名称が与えられ、蓋上装飾が葱花形である旨が文献に記されることとなったのであろうが、結局、そうはならなかった。しかし、特に意味のない簡便な形として、多用はされたのである。

『三才図会』儀制四には明代の繖の図が載っているが、その中心部にあるのは紛れもない葱花形である。繖、すなわち絹蓋・傘に関しては、鈴木友也²⁸⁾によって輦輿の屋蓋部分の祖形との説が提示されており、その中心飾は輦輿の蓋上装飾に相当する。

鳳首に似た「銅螭頭」を飾る「紫方繖」の例も見えるが、その設置箇所は四隅であって、蓋の中心頂部、すなわち現在の傘の石突に当たる部分、輦輿における蓋上装飾に相当するものはやはり葱花形に他ならない【挿図五】。四角に「銅螭頭」を飾りながら、中心飾のみが簡素な葱花形に過ぎないのである【挿図六】。この「紫方繖」の例からは、中心飾に意匠を凝らすという発想そのものの欠如が窺われよう。『三才図会』本文の繖の項において、



挿図五：紫方繖



挿図六：紫方繖蓋上部分

中心飾に関する記述が一切ない点からも、同様のことが言える。いくら意匠を凝らすという発想自体を欠いていても、傘の場合、その構造上、何らかの中心飾、もしくはたとえ「飾」として認識されていなくとも、頂部を覆う部品は不可欠である。そして、意匠を凝らすという発想がない場合、当然それは成形の容易なものとなる。葱花形がこの条件に合致することは言うまでもない。

もっとも、輦輿の蓋上装飾の場合はこの限りではない。少なくとも、四方に柱を立てる形式の輦輿の場合、屋蓋はこの柱で支えられるため、傘の柄に当たるものが不要であるから、頂部を覆う部品も必要ない。すなわち、輦輿の蓋上装飾は純然たる装飾品であり、実用的構造面には一切関わらない。にもかかわらず、明代の『三才図会』では、肩輿および大輦に葱花形が据えられているのである。後代に新たに装飾目的で付されたのではなく、繖を輦輿本体に取り付けた古例の名残と見る外あるまい。

以上を考え併せれば、唐代の肩輿にも葱花形が据えられていた可能性はきわめて高いと言つてよからう。すなわち、日本の葱花輦は、唐の肩輿に倣つたものと考えられる。そして、少なくとも『延喜式』編纂時までは、その葱花輦こそが日本において唯一の輦輿の形式であつた。

第六節 橋本説の再考

とはいえ、橋本が重視するように、延喜三年には既に輦輿の使い分けに関する意識が確立していることを示す文献史料のあることは確かである。そしてまた、それを遡る天長七年の行幸に関するもそうした意識を窺わせる記述がなされている。これらを無視してはならないことは言うまでもない。

しかしながら、橋本が重視する延喜三年の例は、確かに『醍醐天皇御記』が引かれてはいるものの、これが記されているのは『小野宮年中行事』であり、一〇世紀後半から一一世紀前半、すなわち『西宮記』の筆者たる源高明よりも後の時代を生きた藤原実資の手を経た記述である。延喜の段階のものとしての信憑性が高いとは言いがたい。ちなみに藤原実資は、有職故実に通じた知識人として知られる通り、鳳輦・葱花輦の使い分けについても、故実に則つた適切な使用がなされるべきと主張する人物であつた⁵⁰。

さて、ここまで『醍醐天皇御記』逸文と表現してきたが、「延喜三

年正月三日、此日奉謁仁和寺、例三日供鳳輦、而用葱花輦、失例也」⁵¹との記述は、はたして『醍醐天皇御記』からの完全な引用であろうか。これまでの点を踏まえれば、「例三日供鳳輦、而用葱花輦、失例也」は、実資が自身の生きた時代における「例」と照らし合わせた上での実資の意見である可能性が高いのではなからうか。

まず、正月三日の朝覲行幸にあつて葱花輦を用いたのは、言うまでもなく醍醐天皇自身である。その際に用いた輦輿に関して、「失例」との評が自身の日記に記されるのは不自然と言う外ない。

延喜三年正月三日の時点で実際に、鳳輦を用いるべきであるにもかかわらず葱花輦が供奉され、そのことを醍醐天皇が「失例」と感じたとすれば、それは鳳輦が使用できないよほどの事情があつたからこそであろう。しかし、『小野宮年中行事』の記述からは、そうした事情は一切窺うことができない。なお、鳳輦の使用が不可能だった場合でも、そうした事態に陥つたのがよほど突然のことでない限り、蓋上装飾の取替による葱花輦の一時的な鳳輦としての使用が可能であつたことは、『中右記』永久二年の記事から明らかである。

延喜三年段階で、正月三日に用いる輦輿が鳳輦であるべきとされていた可能性は、『小野宮年中行事』のこの記述のみから考えても、きわめて低いと言わざるを得ない。『醍醐天皇御記』本来の記述は、延喜三年正月三日に仁和寺へ奉謁したという朝覲行幸の旨、および、その際に葱花輦を用いたという点のみであつたと見るのが妥当である。

憶測に過ぎないが、山本が前掲論文において、同じ『小野宮年中行

事』に隣り合つて記されている記事であるにもかかわらず、『小右記』逸文と思われる長保元年三月一六日のものしか取り上げていないのも、同様の判断によるものかと思われる。

とは言うものの、ここに「葱花輦」の名が記されていることは確かである。他にも「鳳輦」およびその異称が延喜三年以前の史料に見えることは、橋本の指摘しているところとして既に述べたが、本章で明らかにしたように、『延喜式』編纂時すら輦輿が一種類しかなかったにもかかわらず、何故二種の輦輿の名称が延喜三年までの段階で認められるのであろうか。

先述の通り、橋本は文献史料における「鳳輦」およびその異称の早い例が『内裏儀式』『儀式』『凌雲集』に認められることを指摘しているが、その橋本は、以上のうち『内裏儀式』『儀式』に見える「輦輿」は乗物ではなく天皇その人を指すものであるとも述べる。この点については筆者も異論はないが、それでは、乗御する人ではなく乗物自体を指す「鳳輦」およびその異称は全て、輦輿のうちの一類としての鳳輦を指すものであろうか。「輦輿」が天皇その人を指すという用法は、そもそも、「輦輿」が天子の乗物全般を指すという前提があつて初めて生ずる。葱花輦に乗った天皇は「輦輿」とは呼ばれない、といった事実があるならば、『内裏儀式』『儀式』に見える「輦輿」の語は全て、天皇その人を指す場合でも、天皇は鳳輦に乗つていたと判断してよいはずである。

橋本をはじめとする先学は何故かこの点に注意を払っていないが、そもそも「鳳」という語は、「龍」ほどではないにせよ、天子の事物

に冠されることがきわめて多い。

中国の「鳳輦」屋蓋に鳳凰が飾られていなかったことは既に述べたが、その屋蓋は天子の用いる蓋（傘）として「鳳蓋」と呼ばれることがある⁸⁰。天子の事物に「鳳」を冠した好例と言えよう。唐代・宋代の「鳳輦」の場合、その名は、屋蓋ではないにせよ鳳凰を飾ったことに由来すると解釈し得るが、この見方は「鳳蓋」には適用できない。既に述べた通り、『三才図会』には蓋の例が複数載っているものの、その中心部にあるのはいずれも鳳形ではなく、葱花形なのである。そして、これらの蓋に鳳凰文が施されることもなかった。「鳳蓋」の名の「鳳」が、天子の事物であるがゆえに付された、美称と成すための接頭語であることは間違いない。

さて、それではその「鳳蓋」を備えた「鳳輦」の「鳳」は如何であろうか。この場合は「鳳蓋」とは異なり、屋蓋でこそないにせよ、鳳凰が確かに飾られていた。天子の乗物の裝飾意匠として、鳳凰は決して唯一のものではない。『旧唐書』卷四五「志」二五には、

重輿、左青龍、右白虎、金鳳翅、画簾文鳥獸、黃屋左纛、金鳳一在軾前、十二鑾在衡〔註略〕、二鈴在軾、龍輶前設鄣塵、青蓋黃裏、繡飾、博山鏡子、樹羽、輪皆朱班重牙、左建旂十有二旒、皆画升龍、其長曳地、右載闌戟、長四尺、広三尺、■〔敝〕の偏に〔友〕文、旂首金龍頭銜結呪及鈴綏、駕蒼龍、金鍔方■〔金偏に〔乞〕〕、插翟尾五焦、鏤錫、盤纓十有二就⁸¹。

と見える。第一に挙げられているのは蒼龍・白虎であつて、他にも数々の裝飾が施されていたのである。これらの中から「金鳳」を殊

更に重視する必然性に欠けることは一見して明らかであろう。ちなみに、唐代に編纂された『晋書』⁸³では、卷二五「志」一五に「天子之法車」についての記述があり、「十有二旒」や「画日月升龍」のことは見えるが、「金鳳」に関しては一切触れられていない。「金鳳」は特に伝統的なものではなかったらしい。

以上の点から、「鳳輦」という名は本来、乗物に施された鳳凰の装飾に由来するものではなく、天子の乗物であるがゆえの美称と考えるのが妥当である。

そもそも、天子の乗物の呼称は「鳳輦」およびその異称のみではない。「龍駕」「龍車」等、「龍」を冠して呼ばれることもあるのである。白居易の「長恨歌」には、「天旋日転廻龍馭」との句があり、玄宗の乗物が「龍馭」の名で呼ばれている。また、明代の例ではあるが、『西遊記』には「不見萬歳龍車鳳輦」(第五回)「乘鳳輦龍車」(第十二回)等の表記さえ見え、「龍車」が「鳳輦」およびその異称と同一のものを指し、文学的表現の必要から時に「鳳輦」と重ねて用いられる場合があったことが知られる。「龍」および「鳳」の、美称的接頭語としての役割は明白と言えよう。「鳳輦」は本来、蓋上装飾等の形状とは関係のない名称だったのである。

天子の乗物が「鳳輦」と呼ばれた唐代の例としては、「鳳輦不來春欲盡」との句の見える段成式の「折楊柳」がよく知られている。詩作品における「鳳輦」のこうした用法が日本にも伝えられた可能性があることは言うまでもない。

「鳳輦」およびその異称の語が文献上確認できることは事実であつ

ても、それは必ずしも輦輿の種類としての鳳輦の使用を裏付ける根拠ではない。天皇の乗物という性質ゆえに葱花輦が「鳳輦」の名で呼ばれていた可能性も考慮に入れねばならないのである。そして、これまでに述べてきた通り、鳳輦の成立が葱花輦に先立つとは考えられない以上、これら早期の史料における「鳳輦」は、輦輿の種類としてはいずれも葱花輦を指しているのである。

以上を踏まえた上で、橋本説において重視されている史料の再解釈を行いたい。

橋本が特に重視しているのは『日本紀略』天長七年二月廿日条に、『西宮記』等では腰輿を使用するとされている荷前行幸に関して「鳳輦臨建礼門、分幣諸陵」と記されているものであり、橋本がこの記事を「異例であるが故に「鳳輦」と輦輿の種類が記された」、すなわち「天長七年当時既に輦輿の使用に一定の基準があった」ことを示すものと見ていることは既に述べた通りである。

しかしながら、「輦輿の使用」にあたって重視されるのは、鳳輦と葱花輦のいずれを用いるかという点であって、腰輿がそれらと混用されることはない。腰輿は、橋本自身が「軽装」と指摘しているように、きわめて簡略な乗物であった。『延喜式』の輦輿制作記事では、腰輿に関してのみ屋形・屋蓋ともに記載がないほどである。そして、輦輿が肩で轆を担ぐのに対し、腰輿は手で轆を提げる形であって、運行方法も異なる。腰輿は輦輿と本質的に別物であり、そもそも混用されるはずがない。清水は前掲論文において「輦と腰輿はその機能の違いから双つながら必要な備品」であったと指摘している。そ

うした両者の間に「一定の基準」をわざわざ設ける必要はなからう³⁰。
すなわち、天長七年当時も、輦輿の種類としての鳳輦が用いられたわけではなく、他の年同様、用いられたのは腰輿であるが、腰輿も天皇の乗物である点では輦輿と同じであるから、「天皇の乗物」の美称として「鳳輦」の名で記録されたものが『日本紀略』に収められたと見るのが妥当である³¹。

続いて『小野宮年中行事』の記事である。これについては、『醍醐天皇御記』の記述に対する実資の解釈と見るべきことは既に述べたが、「葱花輦」の語についても今述べた「鳳輦」と同じことが言える。

「葱花輦」の語の早い例として橋本が指摘したのは、『小野宮年中行事』を除けば『菅家文章』記載の昌泰元年六月廿六日の願文における「鳳城内外華輦縁辺」であるが、見ての通り、「葱花輦」という形ではない。

「鳳輦」およびその異称が形状とは無関係に「天皇の乗物」を意味する場合があることは先ほど強調したが、これは葱花輦の略称あるいは別称と言われる「華輦」にも当てはまることである。天子その人というほど限定的ではないため、「鳳輦」の場合とまったく同じとは言えないが、「華」や「玉」が美称を作る接頭語として用いられることは誰しも知るところであろう。輦輿を「華輦」あるいは「華輿」と呼ぶ例は中国においてしばしば認められる³²。醍醐天皇自身が延喜三年段階で実際に記した語は、その三年前の願文に認められるのと同じ、輦輿の美称としての「華輦」であった可能性が高い。

しかしその「華輦」の語は、輦輿の種類増加に伴って鳳輦との区

別のために「葱花輦」の名が生まれると、その略称あるいは別称として用いられるようになった³³。そのため、実資は正月三日に「華輦」を用いたとの『醍醐天皇御記』の記述を、正月三日における葱花輦の使用と捉え、自身の知る故実と照らし合わせた上で、「失例」との評を下したのである。

以上の通り、鳳輦の成立が葱花輦に先立つことを示すかに見える早い段階の史料は、いずれも従来の解釈に問題があったに過ぎない。『延喜式』編纂時以前の史料に見える「鳳輦」の語は全て、当時唯一の輦輿であった葱花輦の美称であり、それはまた時に「華輦」と呼ばれることもあった。しかし、鳳形を飾った、文字通りの「鳳輦」が後に成立したために、混乱が生じたというのが実際のところであろう。

なお、天皇の乗物に対する美称としての「鳳輦」の語が、鳳形を屋蓋に戴く形式の鳳輦の成立以降廃れたろうことは言うまでもない。葱花輦や腰輿といったものにまで広く用いられては不要な混乱を招くこととなる。

ちなみに、橋本は取り上げていないが、『中外抄』³⁴には、
陽成院ハ昭宣公之妹子也。而物にくるハせ給時に、依不便、親王の許に昭宣公行向つゝ見事体、他親王たちハ衣装之迷、或取円座走くるめきけるに、小松帝御許に参入して坐けれハ、破損之御簾の内ニ縁破たる畳の上に坐して、本鳥二俣ニ取て無傾動て坐しけれハ、此人こそ帝位ニハ即給へかりけれとて、御輿を寄たりけれ

ハ、鳳輦にこそこのらめとて、葱花ニハ不乗給さりけり

とあり、光孝天皇の即位した元慶八年（八八四）段階で既に鳳輦と葱花輦の別があり、両者の格付けも明確なものとなっていたかに見える²⁸が、飽くまでも一二世紀半ばの段階での伝聞に過ぎず²⁹、九世紀後半の状況について記したものである³⁰の史料価値は低い。

なお、鳳輦の使用者が天皇のみであるのに対し、葱花輦には皇后らが乗る場合もあったとされていることは冒頭で述べた通りであるが、出雲路³¹は『三代実録』貞観三年（八六一）二月十八日条に「還御本宮、太后可御鳳輦、而今日用牛車」と見えることから、鳳輦の使用も必ずしも天皇に限られてはいなかったと指摘している³²。この記事から、貞観三年当時もしくは延喜元年（九〇一）成立の『三代実録』編纂時に皇太后が鳳輦に乗るという故実が成立していたかに見えるのは確かであるが、貞観三年にせよ延喜元年にせよ、明らかに鳳輦の成立以前である。天皇以外の人物が鳳輦に乗った例とは言えず、この記事における「鳳輦」の語は美称としてのそれであろう。

おわりに

以上の通り、鳳輦・葱花輦の二種のうち、従来は略儀の行幸用という点ばかりが強調されてきた葱花輦こそが、輦輿本来の形式であった。実に、平安時代中期以来の誤りである。

もちろん、葱花輦が略儀に用いられたことを否定するわけではないが、それは飽くまで鳳輦が成立して以後のことである点を強調し

たい。

そもそも、本文中で述べた通り、葱花形とは本来は単なる尖円形に過ぎず、それ自体に何の意味もない。鳳輦に飾られる瑞鳥鳳凰の吉祥性が一見して明らかであるのとは実に対照的と言える。鳳凰の場合、葱花形とは異なり、それを飾ること自体に明らかなき義が見出され得るのである³³。そして、そのような蓋上装飾を据えた輦輿が先に存在していたのであれば、葱花輦のような、何の意味もない上に、装飾性まで鳳形に劣る幾何図形を飾ったものが新たに成立し、使用される余地のあるはずがない。鳳形・葱花形という蓋上装飾それ自体から考えても、葱花輦こそ古様と見なすのが妥当である。

さて、ここで、本章冒頭で掲げた問題、すなわち、従来、有職故実の一例として頻繁に言われて来た、葱花輦の使用基準を思い起こしていたいただきたい。葱花輦は、「略儀」ばかりでなく、神事行幸に用いられる輦輿なのである。

神事に関しては、『日本紀略』弘仁十一年（八二〇）二月甲戌条から知られる天皇の服制について、示峻に富む見解が大津透³⁴により示されている。大津は、帛衣・袞冕十二章・黄櫨染衣の三種のうち、「元日朝賀に用いると規定する袞冕十二章よりも上位に、大小神事と年末諸陵奉幣（荷前）に際して帛衣の服用を規定」している点を重視すべきものとして、「帛衣こそが律令制定時に唯一想定された天皇の正装だった」可能性が高いと指摘し、その帛衣とは「前代以来の固有の文化である神事用の白の服であって、律令制の文明に比せば、なお未開ともいべきもの」、すなわち、土着的ではあるがきわめて

伝統的なものと位置づけているのである¹²。言い換えれば、「未開ともいうべき」ほどのものであったにもかかわらず、神事にはそうした伝統性こそが不可欠と考えられていた。

葱花輦とは、そのような存在たる神事に用いられる乗物なのである。少なくとも、輦輿の種類が鳳輦のみであったために鳳輦での諸社行幸が行われていた時期があるならば、以後、それが葱花輦に替えられるはずはない。元々の輦輿が葱花輦であったからこそ、公事の中でも特に古例を尊ぶ神事にあたっては、二種の輦輿の中では葱花輦の使用が継続されたのであろう。

¹¹ 他に、千木を戴いた例が神輿にあり、京都西南地方に多いこと、年中行事絵巻に描かれていることが出雲路通次郎「神輿」(「有職故実」に関する講和)第十二講「大札と朝儀 付有職故実に関する講話」、臨川書店、一九八八復刻、原本桜橋書院、一九四二)において指摘されているが、乗輿には見られないため、本論では取り扱わない。
¹² 出雲路通次郎(「行幸と神幸」「有職故実に関する講和」第十一講、前掲書所収)は江戸時代の様式と平安時代の様式が異なる点を指摘しているが、本章においてそうした細部意匠は問題としない。
¹³ 先にも述べた通り、「輦」は「輿」と混同されていたため、鳳輦を「鳳輿」、葱花輦を「葱花輿」と呼ぶ例もあるが、本論では引用部を除き、文献史料において最も一般的な鳳輦・葱花輦の語を用いる。
¹⁴ 項目筆者はいずれも鈴木敬三であり、両者における記述は一字一句変わらない。両辞典における葱花輦の項についても同様。
¹⁵ 『殿暦』長治二年八月十三日条・『山槐記』永暦二年四月廿二日条、
¹⁶ 『兵範記』仁安四年正月廿六日条・『民経記』寛喜三年十月五日条

および九日条等。なお、この点については本論第二部第二章で詳述する。

¹⁷ 改訂増補故実叢書本。

¹⁸ ただし、引用史料には偏りがあることを京楽真帆子「松平定信著『輿車図考』について」『むらさき』四六、二〇〇九)が指摘している。

¹⁹ 橋本義則「古代御輿考」『古代・中世の政治と文化』、思文閣出版、一九九四。

²⁰ 橋本の論考では「輦」の本来の字義が人力で人を運ぶ車であることと、日本のいわゆる鳳輦・葱花輦には車輪がない以上輿と呼ぶべき形式であることを重視し、鳳輿・葱花輦の語が用いられている。

²¹ 鈴木友也「神輿の発生とその流れ」『MUSEUM』三九二、一九八三。

²² 出雲路前掲註二。

²³ 様式の詳細までが知られる史料が乏しいため、本章ではこの「和様化」は問題としない。

²⁴ 『輿車図考』には『大唐六典』に鳳輦の名が見えることが挙げられているが、それが日本の祖型として適切かについての検討は一切なされていない。

²⁵ 仁井田陞「唐令拾遺採択資料に就いて」『唐令拾遺』序説、東方文化学院東京研究所、一九三三。

²⁶ 四庫全書珍本六集。

²⁷ 前掲仁井田概説。

²⁸ 新興書局、一九六三年刊行本。

²⁹ この文は『唐会要』卷三十二にも見える。

³⁰ 臺灣商務印書館、四庫全書珍本十二集。

³¹ 中華書局刊行本。

³² 林巴奈夫『漢代の文物』、京都大学人文科学研究所、一九七六。ただし林の言及は馬車についてのもの。

⑮他に、正倉院に見られる紫地鳳形錦御軾や長斑錦御軾のような坐臥用の調度品としての軾を指す可能性も考えられ、後に続くのが「匱香炉」であることからすれば蓋然性は高いかと思われるが、乗物に関する記述である以上、やはり横木と見るべきであろう。

⑯ 中華書局刊行本。

⑰ 中華書局刊行本。なお、『旧唐書』では「天子車輿」として、「玉輅」「金輅」「象輅」「革輅」「木輅」が主なものとして挙げられている。『新唐書』でも同様。これらと「鳳輦」の関係については、宋代の例ではあるが、梅原郁（皇帝・祭祀・国都）『歴史のなかの都市』、ミネルヴァ書房、一九八六）が鹵簿について、中心たる「皇帝の玉輅」（「約束ごとの飾りをこてごてと施した一種の御所車」）に続く「皇帝の乗物の総パレード」として「芳亭輦、鳳輦以下、金、象、革、木の各輅が（中略）まとめて一団とされる。現在でいえば最高級乗用車のパレードに匹敵しよう」と述べているのが参考になる。皇帝の権威の全貌を具体的にわたちで人びとの目の前にあらわす儀礼ないしはデモンストレーションたる鹵簿において、皇帝が乗るのは玉輅であった。皇帝の正式な乗物が「鳳輦」でなかったことは明白であり、日本の鳳輦とはこの点でも根本的に異なる。なお、玉輅以下については孫机『中国古輿服論叢』（文物出版社、一九九三）に詳しい。

⑱ 以上の他に、『随書』では卷十一「礼儀志」五に南斉の永明（四八三〜四九三）の制として「玉輅上施重屋、棲宝鳳皇」とあり、乗物の上部に鳳形を飾った例と見なし得る。しかし、「綴金鈴鑠珠璫、王蟬佩四角、金龍銜五綵毳、又画麒麟頭加於馬首者」と続いており、日本の鳳輦とは完全に別物である上、その後には更に「十二年帝皆省之、初齐武帝造大小輦、並如輅車、但無輪」と見え、後世に受け継がれた例ではあり得ない。

⑳ 大日本古記録本。

㉑ 次の例は『殿曆』永久五年十月四日条。

㉒ 新編日本古典文学全集本。

㉓ 『内裏儀式』『儀式』ともに改訂増補故実叢書本。

㉔ 新校群書類従巻六所収。なお、橋本はこの詩を藤原冬嗣作と紹介しているが、何に拠ったものか不明。

㉕ 新訂増補国史大系本。

㉖ 『北野誌』所収。

㉗ 新校群書類従巻四所収。なお、同条にはこれを遡る嘉承三年のこととしても「鳳輦」の語は見える。

㉘ 改訂増補故実叢書本。

㉙ このうち、延喜三年の例については、野田有紀子（『日本古代の鹵簿と儀式』『史学雑誌』一〇七・八、一九九八）が橋本の見解に従っている（天長七年については言及なし）。

㉚ 使い分けについて明記したものではないが、『西宮記』以前にも、『九曆』天慶九年四月廿八日条には「御輿〔用鳳輿也〕」とあり、二種の輦輿の存在を窺わせる。

㉛ 山本信吉「藤原実資と鳳輿・葱花輿」『古事類苑月報』四四、一九七〇。

㉜ 新編日本古典文学全集本。

㉝ これは天皇ではなく中宮定子のもの。

㉞ この点について、新編日本古典文学全集本校注では「「なぎの花」は「水あおい」の花」と断じた上で、「天皇や皇后などの乗用で仏事、神事などに用いる御輿の屋根の最上端には、金属で金色の水葱の花の形をつけて飾った」としているが、「天皇や皇后などの乗用で仏事、神事などに用いる御輿の屋根の最上端」に飾られたのはあくまで葱花の形であって、水葱ではあり得ない。水葱は確かに水の葱と書くものの、葉・花ともにその姿は葱には似ても似つかないものである。なお、同書校注では、何に拠ったものかは不明であるが、「御輿の屋根の最上端に（中略）水葱の花の形をつけて

飾った」由来として水葱の花が「長く散らないからめでたいものと考えられた」との説も見える。飾られているのがそもそも水葱でない以上、この説に賛同できないことは言うまでもないが、水葱の開花時期の長さを讃える和歌等の論拠があるわけでもない。

41 改訂増補故実叢書本。

42 改訂増補故実叢書本。

43 改訂増補故実叢書本。

44 『延喜式』に記された輦輿が葱花輦であることは清水みき(『古代輿の復原』『平安京歴史研究』(杉山信三先生米寿記念論集、一九九三))も触れているが、清水の論考において鳳輦・葱花輦の別は重要でないため、『延喜式』に鳳輦に関わる記述のないこと、および葱花輦がその成立年代において鳳輦に先立つものであったことについては全く触れていない。

45 「一枚」という数詞からすれば板材と見なすのが自然であるが、五寸×六寸の角材と考えられるものについて「五六寸桁二枚」との表記がなされており、板状とは断言できない。

46 この「葱花等料」は蓋上装飾とは全く無関係に、高欄の「束柱」や轅の上に葱花形が飾られており、それを指していた可能性も考えられるが、年中行事絵巻・枕草子絵詞の輦輿には、高欄の金物までが見て取れる描写がなされているもの、高欄および轅にはいずれも葱花形は飾られておらず、管見の限り、後世にもそうした例はない。

47 出雲路前掲註二。

48 清水前掲論文。

49 他に、松平定信は『輿車図考』において、輦輿を含む乗物の「製造」が『延喜式』に見えるとして、「御輿」に関するこの史料を取り上げている。しかし、輦輿の種類を示す語を欠いているためか、腰輿条では『延喜式』巻十七記載の腰輿制作の記事を載せているにもかかわらず、この「御輿」の史料は、『輿車図考』鳳輦条はも

ちろん、葱花輦条にも載せられていない。

50 当時の輦輿の室札が知られる史料としては鈴木が重視している

(前掲註一一)。

51 上海古籍出版社刊行本。

52 ただし、筆者は中華書房局本の『旧唐書』にこの一文を見付けることはできなかった。『新唐書』にであれば巻二十四「車服」に「開成未定制、宰相、三公、師保、尚書令、僕射、諸司長官及致仕官、疾病許乘檐、如漢魏載輿、步輿之制、三品以上官及刺史、有疾暫乘、不得舍馱」とある。

53 日本における肩輿については、小椋修賢(「貴族の乗物」『美と工芸』一五五、一九六九年一月)が「主として仏事等に依用されたもの」と紹介している。おそらく、形状・名称ともに中国から伝えられたものを、天皇らの場合のみ特に「御輿」等の名で呼んだのであろう。

54 ただし、孫机は前掲書において敦煌莫高窟に唐代の輦の例の見えることを指摘しており、描写が簡略であるため厳密に葱花形か不明であるが屋蓋中央頂に球状の物体の認められる例、および、積み上げられた二個の球の上に蓮華座に乗った宝珠形(≡葱花形)を置いたものを屋蓋中央頂に据えた例を挙げている。なお、孫机はこれらが前掲の『唐六典』および『通典』に見える七種の輦に近いと推測している。

55 管見の限り、平安時代以前に葱坊主を題材とした詩歌はない。仮にあったにせよ、一般的とは言えず、当時の美意識において広く喜ばれていたものではあり得ない。

56 この特徴について、『安齋隨筆』には「葱は甚だ悪臭き草にて仏家にて禁ずる五辛の其の一つなれば天子乗御の輦には付くべからざる理なり」との見解が示されている。

57 伊勢貞丈の葱花形に関する見解は前掲論文において小椋が紹介し

ている。

⁸² 鈴木友也「神輿」「月刊文化財」昭和四一年七月号、一九六六。

⁸³ この点は山本前掲論文に詳しい。

⁸⁴ 諸橋轍次『大漢和辞典』。

⁸⁵ これは『旧唐書』の「玉輅」に関するものであるが、天子の乗物として重要な「五輅」の装飾はいずれも色と素材が異なるのみで、何を飾るかという点では共通する。また、以上の点は『新唐書』の記述でも変わらない。

⁸⁶ 中華書局刊行本。

⁸⁷ ただし、筆者は腰輿の性質として、清水が「非常時や難路にも便利」と言うような軽装ゆえのもの以外に、葱花輦をも遡る古式の乗物である可能性を考えている。

⁸⁸ ただし、『日本紀略』編者がこの「鳳輿」の記事をわざわざ採用したのは、橋本が言うように、通常であれば腰輿が用いられる儀式に鳳輦が用いられた例としてのことと思われる。とはいえ、それは『日本紀略』編纂段階での知識に基づく誤解であって、天長七年の時点で実際に鳳輦が用いられたことを示すわけではない。

⁸⁹ 唐代までの例のうち、管見に入ったものに限っても、「華輦」の例が『三国志』魏書十六「杜畿伝」、『芸文類聚』卷四「三月三日」(西晋の閻丘沖の詩)・卷二十七「行旅」(郭璞の賦)・卷二十九「別上」(西晋の王浚の詩)・卷五十一「刺史」(北齊邢子才冀州刺史封隆之の碑)、「華輿」の例が『三国志』魏書三「明帝紀」、『群書治要』卷二十五魏志「紀」に見える。

⁹⁰ 通常であれば、古くからあったものに新たな名称を特に付ける必要性は薄いですが、従来は「鳳輦」と呼ばれていた葱花輦に加えて、鳳形そのものを飾った鳳輦が成立したという関係上、葱花輦にも外見上の特徴を示した名が新たに必要とされたものと思われる。

⁹¹ 上二八、新日本古典文学大系本。

⁹² ほぼ(輦輿に限るならば完全に)同じ説話は『古事談』にも見え、

『古事談』のものは出雲路および小椋が各前掲書で葱花輦に対する鳳輦の優位性を示すものとして既に取り上げている。

⁹³ 藤原忠実が別の逸話では出典を明示しており(『中外抄』上八七)、それを欠く光孝天皇の説話が典拠のないものであったことが窺われる。

⁹⁴ なお、光孝天皇と輦輿に関しては『西宮記』卷八「行幸」にも記載があるが、「仁和帝、自式部卿登帝位之日、猶着本位衣不乘輦輿」として、光孝天皇が即位の日にさえ「輦輿」に乗らなかったとの内容で、『中外抄』記載の説話とは完全に矛盾する。

⁹⁵ 出雲路前掲註二。

⁹⁶ 朝日新聞社刊行本。

⁹⁷ 他に、『扶桑略記』承安二年正月一三日の例も挙げており、年代からすると、こちらは輦輿の一形式としての鳳輦と考えられる。しかし、『扶桑略記』の記述は堀河朝までであるから、他の史料と取り違えたものである。ちなみに、同日については、現在では、法印行海が権大僧都に任ぜられたという『東寺長者補任』の記事が伝わるに過ぎない。なお、出雲路のこの指摘が正しくは何の史料に見えるものかを明らかにする力量は筆者にはないが、承安頃のことであれば、鳳輦という意匠全般に関わる時代的傾向と思われる、特に問題視する必要はない。平安後期の鳳輦の使用に関しては、別稿で詳述する。

⁹⁸ 輦輿に鳳形が新たに据えられた意義、およびその時期については、別稿で詳述する。

⁹⁹ 大津透「天皇の服と律令・礼の継受」『古代の天皇制』岩波書店、一九九九。

¹⁰⁰ ただし、大津説に全面的に賛同しているわけではなく、唐の肩輿の模倣形式である葱花輦が神事に用いられている以上、帛衣についても、「固有の文化」という面ばかりでなく、唐に倣った部分をも

認めるべきではないかと考えている。大津自身触れているように、唐制においても袞冕は第一のものではなく、「祀天神地祇則服之」として「大裘冕」が袞冕より上に挙げられている(『旧唐書』卷四十五、輿服)。日本の帛衣は、帛衣という衣類の形式自体は確かに「固有」のものかもしれないが、それを神事に用いるという制度は唐に倣ったと見るべきであろう。

図版出典

- 図一…『年中行事絵巻』(日本絵巻大成本)。
図二…佐竹義輔・大井次三郎・北村四郎・亘理俊次・富成忠夫編『日本の野生植物』草本一、平凡社、一九八二。
図三～六…『三才図会』(上海古籍出版社刊行本)。

第四章

鳳輦の成立

はじめに

天皇の乗物に鳳輦（「鳳輿」「鸞輿」等を含む、以下同）と葱花輦（「葱花輿」等を含む、以下同）の二種があり、そのうち鳳輦が「天皇の行幸の際の正式の乗物」とされていたことは広く知られている。鳳輦は、また、漠然とではあるが、その成立も葱花輦に先立つ古式のものと考えられてきた³⁰。しかし、史料からは葱花輦が鳳輦の後に成立したとは認められない。むしろ葱花輦こそが、中国から伝えられた古来の形式であったことは明らかである。鳳輦の祖型は中国に一切求められず、日本でも一〇世紀第一四半期の段階で存在した輦輿は葱花輦のみである。鳳輦は、それ以降、日本で成立したと考える外ないが、その時期とは、はたしていつであろうか。

本章では、鳳輦という「天皇の正式の乗物」の成立時期を明らかにするとともに、導き出された年代の時代背景から、新式の輦輿が成立するに至った理由について考察する。

第一節 儀式書から知られる上限と下限

まずは儀式書から成立時期の上限と下限を確かめ、ある程度の目安としよう。儀式書とは、儀礼のあるべき姿がまとめられたものであるから、輦輿に種別が生じ、かつ、格式差等の意義が見出されている場合、その使い分けに関する記述が秩序立った形でなされている可能性が高い。

詳しくは前稿を参照されたいが、延長五年（九二七）撰進の『延喜式』では輦輿は一種、葱花輦のみであった。この点は、鳳輦の形式が定型化したものとしては中国に認められない一方で葱花輦形式は確認できることから明らかで、輦輿が二種となって以降、旧例を尊ぶ神事に用いるべきは葱花輦と定められていることから裏付けられる。

なお、『延喜式』の内容は『弘仁式』『貞観式』段階のものが残ったものであつて、延長五年当時の実態とは異なる可能性も考えられるが、こと輦輿に関しては、『延喜式』における表記が一貫して「輿」あるいは「御輿」であつて、輦輿を呼び分ける必要性自体が認識されていない様子が窺われる以上、その可能性はきわめて低い。仮に『延喜式』輦輿関連記事に『弘仁式』『貞観式』の記述を引き継いだ部分があるとしても、『延喜式』編纂までに輦輿の種類が増加していたならば、その表記には乱れが生じるのが自然であろう。また、卷一七、内匠寮式御輿条には輦輿制作の規定が詳述されているが、そこでも明らかに輦輿は一種、葱花輦があるのみで、かつ「御輿」の名で呼ばれている。『

延喜式』編纂以前に鳳輦が成立していたとすれば、制作規定記事において「御輿」を取り上げながら、葱花輦のみが「御輿」として記されるという事態にはなり得まい。古い段階のものが残ることがあるとしても、廃れた儀式具についてであろう。何らかの理由で鳳輦についての記述のみが避けられたと仮定してさえ、輦輿に二種の別があるならば、無用な混乱を避けるために、「御輿」の種類について尚更明記する必要がある。後述するように、他の史料からも『延喜式』撰進時に既に鳳輦が成立していたとは考え難く、『延喜式』輦輿関連記事の内容は当時の実態を反映していると見てよい。鳳輦成立の上限は延長五年である。

それでは、輦輿が二種となったことの確認できる儀式書の初例は何であろうか。

橋本義則も指摘している通り、源高明の手になる『西宮記』¹⁾では、卷八行幸に「八省神事時、(中略)、御華輿、御即位、朝拝、御鳳輿、大嘗会時同之」、卷九節会日に「行幸時事(中略)、朝賀及拝賀(中略)」、五月五日、九月九日、御鸞輿、自余御葱華輿」と、二種の使い分けが明記されている。鳳輦の存在は疑い得ない。

なお、卷八行幸では先の引用部に続けて「女官侍臣候御輿」や「当日候御輿如例」、「到中門外、停御輿降御」といった、輦輿の種別の不可能な「御輿」との表記が見え、同様の例はこの他、卷九の節会日(前掲引用部の後)・行幸時警蹕にも認められる。これは『延喜式』と同様の表記であり、一見、『西宮記』では、二種の別を示す記述と、輦輿が

未だ一種しか存在せず、種別が不要であったことを示す記述とが混在しているかに見える。しかし、『西宮記』における「御輿」はいずれも、儀礼の進行における輦輿の取り扱いや位置関係に関する記述である。すなわち、これらの記事では、記事内容の性質上、鳳輦・葱花輦が「御輿」の一語で総括されているに過ぎない。『西宮記』の「御輿」という表記は、同じ『西宮記』中の二種の輦輿の存在を示す記述と矛盾するものではなく、制作についての記事でさえ「御輿」と記す。『延喜式』の例とは根本的に異なる。『西宮記』の段階で輦輿に二種の別があったことは間違いない。

以上より、鳳輦が『延喜式』から『西宮記』本文の間に成立したことは自明である。

とはいえ、残念ながら『西宮記』本文の成立年代は明らかでない。その記述内容が伝えるところについては「源高明の習得・奉仕した村上天皇朝ころ」のことと考えられているが、この引用部が幅をもたせた表現であることから窺われるように、具体的には不明である。ただし、高明死去の天元五年(九八二)を明確な下限とできるため、鳳輦の成立時期としては、『延喜式』および『西宮記』からだけでも、延長五年から天元五年までの約半世紀間、醍醐天皇の晩年から円融天皇の代までの間であることが分かる。

『西宮記』中の鳳輦記事がそれらのうちいつ頃の状況に基づくものかは『西宮記』のみでは不明であるが、村上朝の応和三年(九六三)以降に作られたと言われる『新儀式』²⁾には、卷四の天皇加元服事お

よび遷御事に「鳳輿」の語が見える³⁶⁾。もつとも、この語のみでは、その形式如何にかかわらず天皇の乗物全般の美称として用いられた例の可能性も考えられ³⁷⁾、輦輿の種類としての鳳輦を指しているとは断定できない。しかし、『新儀式』の同じく巻四の野行幸事には、

御輿入自日華門供之（中略）、承平七年例、（中略）、而延喜十七年（中略）、同十八年、延長六年春、皆用尋常御輿、駕輿丁如例

とあるのである。「鳳輿」の語が天皇家元服事および遷御事に特記されている以上、この「尋常御輿」が鳳輦以外の、別種の乗物を指すことは明白であろう。ちなみに、「尋常御輿」が用いられるという野行幸は、『西宮記』においても鳳輦使用儀礼ではない。消去法的に、天皇家元服事および遷御事における「鳳輿」は、天子の乗物としての美称ではなく、形式としての鳳輦を指していると見てよい。

なお、『新儀式』には、輦輿ではないが同じく天皇の乗物である腰輿についても、巻四行幸朱雀院召文人并試擬文章生事に「腰輿」と明記されており、「尋常御輿」が腰輿とも異なること、すなわち、輦輿ではあるが鳳輦以外の種類を指すことが知られる。以上の条件を満たす乗物は葱花輦以外あり得ない。輦輿は当初葱花輦一種のみであったことから考えても、葱花輦が「尋常御輿」と呼ばれることは至当と言える。『尋常御輿』が葱花輦を指すことは確実で、このことは更に、前掲の『西宮記』巻九節会日に見える「行幸時事（中略）、朝賀及拝賀（中略）、五月五日、九月九日、御鸞輿、自余御葱華輿」との記述からも裏付けられよう。鸞輿、すなわち鳳輦の用いられる儀礼は数例に過

ぎず、「自余」すなわちそうした例外的なものを除いた全てにおいて葱花輦を用いるとされているのである。「尋常御輿」との認識がこうした状況によることは疑いの余地がない。ただし、「尋常御輿」との呼称、それも御輿と先に記した上での割註における表記からは、未だ「葱花輦」という名称が確立していない様子も窺われる。鳳輦の成立による輦輿の種類増加は、『新儀式』の編纂をさほど遡らぬ頃のことだったのであろう。『新儀式』の段階ですらこのような表記がなされているという事実からはまた、『延喜式』輦輿関連記事の内容が撰進時の実態を反映したものであったことも裏付けられる。

以上の他に、儀式書の勘物から知られる事柄も多いが、便宜上、次節に譲る。

第二節 古記録から知られる上限と下限

儀式書からは、鳳輦の成立は延長五年から応和三年までの約四〇年の間であることが分かった。続いて、同時代の古記録に移り、鳳輦成立推定年代の一層の特定を行う。

古記録における、形式としての鳳輦を指すことが明らかなる「鳳輦」の初出は、『九曆』逸文天慶九年（九四六）四月廿八日条、村上天皇の即位式である。その記述は「御輿（用鳳輿也）」というもので、簡潔きわまりないが、「御輿」に種別のあることを前提としてこそ、輦輿の

種類に留意した記述がなされていることは間違いない。この時期の古記録における「鳳輿」の例は『九曆』天慶九年四月廿八日条以外にも見えるが、この例のように「鳳輿」が輦輿の種類を指すことを明記してはいないため、次節にまとめる。

天慶九年では儀式書から知られる下限よりも一五年以上遡ることになるが、同年代の『吏部王記』⁵¹天曆二年(九四八)正月八日条には、やはり輦輿の種類を意識していなければ記述され得ない「御葱花輿」の語が見え、『九曆』の記述の妥当性が裏付けられる。ただし、『吏部王記』天曆二年正月八日条は『西宮記』卷一御齋会内論議所引の逸文であるため、「御葱花輿」の語は後世に手が加えられた結果という可能性も考えられるかもしれない。しかし、逸文とはいえ、その記述は、

御齋会始、午刻行幸八省云、御葱花輿、出建礼門、御小安殿、其装束如延長八年例、但鐘不立南栄、王大夫座在殿上、昭訓・光範両門内不立幔云々、右大臣聞御座定、先入著座〔内弁〕、王卿次神陪座、王大夫等又就座〔乖先例、似誤也〕、衆僧就座後、凶書官人先著座、次中務輔引侍從著座〔先年侍從先著、以何為善哉〕、云々、了及于行香、召使置草■〔「敦」のあしに「土」履、違例前年例、頗似狼藉、

という、きわめて詳細なものである。当事者以外知り得ない内容であることが一見して明らかな点、「乖先例、似誤也」や「先年侍從先著、以何為善哉」、「違例前年例、頗似狼藉」といった主観的な感想が記されている点から考えて、この記事は、『吏部王記』の正確な引用と見て

よからう。なお、この記事では先例に背くとの批判が目立つものの、輦輿の種類についてはそうした評は一切なされていない。故実を重視する人物の目からしても葱花輿の使用が適切であったことが窺われる。

さて、この『吏部王記』の筆者たる重明親王は、醍醐天皇の皇子である。上に挙げた天曆二年正月八日条に限らず、『吏部王記』には、故実と比較しての誤りを指摘し、厳しく批判する記述が多い。その背景には、「父、延喜の帝の立派な流儀、純粹で正統的な風俗儀礼を、身を以て教え込まれているのは(中略)自分一人なのである」という「責任感」⁵²、「醍醐皇子としてのみ可能だった延喜・延長の代に対する内なる規範意識」⁵³が強く働いていたと指摘されている。

しかし、その『吏部王記』においてさえ、醍醐朝の時期には、輦輿の種類があることを示唆する記述は一切認められない。もちろん、『吏部王記』は逸文が伝わるに過ぎないから、そうした記述のなされた部分が偶然伝えられなかった可能性も考えられる。しかし、醍醐天皇最晩年の延長八年(九三〇)正月八日条には、「八日、有行幸、上常服御輿」と見えるのである。先の天曆二年の例と同じく正月八日の御齋会に関するもので、丁度先の記事における「延長八年例」に相当する。天曆二年の段階で葱花輿が用いられ、かつ、その点は批判の対象になっ
ていなかった儀式であるから、仮に延長八年の段階で既に鳳輿が成立していたとしても、使用される輦輿が葱花輿であったことは間違いない。その葱花輿が、天曆二年の段階では「御葱花輿」と明記されてい

るにもかかわらず、この延長八年の記事では「御輿」と記されるに過ぎないのである。

繰り返すが、「御輿」との表記は、その時点で輦輿が一種しか存在しないことに直結するわけではない。実際、『九曆』前掲記事では、鳳輦が割註で一度その種類について註記されたのを除けば、全て「御輿」と記されている。しかし、この場合は、「常服」という、この日の天皇の装束の服制における位置を意識してこそその記述の直後である。輦輿に二種の別があったならば、輦輿についても、装束同様、用いられた種類を記すのが自然ではなかるうか。重明は、少なくとも天曆二年の段階では、用いられた輦輿について、比較的漠然とした「御輿」ではなく「御葱花輿」と、その種類を明記している人物である。延長八年時においても、装束に関して「常服」と、天曆二年時における「御葱花輿」と同様の意識が窺われる以上、そのような意識をこの頃には欠いていたとも考え難い。そもそも、「常服」にせよ「御輿」にせよ、それ以降の内容と直接関わるものではない。にもかかわらず、わざわざ天皇の車服について説明しているのである。これらの言及は、服制を念頭に置いてこそ意味を持つ。すなわち、延長八年正月の段階で既に輦輿が成立していたにもかかわらず、この日の輦輿が鳳輦ではなく葱花輦であったことに一切触れていないというのは、重明の性格から文脈上も不自然きわまりなく、そこを明記しないのであればそもそも「御輿」に言及する必要がない。未だ輦輿が存在せず、「御輿」の語で十分に乗物の種類が特定されたからこそその表記と見なすのが妥当で

あろう。

もつとも、「常服御輿」の「常」が「服」だけでなく「御輿」にまでかかっていると解釈すれば、輦輿の種類を意識した記述となり、延長八年の段階での輦輿の存在を示すと言えるかもしれない。しかし、前述の通り、延長五年一二月撰進の『延喜式』において、輦輿の存在を窺わせる記述は一切ない。この内容と明らかに矛盾する古記録もなく、『新儀式』の記述もこの点を裏付ける。『延喜式』撰進時における輦輿の未成立は確実と言ってよいが、はたして、延長八年正月までの約二年間のうちに、輦輿は成立し得るであろうか。

輦輿が供奉される儀式は、『西宮記』によれば即位式・朝賀・大嘗祭・朝覲行幸・五月五日節会・九月九日節会であるが、そのうち、延長五年一二月から延長八年正月までの間に行われたものは、わずかに延長七年正月の朝賀および朝覲行幸の二例のみである。すなわち、この二年の間に輦輿が成立したのであれば、輦輿という新たな輦輿形式は当然朝賀あるいは朝覲行幸のために作られたことになる。しかし、延長七年時の朝賀については、『西宮記』巻一朝拝および『北山抄』巻五即位事に『醍醐天皇御記』同日条が引かれているものの、乗物に関する記述は一切ない。また、朝覲行幸に関する記事も『御遊抄』¹⁰に見えるが、その記述は「同(延長)七年正月三日、幸仁和寺」とのきわめて簡潔なものに過ぎない。朝賀・朝覲行幸ともに、何らかの新儀が行われた年とは考え難いと言わざるを得まい。そもそも、基本的に毎年行われることになっていた儀礼という点からして、わざわざ新式の

輦輿が作られる可能性は低かろう。

延長八年の時点で、輦輿は未だ葱花輦一種のみであった。そして、延長八年正月から醍醐天皇の崩御までの間に鳳輦を用いる儀礼は挙行されていない。醍醐朝は、輦輿は一種、葱花輦があるのみのままで幕を閉じたのである。

以上の通り、古記録において輦輿の二種の別に関する明確な認識が確認できるのは村上朝の初期であり、かつ、鳳輦の成立は朱雀天皇の即位以前に遡るものではない。

第三節 『吏部王記』における鳳輦

『吏部王記』には「鳳輿」の語も二例見えるが、『西宮記』のように葱花輦との併記ではなく、『九曆』のように御輿の種類に関する註記でもないため、それらの記事のみでは美称としての「鳳輿」である可能性も否定できず、形式としての鳳輦の存在の確証とは言い難い。「御葱花輿」の例が同じ『吏部王記』の天曆二年正月八日条に見えると言っても、日記という性質上、各条における呼称が一貫した方向性に基き統一されてはいない可能性も考えられ、『新儀式』と同様に扱おうけにも行かない。これら「鳳輿」が形式としての鳳輦を指すかの判断には、検討を要するのである。

一二例のうちの一例は先の『九曆』の例の半年後、天慶九年十月廿八日

条、村上天皇の御禊行幸の記事に見える「天皇幸鴨河、鹵簿・服色如承平二年、(中略)次無諳土風者、其親王前常陸太守・上総太守扈從鳳輿、褰帳、藏人左少弁源朝臣俊率六位藏人在御輿後〔六位服布当色〕」とのものである。半年前の『九曆』に輦輿の種類としての「鳳輿」が、『吏部王記』においても約一年後に「御葱花輿」との記述が見える段階という時期であるため、この記事が記された時既に輦輿に二種の別があったこと、すなわち形式としての鳳輦が成立していたことは間違いない。

問題は、この「鳳輿」の語が、半年前の『九曆』の例と同じく、輦輿の種類として記されたものか否かという点である。美称としての「鳳輿」は形式としての鳳輦の成立後廃れたと推測されるが、明らかに輦輿の種類として見える例のわずか半年後という時期では、まだ「鳳輿」の語の意味が移行段階にあった可能性も否定できない。このことを考える上で、「鳳輿」と記した直後に、鹵簿における輦輿の位置関係を述べるにあたっては「御輿」の語が用いられている点が注目に値する。天子の乗物に対する美称として「鳳輿」の語を用いた場合、同一記事内では天子の乗物は全て「鳳輿」と記すのが自然であるから、この「鳳輿」は、前掲の『九曆』天慶九年の例のように註記という形ではないにせよ、輦輿の種類について先に明示されたものと考えられる。この記事の半年前にも輦輿の種類を指すものとしての「鳳輿」の語が認められるという事実を踏まえれば尚更であろう。御禊行幸に鳳輦を用いる旨は『北山抄』卷五大賞会御禊事をはじめ諸書に見え²⁰⁶、この時

の鳳輦の使用は使用儀礼からも問題ない。

さて、先の引用部に見える通り、天慶九年の御禊行幸は、「鹵簿・服色如承平二年」というものであった。承平二年（九三二）は、朱雀天皇の御禊行幸がなされた年にあたる。村上天皇の御禊行幸は、その鹵簿及び服色が前代の例に倣ったものだったのである。鹵簿、すなわち行幸の列全体が「如承平二年」と言われる状態であった以上、主役たる天皇の乗物に変更があったとは考え難い。天慶九年の段階で鳳輦が用いられたのであれば、御禊行幸における鳳輦の使用は承平二年まで当然遡ると見るのが自然であろう。そして、正にその承平二年の御禊行幸こそ、『吏部王記』における「鳳輦」の語の初出なのである。

『吏部王記』承平二年十月廿五日条には御禊行幸の壮麗な様が詳細に記されているが、その中で、輦輿についての記述は、

左大将代中将源清鑿朝臣・右大将保忠卿近在輿前、左大臣在左大将代外、天子御鳳輿垂帷、因皇太后宮御同輿也、其近衛陣無幡・戟（中略）、左大臣隨身内舍人在御輿後、（下略）

とのものである。天慶九年の例同様、「鳳輦」の語が見えるのは、行列における位置関係を示すためには「輿」等の表記が用いられている文中においてであるが、ここでは更に、「御」の字が冠されている。天子の乗物の美称としての「鳳輦」の例であれば、そこに更に「御」を付す必要性は乏しい¹⁰ため、「御鳳輦」の形であれば、「鳳輦」という語が指すのは形式としての鳳輦である可能性が高い。同一記事において、位置関係を述べるにあたっては「輿」等の語が用いられているのであ

れば尚更であろう。以上より、形式としての鳳輦の初出は輦輿の種別を示すことの明確な『九曆』の例よりも約一五年遡ることが分かる。なお、『北山抄』卷五大賞会事には、「戊刻、鸞輿出自建礼門、入自昭訓門、於東廊壇上、改駕腰輿（中略）承平二年、入自宣政門、不御腰輿、依皇后同輿也、（下略）」とあり、承平二年には大嘗祭卯の日神事にも鳳輦が用いられていることが確認できる¹¹。

以上の他に、鳳輦と明示されている例ではなく、年時も不明であるばかりか、本来の記述が如何なるものであったかすら分からないが、やはり『吏部王記』のものとして『中外抄』¹²に概略の見える重明親王の夢¹³も、鳳輦の成立時期の参考になる。

又仰云、李部王記汝見哉如何、申云、少々所規（窺力）見候也、仰云、東三條ハ李部王家也、而彼王夢二東三條の南面ニ金鳳来舞、仍李部王雖被存可即位由不相叶、而大入道殿伝領、其後一條院乗鳳輦西廊の切間より令出給了

重明親王が、自邸たる東三條殿の南庭に「金鳳」が訪れ舞う夢を見て、自身の即位を確信したものの、叶うことはなかった。しかし、その東三條殿は後に藤原道長に伝領され、その道長の時に、一条の鳳輦が東三條殿の西廊の切間よりお出になられた、すなわち東三條殿における「金鳳来舞」が、鳳輦屋蓋に飾られた鳳形によって確かに実現したのである。

もちろん、この「金鳳」を鳳輦と結びつけているのは語り手たる藤原忠実であり、この史料が物語るのは直接的には一二世紀の段階での意

識である。重明親王が「金鳳」から鳳輦を連想したかどうかは『中外抄』のこの記述からは不明と言わざるを得ない。しかし、少なくとも、忠実の発言が『吏部王記』を読んでもいけば知っているはずの内容として語られたものであること、すなわち、『吏部王記』によって確認可能な内容として扱われていることは確かである。重明親王が「金鳳」の夢を見た点、および、それを即位の可能性と結びつけた旨が『吏部王記』に記されていた点は事実と見てよからう。

さて、即位と結びつけられる「金鳳」として、鳳輦の他に高御座があることは言うまでもなく、高御座の鳳形であれば、鳳輦とは異なり、早くも『延喜式』段階で既に存在が認められる。しかし、この「金鳳」が東三条殿へ「来舞」との表現からすれば、この「金鳳」から重明親王自身が連想した品は、忠実同様に鳳輦であったと見るのが自然であろう。玉座たる高御座に据えられた鳳輦では、鳳輦に比してこうしたイメージは生じ難い。

前述の通り、鳳輦のイメージと思しきこの「金鳳」の夢を重明が見たのがいつのことであったのかを現在知る術はない。しかし、醍醐天皇の皇子で、朱雀・村上天皇の兄である重明親王が、この夢から自身の即位を示す吉夢と捉えたという点から察するに、村上天皇の即位以前と推測される。村上天皇の即位時、重明は既に四〇歳という高齢であった。光仁天皇や光孝天皇のように老齢で即位した例があるとはいえ、四〇代では即位に現実味を感じることとはなからう。『中外抄』に見える「被存可即位由」との記述からは、重明が「金鳳」の夢に対して

、即位を示す吉夢と解釈し得るが実現するとは考え難いと訝しんでいた様子は一切窺われない。その可能性に現実味が認められ、期待された時期のものと見なすのが妥当である。すると朱雀朝以前のことに限定できるが、前述の通り、醍醐朝ではその最末期においてさえ、輿は明らかに一種のみであった。重明が鳳輦の暗示と思しき「金鳳」の夢を見たのは、消去法的に、朱雀朝の間と考える外ない。

以上の通り、鳳輦の成立時期は朱雀朝、それも、朱雀天皇の御禊行幸の時に早くも使用が確認できることから、その即位の直後であったと推定できる。この推定時期は、葱花輦を「尋常御輿」と呼ぶ『新儀式』の成立年代とも近く、蓋然性はきわめて高い。

なお、輦輿の種類増加による葱花輦の呼称は『新儀式』成立時でも未だ定まっていなかった[※]一方で、「天皇の正式の乗物」としての鳳輦の地位は、早くも朱雀朝のうちに、きわめて象徴的な夢として登場するほどに定着していたらしいことも、ここで指摘しておきたい。

第四節 鳳輦成立の背景

鳳輦が朱雀朝の初期に成立したとはすなわち、鳳輦は朱雀天皇の即位を機に成立したということである。しかし、何故朱雀天皇の時に新たな形式の乗物が特に必要とされ、考案されたのであろうか。それ以前にも葱花輦が存在し、天皇および皇后のみが用いる特別な乗物とし

て用いられていた、そこへ新たに鳳輦が突如として考案されたのである。何とも不自然であり、葱花輦ではよほど不都合なことがあったためと考えざるを得ない。しかし、鳳輦の鳳形を葱花形に替えることで鳳輦を一時的に葱花輦として用いた事例²³が知られるように、葱花輦と鳳輦の間には、蓋上装飾以外の根本的相違はない。すなわち、乗用という本来の目的のみで言うならば、既に葱花輦が存在するところへ新式の輦輿を考案する必要は一切なく、そうした面での不都合が葱花輦にあったとしても、その問題が鳳輦の追加によって解消されたはずがない。にもかかわらず、鳳輦は実際に考案され制作された上に、葱花輦をも上回る天皇の正式の乗物として定着した。何故であろうか。

鳳輦と葱花輦の相違点が蓋上装飾のみである以上、この疑問に対する解答は、蓋上装飾の意匠に求める外ない。葱花輦と鳳輦の相違点とはすなわち葱花形と鳳形であるが、その鳳形、つまり鳳凰とは、朱雀天皇以前から天皇周辺において、王権と直結した意匠として用いられるものであった²⁴。対照的に、葱花形は幾何図形、それも何の象徴性も付されていないものに過ぎない。鳳輦の考案、すなわち輦輿における鳳凰の意匠の採用は、鳳凰という意匠に託されたそうした象徴性を背景に、輦輿の示威性を上げる目的で、葱花形に代わる、より相応しい意匠としてなされたものであったと推測される。このことは、成立当初たる朱雀朝においてさえ、皇位に直結した存在として認識されていた様子が窺われる重明親王の夢からも認められよう。また、『九条殿記』²⁵天慶九年十月廿八日条では、『吏部王記』同日条から鳳輦であった

ことの確認できる天皇の乗物が「皇輿」の名で呼ばれており、天皇権力と直結した権威性が窺われる²⁶。

しかし、従来天皇の唯一の輦輿であった葱花輦は時に「鳳輦」という美称で呼ばれるほどに重視されており、また、醍醐天皇の頃に臣下による葱花輦の使用といった事例が認められるわけでもない。葱花輦の権威性が低下していたためにより権威性の高い輦輿が必要とされるとは考え難いのである。にもかかわらず、新式の輦輿に示威性が殊更求められたのは何故であろうか。

示威に用いられる手段、すなわち葱花輦自体に権威性の低下という問題が認められない以上、その必要があったのは当然、示威の主体の側と考えられる。鳳輦成立時の行幸による示威の主体とはすなわち朱雀天皇であり、幼帝であった。幼年という要素が、為政者としての権威性に関して否定的に作用するものであることは容易に想像される。とはいえ、朱雀天皇は幼帝の初めではない。初の幼帝は清和天皇であり、その次の陽成天皇も幼帝であった。通常であれば、朱雀天皇の場合、清和・陽成両天皇の先例に倣うだけで十分に天皇としての正当性は得られたはずである。にもかかわらず、何故朱雀天皇の時に新たに、天皇としての正当性を殊更に誇示する形の輦輿がわざわざ作られたのであろうか。

この点を考える上で、陽成天皇の後を受けた光孝天皇の即位を承和の変以前の状態への復旧と見なす木村茂光²⁷の説は示唆に富む。承和の変以前への復旧とはすなわち、承和の変を機に成立した文徳皇統の

否定であり、そこには清和・陽成両天皇が含まれる。この皇統の天皇が内裏に居住せず、儀式も滞りがちであった等、天皇として不適切な面のあったことを木村は主張しており、陽成天皇に至っては、「宮中殺人」という（中略）起こってはならなかった悪夢」を引き起こした結果、廃位へと繋がったとする³⁰。その後即位した光孝天皇およびその次の宇多天皇が、文徳皇統、特に清和・陽成朝で混乱を来した儀式の復活と整備に努めたこと、それがあるべき姿たる「承和の旧風」の復活との位置づけであったことは木村論文に詳しいが、言うまでもなく、そうした復旧は文徳皇統の明確な否定そのものと表裏一体の関係にある。

朱雀天皇は、こうした、文徳皇統を否定して初めて成立する光孝天皇の直系であった。そして、朱雀天皇以前の幼帝は全て、正にその否定せねばならない文徳皇統の人物だったのである。先例として倣うべき存在ではあり得ない。もちろん、幼年という事情等から参考にすべき部分もあったろうが、その権威性・正当性を示すにあたっては、清和・陽成両天皇以上のものが必要とされて当然と言える。

もちろん、復旧すべき「承和」の頃に鳳輦が存在しない以上、鳳輦の使用は「承和の旧風」の復活としてなされ得るものではない。また、朱雀天皇の即位は光孝天皇の即位から約半世紀も後のことであり、同列に論ずるべきではなからう。しかし、当の天皇が本来的に権威性に欠ける幼年であり、かつ、清和・陽成両天皇以上の正当性を示さねばならないという状況が無視できないものであったこともまた確かだ

はなからうか。鳳輦の成立は、そうした事情ゆえの苦肉の策であったと考えられる。

陽成天皇の退位後に関しては、その弟たる貞保・貞辰両親王³¹がいずれも皇位継承者とされなかった点に関して、幼少の故ではないかとの和田英松³²の推察がある。しかし、陽成の退位時、貞保・貞辰両親王はそれぞれ一歳と八歳に達しており、河内祥輔³³も批判するように、當時は既に、いずれも九歳で即位した清和・陽成両天皇という先例があった以上、単に幼年という点のみであれば皇位継承候補から外される十分な根拠になるとは考え難く思われる³⁴。とはいえ、その先例の結果が廃位へと繋がった陽成の不祥事であったことを思えば、仮に文徳皇統が継続されるにせよ、幼年という性質が単なる権威性の欠如以上の不安要素となり、「幼帝」という概念自体に不吉なイメージが付され、更なる幼帝の誕生が躊躇されていた可能性は高いのではなからうか。両親王が皇位継承候補として不適切とされた主な理由としては、やはり幼年の故という部分も大きかったと見るべきである³⁵。

朱雀天皇は、こうした経緯から即位に至った光孝天皇の曾孫であると同時に、幼帝でもあった。陽成天皇の退位から半世紀近くを経ているとはいえ、幼年という要素から連想され得る不吉な色を払拭するために、その即位には殊更な盛儀が不可欠とされたのではなからうか。にもかかわらず、幼年ゆえにこそ、天皇自身が参加できる儀礼は限られる³⁶。即位に関するものとしては、わずかに御禊行幸および大嘗祭卯の日神事が挙げられるに過ぎない。この点のみからでも、これらの

儀礼の重要性が窺われるが、中でも御禊行幸は、官人はもちろん大衆までも含め、衆目を集めるパレードであったと言われている⁵⁰。示威的利用価値は一見して明らかであろう。

御禊行幸はまた、朱雀天皇の鳳輦の使用が認められる初例でもあった。単に史料の残存状況による可能性も否定はできないが、御禊行幸および鳳輦の性質、そして時代背景を考え併せれば、これこそが鳳輦使用の最初であり、鳳輦は御禊行幸の示威的利用価値に期待して考案された可能性が高い。御禊行幸の際、天皇が人々の前に直接姿を晒すことはないが、代わりに天皇の坐す乗物が天皇そのものとして注目を浴びる。だからこそ、その乗物には従来以上の「天皇の乗物」として相応しい形が求められ、その結果成立した鳳輦が、葱花輦に勝る「天皇の正式の乗物」とされたのである。

「天皇の乗物」の形式として、単に従来の乗物、すなわち葱花輦に加飾を施すのではなく、屋蓋の葱花形を鳳形に替えるという大胆な発想が生まれた点に関しては、高御座の影響が大きかろう。天皇の鳳輦は高御座のように八角でこそないが、屋蓋に鳳形を据えることで、天皇の輦輿を、いわば動く玉座⁵¹へと昇格させたのである。しかし、いくら参考にし得る先例があったとはいえ、新式の輦輿の成立には、新たな輦輿を作ることの決定やその形式についての構想、そして実際の制作等、それなりの期間が必要であったろうことは言うまでもない。その点、朱雀天皇の場合、延長八年九月の即位から、鳳輦の初出たる承平二年十月の大嘗祭御禊行幸までに丸二年の余裕があり、何の問題もな

い。憶測にはなるが、おそらく、鳳輦はこの間に考案・制作されたものであろう。

なお、『吉黄記』寛元四年（一二四六）三月六日条⁵²には「御即位行幸御輿事、幼主御時葱花之由官申之」とあり、本章で述べた内容と矛盾するが、この記事では更に「仍昨日申院之処、勘先例可申之由被仰下、仍引勘之処、長和、応徳、嘉承、保安、永治、仁安、元暦皆鳳輦也（中略）可為鳳輦之由被仰下」と続けられている。幼帝の場合は葱花輦を用いるという話があったが、引勘の結果は「皆鳳輦」であったわけで、この結果からこの時にも鳳輦の使用が決定された。実際の先例が「皆鳳輦」であるにもかかわらず「幼主御時葱花」という説のあった背景として、本章で述べた鳳輦成立時の事情が、単に「通常とは異なる輦輿」という認識で漠然と伝えられていた可能性を指摘したい。

おわりに

朱雀天皇の父、醍醐天皇の病は、延長八年七月一五日に初めて症状が出、早くも同年九月二九日に崩御に至るという、進行の速いものであった。二月半の間病床にあったとはいえ、急死と言ってもよい。崩御へと繋がった不予に関する最初の記述たる『日本紀略』⁵³醍醐天皇七月十五日における表現は「皇上御咳病発給」とのもので、それ以前には問題が窺われなかった様子である。また、『西宮記』臨時五遷殿裏書

には同年七月二日のこととして「遷御常寧殿〔壊清涼殿、以新材起構之間、御此殿〕」と見え、醍醐天皇が清涼殿の改築のために清涼殿から常寧殿に移ったことが知られる⁵⁵。静養のためといった理由でない以上、わずか半月前のこの時点で健康に問題がなかったことは確かであろう。すなわち、七月一五日以前には鳳輦を考案する必要そのものがなかった。

その後、朱雀天皇の即位までの間に考案から完成までがなされた可能性も皆無とは言えないが、醍醐天皇の突然の不予以前から、清涼殿落雷という異常事態への対処が急務であった当時において、即座に新式の輦輿の必要性が唱えられ、その形式の構想および決定、そして制作までが手際よく進められたとは考え難い。鳳輦という新式の輦輿の考案は朱雀天皇の即位によって多少の余裕ができて以降になされたものであり、鳳輦が用いられた初例は史料上の初出でもある承平二年御禊行幸と見るのが妥当である⁵⁶。ただし、朱雀天皇の場合、大嘗祭が本来予定されていたのは承平元年であった⁵⁷。この年に大嘗祭が行わ

「輦と輿とは本来は異なるが、早くから混同されており、鳳輦・葱花輦も史料によつては鳳輿・葱花輿と呼ばれることがある。他に、鳳輦の異称として鸞輿・鸞駕があり、葱花輦は「花」を「華」とする例も多く、「葱」を除き華輦・華輿とされる場合もあるが、本章では便宜上、後に最も一般的な呼称となる鳳輦・葱花輦の名を用いることとする。

れていたとしても鳳輦が用いられたのか、それとも鳳輦は翌年までの順延により準備期間に余裕が生じたために考案されたものであったのかについては、残念ながら不明と言わざるを得ない。

なお、鳳輦の成立によって、儀礼は当然、従来と異なるものとなったはずである。鳳輦が成立するまでは天皇の正式の乗物であった葱花輦が、新式の輦輿の出現に伴い、その地位を奪われたのであるから、これ自体は言うまでもない。もちろん、複数の乗物を同一人物が同時に利用することは不可能であり、乗物の種類が増えたところで、個々の儀礼における次第が大きく変化することはない。しかし、いずれの儀礼においても主要な移動手段としては葱花輦が用いられていた状態から、儀礼ごとに二種の輦輿が使い分けられるようになった、すなわち選択肢が生じ、各儀礼において用いられる輦輿は選択の結果となったのである。この意義は看過できない。一種の意識改革と評せよう。

⁵⁵ 『国史大辞典』および『有識故実大辞典』、「鳳輦」項。

⁵⁶ 橋本義則「古代御輿考」『古代・中世の政治と文化』、思文閣出版、一九九四。

⁵⁷ 本論第一部第三章。

⁵⁸ 倉林正次『饗宴の研究（文学編）』桜楓社、一九六九）は九月九日節会を例に、儀式書の記述内容が筆記時の実態とは異なり、やや遡る時期のあり様に関するものと指摘している。この点に異論はないが、この種の問題は、儀礼次第等に限って認められるものである。

う。『延喜式』に見える輦輿の種類の場合、その記述内容は制作にあたっての規定等であって、「理想」としての古儀とは無関係の、実用目的での記述である。

9 橋本義則前掲論文。

10 改訂増補故実叢書所収。

11 卷十七内匠寮式御輿条、内容については本論第一部第三章にて考察。

12 所功『平安儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五。

13 国史大辞典。なお、岩橋小弥太（儀式考）『上代史籍の研究』

二、一九五八）は天暦年間（九四七〜九五七）頃とする。

14 新校群書類従四所収。

15 橋本は前掲論文において『新儀式』の大嘗祭御禊に「鳳輿」の語

が認められると述べ、『西宮記』以前に「御輿の区別が明記」された例外的事例として挙げている。しかし、『新儀式』には、大嘗祭御禊に関する記事はない。橋本が制作した、内裏式から江家次第

までの儀式書に見える輦輿の使用状況の表においても、『新儀式』

については即位の関連行事がほぼ欠けており、大嘗祭御禊に関し

てのみ「鳳輿」の記述が確認できたとする橋本の主張は不自然と

言わざるを得ない。後述の通り、『新儀式』編纂の段階であれば大

嘗祭御禊における鳳輿の使用は適切であるが、現在の史料状況で

は『新儀式』に大嘗祭御禊の記事が認められないこともまた事実

である。なお、巻五「御属星並諸祭御禊等事」は御禊に関する記

事ではあるが、大嘗祭御禊ではなく、乗物に関する言及も一切な

い。

16 本論第一部第三章。

17 大日本古記録所収。

18 史料纂集所収。

19 河北騰「吏部王記の文学的特色」『平安文学研究』六二、一九七

九。

20 高田祐彦『「吏部王記」の眼差し』『国語と国文学』六四、一一、一九八七。

21 延長六年の正月一日については、『小野宮故実旧例』から、醍醐の

体調不良による儀式の欠席が知られる。ただし、『扶桑略記』二四

醍醐天皇下には「儀式如例」と見え、儀式自体は行われたらし

い。延長六年の朝覲行幸の場合、『延喜式』撰進の延長五年一二月

二十六日からわずか八日後であり、鳳輦が存在したとは考え難

い。なお、朝賀および朝覲行幸以外の鳳輦の使用機会のうち、即

位・大嘗祭がこの間に行われていないことは言うまでもないが、

五月五日の節会についても『九条殿御記』に「件節去延長五年以

後無有供奉」とある通り、儀式自体がなされていない。九月九日

節会については確認できないが、本来小儀に過ぎない九日節会

が、大儀たる朝賀以上に重視されたとは考え難い。

22 改訂増補故実叢書所収。

23 続群書類従一九所収。

24 『御遊抄』は室町時代の成立ではあるが、延長七年時に後の先例

となる新儀が成立したのであれば、朝覲行幸がなされた旨のみが

伝えられるはずがない。

25 延長六年の朝覲行幸に関する記録は現在伝わっていない。

26 『西宮記』では鳳輦使用儀礼として御禊行幸は挙げられていない

が、これは大嘗祭に含まれるものとして扱ったためと思われる。

27 美称としての「鳳輦」に「御」を加えた例としては、『三代実録』

貞観三年（八六一）二月十八日条や『宇多天皇御記』仁和三年

（八八七）十一月十七日条がある。

28 この記事では朱雀天皇以前にも「輦輿」の語が見えるが、筆者

は、それらの例における「輦輿」は当時の史料に天子の乗物の美

称として記されていたものをそのまま採用したためと考えてい

る。

29 新日本古典文学大系所収。

21 同様の説話は『古事談』にも見られるが、『古事談』には重明親王の邸宅に來訪したものを「金鳳」ではなく「日輪」とするものも収録されており、「金鳳」と「日輪」の同一視が窺われる。

22 ただし、先述の通り、『吏部王記』天曆二年正月八日条に早くも「御葱花輿」の語が見える。憶測にはなるが、これは当時「尋常御輿」たる葱花輦の俗称であり、儀式書に載せるにはまだ不適切と考えられたのであろう。

23 『中右記』永久二年（一一一四）八月三日条。これについては橋本前掲論文が詳しく、本論第一部第三章でも取り上げている。

24 本論第一部第二章。

25 大日本古記録、『九曆』所収。

26 「皇輿」の例は他に、天慶七年五月五日条にも見える。葱花輦の使用儀礼において「皇輿」は認められないため、これが鳳輦を指す可能性は高いが、確証は欠き、証明を要するため、本論ではひとまず措き、今後の課題とする。

27 木村茂光「光孝朝の成立と承和の変」『中世成立期の政治文化』東京堂出版社、一九九九。

28 本章は陽成廢位の原因を論ずるものではないため、以下では単に不祥事と記す。

29 木村は貞辰を陽成の息子とするが、『尊卑分脈』（新訂増補国史大系本）で見る限り、貞辰は清和の第七皇子であって、貞保・貞数同様、陽成の弟である。先行研究においても、和田英松「藤原基経の廢立」、『中央史壇』二・五、一九二二）、角田文衛「陽成天皇の退位について」上（『日本歴史』一四三、一九六八）および伊藤喜良『中世王権の成立』（青木書店、一九九五）本文、保立道久『平安王朝』（岩波書店、一九九六）では、貞保・貞辰ともに陽成天皇の弟とされている。ただし、伊藤が当該書において掲げた系

図では貞辰親王は陽成天皇の息子の位置。

30 和田英松前掲論文。

31 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館、一九八六。

32 貞保・貞辰が皇位継承候補とされなかった理由として、木村は両親王と同年代の貞数の存在を挙げる。在原行平を外祖父に持つ貞数を評価した上で、貞保・貞辰の外伯父たる藤原基経が両親王のいずれかを皇位継承候補として推すと「逆に基経とは血縁関係がない貞数が浮上してくる」ために「貞保・貞辰のラインは消さざるを得なかった」との見解を示しているが、政敵の存在程度で自身が天皇の外戚となる可能性を捨てたとするのは現実的ではなからう。この三者が皇位継承候補とされなかった理由に関しては、三者の共通点、すなわち、陽成の弟であり幼年であるという点こそが、暗黙の了解として彼らを一括して皇位から遠ざけたと考えたい。

33 伊藤（前掲書）はこの問題の理由として、貞辰らが「陽成天皇と共通の条件を持ちすぎたから」と述べており、明言はしていないものの、「共通の条件」に年齢面も含んでいるかもしれない。

34 藤森健太郎は「十・十二世紀の「讓国儀」と先帝没後の劍璽渡御」、『古代天皇の即位儀礼』二〇〇〇年）において、幼帝の讓国儀宣命布告への不参を指摘している。

35 御禊行幸の見物は光孝に始まるが（『三代実録』元慶八年（八八四）十月廿八日条）、これは皇統の変更という事情から、自己を広く誇示する必要があったためと推測される。

36 岡田精司「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」『古代祭祀の史的研究』、塙書房、一九九二。

37 八角ではなく四角である上、乘輿の鳳輦には高御座ほどの裝飾はない。しかし、屋蓋中央に鳳形を据える形式から、高御座が連想されたであろうことは容易に推測される。

『大日本史料』五・二〇所収。なお、この事情は即位式当日である同記三月十一日条にも説明されている。

国史大系所収。

『日本紀略』醍醐天皇七月二日条に「天皇避清涼、移坐常寧殿、依去月雷震之事也」とあることから確かめられる。なお、この清涼殿の「去月雷震」が、菅原道真の怨霊によるものとされた落雷を指すことは言うまでもない。

鳳輦の成立時期について、より厳密には、『西宮記』において鳳輦を用いるとしている各儀礼における鳳輦の採用時期を検討する必要があるが、今後の課題とする。

承平元年七月一九日の宇多の崩御により、八月七日に大嘗会の延引についての議定が行われ、一〇日に停止が決定された。『日本紀略』朱雀天皇承平元年八月七日および十日条、『貞信公記抄』承平元年八月七日条、『北山抄』四拾遺雜抄下（上皇皇后崩事）。

第二部

鳳凰の変質

第一章

中国における鳳凰

はじめに

これまでも簡単に触れてきたが、本章では改めて、鳳凰を案出した中国におけるの性格・使用場面等をまとめ、日本との相違を確認する。なお、鳳凰は龍や亀、麒麟、虎と組み合わせられて四霊あるいは四神とされる場合があったが、これらはいずれも四種の瑞獣を一括して用いるものであり、鳳凰自体の性格を論ずる本論とは直接の関係がないため、取り上げないこととする。

第一節 文献における性格

(一)初期の例——前漢以前

空想鳥鳳凰の成立時期は明らかでないが、早くも殷代には「鳳」にあたる甲骨文字の存したことが知られ、西周（紀元前一〇四六年頃～紀元前七七一年）に編纂されたと言われる『詩経』にも「生民篇」

に「鳳凰于飛、翾翾其羽、亦集爰止」「鳳凰于飛、翾翾其羽、亦傳于天」「鳳凰鳴矣、于彼高岡、梧桐生矣、萋萋萋萋、雛雛喈喈」といった形で記されている。出石誠彦¹も言うように、「普通ならぬ立派な鳥」としての描写であろう。

古い例では『山海経』『南海経』²にも「東五百八十里、曰南禺之山、其上多金玉、其下多水。有穴焉、水春輒入、夏乃出、冬則閉、佐水出焉、而東南流注于海、有鳳皇、鸞鷟」（傍線筆者、以下同）と、珍しい生物として語られているが、具体的な性質等は不明である。

紀元前九一年頃の成立と言われる『史記』には「於是禹乃興九招之樂、致異物、鳳皇來翔。天下明德皆自虞帝始」（五帝本紀二）など、祥瑞としての出現がしばしば語られており、これは後世の史書にも受け継がれた³。なお、周知の通り、祥瑞とは理想的な治世が実現されている時のみ地上に出現する尋常ならざる動植物等であり、為政者の側からすれば自身の統治の正当性を示す何よりの証拠である。言うまでもなく中国で生まれた天人相関思想に基づく概念で、漢代にきわめて好まれた。上に挙げたものはその一例である。

この頃に祥瑞としての性格を確立させていたことは、同じく前漢の『戦国策』に「有覆巢毀卵、而鳳皇不翔、刳胎焚夭、而麒麟不至」（趙策二）、「易林」に「仁政不暴、鳳凰來舍、四時順節、民安其處」とあることから窺われる。

おそらくは「有覆巢毀卵、而鳳皇不翔」「仁政不暴、鳳凰來舍」という性質からの派生であろうが、『易林』には「鳳凰在左、麒麟處右、仁聖相遇」として鳳凰を仁鳥と捉える意識も窺われ、また「麒麟鳳

鳳、子孫盛昌、少齊在門、利以合婚、招衣彈冠、貴人所歛」のよう
に世俗の欲と結びつけられた例も見える。なお、仁鳥という面に関
しては、七世紀前半の『芸文類聚』卷九十九「祥瑞部」に「瑞応凶
曰、鳳皇者、仁鳥也、雄曰鳳、雌曰皇、王者不刳胎剖卵則至」と、
より明確に見ることができる。

やはり前漢の『韓詩外伝』卷八には、

黄帝即位、施惠承天、一道修德、惟仁是行、宇内和平、未見鳳
鳳。惟思其象、夙寐晨興、乃召天老而問之曰、鳳象何如。天老
对曰、夫鳳象、鴻前麟後、蛇頸而魚尾、龍文而龜身、燕頰而鷄
喙。戴德負仁、抱中挾義。小音金、大音鼓。延頸奮翼、五彩備
明。挙動八風、氣応時雨。食有質、飲有儀。往即文始、来即嘉
成。惟鳳為能通天祉、応地靈、律五音、覽九德。天下有道、得
鳳象之一、則鳳過之。得鳳象之二、則翔之。得鳳象之三、則鳳
集之。得鳳象之四、則鳳春秋下之。得鳳象之五、則鳳没身居之。
黄帝曰、於戲、允哉。朕何敢与焉。於是黄帝乃服黄衣、戴黄冕、
致齋于宮。鳳乃蔽日而至。黄帝降于東階、西面再拜稽首曰、皇
天降祉、不敢不承命。鳳乃止帝東園、集帝梧桐、食帝竹实、没
身不去。詩曰、鳳凰于飛、翩翩其羽、亦集爰止。

と、五帝の最初と言われる黄帝の伝説において、その外見含め、詳
細に語られている。ここではひとまず「宇内和平、未見鳳凰」とあ
るように、「和平」である以上現れて当然の存在、すなわち祥瑞と認
識されていたこと、「食有質」、食事に関して決まり事があるとした
上で「食帝竹実」と、竹の実を食べたと語られていることを留意し

ておきたい。「質」「儀」といった言及こそされていないとはいえ、
この竹と並んで述べられている以上、「集帝梧桐」という梧桐につい
ても、鳳凰の留まる樹木として特に意識されていたものと見てよか
ろう。

最後に引用されている『詩経』の句は「鳳凰が飛ぶと、多くの鳥も
したがって飛び、その羽音がおびただしい。そして鳳凰もまた多く
の鳥も木にとまっている」と解されているが⁴、これは前漢の『大戴
礼』「易本命」に「有羽之蟲三百六十、而鳳皇為之長、有毛之蟲三百
六十、而麒麟為之長、有甲之蟲三百六十、而神龜為之長、有鱗之蟲
三百六十、而蛟龍為之長」と見られるような、鳳凰を鳥類の王者と
する説に通ずるものであろう。四靈・四神の一つとして選ばれるに
至った理由もこの点にあると思われる⁵。後漢の例であるが、『漢書』
「宣帝紀」には「鳳皇集魯郡、群鳥從之」との表現が見え、同じく
後漢の、『漢書』よりは成立年代の降る『論衡』にはより詳しく、
孝宣之時、鳳皇集于上林、群鳥從上以千萬數、以其衆鳥之長、
聖神有異、故群鳥附從、如見大鳥來集、群鳥附之、則是鳳皇、
鳳皇審、則定矣、夫鳳皇與騏驎同性、鳳皇見、群鳥從、騏驎見、
衆獸亦宜隨（「講瑞」）

と記されている。

形はやや異なるものの、同じく『論衡』に「鳳皇、鳥之聖者也、騏
驎、獸之聖者也」（「講瑞」）とあるのも類似の例と言える。『論衡』
には他にも鳳凰に関する記述が多く、「如堯太平、太平之帝、未必
常致鳳鳥与河凶也、五帝三王、皆致太平、案其瑞応、不皆鳳皇為必

然之瑞」（問孔）や「鳳皇、騏驎、太平之瑞也、太平之際、見來至也」（講瑞）など、祥瑞としての明確な認識が頻繁に認められる。ただし、祥瑞は何も鳳凰や麒麟に限ったものではなく、同じく『論衡』に、

且瑞物皆起和氣而生、生於常類之中、而有詭異之性、則為瑞矣、故夫鳳皇之至也、猶赤鳥之集也、謂鳳皇有種、赤鳥復有類乎、嘉禾、醴泉、甘露、嘉禾生於禾中、與禾中異穗、謂之嘉禾、醴泉、甘露、出而甘美也、皆泉、露生出、非天上有甘露之種、地下有醴泉之類、聖治公平、而乃沾下產出也、萁莢、朱草、亦生在地、集於眾草、無常本根、暫時產出、旬月枯折、故謂之瑞。

夫鳳皇、騏驎、亦瑞也、何以有種類（講瑞）とある通り、その種類は実に多岐にわたるものであった。

（二）「非梧桐不棲、非竹實不食」

さて、前掲の『韓詩外伝』においては「集帝梧桐」として、鳳凰の留まる樹木の種類が限定されていたが、『論衡』では「鳳皇集于上林」と、やや漠とした表現となっている。「鳳皇集上林」という表現は、ほぼ完全に一致する例が『漢書』『郊祀志』にも見え、やや形を変えた「鳳皇在列樹、麒麟在郊藪」というものも紀元前八一年の塩鉄會議をまとめた『塩鉄論』にある。『塩鉄論』のものは麒麟が藪にいたという句と対とされており、鳥類であるがゆえに樹上とされたことが確かめられると同時に、特に種を特定する必要はなかったことが窺われる。

とはいえ、後漢の『詩経』鄭玄箋では「非梧桐不棲、非竹實不食」として『韓詩外伝』の「集帝梧桐、食帝竹實」に通ずる、それをより強めた表現が認められる。五世紀の『後漢書』『馬融列伝』にも「遂棲鳳皇於高梧、宿麒麟於西園」と見え、また、一〇世紀後半の『太平御覽』にも六世紀半ばの『後魏書』に曰くとして「鳳皇非梧桐不棲、非竹實不食、今桐竹并茂、詎能降鳳乎」とあり、『韓詩外伝』に語られた伝説の継承が確認できる。

桐と竹という、この二種の植物に関しては、梧桐は生育の速さが喜ばれ、竹の実はその稀少性が貴ばれたためではないかと見る向きもある。いずれも鳳凰の吉祥性を強調するものと言え、鳳凰に関連して語られ続けるだけの価値を有する伝承ではあろう。

実際、『韓詩外伝』の「集帝梧桐、食帝竹實」については唐代初期の類書たる『芸文類聚』巻八九「木部」竹項にそれ自体が「韓詩外傳曰、黃帝時、鳳皇栖帝梧桐、食帝竹實」と引かれており、『芸文類聚』同じく「木部」の巻八八、桐項では「秦記曰、初長安謠云、鳳皇止阿房、符堅遂於阿房城植桐数万株、以至慕容沖入阿房而居、沖小字鳳皇」と、前秦の符堅（338年～385年）が祥瑞鳳凰を呼び寄せようと阿房宮に梧桐を植えたところ、「鳳皇」を字に持つ慕容沖が阿房宮を占拠したという『秦記』（成立時期不明）記載の謡が引かれている。この逸話は『太平御覽』にも『秦記』および『晋書』『載記』を引いて記されているが、「世紀半ばの『晋書』『載記』の例では「長安謠曰、鳳皇鳳皇、止阿房、符堅以鳳皇非梧桐不棲、非竹實不食、乃植桐竹数十万株于阿房宮城、以待之、慕容沖、小字鳳皇、至是終

為堅賊、入止阿房城焉」となっており、竹の追加が認められる。

本来は桐のみであったところにわざわざ竹が加えられていることを思えば、「非梧桐不棲、非竹實不食」という伝承は相当に広まっていたかに見える。しかしながら、これらが『芸文類聚』および『太平御覽』に記されたのはいずれも桐あるいは竹の項においてであるという事実は看過できない。『芸文類聚』巻九十の「鳥部」鳳項では、鳥類の王者であること、祥瑞であることなどが語られるのみで、桐竹には全く触れられていないのである。鳳凰には他にも伝承が多数あり、その中で桐竹との関係は比較的軽いと判断されるものであったが、桐・竹には鳳凰以外特に注目されるものがなかったと言わざるを得まい。桐竹と鳳凰についての伝承は『韓詩外伝』の黄帝のもの、および『秦記』『晋書』の符堅のものを除けば、唐代の『大業拾遺記』記載として一〇世紀後半の『太平広記』に収められている以下の夢占が管見の限り唯一である。

有人嘗夢鳳鳥集手上、深以為善徵、往詣蕭吉占之、吉曰、此極不祥之夢、夢者恨之、而以為妄言、後十餘日、夢者母死、遺所親往問吉所以、吉云、鳳鳥非梧桐不棲、非竹實不食、所以止君手上者、手中有桐竹之象、禮云、苴杖竹也、削杖桐也、是以知必有重憂耳

「非梧桐不棲、非竹實不食」が明確に認識されていたことは確かめられるものの、それは占いをする人物たる蕭吉のものであって、一般的認識ではない可能性が相当に含まれる上、鳳凰が集まる夢において手を上げていたのは手に「桐竹之象」があるため、すなわち竹

製の苴杖および桐製の削杖を手にする機会を示すものとして、「不祥之夢」と断じられている。苴杖・削杖はいずれも葬式の際に喪主が用いる品であった。苴杖・削杖が実際にどの程度用いられていたかは寡聞にして知らないが、「桐竹」から連想されるものにこのような品があった点は興味深い。

ちなみに、『芸文類聚』「木部」では楓条にも「周書曰」として「鳳皇集于楓樹」とあり、鳳凰と桐竹との関係が絶対的なものとして確立していたわけではないことが確かめられる他、巻六「地部」には「武昌記曰、城北有岡、高数丈、名為鳳闕、其処頭敞勝闕、以望川澤、多所遠瞻、吳黃龍元年、有鳳皇集此岡、故謂之鳳闕」という、樹木に全く触れていない例も見える。

(三) 笙簫と鳳凰

以上、桐竹について先にまとめたため、時代としては前後するが、後漢の『説文解字』「竹部」には「笙」について「象鳳之身也」とある。「笙」の字ではなく、簫という楽器そのものについての説である。類例は同じく竹部の「簫」にも見られ、こちらでは「象鳳之翼」とされている。後世の「鳳笙」「鳳簫」の名の兆しが窺われよう。

そうした外見が影響してか、笙・簫ともにその音も鳳凰の鳴き声に似ているとされたらしい。後漢の『列仙伝』「王子喬」には、

王子喬者、周靈王太子晉也、好吹笙、作鳳凰鳴、游伊洛之間、道士浮丘公接以上嵩高山三十余年、後求之於山上、見桓良曰、告我家、七月七日待我於緱氏山巔、至時、果乘白鶴駐山頭、望

之不得到、挙手謝時人、数日而去

と、王子喬が鳳凰の鳴き声を笙で奏でることができたと伝えられている。なお、『列仙伝』に語られている以上、改めて言うまでもないが、王子喬は『後漢書』『方術列伝』において「古仙人王子喬」と言われている人物である。

簫の例は同じく『列仙伝』の「簫史」に見え、

簫史者、秦穆公時人也、善吹簫、能致孔雀白鶴於庭、穆公有女、

字弄玉、好之、公遂以女妻焉、日教弄玉作鳳鳴、居数年、吹似

鳳声、鳳凰来止其屋、公為作鳳台、夫婦止其上、不下数年、一

旦、皆隨鳳凰飛去、故秦人為作鳳女祠於雍宮中、時有簫声而已

とある通り、簫の名手たる簫史が妻の弄玉に簫を教え、「吹似鳳声、鳳凰来止其屋」となるほどに上達した後、鳳凰と共に飛び去ったという。同様の説話は魏晋南北朝時代の『水経注』卷十八「渭水」にも見え、李家正文によれば『東周列国志』にも収められているらしい。このように笙簫の名手の奏でる音が鳳凰の来訪に繋がるとする思想と同様の例は、「樂協図曰」として『芸文類聚』卷九九「祥瑞部」に記されている「五音克諧、各得其倫、則鳳皇至」にも認められる。

「五音」とは中国音楽の音階たる五音音階を指す。それが自在となれば「鳳皇至」と言われていたのである。なお、楽器と結びつけられてはいないが、鳳凰の鳴き声に対して早くも『韓詩外伝』の頃に「律五音」と言われていたことは前掲引用部に見た通りである。

簫史弄玉伝説では「善吹簫、能致孔雀白鶴於庭」、王子喬伝説でも「乘白鶴」とされており、簫・笙ともに、鳳凰以外の鳥類を呼び寄

せることができるとされていたらしい。おそらくは鳳凰が鳥類の王者と位置づけられていたことからの派生であろう。なお、簫史弄玉伝説においては、簫の習練が仙人としての修業の意味合いを持っているようである。

桐竹についての記載が『芸文類聚』卷九十「鳥部」鳳項にないことは既に述べたが、簫史弄玉については『列仙伝』の内容が引かれている¹⁰。簫史弄玉は『芸文類聚』卷七十八「仙道」でも取り上げられており、相当に流布した話であつたらしい。「鳳女」とも呼ばれた弄玉は、『和漢朗詠集』の日本人の作¹¹にすらその名に見える人物である。なお、『中国神話・伝説人物図典』¹²によれば、簫をよくして鳳凰を呼び寄せることができたと伝えられる神仙には他に簫葦がいたらしいが、出典が不明につき省略する。

「非梧桐不棲」にせよ笙簫の名演による来訪にせよ、地上に現れた際の話であり、いずれに関する説話においてもその出現は珍しいこととされている。祥瑞の一種とされた以上当然であろう。こうした説話、そして何より、天界から下界へ遣わされる祥瑞の一種とされることから、鳳凰が普段は神仙世界に存在する鳥、すなわち仙禽と考えられていたらしい様子が窺われる。

ただし、鳳凰を基本的に仙禽と見なす点についてはいずれの説話にも共通するものの、笙簫の音色によって鳳凰を誘い出すことが可能とされたにもかかわらず、符堅伝承における桐竹のように、自らの治世を正当化する祥瑞として鳳凰を招き寄せようと為政者によって笙簫の演奏がなされた例は見当たらない。簫史弄玉説話が『芸文

類聚』の「仙道」に収められている点に顕著なように、こうした場合の笙簫の奏者は神仙に限られたらしい。これら神仙との繋がり強い鳳凰は、統治者に喜ばれ政治的に利用された鳳凰とは、どうやらある程度別のものとして認識されていたようである。以下、本論では、神仙との繋がり強いものを特に仙禽と呼び、政治的に利用されたものを祥瑞と呼び分けることとする。

第二節 造形作品としての使用例

(一) 鳳凰の形態

性格については前節で述べた通り、鳳凰は少なくとも漢代以降は、神仙世界に属する空想鳥であって、地上で見られるのは祥瑞として天帝から遣わされた場合、および神仙によって笙簫の演奏がなされた場合のみとされていた。続いてその造形面に話を移すが、対象はこのような性格が定着、あるいはそれが成立する背景の確立していた漢代以降に限ることとする。

実在しない鳥である鳳凰の姿を記述するためには、前掲の『韓詩外伝』に「鳳象、鴻前麟後、蛇頸而魚尾、龍文而龜身、燕頷而鷄喙」と見られたように、その各要素ごとに他の生物¹³の部位名称を挙げていくという、空想上の生物の描写としては適切な方法が取られている。こうした形での説明において、用いられる生物およびその部位には若干の揺れが見られるが、全体に影響するほどの相違はな

い。大まかには、高橋宗一¹⁴の言うように「鷄のような頭に、燕のような下あごで、頸は蛇のように細長く、龍の鱗のようにみえる五色の羽毛で、魚のように二つに分かれた尾をもち、翼は一枚板のように強い大きな鳥」とまとめることができる。これらの特徴に関して井上正¹⁵や田中敏雄¹⁶、矢部良明¹⁷は、実際に以上の全てを備えた作例はないとし、矢部は文学と美術との接続の欠如を示す好例との見解さえ示している。しかし、こうした記述は飽くまで印象を表現するためのものに過ぎないのであるから、あまり拘泥する必要もなからう。そもそも、各文献史料における記述は「鴻前麟後、蛇頸魚尾、鶴植鴛頸、龍文龜背、燕喙雞喙、餅翼」(『説苑』)といったものであり、具体的に他の動物とどのように似ているかが記されているわけではない。説明のために挙げられた動物に関して当時抱かれていたイメージが明らかにならない限り、こうした記述内容を正確に理解することは不可能である。たとえば「魚尾」について、高橋は上述のように「二つに分かれた」と捉え、井上も同様に解釈している。しかし、実際の魚類には尾鰭が二股となっていないものも少なくない。この「魚尾」とはむしろ、「魚のそれと同様に捍撥状の尾」と理解するべきではなからうか。この解釈を裏付ける文献史料はないが、少なくとも実際の作例を見る限りでは、この理解のみが実際の作例と符合するのである。このように鳥類として実際に想定できるものを考えた場合、鳳凰の外見上の特徴は、大型¹⁸で頸が長く、華やいだ体色と末広がり尾を持ち、頭部に鷄のような裝飾がある、とまとめることができる。かつ、実在の鳥との区別がつく

形であるべきことは言うまでもない。矢部は文献上語られる鳳凰の特徴を「いざ美術界で造形化される段階になると、その区別が全く無視されて」いると見ているが、先述のようにごく大まかにその特徴を捉えるのであれば、その造形化がなされていない例を探す方が難しいほどである。

(二) 鳳凰の作例

以上のような特徴を持つ鳳凰は、中国において、冉万里¹⁹の言葉を借りれば「装飾文様中にしばしば見られる文様」であった。冉のこの言葉は、自らの研究領域たる唐代金銀器に関してのものであるが、他の時代²⁰・分野にも当てはまり、宋代の『营造法式』²¹に記された種々の建築装飾からも確認することができる。ただし、『营造法式』では卷二十九の角石や角柱、壓地隱起華など、明らかに龍と対のものとして扱われている例が多い。なお、角柱では龍の副文が瑞雲であるのに対し【挿図一・甲】、龍と同じく空を飛ぶ存在であるにもかかわらず、鳳凰の副文は牡丹である【挿図二・乙】。装飾的使用の度合いが龍よりも高かったのかもしれない。牡丹などの花と鳳凰の組み合わせは他にも多く、板倉聖哲²²はこれを富貴の象徴としている。前節で取り上げた『易林』の「鳳凰、子孫盛昌、少齊在門、利以合婚、招衣彈冠、貴人所歛」に連なる、世俗社会の幸福のイメージと言えよう。

龍と鳳凰とを対とする、いわゆる龍鳳文の歴史は古く、山東省臨淄市前漢齊王墓陪葬坑出土の鍍金銀盤にも見ることができるとは

いえ、両者は完全に対等な存在であったわけではない。『营造法式』には各走獸の並べ方として「二日行龍、二日飛鳳」とあり、鳳凰は龍の下位にたつくと捉えられていたことが知られる。もともと、この場合、龍が先駆を務めると考えられるかもしれないが、宋代には明らかに龍が皇帝あるいはその位を、鳳凰は皇后を示すものとされているため、走獸の順番は純



挿図一 - 甲：雲龍



挿図一 - 乙：牡丹鳳凰



挿図二：簫史弄玉

粹にその序列を反映していると見てよからう。なお、皇帝を龍とする思想ははるか清代にまで受け継がれたが、宋代に突如として現れたのではなく、それ以前²³から存した性格の強化に過ぎないようである。この頃に行われた皇帝への権力集中政策の一環である可能性が高い。鳳凰が皇后を示す文様とされたのは龍と皇帝との結びつきの成立よりもおそらく後のことで、龍と鳳凰とがしばしば対のものとして扱われていたために生じた象徴性と推測されるが、確証はない。ただし、明代のものではあるが『列仙全伝』では簫史弄玉の絵画化にあたって夫たる簫史が龍に乗るのに対し、弄玉は鳳凰に乗っており【挿図二】、また女性の装飾品としてしばしば用いられる意匠であったことも、敦煌莫高窟第六一窟（五代）の供養者像などの鳳冠²⁴、および「髪乱鳳皇簪，花舞依長薄」（『芸文類聚』卷三十二「閨情」）などに見られる「鳳皇簪」の例から確認できる。鳳凰は比較的

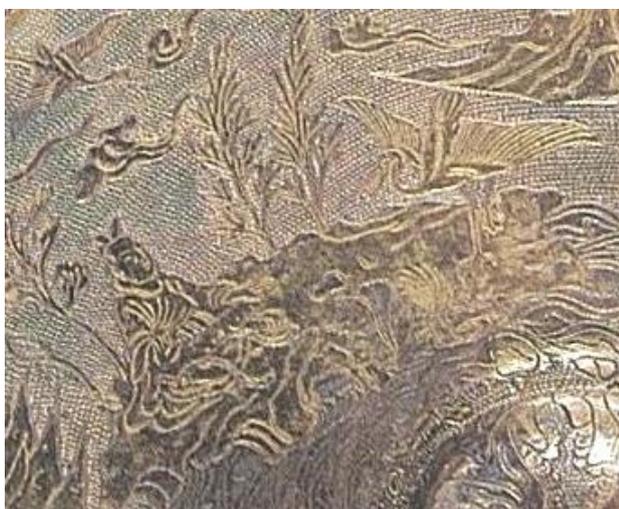
女性との繋がり強い、女性的な印象が付された文様であったらしい。

鳳凰と対とされた生物は龍だけではない。他の例としてまず、鳳凰や龍と同様に中国で創案された空想上の生物の代表例たる麒麟が挙げられる。獣の頂点たる存在と考えられたために、鳥の頂点たる鳳凰としばしば対の形で文献に記されていることは前節で引用した諸例からも明らかであるが、造形作品としても後漢（元興元年（一〇五））の山陽麟鳳碑などが遺る。

現存品からは、実在の鳥類と対とされる場合もあったことが確認できる。法門寺基地宮出土の銀香宝子（二点のうちの一点）や正倉院の金銀山水八卦背八角鏡には、笙を吹く神仙の前で舞う鳳凰という組み合わせ【挿図三・甲】と、同様に琴を弾く神仙と鶴とのグループ【挿図三・乙】とがそれぞれ表出されている。笙簫の演奏による鳳凰の出現を語る説話が現代まで伝えられているように、琴と鶴の関係についても同様のものが存在したのかもしれない。少なくとも、鶴が鳳凰と同じく神仙の乗り物と考えられたことは王子喬伝説などから明らかである。そうした、神仙の騎乗する鶴・鳳凰の作例としては、先の簫史弄玉の例の他にも、正倉院の雲鳥背円鏡、奈良国立博物館の刺繍釈迦如来説法図等を挙げることができる。なお、これらは同一作品に神仙と鳳凰・鶴双方の組み合わせが確認できるものを挙げたに過ぎず、神仙と鳳凰、あるいは神仙と鶴のモチーフであれば、敦煌莫高窟第二八五窟の天井西面、藤瀬屏風（鸚鵡屏風）・金銀平文琴・紫檀木画双六局（以上いずれも正倉院）、灌仏盤（東大



挿図三 - 甲：吹笙引鳳（内区）



挿図三 - 乙：撫琴舞鶴（内区）

寺)、伯牙弹琴鏡、撫琴舞鶴文銀盤(西安市文物管理委员会)、法門寺基地宮出土銀茶碾など、多くの作例に見られる。なお、これらは簫史弄玉のように、鳳凰との関わりが特に知られる人物としてではなく、漠然と「神仙」を描いた例である。鳳凰と神仙との関係の深さが窺われよう。このように神仙が鳳凰に乗る図の現れ始めるのは五世紀、北魏においてのことと言われている²⁵⁾。

上に挙げた例はいずれも、龍や麒麟などの空想獣、あるいは仙禽たる鶴との対比であった。神仙関連の動物としての使用である。しかし、これらとはその使用目的が根本から異なる、すなわち単なる美麗な鳥として、他のそうした鳥と共に鳳凰を扱った例も少な

が、特に他と異なる扱いを受けているとは言い難く、含綬・花喰などの鳥文様に関する諸論考においても常

い。敦煌莫高窟第二八五窟(西魏)の龕楣はそうした遺例のうちでも早いもので、南壁東から数えて最初のもものでは鳳凰がパルメットと共に飾られる【挿図四・甲】が、二番目以降は孔雀【挿図四・乙】・鸚鵡【挿図四・丙】等、他の視覚的効果の高い鳥が描かれる。また、正倉院宝物をはじめとする唐代の



挿図四 - 乙：孔雀



挿図四 - 丙：鸚鵡



挿図四 - 甲：鳳凰



挿図五：談笑する神仙および舞う孔雀

としての使用である。前出の金銀山水八卦背八角鏡の外区には、鳳凰と孔雀が対照的に配され、鏡背全体をまとめる装飾となっている。嘴に何かを銜えた例でこそないが、同系統の作例と言えよう。

ただし孔雀の場合、やはり先にも取り上げた金銀平文琴では神仙と思しき人々の前で舞う姿があらわされ【挿図五】、一二世紀最末の『营造法式』には鳳凰の類として鸞・「仙鶴」と共に挙げられた上、神仙を背に乗せた姿が描か

に一括して論じられている。莫高窟第二八五窟と同じ意識に基づき使用と見てよからう。正倉院に遺る作例に神仙関連の品が見られることは前述の通りであるが、鳳凰の作例全体からすれば、圧倒的に勝るのはこうした華美な鳥

に一括して論じられている【挿図六】。孔雀に関して、神仙との関係を鳳凰や鶴ほど強く語る伝説はないようであるが、どうやらその華麗な姿が鳳凰や鶴と同様に仙禽としてふさわしいものと考えられ、次第にその中に含まれるようになったらしい。神仙世界を描いたものではない清海曼陀羅においても、ほぼ左右対称となる形で孔雀と鳳凰が描かれているが、こうした傾向によるものであろう。

既に幾度か取り上げている敦煌莫高窟では、第八五窟窟頂藻井周縁部（晩唐）【挿図七・甲】・第六一窟窟頂藻井周縁部（五代）、およ



挿図六：仙禽に騎乗する神仙



挿図七 - 甲：窟窟頂藻井周縁部鳳凰



挿図七 - 乙：同迦陵頻伽

び西夏の作ではあるが第一六窟窟頂藻井中央など、しばしば鳳凰が飾られている。しかし、第八五窟では迦陵頻伽【挿図七・乙】、第六一窟では狻猊が共にあらわされている上、同様に鳥の姿が装飾的に用いられた例としても、他に第三六一窟（中唐）の西壁龕頂部や第一五八窟（中唐）西壁上部の鳧雁など複数あり、鳳凰独自の傾向とは言えない。なお、迦陵頻伽と共に他の美麗な鳥が飾られた例としては、正倉院の漆金薄絵盤（香印座）の鳧雁や鴛鴦、同じく正倉院の紅牙撥鏝尺（中倉五一第四号）の鶴などを挙げるができるため、この点からも鳳凰と他の鳥との間に差異を見出すことはできない。鳳凰が空想鳥であることから特に迦陵頻伽と組み合わせられたわけではないようである。

更に、正倉院蔵紅牙撥鏝尺（中倉五一第一号）には明らかに鳧雁・鴛鴦の頭部および体を持つにもかかわらず、その尾のみが鳳凰の如く華美化した例を見ることが出来る。鳳凰と他の鳥との境界が如何に曖昧なものとなっていたかを窺わせる好例と言えよう。

唐代の鳳凰の使用例としては他に、瓶

などの頂部に用いられる鳳首もや目立つものの、龍や鶏²⁶にも同様の使用例があることからすれば、これは単に頭部の形態が特徴的な動物を飾ったに過ぎないようである。

しかしながら、当時の鳳凰の全てが思想性の欠如したものであったわけでもないらしく、観世音寺（福岡）の瑞図鏡には鳳凰が他のさまざまな祥瑞と共に鑄出されている。それに先立つ魏晋南北朝時代にも、「大吉」「大吉羊」との言葉が鑄造された四川省昭化県宝輪鎮南朝墓出土青銅洗や湖北省漢川県嚴家山西晋墓出土青銅洗の例があり、意味合いとしては軽いようではあるものの、吉祥の生物という性格は保たれていたことが知られる。



挿図九：光背鳳凰



挿図八：双鳳文敷布

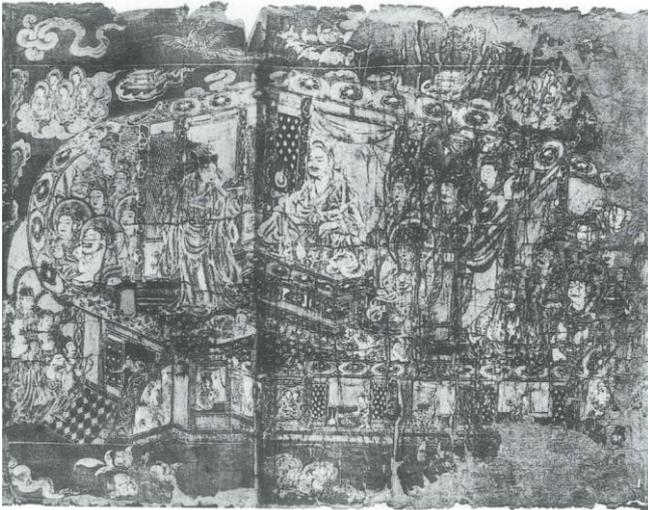
さて、先程は敦煌莫高窟の鳳凰と他の装飾的な生物との間に差異はないと述べたが、莫高窟には、少なくとも宗教上は必要ないにもかかわらず鳳凰が荘嚴具に用いられた例もある。こうした鳥文様は他にはない。第一五八窟（中唐）天井には幡の頂に丁度龍頭と同じく鳳首の据えられたものが描かれており【第一部第二章挿図三】、第九窟（晚唐）普賢変では鳳凰の全身像が幢頂の蓮台上に乗っている【第一部第二章挿図五】。第六一窟（五代）天井では他にも、毘樓勒叉天（増長天）像の前に置かれた香炉の下の敷布に双鳳文があらわされており【挿図八】、第一九六窟（晚唐）では中尊光背に鳳凰の姿を確認することができる【挿図九】。

同様の使用例としては、中国王朝ではなくその周辺国の作になるものの、大理国の維摩詰経（メトロポリタン美術館蔵・文治九年（一一一八））があり、見返し上下の界に、雲や花と共に空間を飾る鳳凰が描かれている【挿図一〇】【挿図一〇・甲】。

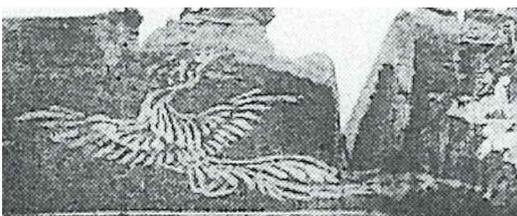
純粹な仏教莊嚴とは言えないものの、仏教周辺における鳳凰の使用例としては、南宋後期の二尊院所蔵浄土五祖像も挙げられよう。同図には五人の僧形の人物の姿があり、それぞれいわゆる浄土五祖の各人を描いたものとされている。そのうちの伝善導・伝懐感の袈裟に鳳凰文が用いられており、高間由香里²⁷はこれを「如何にもフランス良く振り分け」られた「決して多くはない種類の意匠」のうちの一つ、すなわち形式的な要素と見なしている。形式的に用いられる意匠とは換言すれば相当ありふれた、どこで目にしようと同別意識されることのない意匠である。再による「装飾文様中にしばし

ば見られる文様」との言葉の蓋然性を、ここでも再認することができよう。鳳凰は服飾品および仏教周辺においても多用されていたのである。もつとも、後者に関しては、前述の敦煌莫高窟における鳳凰の作例²⁸の制作時期からすれば、盛唐頃までは一般的ではなかったと考えるのが妥当であろう。

以上が中国における鳳凰の造形作品の傾向であるが、桐竹の例は認められない。仙禽としての例が多数認められるのは実に対照的である。既に述べた通り、桐竹との関係は鳳凰の伝承としてはさほど重視されていなかったであろう。そして、仙禽としての例をは



挿図一〇：維摩詰経（大理）見返し



挿図一〇 - 甲：同鳳凰部分

るかに凌いでいるのが、特に何らかの思想的背景を必要としない、単なる美しい装飾意匠としての作例である。その外見の華やかさ、および祥瑞という吉祥性ゆえにきわめて好まれたことが確認できる。仏教莊嚴意匠として特に用いられたのもこのためであろう。なお、中国における種々の意匠に関しては使用例が『中国 圖案大系』に通過的にまとめられており、単なる装飾意匠としての鳳凰のこうした使用が以後も連綿と受け継がれたことが確認できる。鳳凰という意匠の使用の傾向に時代ごとの変遷はない。

おわりに

中国において鳳凰は、使用場面のきわめて多岐に亘る、純粹に目を樂しませる目的で用いられる装飾意匠であり、かつ、祥瑞・仁鳥・仙禽として定着した瑞鳥であった。仙禽としての性格は造形作品にも反映されており、そうした伝説が一般に浸透していたこと、そして文様意匠としての使用実態が伝説から乖離していなかったことが分かる。また、装飾文様としての扱いは基本的に他の鳥文様と変わらず、祥瑞・仙禽としての性格も鳳凰に限られたものではなかった。いずれも当然と言えば当然であるが、平安時代の日本には認められない点である。

更に、日本で重視される桐竹との組み合わせ文様は管見の限り中

国では作例が認められず、少なくとも一般的なものではなかったらしい。鳳凰に関連した帝王伝説があることは確かであるが、祥瑞・仁鳥・仙禽としての伝説ほど広く人口に膾炙したものはなかったと考えるのが妥当であろう。鳳凰が皇帝の文様とされなかったこととの関連性が窺われる。

なお、皇帝の文様たる龍に関しては宋代にさまざまな制限が設けられ、その結果「正統」とされた龍文は皇帝以外に使用が許されなかった。現存する作例中のいわゆる龍文を見ても、そうした正統的龍文の亜種と呼ぶべきものが多く、禁制が如何に徹底していたかを窺うことができる。これに対して、皇后の文様たる鳳凰については、龍になされたような法的制限はなかったらしい。飽くまでも皇帝の龍と対を成すものが必要とされた際に用いられた、体裁を整える意匠に過ぎず、皇后の文様という位置付けによって一般的な使用が妨げられることはなかったようである。

¹ 出石誠彦「鳳凰の由来について」『東洋学報』一九・一、一九三一
(同『支那神話伝説の研究』、中央公論社、一九四三所収)。

² 南海経には他に「又東五百里、曰丹穴之山、其上多金玉。丹水出焉、而南流注于渤海。有鳥焉、其状如雞、五采而文、名曰鳳皇、首文曰德、翼文曰義、背文曰禮、膺文曰仁、腹文曰信。是鳥也、飲食自然、自歌自舞、見則天下安寧」と、美麗な仁鳥であり祥瑞でもあるものとしての記述も見られるが、五行説が入っていることから、後世の加筆によるところが大きいと思われる。

- 3 『漢書』の「冬十月、鳳皇集東海、遣使者祠其處」（昭帝紀）、
 「夏四月、鳳皇集魯郡、群鳥從之、大赦天下」（宣帝紀）など。
 4 吉田照子、中国古典新書統編『韓詩外伝』、明德出版社、一九九三。
 5 『易本命』のこの文は正に四靈に関するものであるが、これら全
 ての「長」を合わせて「四靈」と呼ぶことについての記述はない。
 6 主に「講瑞」および「指瑞」にあり、収録箇所からも祥瑞として
 の扱いが明らかである。
 7 出石誠彦前掲論文。
 8 「或問曰、杖者何也、曰竹桐一也、故為父苴杖、苴杖竹也、為母
 削杖、削杖桐也」（『礼記』「問喪」）。
 9 李家正文「靈鳥鳳凰はいつ生まれたか―日光東照宮の彫刻に寄
 て―」、『大日光』六一、一九八九。
 10 王子喬については「笙」および「白鶴」に記載。
 11 『和漢朗詠集』二八八、都良香「紅蘭受露」。
 12 遊子館、二〇一〇。
 13 基本的には実在するものだが、まれには他の空想上の生物の場合
 もあった。この場合、その外見に関して一定の共通認識がなされ
 ていると理解されていたものに限られると思われる。
 14 高橋宗一「我が国における鳳凰とその図像」『研究紀要』一五、
 東京音楽大学、一九九一。
 15 井上正「鳳凰―和様への道―」『月刊文化財』昭和四四年三月号、
 一九六九。
 16 田中敏雄「桐鳳凰図について」『絢爛たる大画』花鳥画の世界
 四、学習研究社、一九八二。
 17 矢部良明「鳳凰を想い、象る心」『鶴・鳳凰』日本の文様一三、
 小学館、一九八八。
 18 『爾雅』によれば「高六尺許」。
 19 冉万里『唐代金銀器文様の考古学的研究』、雄山閣、二〇〇七。
 20 ただし筆者が本節において対象とした期間内に限る。

- 21 建築の各部構造・意匠を詳細に記した建築規範書中の図案例とい
 う性格上、同書掲載図の当時における汎用性はきわめて高い。
 22 板倉聖哲「鳳凰図像の展開」『不滅のシンボル 鳳凰と獅子』、サ
 ントリー美術館、二〇一一。
 23 勝木言一郎（二〇〇八）によれば「中国の開闢の頃」以来。ただ
 し、宮崎市定（一九六五）の明らかにしたように、「真正の形」
 が明確に定められたという点において、宋代に一つの画期があっ
 たこともまた確かである。
 24 『中国文化史大辞典』（大修館書店、二〇一三）によれば成立は
 漢代で、以後、清代まで用いられた。高貴な女性の冠。
 25 矢部良明前掲論文。
 26 少なくとも日本では鴛鴦の例もあった。『長秋記』天永四年（一
 一一三）正月十六日条。
 27 高間由香里「二尊院所蔵浄土五祖像について」『日本中世浄土教
 絵画論』、二〇〇九。
 28 ただし第一九六窟中尊光背のような例は相当の大きさの図版で
 ない限り確認が不可能であり、本章で挙げた以外の例も存在す
 ると思われる。その中に盛唐などの作例の含まれる可能性があるこ
 とは言うまでもない。

第二章

濫用と衰頹―鎌倉・南北朝時代における鳳凰―

はじめに

鳳凰は平安時代に王家紋章として定着・浸透した。しかし一二世紀には、『長秋記』元永二年（一一一九）の七月十九日条に、

依先日召、中宮御扇持参院〔紫紙三枚、蒔絵骨、銀蝦目、裏紫薄様、造銅松云々、銀鶴居其上、紅紙二枚、黒塗骨、入銀篋尻、裏紅薄様、造銅竹之、銀龜形居之、四枚表裏皆施祝言絵、手筈蓋敷搓様紙裏、取上桐竹不給〕、付宗平朝臣進上之、上皇御中宮御方、数刻不聞左右、良久有賢集取経御覽、各為見参有持参之同志云々、返預手筈蓋退出、

と見え、中宮が持参した扇の文様が、銅松に銀鶴や銅竹に銀龜といったもので、桐竹文がなかった例が知られる。桐竹文はなかったにもかかわらず、その旨が特記されていることから、桐竹文、すなわち鳳凰関連意匠の使用が当然視されていた様子が窺われる。しかし、この時の扇に鳳凰関連意匠は飾られていなかった。それまで鳳凰は使用場面が増える一方であったことを思うと、この例は異質と言わざるを得ない。

『長秋記』には、一方で、この例の一〇年後にあたる大治四年（一二一九）の賀茂祭で上皇の饒車に鳳凰が飾られたこと、饒車における鳳凰の装飾は例のないものであったことが記されており、鳳凰の使用が下火となっていたわけではないことが知られる。

しかしながら、賀茂祭において上皇の饒車は場の主役ではなく、饒車への鳳凰の採用は、多種多様な意匠を凝らした饒車が他にも多く並ぶうちのひとつになされたに過ぎないものであった。高御座や鳳輦といった、場の絶対的主役となる儀式具とは本質的に異なる。また、高御座や鳳輦のような儀式具とは、規定化されていない一時的な例という点でも異なり、格式が劣る。新たな鳳凰の採用例と言っても、高御座や鳳輦のように比較的早くに鳳凰が採用されたものと比べれば異質である。

一二世紀前半にこうした傾向が見られたとはいえ、平安時代全体を通して見れば鳳凰の王権の象徴としての地位は確固としたもので、揺らぎは認められない。しかし、続く鎌倉・南北朝時代にはどうであろうか。よく知られているように、現在の皇室紋章たる菊花紋章の起源は後鳥羽上皇が菊文を好んだことにあると言われるが、鳳凰が平安時代同様の地位を保っていたならば、よほどの事情でもない限り、王家紋章の地位を菊文に譲り渡す事態にはなり得まい。

本章では、鎌倉・南北朝時代の鳳凰の使用状況を分析し、この時期の鳳凰が如何なる存在であったかを明らかにする。

第一節 伝統の継承と変化

この時期には鳳凰の現存作例も少なくないため、そちらも取り上げるが、先に、本論でこれまで中心としてきた文献上の鳳凰の意匠の使用例についてまとめることとする。

(一) 天皇周辺においての使用

袍文

天皇の位袍たる黄櫨染袍には桐竹鳳凰文があしられ、その意匠の採用は延喜七年（九〇七）に遡ると考えられることは本論第一部第一章で述べた。この黄櫨染袍の文様については、承久三年（一二二一）成立の『禁秘抄』にある天皇の袍についての「尋常黄櫨染〔文竹鳳〕」や中院通方の『飾抄』の「天子常著御、称黄櫨染、文竹桐鳳凰」、および応永六年（二二九九）の奥書を持つ『装束雑事抄』の、

一 主上御束帶事

御袍〔黄櫨染、御色きに青黒なり綾しゝらなし、丈数七丈、此内ひろはたなり一丈〕

御文野すちに桐竹のたちもん、鳳凰ハ桐竹のすゑ両方にあり、麒麟ハすちの上両方にあり、みな二つゝ也、御文のをきやう所々也

という記述から、黄櫨染袍における桐竹鳳凰文の鎌倉・南北朝時代を通じての継承が確認できる。

ただし、『装束雑事抄』では上に見られる通りやや様子が異なり、桐竹鳳凰は確かに用いられているものの、組み合わせ文の中には新たに麒麟が加えられている³⁾。しかし、次節で取り上げる通り、天子撰関御影図巻高倉天皇像（鎌倉時代後期）の袍文に麒麟はなく、その追加は天子撰関御影図巻の藤原為信筆部分成立よりも降るであろうことが指摘されている⁴⁾。

以上袍文に関する史料は全て、櫻井秀⁵⁾・河上繁樹⁶⁾・西牟田⁷⁾・村重寧⁸⁾・猪熊兼樹⁹⁾といった先学によって既に取り上げられているものである。

なお、『禁秘抄』『飾抄』いずれにおいてもやはり天皇の袍として、「文同黄櫨」という「青色」なる袍¹⁰⁾に触れられている。色は異なるが文様は同じという点から、いつ以来かは不明であるものの¹¹⁾、色ではなく文様自体に意味が見出されていた¹²⁾ことが知られる。なお、この袍の色は翹塵や山鳩色とも呼ばれ、用語として最も一般的なものが翹塵であるため、以下、本文中ではこの袍を翹塵袍と呼ぶ。天皇の位色は黄櫨染であるが、翹塵は天皇が略儀に用いるものであった。

また、『飾抄』には上皇の位袍たる赤色袍について、

太上皇著御之、

保元四朝覲、著御赤色御袍、

長寛元朝覲、今年不著御赤色、著御椽云々、今案、先院脱履之始、神社御幸朝覲等著御赤色、後々御著御椽也、文窠中竹桐也と見える¹³⁾。上皇の袍文意匠が「竹桐」とされており、桐竹鳳凰文

を用いる天皇の黄櫨染袍および麴塵袍からの派生であることは明らかであろう。

なお、桐竹鳳凰文はしばしば「桐竹」もしくは「竹桐」とのみ表記される場合があったが、それらはいずれもそうした表記で十分に調度の特定が可能な場合の日記での、一種の略称としてのものに限られており、『飾抄』の赤色袍とは事情が異なる。『飾抄』は故実書であり、赤色袍に関する右の記述は赤色袍という項目を立てたうえでなされた解説である。その解説の末尾に「文窠中竹桐也」と記された文様についての記述は、正確を期してなされたものに相違あるまい。仮に桐竹鳳凰文のうちの鳳凰を略したとすれば、鳳凰よりもよほど印象に残らないであろう。「窠中」が記されている点がきわめて不自然である。

なお、赤色袍の窠中竹桐については、『飾抄』のこの記事を根拠に保元四年（一一五九）、後白河上皇の時以来の文様であろうとの推測が黒川真頼によってなされている。しかし、早くも元永二年（一一一九）には上皇御所調度について「桐竹」もしくは「竹桐」と記す古記録もあり¹⁴、これが文字通り桐竹文様であったとすれば、上皇の文様は桐竹とする傾向が既にあつたと考えられ、保元四年を遡る可能性も生じてくる。しかし、明確に上皇個人の使用例に限っても大治四年の白河上皇の飭車および仁平二年（一一五二）の鳥羽上皇五十賀の仏台において鳳凰が飾られており、上皇が鳳凰そのものを避ける傾向が保元以前にあつたと考え難い。通説通り、鳳凰を排した窠中竹桐文は後白河上皇が創始したものと考えるのが妥当であ

ろう。

鳳輦

続いて鳳輦の例に移る。『百鍊抄』寛喜元年（一一二九）八月廿五日条に「御方違行幸也、還御之間、御錦小路大宮辺御輿鳳落池」として、輦輿の鳳形が池に落ちた旨が記されており、鳳輦には鳳形が飾られていたことが確かめられる。

南北朝時代に入っても応安四年（建徳二年（一二七一）の後円融天皇即位にあたっての「讓位惣用帳」に「一貫文、御輿鳳形」¹⁵とあり、やはり鳳形の存在が確認できる¹⁶。

しかし、讓位の際の記録として神輿の鳳形を新造した例は管見の限り他になく、また、道長の時代以降は「鳳輿にその席を奪われて（中略）神事専用とされた」¹⁷はずの葱花輦が後光厳天皇の代にはその初期から神事以外でしばしば使われている¹⁸。一方で、同時期における鳳輦の使用例は認められない。すなわち、後光厳天皇の代の北朝には鳳輦が存在しなかったために、後円融天皇の即位にあたって新たに造られた可能性が高い。

ちなみに、鳳輦の存在が確認できる直前の史料は『園太暦』貞和四年（一二四八）十月十一日条、後光厳の一代前の崇光天皇初期の記事である。後光厳天皇在位時の鳳輦の欠如は正平一統の影響であろうが、後円融天皇の即位までもの間その状態が続いた点はきわめて興味深い。

高御座

次に高御座の鳳形であるが、これも『顕朝卿記』寛元四年（一二四六）三月十一日条¹⁹や貞和五年（一二四九）の『貞和御即位記』²⁰にある高御座の装束に関する詳細な記録から、屋上に鳳形を据えた形で受け継がれていたことが確かめられる。なお、『顕朝卿記』の記事は所功が既に取り上げており²¹、高御座自体は同論文において所の指摘する通り「鎌倉時代から室町時代に至る即位式には、必ず用いられている」²²ものであった。鳳形に関する直接の記録こそ欠くものの、その屋上には鳳形が飾られ続けていたと見てよからう。高御座の場合は鳳輦と違って代替品となり得るものがない。

伊勢神宮神宝

王権と密接な関係を持つと考えられる意匠としては他に、一二世紀初頭に伊勢神宮の神宝として新たに加えられた鳳形があるが、これについても『民経記』寛喜三年（一二三一）十月五日条および『勘仲記』弘安四年（一二八一）閏七月二日条からその継承が確認される。以下、『民経記』の記事について述べるが、その記述は「内外宮御料金銀鳳并荒祭宮金銀獅子形等、令入沈丁子、行事出納景重、小舎人近弘等令入之、沈丁子各六両、」²³というものであって、詳細は不明であるものの像一体につき六両の「沈丁子」を胎内に納めていたことが知られる。

同じく『民経記』の同年同月九日条の伊勢奉幣の記事には「神宝鳳師子形入五宝五香五葉之由、見寿永記、然而近来無其儀者也、」とあ

り、寿永（一一八二～一一八五）の頃には像への「五宝五香五葉」²⁴

の納入がなされていたことが分かる。しかし、『民経記』記主である広橋経光はそれを「近来無其儀者也」と認識しており、その『民経記』からは寛喜三年における鳳形および獅子形への「沈丁子」の納入が知られる。「沈丁子」とは文字通り沈香・丁子を指すものであるが、沈香・丁子はいずれも五香に含まれるため、五香のうちの沈香・丁子を便宜的に代表として挙げた可能性も考えられる。しかし、「沈丁子」の納入は「五宝五香五葉」の納入が既に廃れているという寛喜三年になされているのであるから、寛喜三年の「沈丁子」は当然、文字通り沈香・丁子の二種類のみを指していたと見て間違いない。すなわち、「沈丁子」は「五宝五香五葉」の簡略化であった。「五宝五香五葉」の納入がいつまで遡るものかは不明であるが、それがなされていたという寿永から半世紀以上を経た寛元の頃には既に明らかな省略化が起きていたのである。

なお、『民経記』同日条には御料の詳細も記されており、内宮の鳳形が金、外宮のものが銀で、いずれも「居銀銅枝、立金銅洲浜、」²⁵という形という一二世紀以来の伝統が守られていたことが確認できる。

御産調度

王権周辺における鳳凰の関連意匠を描いた例としては他に、乾元二年（一二三〇）『昭訓門院御産愚記』の「亀山院庁調度仕様注進状」²⁶に次のようにある屏風が挙げられる。

御屏風十二帖

五尺四帖〔面生平絹、桐竹ヲ一枚別ニ九書之〔三寸、胡粉〕、縁

小文高麗〔一寸五分〕、以紅絹番之、裏赤色立涌雲ノ文黒摺ル、

織物赤色之由敷、打折金物〔銀〕、文松〔長三寸〕、平三打之、

弘一尺四寸五分、高五尺〕

四尺四帖〔同上〕

御産調度としての桐竹屏風の記事が『長秋記』元永二年（一一一九）

四月一九日条および『源平盛衰記』卷二にも見えることは本論第一部第一章で触れたが、平安時代からの用例が引き継がれていたことがこの記録より確認できる。

なお、『源平盛衰記』では「紫宸殿ニ時々笙ノ笛ヲ調ブル声アリ。

人々此ヲ怪テ忍テ御覧ジケレバ、千尋ノ竹ニ書給ル鳳凰ノ鳴音ニゾ侍ケル」と、鳳凰の鳴く声が笙の音に間違われたとされており、鳳凰の鳴き声は笙に似ているとする中国の伝説に則った説話となっていることが分かる。

褰帳命婦位験

以上はいずれも本論第一部第一章で取り上げた例であるが、この時代の文献で初めて確認できるものとして、即位式の褰帳命婦の位験（瑞獸を飾った釵子²⁷）がある。

永仁六年（一二九八）の「永仁御即位用途記」²⁸から知られるもので、

一女房礼服四十具〔今度三十四具〕

褰帳二人

人別

大袖一領〔面丸文綾、蘇芳色、裏蘇芳平絹〕

裳一腰〔面青鈍沸雲文綾、裏平絹〕

領巾代二筋〔紫蘇芳二色遠文綾、如帳紐、長一尺六寸余、

弘各三寸、合六寸〕

位験一頭〔釵子上居金鳳、含玉一顆、高一尺、長二寸〕

小翳一枚〔如团扇、黒漆柄〔在平文〕、張蘇芳平絹生、以

泥絵書蝶小鳥〕

平釵子二枚〔如常〕

上下櫛各三枚

扇一枚〔鏡表、骨入銀水、施泥絵、以村濃糸閉、文金銅

蝶小鳥蟹目〕

履一足〔如掉鞋、以布張之、面紫小文綾、以銀薄押菱形

文、裏敷同文白綾在彼裏〕

という装束で用いられるものであった。なお、三四人の女官のうち位験の用意されるのは二人のみで、「金鳳」の位験を用いるのはその中でも褰帳命婦二人に限られており、他の位験の意匠は全て麒麟である。

鳳凰は玉を一つ銜えた姿であったが、姿勢についての記述はない。記された中では「高一尺、長二寸」というきわめて細長い寸法が目を引き、これは鳳凰のみの寸法ではなく、釵子としての、髪に挿す部分も含んだものであるためと推測される。麒麟位験も「位験一

頭「釵子上立驎形、長一寸五分、高六寸、居雲長二寸、饒玉四顆於頸」というものであり、「高（縦）は鳳凰位験の五分の三、「長（横）は四分の三と、鳳凰位験よりも小型かつ縦横の比率が若干異なるものの、全体が縦に細長い点に相違はない。縦横比率の相違は、騏驎位験が鳳凰位験に比べれば縦が短い形であるが、この形は騏驎位験にのみ騏驎が立つ雲まで配された、すなわち雲の分高さが鳳凰位験よりも上乘せされた上でなお認められる特徴である。縦横比率の相違は大型鳥と四つ足の獣という意匠の相違によるものであろう。

全体の寸法は異なる一方で、髪に挿す部分の長さに鳳凰と騏驎で大きな相違はなからうから²⁹、鳳凰位験のうち鳳凰が飾られる部分は相当細長いこととなるが、鳳凰の場合、騏驎と異なり、長い脚や尾羽があるため、本来的に高さが必要となりがちである。特に、横向きの図案ならば翼が面積を占める上に尾羽は横方向へ向かうため幅が必要となるが、正面を向いた図案ならばそうした事態にはならない。髪に挿す部分の「高」が含まれ、かつ鳳凰が正面向きならば、「高一尺、長二寸」というきわめて細長い寸法もあり得ないものではないと考えられる。

さて、即位時の命婦位験の意匠が知られる史料は管見の限りこれより古いものは現存しないが、礼服頭部装飾を鳳凰と騏驎とで区別する形式からは、『儀式』『延喜式』に見られる「諸王」と「諸臣」の礼冠額上装飾たる「徽」が思い起こされる。

この点を考える上で、鎌倉初期成立の『助無智秘抄』³⁰に見える「ボロ、トヤレンソンジテワロケレトモ、クルシミナキモノハ礼服

ノ袍ナリ」との記述は参考にならう。礼服は古例を尊ぶものという意識がきわめて強かったのである。もちろんこれは引用部に明記されている通り袍に関しての言葉であるが、それと一具として用いるものである以上、頭部装飾についても同様の傾向があったと考えて大過あるまい。すなわち、記録上の初見こそ一三世紀末であっても、その形式は古例に則ったものであり、形式の成立ははるかに遡る可能性が高い³¹。実際、貞治五年（一三六六）の奥書を持つ『連阿装束抄』には諸王・諸臣それぞれの礼冠徽の意匠として「鳳」「麟」との記述が、「式部式云」との形ではあるものの認められ、倣うべき古例と認識されていたことが確認できる。

命婦位験に関しては更に、礼服頭部装飾における鳳凰もしくは騏驎という意匠のみならず、それが鳳凰を用いるとされた褰帳命婦が本来女王の役とされていた点からも、諸王礼冠徽との類似が認められる。褰帳命婦位験における鳳凰は、鳳凰を飾った玉座たる高御座の左右を更なる鳳凰で飾るのみならず、着用者の地位を示すものでもあった可能性が高い。

なお、鳳凰位験の寸法について鳳凰が正面向きならば可能と述べたが、瑞獣の姿勢によって位階を示していた礼冠の例から類推すると、『内裏式』によれば三位以上の役であった褰帳命婦の場合、瑞獣意匠の姿勢は礼冠徽について『儀式』巻六に見える「三位以上正位正立仰頭」と同様、すなわち正面向きであった可能性が高い。

外弁礼服

臣下の例になるが、即位式のものとしては他にも、この時代の史料が初例である鳳凰が挙げられる。貞和五年(一三四九)一月二十九日に編纂された『貞和御即位記』収録の『園太曆』同年同月廿六日条および『園太曆』貞和六年(一三五〇)正月五日の記事にいずれも礼服の文様についての記述が見え、『貞和御即位記』には、

礼服事

外弁源大納言

(中略)大袖小袖一色浅紫唐綾、文同予(裏又同之)、縹紗、褶文桐竹、以黄糸鳳凰繡之、(中略)蘇芳扇・玉冠・玉佩・綬之外皆新調之

『園太曆』には

抑源大納言新調礼服、為一見召寄、大袖・小袖浅紫地綾文如常、礼服文雲、鳳凰蛮絵也、裳綠色(如瑠璃、紗生文桐竹、以黄糸繡鳳凰也、有平絹生裏也、袍裏蘇芳也)、每物神妙也

とあるように、いずれも「外弁源大納言」の、おそらくは同一の品に関するものである。その文様は雲、鳳凰および桐竹であった。「源大納言」とは故実に通じる人物であった中院通冬を指し、この記事はその礼服をやはり有職として知られていた洞院公賢が見てのものであるが、その感想に否定的な部分はなく、文様に対しての評価も「如常」であって、適切なものと見なされている。この礼服における鳳凰文の使用がこの時に始まるものではないことは明らかであろう。礼服は唐制度の導入の際に取り入れられたものであるが、日本では朝賀の衰頹により即位式のみでの着用となったことを考え併せ

ると、この鳳凰文は唐制に倣ったものとして始められた意匠が古例として伝えられたものと見なすのが妥当である。

この礼服は外弁のものであるが、この時の内弁の大袖には「孔雀蛮絵」が施されており、どうやら外弁の鳳凰と対となっていたらしい。

鳳凰を孔雀と対として飾る例が唐に多いことは本論第二章第一章で述べたが、この点からも唐の意匠の継承が窺われる。本論第一章第一章で取り上げた一部の平緒の例でも鳳凰と孔雀とが着用者の官職との関連性を示す形で用いられていたが、この外弁内弁礼服の意匠からの派生かもしれない³²⁰。

もつとも、唐から伝えられた当初の文様に桐竹鳳凰文があったとは考え難く、また、平緒では孔雀は鳳凰よりも下位と位置付けられていた様子が窺われる一方で、外弁内弁のうち、第一の大臣が就くこととなっていた³³。内弁が孔雀文、次席以下の公卿が就く外弁が鳳凰文である点も不自然である。憶測にはなるが、外弁は文字通り門外で諸事の弁備にあたる役であることから、儀式が執り行われている空間を外部から隔離する位置と見なされ、天皇が存在している儀式空間内部を体现するものとして、王権の象徴という意味を以て特に外弁に鳳凰文が用いられることとなったものと考えたい。ただし、桐竹鳳凰の組み合わせについては、礼服は経費が高価であるために旧物を修理して用いる場合があったと言われていることから³⁴、そうした場合に裳の文様が鳳凰以外不鮮明となっていたが、当時に桐竹鳳凰という組み合わせが定着していたために、不鮮明な文様も桐竹であろうと推測された結果に過ぎない可能性も考えられる。

なお、桐竹鳳凰文が施されたと言っても裳であつて大袖ではなく、大袖についても、鳳凰文が用いられたとはいへ蛮絵という形である。天皇の袍文とは飽くまで意匠が共通するのみで、視覚的にはおよそ異なるものであつたことが分かる。

ちなみに、通冬自身はこの大袖・小袖および裳を「大袖・小袖共浅紫〔蘇芳、裏生也〕、唐綾也、縹裳、〔薄物有繡文、同色、平絹、生裏〕と記すのみで³⁵、鳳凰およびそれに関連する文様についての言及はない。

法華八講捧物

文永七年（一二七〇）の土御門四十回忌には、後嵯峨³⁶によつて盛大な宸筆御八講が営まれた。この時の五巻日、薪の行道に用意された捧物もきわめて善美を尽くしたもので、後世、後小松は応永三年（一四二五）の後円融三十三回忌にあつてこの時の捧物を先例とするよう望んだこと、公家社会ではこの時の宸筆御八講が語り継がれていたことが指摘されている³⁷。

そうした捧物の中のひとつに、「梧桐枝付鳳凰」があつた³⁸。これ以上の記述がないために材質等はまったく不明であるが、伊勢神宮神宝の鳳凰に似たものかと想像される。

後世に理想とされた宸筆御八講における捧物の意匠に鳳凰が選ばれたとなると、一見、王家紋章としての例であるかに見える。しかしながら、この鳳凰の捧物は菅原為長の息子の長成によるもので、行道中での序列も高くなかつた。なお、この時用意された捧物の中

に天皇家の人々によるものがなかつたわけではない。しかし、後深草による捧物は鳳凰ではなく、「菩提樹枝付、孔雀含水精念珠」であつた。この宸筆御八講における捧物の鳳凰は、王家紋章とは見なし難いと言わざるを得ない³⁹。

捧物の詳細が知られる宸筆御八講には、他に、応安三年（建徳元年（一二七〇）の光厳七回忌があるが、こちらには鳳凰は登場しない⁴⁰。憶測にはなるが、文永の鳳凰の例は、孔雀の存在の他にも、この時の捧物には龍頭が五例と際立つて多いことから、瑞獣の意匠が特に好まれる傾向にあつたためのものかと推察される。宸筆御八講に限らずとも、法華八講の捧物の詳細が知られる例は少ないが、そうした数少ない例における法華八講の捧物の意匠は「瓦瓶付山吹、皆金銀」「銀枇杷、以袋懸頭、人々云、錦袋云々」「宝蓋付牡丹枝、皆金銀」（以上『左経記』長元八年（一〇三五）三月廿七日条）、「付錫杖袈裟、付蓬萊木蓮子念珠、居金剛五古等也」（『長秋記』天永四年（一一一三）二月十五日条）、「香炉、付紅葉切枝」「香炉、付同唐花枝」（『兵範記』および『台記別記』久安五年（一一四九）十月十三日条⁴¹）といった、植物もしくは仏具であり、瑞獣ではなかつた。文永の宸筆御八講で初めて鳳凰の捧物が認められると言つても、天皇家の人物によるものでない上、この時の五巻日はそもそも瑞獣を用いること自体が珍しかった可能性が高い場で瑞獣の捧物が多く用意された例なのである。更に、そうした中で天皇家の人物が用意した瑞獣の捧物の意匠は孔雀、すなわち鳳凰よりも本質的に仏教的な鳥であつた。

(二)神社においての使用

王権周辺の例を先にまとめたが、この時代の文献史料における最古の鳳凰の使用例は『香取神宮文書』建久八年(一一九七)の「香取神宮遷宮用途注進状」⁴²に見られる香取神宮正神殿(本殿)の屋上装飾たる鳳凰に関するものである。

一 御遷宮用途料) 并色々下用事

(中略)

靱参佰貳斛参斗

(中略)

十石 鳳凰四羽・龍頭十八頭作料

(中略)

□□ 鳳凰立千木料

とあるように、四羽の鳳凰が本殿の千木に立つ形で飾られたことが分かる。四本の千木のそれぞれに一羽ずつ、おそらくは棟と並行する向きで据えられたものであろう。描写が稚拙ではあるが、「香取神宮神幸祭絵巻」⁴³を参照すれば、大棟両端の千木上の鳳凰それぞれが互いに向かい合う形であったらしい。

こうした装飾は他に例がなく、また香取神宮におけるこの装飾がいつまで遡るものかも不明であるが、本論第一章で述べた通り、鳳凰の棟飾を飾った寺院の例は一二世紀に複数見えるため、香取神宮の例もそうした流れにあるものかもしれない。ただし、香取神宮の場合、特殊な装飾は屋上の鳳凰だけではなく、柱には龍頭も飾ら

れた。管見の限りこちらには類例も含め一切の前例がなく、こうした装飾とともに飾られた鳳凰も、王権の象徴という伝統的意味合いに沿った文脈で用いられたものではない可能性も高い。

同注進状には神輿の鳳凰に関する記載も見られる。「御輿金銅鳳凰一羽・燕四羽・蕨形四ノ師子四頭」とあり、頂に鳳凰を据え、隅棟先端を蕨形とした上に燕形を飾る形式であったことが確認できる。

鳳形・蕨形・燕形・「師子」(獅子)はいずれも金銅製であった。

獅子の装飾形式はこの記述だけでは不明であるが、同じく『香取神宮文書』の「神輿神宝新造色目注文」⁴⁴にはより詳しく、

一、御輿一基(御内天井組入、黒漆)

(中略)

鳳凰一羽(金銅打物、高九寸一分、長一尺、在府、弘五寸五分、高一寸五分)

鷲四羽(金銅打物、高二寸、長三寸八分)

蕨形四枚(金銅打物、在曾利)

間金物四枚(金銅打物、弘九分、長三寸六分)

獅子四面(半出也、金銅打物(高二寸五分、長四寸五分))

正面上長押上壁板(金物二枚、弘二寸一分、長一尺二寸)

沓形四枚(金銅打物、在曾利)

羅網四流(玉幡針金四面各四敵)

とあり⁴⁵、金銅板に獅子を薄肉で打ち出したものであったことが分かる。「正面上長押上壁板」との長さの比から考えて、鳳凰像の立つ露盤の四面に貼られたものであろう。

香取神宮からは離れるが、神輿に関する詳細な記録としては正和四年（一二三一）日吉大社のものが『鎌倉遺文』二五四九四の「院序年預安倍資重注文」⁴⁶に、造替された大宮の神輿に新たに加えられた装飾として、

一、今度新加

大宮神輿

鳳凰台四面金銅反花、其上壇上玉襲秀掘物等、瓦木四支腰

玉并反花打之、

柱四本間草鼠走・柱寄上品梨子地蒔之、

桁唐鳥八同、長押四支上品梨子地同、

下長押唐鳥八同、内陣上品梨子地同、

とある。輦輿の「鳳凰台」とは聞き慣れないが、この神輿の各部の記録が上部から下部へという順序に従っていること、隅棟の木瓦を指すと考えられる四支の「瓦木」と関連があることから考えて、形式上とはいえ棟を納めるための存在たる露盤を指すものと推察される。そして、主祭神の神輿のみが鳳輦とされている『年中行事絵巻』の例から考えて、「大宮」の品である以上この上に載せられる装飾物は葱花形ではなく鳳形であろう。「鳳凰台」なる呼称は正にその故に名づけられたものと推知される。換言すれば、神輿の露盤の名称として「鳳凰台」が成立するほどに、その上に据えられるものとしての「鳳凰」が当時定着していたのかもしれない⁴⁷。

ただし、地方ともなるとそうした意識は薄かったのか、建暦三年（一二二三）の「筑後鷹尾社障子張替注文」⁴⁸および弘長元年（一二六

一）の「筑後瀬高下莊鎮守大菩薩神宝等注進状」⁴⁹では神輿に飾られる「燕四羽」以外の鳥形、すなわち頂に据えられる大鳥を「孔雀」と記しており、「鳳凰」ではない⁵⁰。なお、この「孔雀」が本来であれば鳳凰と呼ばれるべき姿であったのか、それとも実際に孔雀の特徴を有するものとして造形された像であったのかは不明である。

神社の例としては他に、石清水八幡宮に桐竹鳳凰屏風のあったことが建武五年（一三三八）の「消失并破損神宝色色目録」⁵¹に、

一 御殿所在御具足

大床子御座六脚、「在金物黒漆、一所別二脚、同柱黒漆、一

所別四本」

纏網六帖（一所別二帖）、龍鬢御筵三枚、

御茵三枚、台御几帳六（在帷）

大御帳三帖（御座之三方引之）

玉幡十二旒、

天蓋三（以瓔珞飾之）、御屏風六双（表裏絹、絵桐竹鳳凰）とあることから知られ、本論第一章で取り上げた平野神社の桐竹鳳凰帳帷が思い出される。

同じく本論第一章で取り上げた舞人装束の桐竹鳳凰文も、『飾抄』舞人条に「小忌文桐竹」、貞治五年（一三六六）の奥書を持つ『連阿不足口伝鈔』に「一舞人、青摺小忌也（桐竹鳳凰）、摺袴（蚕絵）」

と見え、文様の継承が認められる。

以上、この時代の文献史料に見える鳳凰の意匠の使用例を簡単にまとめると、鳳輦・高御座・神輿・神社調度など、前代からの使用の継承が認められるものが多い。褰帳命婦位験・外弁礼服、および、鳳凰そのものではなく関連意匠たる桐竹のみではあるが上皇袍文についても、史料上の初見こそこの時代まで下がるものの、前代から継承された例であることが内容から窺われる。

伊勢神宮神宝・御産調度にも同様に鳳凰の使用が前代から継承されていることが認められるが、この二例については、使用の簡略化や受容の変質といった変化も記述内容から確認できる。天皇袍文・舞人装束については、本節ではひとまず、鳳凰という意匠そのものの使用が文献上確認できることを重視し、継承の例として述べたが、現存事例等も参照するとやや事情が複雑であり、詳しくはそれぞれ後述する。

一方で、法華八講捧物のように、管見の限り前代には全く例がない形での仏教莊嚴としての例も認められる外、孔雀との混同が窺われる記述も見える。

香取神宮正神殿も類例のないものであるが、神社建築であるため、鳳凰の使用は建久よりも遡る可能性も否定できず、法華八講捧物の鳳凰のように新たな例かどうかは不明である。

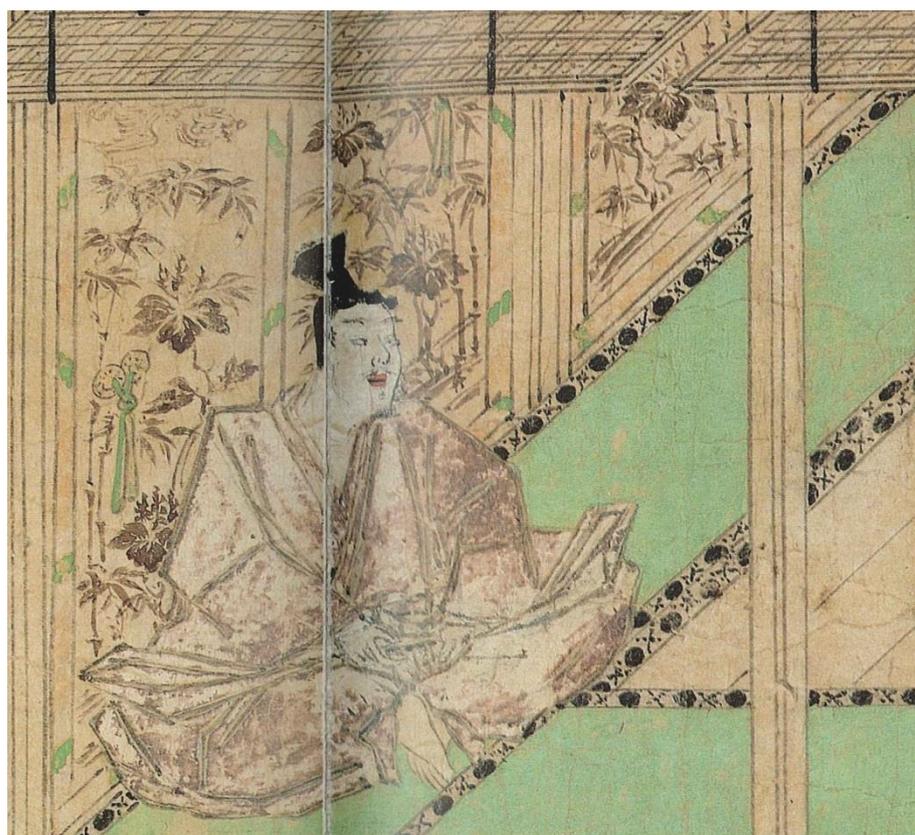
第二節 現存事例

桐竹鳳凰文に関しては御産調度の例が平安時代と変わらぬ形で認められることを先ほど述べたが、絵画史料を参照すると、御産調度のように伝統的な、王家紋章としての例とは性格の異なるものを見ることができるとされる。永仁元年（一一九三）に完成したとされる『蒙古襲来絵詞』がそれで、竹崎季長来訪時の安達泰盛邸の様子として、泰盛の背後に設けられた障子に紛れもなく桐竹鳳凰が描かれているのである【挿図一】。この例における桐竹鳳凰文が御産調度としての場合のように直接的な天皇との関係性を欠くことは言うまでもない。

もちろん、これは現実の泰盛邸をそのまま写したものではないため、桐竹鳳凰障子が実際に設けられていたとは限らない。しかし、飽くまでイメージとしての話に限るならば、桐竹鳳凰障子は安達泰盛という鎌倉幕府の有力者の邸宅に置かれ得ると考えられていたことがここから知られるのである。なお、同絵詞において泰盛は季長の恩人として登場しているのみである以上、桐竹鳳凰がその専横を示すものとして描かれたとは考え難い。単なる装飾意匠を超えた意味合いを込めて描かれた意匠であったとしても、それは批判的なものではなく、純粹に権力それ自体を示す分かりやすい指標として採用されたに過ぎないと見るのが妥当であろう。

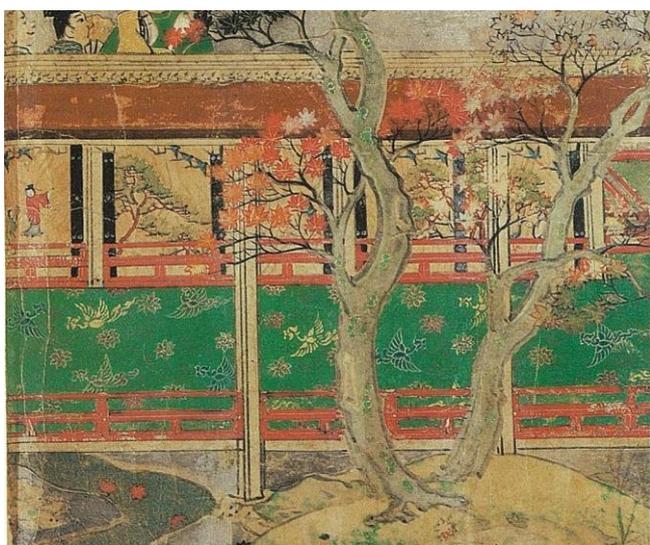
同様の例としては他に、一四世紀初頭の『駒競行幸絵巻』の画中で藤原頼通邸たる高陽院に敷かれている地敷の鳳凰文があるが【挿図二】、こちらにおいて鳳凰と共に描かれた植物文は牡丹であって、桐竹ではない。本論第二部第一章で述べた通り牡丹鳳凰は中国に例の多い組み合わせであるが、少なくとも現存する史料から見る限り、

平安時代の日本では一般的ではなかった⁵²。なお、同絵巻における高陽院は太田静六によって現実の姿とはかけ離れた、画家による空想上の産物であることが明らかとされている⁵³。ため、この作品は絵巻制作段階における「権力者の邸宅」のイメージを窺うには却って



挿図一：安達泰盛邸桐竹鳳凰障子

絶好の史料である。
 鳳凰文に関する概説において比較的取り上げられるものとしては、白小葵地鳳凰文二倍織物（鶴岡八幡宮）がある。元寇の際に山上皇が蒙古退散を願って奉納したと伝えられる⁵⁴。神服で、他の四領の桂と一具を成すうちの表着である。実用の女房装束の表着に鳳凰文が用いられたとする記録はなく、神道周辺のものであるからこそ鳳凰文が採用された例であろう。



挿図二：高陽院鳳凰文花氈

建築装飾の細部彫刻に鳳凰の意匠が見られ始めるのも神社建築からで、桐竹鳳凰の例としては早いものとして霊山寺旧鎮守社十六所神社（至徳元年（一二三四））本殿臺股があるが、これより制作年代の遡る、園城寺の新羅善神堂（貞和三年（一一三四七））欄間彫刻では牡丹鳳凰となつている。



挿図三 - 甲：文様部分



挿図三：聖武天皇像

化等について文献史料から先ほど述べたが、装束における桐竹鳳凰文を描いたこの時代の絵画作品も複数残っている。

最も古いのが聖武天皇五百回忌のために制作された建長八年（一二五六）の四聖御影（東大寺蔵）で、画中の聖武天皇は先ほど触れた翹塵袍を着用しており、そこには桐竹鳳凰文が華やかに描かれている【挿図三】。

他に宮内庁三の丸尚蔵館の『天子撰関御影図巻』のうち高倉天皇像（藤原為信筆・鎌倉時代）【挿図四】、およびやはり宮内庁の嵯峨天皇像（鎌倉末期）にも、絵画に描かれた天皇の



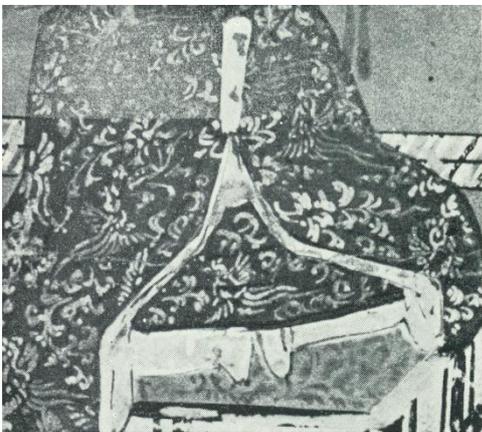
挿図四：高倉天皇像

を食べるとされることから表される竹と類似の発想であり、伝承の視覚化という面の強化と言える⁵⁶が、組み合わせ文全体の意味合いそのものは洲浜の有無によって何ら変わるところがない。

一方で、『北野天神縁起絵巻』承久本（二三世紀）では、醍醐の翹塵袍が鳳凰唐草文で描かれている【挿図五】。この点について守田公夫⁵⁷は「鳳凰唐草文様は天皇御袍に決まった文様でない」とした上で「祭儀とか神社参詣の行幸でないため、わざと簡略した文様とし、鳳凰文様と翹塵袍で主上を明示する方法をえらんだものであろう」と推測しているが、そもそも翹塵袍自体が略儀のもの



挿図四 - 甲：文様部分



挿図五：醍醐天皇像

袍における桐竹鳳凰文を見ることができるといずれにおいても麒麟の姿は認められない。

しかし、これら三例の文様が全て一致するわけではなく、『天子撰関御影図巻』では文様構成が従来の総文様と異なり箱型の飛文様となっている上、鳳凰に桐・竹の植物だけでなく洲浜が加えられている⁵⁵。鳳凰が飲むとされる醴泉を表したものであろう。鳳凰が竹の実

であり、守田の推測した理由から一層の簡略化が特に必要となるとは考え難い。この例のみで解明できるとも思われないため、『北野天神縁起絵巻』に描かれた翹塵袍についてはひとまず措くが、他の要因を考えるのが妥当であろう。

絵画中の服飾品に施された鳳凰文の例は、天皇のそのみに止まらない。石山寺の仏涅槃図では貴顕一人と地蔵のものに鳳凰円文が見られ、法道寺の十六羅漢像羅怛羅尊者（建長二年（一一二五〇））では貴顕の装束の文様だけでなく香炉の装飾としても鳳形が採用されている。長宝寺（大阪）の仏涅槃図（一四世紀前半）にも石山寺本と同様に、鳳凰文の衣を纏った貴顕の姿が見られるが、その数は三人に増加しており、うち一名は女性である⁵⁸。

ここまで挙げて例はほぼ在俗の富貴の人物の例となるが、以下に述べる通り、現世の富を表す指標といった機能が鳳凰文に期待されていたとは考え難い。先の石山寺の例における地蔵の他、能満院の地藏十王像（鎌倉後期）では十王の一人の衣類の文様として採用されている。鳳凰文が尊像に施された例は他にも多く、彫刻作品では、偏衫に双鳳円文を大きく描いた泉涌寺旧藏阿弥陀如来立像（東京国立博物館・一三世紀）をはじめ、大仏殿様四天王立像増長天（個人蔵・一三世紀中期）、二天王立像持国天（出光美術館）、四天王眷属立像北方天眷属（MOA美術館・文永四年（一一二六七））、新薬師寺四天王立像（一三世紀後半）、長賀筆二童子画像矜羯羅童子（フリーア美術館・一三世紀後半）、浄瑠璃寺⁵⁹四天王立像持国天（鎌倉時代）、同寺不動三尊立像制多迦童子（鎌倉時代末）、院藝作地藏菩薩立像（来迎寺・

元徳二年（一一三三〇））、康俊作金剛薩埵（円教寺・延文四年（一一三五九））の例が、西川新次⁶⁰、金子啓明⁶¹、安嶋紀昭⁶²によつて指摘されている。なお、安嶋の指摘は以上の彫刻作品の他、不動明王画像（黄不動）（個人蔵・鎌倉時代後期）ならびに不動明王二童子画像制多迦童子（延暦寺）に及ぶ。図版はこれら先学の論考を参照願いたい。また、妙心寺の大燈国師像（元徳二年）など、鳳凰文は頂相においても見ることができる。

文様の中で特に一般的と言えるほどではないが、平安時代においてはこうした例が皆無、それも意識的に避けられていた可能性が高かった。この点を踏まえると、鎌倉・南北朝時代の仏教美術における鳳凰文のこの氾濫は異様と言う外ない。この点に関して西川は「花喰鳥や龍・鳳凰文が用いられているのはこの時代通有といえる」⁶³と述べ、金子は南宋仏画における先例を引いた上で「双鳳凰円文は（中略）中国的な意匠として採用されたものと考えられ、（中略）強い宋様意識がうかがえる」⁶⁴との見解を示し、安嶋は円の中に鳳凰が一羽のみ配された鳳凰円文について「鎌倉末期から南北朝時代にかけて（中略）積極的に多用」⁶⁵されていたことを指摘すると同時に、比較的新しい鳳凰円文について、双鳥文の伝統を踏まえた文様である双鳳円文とは系譜を異にする可能性に触れている。また、西川・金子・安嶋のように鳳凰文全般に関しての見解ではないが、関口正之⁶⁶は前掲の長宝寺蔵仏涅槃図に見られる例について、「鳳凰を大きく描く中国風の国王を描くことによつて、釈迦の時代のインドの諸王を表わしたものと想像できる」としている。鳳凰を「中国的な意匠」

とする金子の見解と通ずるものと言えよう。

以上は尊像の衣類に鳳凰文の施された、いわば作品の中の品に用いられた鳳凰の意匠の例であるが、西川によると康円作騎獅文殊菩薩および眷属像(東京国立博物館・文永一〇年(一二七三))のうち本尊台座には、梅樹の間を六羽の鳳凰が飛翔する図案があるとのことである⁶⁷、同じく彫刻作品に見られる鳳凰の作例ではあっても、先に挙げた諸例と性格を異にするものであることは明らかであろう。

東大寺三月堂伝来と伝えられる鳳凰蓮唐草文牛皮製彩色華鬘(奈良国立博物館・一三世紀)のように、荘厳具に鳳凰が用いられた例もこの時代にはわずかながら現存するが、康円作騎獅文殊菩薩台座の場合、純粹な装飾としてのもの以外に、空想鳥たる鳳凰を生き生きと描くことで、その上に坐す尊像の属する世界の聖性を演出するという目的も含まれていたのかもしれない。

もつとも、文献史料から知られる例になるが、『浄土真宗教典志』に見える「法然上人臨終図」では、仏涅槃図に倣ったと思われるこの臨終図を「中画師臥病牀像、僧衆百人許、俗士五六人許侍坐、上有一大樹、一鳳二小鳥止其枝、下有猿狐狗各一及小蟲三」⁶⁸と記している。法然の臨終図であるから、広い意味での祥瑞からさえも離れた、「現世に生きる鳥」として描かれた鳳凰の例と言える⁶⁹。

絵画中の器物に施された鳳凰の意匠例は衣類に限られない。延慶二年(一二三〇九)の春日権現験記絵に鳳形を飾った高座の見られることは本論第一部第二章で述べたが、他にも禅林寺(京都)の二十五菩薩来迎図(鎌倉末)では鼓胴、同来迎図扉絵(鎌倉末)では磬を載せた

机の垂幕、浄福寺(京都)の二十五菩薩来迎図(鎌倉末)および天狗草子の東寺巻では太鼓の火焰、東京国立博物館法隆寺献納宝物の仏画写経貼交屏風文殊菩薩画像(一四世紀前半)では獅子の障泥に鳳凰が描かれている。以上のうち、太鼓火焰の鳳凰は完全に定型的な用例で、龍と対を成す存在⁷⁰とされ、龍鳳以外の意匠が施されることはなかった。太鼓火焰に龍鳳を施す形式がいつ以来かは明らかでない⁷¹が、唐招提寺および春日大社に鎌倉時代の作例が、法隆寺には一二世紀のものが残っている。障泥についても春日神鹿御正体(細見美術財団)に鳳凰を飾った一四世紀の作例が現存しており

【挿図六】、当時実際に用いられた形式であることが確認できるが、手向山人



挿図七：障泥孔雀



挿図六：障泥鳳凰

幡宮の唐鞍（一三世紀）では障泥大型鳥文様は明らかに眼状文を持つ尾羽を有する孔雀であつて、鳳凰ではない【挿図七】。一般的な形式が孔雀と鳳凰のいずれであつたのか、それともまた別の形であつたのかは不明と言わざるを得ないが、少なくとも太鼓火焰の例と同等に扱うべきではない。

絵画作品の例では他にも長香寺（京都）の観経十六観变相図（一三世紀）や延命寺（大阪）の兜率天曼荼羅図（一三世紀）に鴟尾上装飾⁷²として描かれた鳳形を見ることができ、

先に挙げた長宝寺蔵仏涅槃図では鳳冠を戴いた女性の姿も見ることができ、同様の例は平安初期に常暁によつて将来されたという大元帥曼荼羅図においても、醍醐寺本、妙心寺本共に認められる。鳳冠の例は浄瑠璃寺蔵吉祥天立像等多数見ることができ、白山比売神社主祭神も頭上に鳳冠を戴くが、その装束については、正応四年（一二九一）⁷³の「白山之記」追記「白山七社本地垂迹事」に「本宮〔本地十一面観音の女神、御髻御装束唐女の如し〕」との表現を見ることができ、一三世紀段階において鳳冠が唐風の装束の一部と認識されていたことが確認できる。

なお、鳳凰自体が日本における作例でないためこれまでのものと同列に論ずることはできないが、延元四年（一三三九）に書かれた後醍醐天皇宸翰天長印信（醍醐寺）では、仙人の騎乗する鳳凰を描いた中国（元）製の蠟牋が料紙として用いられている⁷⁴。

以上の通り、この時期の現存作例からは、調度・服飾品ともに鳳凰文が貴顕の文様として多用されていること、その際に鳳凰文に添え

られる植物文には桐竹・牡丹・唐草の三通りがあること、龍と対をなす中国的な存在とされてきたこと、空想上の存在としてではあるが生物と捉える見方もあつたことが分かる。

第三節 文飾としての「鳳凰」

鎌倉・南北朝時代の文献史料には、従来とは異なる文脈で鳳凰が多数登場する。

言うまでもなく鎌倉時代とは宮廷勢力からある程度独立した大規模な権力主体である幕府が新たに誕生したばかりか、その後期には王統自体が分裂し、両統迭立に陥つた時代であり、続く南北朝時代とはその名の通り、南北二つの王朝がそれぞれ正統性を主張した時代である。いずれにせよ伝統的な王権が深刻な危機に直面した時代であることを思えば、それ以前の段階において王権の象徴卍王家紋章としての地位を確立していた鳳凰が正當性の主張のために各方面から利用されるという状況が当然予想される。しかしながら、実際に見られる例は、そうした政治利用とは全く性質が異なるものであつた。

そのような例として管見の限り最も古いのが嘉祿元年（一二二六）の『慈鎮和尚伝』で、「繞其座礼足、如羽附鳳」⁷⁵とあり、「羽が付いたかのような」という比喩表現を一際鮮やかに彩るための具体例として「鳳」が挙げられている点が注目される。鳳凰を意匠として

ではなく生物として取り上げているが、文意からすると特に種を限定する必要はなく、鳥の代表あるいは美称として記したものでらしい。王朝時代の文献にこうした例はほぼ見られない。漢詩文においては『和漢朗詠集』収録の日本人の作ではわずかに菅原文時のもに「離閣鳳翎憑檻舞、下楼娃袖顧階翻」と見られるのが唯一の例外である。

しかし、以降はこれに類するものが多くなる。嘉禄三年(一二二七)六月二八日の興福寺の牒に「就中仲石王者、四絃伝風、鳳凰駕鷲之調克諧」⁷⁶とあるのも、鳳凰を生きた鳥類として捉えてこそその表現であろう。

『律苑僧宝伝』十一の定舜の伝には「嘉禎三年(一二三七)、受講律于南都海龍王寺、龍蟠鳳逸衲子、争集座下、(下略)」⁷⁷とあり、優れた僧侶の比喻として瑞獣たる龍と鳳凰の名が挙げられている。同様の例は『律宗綱要』下の「後法性寺禅定太閤法諱行惠、法印権大僧都良遍、権律師定兼、(改号真空、)阿闍梨静慶、(中略)寔是釈門之鸞鳳、仏宗龍象」⁷⁸、『東海一漚集』の「世運醜酬五百春、忻逢聖徳有賢臣、龍盤虎踞基依旧、鳳舞鸞翔儀転新、寂寂庭中無獄者、潭潭府内聚文人、古来献替忠良事、豈棄蒼生辞逆鱗」⁷⁹、『二月堂修中練行衆日記』の「誠是即穢土之淨刹、近凡界之聖堺也、爰講匠者三論之才鳳、久長道場之古風」⁸⁰、『智覚普明国師語録』の「是父而有是子、譬如鳳凰生鸞鷲、師子産騏驎、其威其徳、惟忠惟孝、天下所除目也」⁸¹など、枚挙に暇がない。もちろんいずれも『慈鎮和尚伝』の例と同じく単なる文飾であり、生物としての扱いと言っても飽く

まで観念的なものであつて、実際に鳳凰や龍が現れたとする記事ではない。

そもそも比喻とは文章をより生彩に富むものとするために用いる文章表現であるから、きわめてイメージしやすい、ある種身近な存在を例とするのが常である。鳳凰のような実在しないものであつても、書き手と受け手の双方がそのイメージを鮮明に持っているならば問題は無い。と同時に、それをを用いてなされた比喻表現から逆に文章表現者および受容者の抱いているイメージを窺い知ることも可能である。とはいえ、こうした例がいずれも漢文であることを思えば、比喻に用いられたとは言つても、文書執筆者自身の心にそうした瑞獣が生き生きと存在したからこそ生まれた表現ではなく、漢籍に見られるそれに倣った結果に過ぎないと見なすのが妥当であろう。この時期の中国からの文物の流入およびその影響の大きさについては今更述べるまでもない。

しかしながら、出現の発端こそ単なる模倣であつても、こうした表現の繰り返しによつて、空想鳥としてのイメージが学習され、日本でも次第に定着して行ったこともまた確かであると思われる。

この点に関して、建長五年(一二五三)の「後嵯峨上皇願文」⁸²にある「謝万象龍精月角之瑞、是疎徳隔以鴻鳳」との記述は興味深い。漢詩文中の表現という点では先ほどまでの例と共通するものの、「徳」と明白に関連付けられており、鳳凰の名が挙げられたのは紛れもなくその祥瑞としての性格によることが分かる。これが上皇のものである点に特に注目するならば、当時の日本における伝統的な鳳凰の

位置づけ、すなわち王家紋章としての性格との融合を試みた例とすることも可能かもしれない。しかし、そもそも鳳凰の性格のうち祥瑞という特徴自体は中国において付されたものであるため、こうした表現が漢籍に做った結果なされることは十分にあり得る。王家紋章的性格が付されたものと見なすためには鳳凰に特化している必要があるが、この願文における鳳凰の記述は「鴻」および「象」「龍」といった他の瑞獣との並記である。王家紋章という、日本ならではの性格を殊更に意識してのものとは見なすことはできない。

同じく「鳳凰」の語の見られる建武元年（一三三四）九月二三日の東寺塔婆供養の願文⁸³においても、

右塔婆仏教造写如展、蓋聞晋簡帝之拜神光也、（中略）弘法大師奉綸言兮修密乘之地也、因茲四曼陀之花、無不芬馥于八埏、五智輪之月、無不照臨于六合、道俗也崇敬、譬如走獸之追騏驎蹄、

遠近悉歸依、孰与飛禽之附鳳凰翅、邈矣国家鎮護之紺園、とあり、鳳凰は文飾のために挙げられた瑞獣のうちの一つに過ぎない。好ましい存在ではあるがあくまでも数多の瑞獣のうちの一つと捉え、鳳凰を特別視しない傾向が、平安時代には明らかに鳳凰を王家紋章に位置付けていた天皇家にすら認められるのである。

ちなみに、鳳凰を祥瑞として扱った記述が天皇家によるものに限られたわけでもない。清拙正澄の「禪居集」西禅山門疏には「如彼鳳皇隱于崇岡、盛徳文彩世欲爭先快觀」⁸⁴とあり、『嵩山集』にも丹後安国寺に関して「天橋駕處度人去、彼岸登時有路行、久遠薰修默斯要、須臾成就頭其誠、鳳凰飛舞布奇瑞、珠玉交加微妙形、百宝光輝

家国富、万機冥合戸庭榮」⁸⁵とある。

また『無涯仁浩禪師語録』には「僧云、鳳凰不梧桐不栖」⁸⁶として桐と鳳凰にまつわる伝承が取り上げられているが、この記述は延文四年（正平一四年（一三五九））に無涯仁浩が肥後浄土寺の住持となった際の入寺法語においてのものであって、王権全般や天皇とは全く無関係に、優れた人物一般と環境との相関性について述べたものに過ぎない⁸⁷。なお、この事例の場合は浄土寺の山号が「鳳翔山」であるため、それと掛け合わせた可能性も考えられるが、錦屏山を山号とする瑞泉寺を義堂周信が出る際にも桐と鳳凰の伝承を踏まえての「鳳凰不恋梧桐宿」⁸⁸との表現が『空華日用工夫略集』に残されており、ごく一般的なものと考えるのが妥当であろう。

『空華日用工夫略集』のように、桐と鳳凰の伝承を踏まえてはいるがそのままの形ではなく一捻り加えた例としては、他に『智覚普明国師語録』収録偈頌の「種梧不為鳳凰栖」⁸⁹という句が挙げられる。言うまでもないが、このような表現は「鳳凰は桐に棲むものである」との認識が常識として広く共有されていて初めて生まれ得るものであり、伝承の受容の浸透が窺われる。

ただし、そこには若干の変容もあったらしい。応安六年（文中二年（一二七三））の『雲門一曲』⁹⁰に「翠竹清風來宿鳳、靈泉明月伴潜龍」とあり、鳳凰が宿るとされる場所として、桐のみでなく竹が想定される場合もあったことが知られる。これは明使趙秩による偈であるが、当時の文化状況からすれば、日本においても少なくとも禅律僧の間ではこのような認識がなされていた可能性が高からう。

『雲門一曲』には玉腕梵芳の和韻として「鳳翥鸞翔文彩重」の句も収められており、美麗な鳥としての鳳凰の位置づけ、および鸞が同等のものとして認識されていたことが確認できる。鸞を鳳凰と並記して称讃した例は他にも多く、祥瑞として扱ったものも少なくない。瑞鳥は鳳凰だけではなかったのである。数は少ないが、『傑翁録』の「鸞騫共是瑞」^{9.1}のように、鳳凰には触れず他の空想鳥のみを祥瑞として挙げた例さえあり、鳳凰に絶対的優位性を認めることはできない。

もつとも、『友山録』には「鳳凰元非凡間鳥」^{9.2}と、生来の性質として他の鳥との格差を当然視する表現が見え、こうした表現は鳳凰以外にはなされていないようである。しかしながら、文献におけるそもそもの絶対数が鳳凰とその他の空想鳥とは圧倒的に異なるため、重視すべきではなからう。鳳凰は種々の空想鳥の代表的存在ではあったが、それは主として知名度に依るものであり、空想鳥間において格の上下はなかったと見なすのが妥当である。

この例に限らず、文飾としての鳳凰には、飽くまで空想上の存在であるとはいえ鳳凰を鳥類の一種として捉えた上で記されたものが多い。飛翔に関連した場面でのものや美しい鳥としてのものと言うまでもないが、桐・竹などを宿る場所として挙げる例も、そもそも桐・竹が植物である以上、龍の棲む泉を鳳凰の棲む竹と対を成す形で挙げる前掲の『雲門一曲』の「翠竹清風来宿鳳、靈泉明月伴潜龍」の例に顕著なように、鳥類の一種としてきわめて自然な発想による表現と言えよう。すなわち、桐・竹との関わりが述べられている場合

でも必ずしも王権との関わりを物語るものとは限らず、実際、前述の通り『無涯仁浩禪師語録』では優れた人物たる僧侶が鳳凰に、好環境たる寺が桐に譬えられていたに過ぎない。

総じて、文飾において「鳳凰」との語が用いられる際に、鳳凰の王家紋章としての特異な位置づけが特に配慮されることはなかったと言える。

「鳳凰」の権威の衰頹―おわりに代えて―

以上が鎌倉・南北朝時代における鳳凰の使用状況である。中世日本の鳳凰に関しては「龍の場合、日本には一三世紀ごろの南宋の龍図がもたらされてその後の日本の龍の原型となったが、鳳凰はほとんど関心がなかったらしい」^{9.3}とする見解があるが、明らかに不適切と言えよう。鳳凰は、文様意匠としても文章表現の上で用いる空想上の生物としても、完全に定着し、多用されていた。特に文様意匠については前述の通り「中国的な意匠」として当時明確に認識されていたことは以前から指摘されているが、そうした認識が時代の好尚と合致するものであったために大いにもてはやされていたと言える。

ただし、必然性に欠ける文脈においての文様意匠としての多用や単なる文飾としての「鳳凰」の頻出は、いずれもその権威性の低下を促すものであった。

もちろん、高御座や鳳輦という重要な儀式具においては鳳凰が伝統意匠として継承されたことが確認できる。しかしながら、鳳凰に託された符号性には変化が生じていたと言わざるを得ない。『源平盛衰記』の桐竹鳳凰屏風の説話が「難有御事也」とされたのは画中モチーフが生命を宿したことを言うのであって、王権あるいは治世に関する言葉ではない。本論第一部第一章および第一部第四章で『史部王記』に見たように、夢で見た生きた鳳凰の姿が自らの即位の予知夢と当然のごとく解釈された時代との隔絶は明白であろう。王権確認儀礼における鳳凰の使用が既に意味を失い、形骸化していたことが窺われる。

この時代にはまた、平安時代に多く見られたような鳳凰の示威的用例として新たなものがほぼ認められない。もちろん、『蒙古襲来絵詞』の安達泰盛邸の障子や『駒競行幸絵巻』における高陽院の地敷の例、また、石山寺の仏涅槃図のように貴顕の装束に鳳凰文を用いた例では、示威的要素自体は当然含まれていたであろうが、王家紋章という具体的な象徴性が付されているのではなく、漠然とした富貴・権力の象徴である可能性が高い。特に『駒競行幸絵巻』の例は植物文が牡丹であって桐竹ではないため、鳳凰が帝王伝説の明示化として描かれたものでないことは明らかである。この点は後述するが桐竹鳳凰の組み合わせですら具体的象徴性は薄れていたと考えられ、臣下の邸宅における桐竹調度の使用を理由のあるものとして繰り返し特記していた平安時代との差は歴然としている。

古記録における減少については、それだけのことならばもちろん、

史料の残存状況等によって確認不可能となっているに過ぎない可能性も十分にある。自身の礼服の文様を記さなかった中院通冬の例を挙げるまでもなく、調度類のあらゆる意匠が常に記録の対象となるわけではない。それどころか、何の調度にどういった意匠が用いられたかを詳細に記すという事例はむしろ例外的である。言うまでもないが、特に意味のない文様の場合、その調度や装束がよほど華美でもない限り「記録」という手間をかける価値も必要もない。他方、強い意味を込めての場合、その使用は基本的に当然のことと受け取られるため、不適切な用例が見られたといった特殊な事情でもない限り、わざわざ記す必要性はやはり乏しかろう。古記録から知られる調度意匠としての鳳凰の用例の激減は、不在の証明となるものではない。

しかしながら、鳳凰、およびその関連意匠たる桐竹をめぐっては、従来それらを用いていたものからさえその意匠が消えたことの確認できる史料が存在する。

まずは仁治三年（一二四二）、伊勢神宮内宮の仮殿遷宮において、「御鏡管」「玉佩御管」「須我利御大刀」「金銅作御大刀」といった他の神宝は全て用意されているにもかかわらず、鳳凰像を納めた「鳳管」だけは記載がない。⁴『勘仲記』弘安四年閏七月二日条には再び内宮への「金鳳管」および外宮への「銀鳳」が見えるが、この時の伊勢使は公卿勅使で、「依蒙古国征伐御祈」という特殊なものであった。そして、管見の限り、これ以降伊勢神宮神宝として「鳳管」「金鳳」「銀鳳」の記述がなされることはなかった。基本的には寛喜三年

段階のものを最後としていたが、弘安四年には非常事態ゆえに一時的に復興されたものと考えたい。長治二年（一一〇五）に突如加えられた伊勢神宮神宝の鳳形は、寛喜三年とすれば約一三〇年、弘安四年だとしても一八〇年ほどで、やはり突如として消え去ったのである。

また、『平戸記』寛元二年（一二四四）十二月四日条⁹⁵では本来桐竹に鳳凰であるはずの舞人装束青摺の文様が「竹桐小草二雉」とさられており、「鳳凰」ではない。鳳凰を貴んだがゆえの変更という可能性も考えられるが、本章でこれまで見てきたこの時代における状況からすれば、妥当性の高い見解ではあり得まい。鳳凰を貴ぶ風潮が認められない点はもちろんのことながら、王家紋章たる鳳凰の使用が不適切として舞人装束への使用を避けたと仮定した場合、神輿の鳳輦や調度など、神社における他の鳳凰の使用が続けて認められる点が不自然となる。また、貞治五年（一三六六）の奥書を持つ『連阿不足口伝鈔』において舞人装束青摺の文様は「桐竹鳳凰」と記されており、正式な変更があったとは考え難い。青摺の文様を「竹桐小草二雉」とする『平戸記』の記述は、「筑後鷹尾社障子張替注文写」および「筑後瀬高下荘鎮守大菩薩神宝等注進状」に見られた、神輿頂上の大鳥を「孔雀」と記す例とともに、種の同定に失敗した結果の表記と考えたい。この頃の障泥の現存作例に、鳳凰の例と孔雀の例が見えるのも、同様の傾向によるものであろう。

ちなみに、近世の絵画史料⁹⁶では舞人装束の文様は明らかに鳳凰とは違って頸と脚が短く、尾羽も長く伸びるばかりで広がりがない

ために華やかさに欠ける雉の姿で表されているが、文様名は「桐竹鳳凰」と記されている。憶測になるが、文様構成や制作の都合から鳳凰が簡略化され、『平戸記』のように「雉」と見る向きも生じ始め、そうした認識がデザインを一層鳳凰よりも雉に近いものへと次第に変えて行った可能性が考えられる。

いずれにせよ、鳳凰が王家紋章として重視されていれはなされ得ない認識であろう。

もつとも、天皇の袍文を桐竹鳳凰ではなく鳳凰唐草の形で描く『北野天神縁起絵巻』の例は、植物文が桐竹か唐草かにかかわらず主たる文様が鳳凰でさえあれば天皇を示すに事足りたと考えるならば鳳凰が王家紋章として重視された例と見ることも可能である。しかしながら、『平戸記』や「筑後鷹尾社障子張替注文写」および「筑後瀬高下荘鎮守大菩薩神宝等注進状」、そして障泥の鳥文様の混乱に見られるように、鳳凰を他の鳥と見誤ったと考えられる例があること、平安時代に比すれば装飾文様として一般化していたこと、という二点と考え併せると、『北野天神縁起絵巻』の例はむしろ桐竹と鳳凰の結びつき、およびそこに付されていた権威性の失墜を示すものと見なすのが妥当であろう。天皇の鳳凰をも、王家紋章よりも一般化された装飾文様と同質のものとする向きがあったと言える。

一方で、文献史料からは、天皇の袍文における桐竹鳳凰の使用が継続されたばかりか、桐竹鳳凰文の使用範囲が広がっていたことも窺われる。しかしながら、桐竹と鳳凰の結びつきが絶対のものとなっていたならば、桐竹とともにあしらわれた鳥文様を雉と見なすこと、

天皇の袍文を鳳凰唐草で描くことはあり得ない。また、文飾においては鳳凰と桐もしくは竹のどちらかのみを鳳凰の宿る場所とした例が複数見える外、鳳凰唐草の例以外の文様意匠としても牡丹と組み合わせた『駒競行幸絵巻』の高陽院の地敷の例がある。桐竹鳳凰の組み合わせは絶対視されておらず、だからこそ『蒙古襲来絵詞』において安達泰盛邸の障子に桐竹鳳凰が描かれるような使用範囲の拡大がなされ得たのであろう。

更に注目すべき史料として、『葉黄記』寛元四年（一二四六）三月一日条⁹⁷の記事がある。

刻限著御々束帯〔御服所中将基具朝臣調進之、御束帯如常、御袍如例、御文有沙汰、禪定殿下被申云、如御在位之時、可為竹桐敷、前右府申云、雲鶴敷、後鳥羽院窠文中菊八葉云々、地志々良云々、但猶不審之間、予内々以大貳局伺修明門院御所邊之處、窠文中菊八葉、地文或唐草、或竹桐之由、女房被覺悟云々、（下略）

とあるように、上皇の袍文が、その意匠として何を用いるかというところから沙汰されているのである。鳳凰に連なる桐竹が絶対視されていたならば、このような事態になり得ないことは言うまでもない。代わりに現れたのが菊文であった。

王権と菊文については次章で詳述するが、このような、王権の関連意匠としての例は平安時代には存在しない。天皇家の菊文が二世紀の現在までも続くことは周知の通りであるが、その起源は、鳳凰から王権の象徴としての権威性が薄れたため、別のものに求められ

たことにあるのではなからうか。鳳凰の関連意匠である桐竹が上皇という存在を莊嚴するに足る権威性を失ったと見なされたこの時期に、伊勢神宮神宝から鳳凰形が消えた点は示唆的である。

天皇の袍文への麒麟の追加も、形こそ違えど同じ理由によるものであろう。おそらくはその起源の古さゆえに伊勢神宮神宝鳳凰のように廃されこそしなかつたものの、鳳凰およびその関連意匠だけでは天子の表象としての権威性が不十分と考えられたために、別の瑞獣が新たに加えられたものと思われる。清浄光寺蔵後醍醐天皇御像において、後醍醐天皇の坐す礼盤格狭間に獅子が飾られているのも同様の例であろう。また、いつ以来の形式かは明らかでないが、孝明天皇即位に用いられた高御座を描いたものと考えられている。冷泉家旧蔵高御座絵図では、格狭間に鳳凰および麒麟があらわされている。

鳳凰の権威性の衰頽を示す傍証としては、以上の他に、赤龍の夢を「即是天子之相也」とさする『明月記』寛喜元年（一二二九）十一月廿六日条が挙げられる。もちろんこれは実際に見た夢に対して下された判断であるから、夢に鳳凰が現れなかつた以上、鳳凰こそが「天子之相」であるとの言説が記されなくとも当然ではある。しかしながら、王権に直結したのとして他の祥瑞の入り込む余地があったのは、鳳凰と王権との結びつきが弱まっていたからこそではなからうか。鳳凰が王権の象徴として華々しく使用されていた二世紀には、管見の限り、龍を日本の天皇の吉相として取り扱う説話は存在しなかつた。

一方で、夢で見た「金鳳」を自らの即位を示すものと解した『吏部王記』の重明親王の夢は、『吏部王記』では明確に鳳凰とされていたらしいにもかかわらず、一三世紀初頭成立の『古事談』では、ほぼ同一の説話を採用しながら、重明親王邸宅に來訪したものを「金鳳」ではなく「日輪」とするものも収録されているという変化が見られる。「金鳳」と王権とのつながりが薄れ、「金鳳」では説話として成立しがたい部分があったために生じた変化であろう。

もつとも、文永七年の宸筆御八講捧物の「梧桐枝付鳳凰」、および延元四年の後醍醐天皇宸翰天長印信は王権周辺における鳳凰の新たな使用例と見なし得るかもしれない。しかしながら、文永七年の宸筆御八講において、天皇家の人物たる後深草の捧物は「孔雀含水精念珠」であり、鳳凰ではなかった。また、この後の天皇家による法華八講において同様の例を見ることもできない。後醍醐天皇宸翰天長印信についても同様で、宸翰の料紙に必ず鳳凰文のものが用いられた様子は認められない。文永七年の宸筆御八講における捧物の鳳凰とともども、特に意味を含ませた使用例ではないと見なすのが妥当であろう。すなわち、これらは天皇家周辺における鳳凰の使用であるにもかかわらず、王家紋章としての意味合いが付されていない、純然たる装飾意匠としての例である可能性がきわめて高いのである。天皇家周辺で鳳凰が用いられたとは言っても、却って鳳凰の権威性の忘却を示すものと言えよう。

以上の通り、この時代に文様意匠や空想鳥・瑞鳥として鳳凰が喜ばれ好まれたことは間違いなく、その使用の範囲といった点からすれ

ば、鳳凰が復活した時代と言える。しかしながら、鳳凰に込められた権威性という観点からすると、鎌倉・南北朝時代は鳳凰という意匠の凋落の時代と言わざるを得ない。目にする機会が増えた結果、その華やかな姿ゆえに喜ばれ、使用例が一層増してはその都度、王家紋章、より広義には王権の象徴としての権威性を更に減ずるといいう一連の流れが出来上がっていたのである。

もつとも、そうした使用機会の増加自体は、本章冒頭で述べた通り、平安時代、一二世紀には既に認められた傾向であった。当時は王権周辺での使用にとどまっていたために王家紋章としての役割を果たすことはできていたものの、使用範囲は拡大する傾向にあったのである。その傾向が一層著しいものとなった結果が、『蒙古襲来絵詞』や『駒競行幸絵巻』の例のように、画中の鳳凰が漠然と富貴・権力を象徴する形であった。そこへ更に、中国からの文物の流入が加わり、その中にごく一般的な装飾意匠としての鳳凰や祥瑞・仙禽の性格を有する空想鳥としての鳳凰も含まれていたため、従来から存在した傾向が加速度的に強まったのであろう。

1 本論第一部第一章。

2 大治四年（一一二九）四月廿五日条。

3 同じく高倉永行の『装束式目』でも「御袍黄櫨染（御文桐竹鳳凰麒麟、御裏平絹、色蘇芳）」とされており、『飾抄』も本によって

4 西牟田崇生「黄櫨染御袍考」、『国学院雑誌』九六・一〇（通巻一〇六二）、一九九五。

- 5 櫻井秀「黄櫨染袍考」『神社協會雜誌』一三・八、同「麴塵御袍考」
『風俗史の研究』、宝文館、一九二九。
- 6 河上繁樹『公家の服飾』日本の美術三三九、至文堂、一九九四。
- 7 西牟田崇生前掲論文。
- 8 村重寧『天皇と公家の肖像』日本の美術三八七、一九九八。
- 9 猪熊兼樹『有職文様』日本の美術五〇九、至文堂、二〇〇八。
- 10 黄櫨染袍と青色袍（麴塵袍）の使い分けについては西牟田崇生前掲論文に詳しい。
- 11 『禁秘抄』に明記されている以上、平安時代に遡る可能性が高い。
12 装束において黄櫨染という色は絶対の禁色であって、臣下には決して許されなかった。天皇の装束におけるそうした特殊な色に黄櫨染を選んだ背景としては、中国皇帝に倣った可能性が松岡辰方「黄櫨染考」(『式内染鑑』)以来考えられており、太陽の色とも言われている。理由が何であれ、黄櫨染袍において本来その色にこそ意義があったことは、黄櫨染袍がその制定当初無紋であった点からして間違いない。
- 13 この史料は黒川真頼(『菊桐御章考』『黒川真頼全集』五、一九一
一)および猪熊兼樹前掲書において取り上げられている。
- 14 『長秋記』元永二年(一一一九)十月廿一日条、詳しくは本論第一部第一章。
- 15 『大日本史料』六・三三三所収。
- 16 ただし、これは北朝方の記録であり、南朝方の状況、および譲位のたびに新造するものであったのかは不明である。
- 17 山本信吉「藤原実資と鳳輿・葱花輿」『古事類苑月報』四四、一九七〇。
- 18 『園太暦』文和四年(一一三五)三月廿八日条、『愚管記』貞治元年(一二三六)二月十日条。
- 19 『大日本史料』五・二〇所収。なお、屋蓋頂および八角の隅棟上

- それぞれに一体ずつ据えられる鳳凰像はいずれも「金銅鳳形」(実以木作之、押金薄也)」とあり、「金銅」と言いながら実態は木造であったことが知られる。
- 20 『園太暦』所収。
- 21 所功「高御座の伝来と絵図」、『京都産業大学世界問題研究所紀要』一〇、一九九〇。
- 22 所功前掲論文。
- 23 『民経記』寛喜三年(一一三一)十月五日条。
- 24 密教で増段修法の際、五穀と共に壇の下の中央および四方に埋めるもの。鳳形に納入された理由は記されていないが、これがあらゆる宝を総括したその代表としての存在であることから、鳳形の重要性を高めるために始められたであろうことは容易に想像される。ただし、五穀の略された理由は不明と言わざるを得ず、あるいは遺脱かと思われる。
- 25 これは内宮の「金鳳」の註であり、外宮のものは「居銀桐枝、立金銅洲浜」となっているが、『兵範記』仁安四年(一一六九)正月廿六日条においても「居銀銅枝、立鏡洲浜一枚」とあることから、この「桐」は「銅」の誤字の可能性が高い。鳳凰が桐の木に居るといふ伝承は古く一〇世紀には日本に定着しているため、「桐」であっても問題はない。しかし、鳳形の据えられた枝に関しては伊勢神宮神宝鳳形に関する初出史料たる『殿暦』長治二年(一一〇五)八月十三日条においても「銀枝之上金鳳を爪へたり、而有鳳字許を書載宣命、不載枝字如何、召内記問之、内記申云、先例如此、奏此之由、有先例者可衍然」とあり、仮に桐であったところで重視されていないことは明らかである。
- 26 『鎌倉遺文』二二四二三。
- 27 櫻井秀「蔽髮釵子位験考」『考古界』七・八、一九〇八。
- 28 『新校群書類従』四所収。

2
9 褰帳命婦と他の命婦との間に位験の意匠以外の装束の相違はな
く、「如褰帳」との表記が目立つ。同様の服装・髪型をしていた
ことが窺われる。

3
0 『新校群書類従』五所収。

3
1 『助無智秘抄』には「礼服ハ累代ノ物ヲ申玉ハリテキルコトモア
リ、又ワタクシニアタラシクト、ノヘテキルコトモアリ」との
記述もあり、特に「累代ノ物」を新調の例よりも重視している
様子はないことから、重要なのは旧例に則った形式であるとい
う一点であったことも確かめられる。

3
2 平緒の場合は礼服とは異なり、束帯で帯剣する際に用いる品であ
るため、鳳凰・孔雀の意匠は変容の結果である可能性が高い。

3
3 『有識故実大辞典』「外弁」項、外弁についても同様。

3
4 『有識故実大辞典』「礼服」項。

3
5 『貞和御即位記』。

3
6 後嵯峨は追善供養を自らの皇統の正統性の誇示に利用したと言
われている（長田郁子「鎌倉期における皇統の変化と菩提を弔
う行事」〔『文学研究論集』一五、二〇〇一〕、布谷陽子「承久の
乱後の王家と後鳥羽追善仏事」〔『中世の地域と宗教』吉川弘文
館、二〇〇四〕）

3
7 三島暁子「南北朝、室町時代の追善儀礼に見る公武関係」『武蔵
文化論叢』三、二〇〇三。

3
8 「宸筆御八講記」〔『新校群書類従』一八所収〕。

3
9 この時の捧物は龍頭が五例と際立って多く、鳳凰・孔雀の例と考
え併せると、瑞獸が好まれたものかと推察される。

4
0 「兼治宿称記」応安三年＝建徳元年（一三七〇）七月六日条、『大
日本史料』六・三二所収。

4
1 『兵範記』『台記別記』ともに引用部は完全に同一。なお、これ
らの捧物は「皆用銀」であった。

4
2 『鎌倉遺文』九六〇。

4
3 ただし、千木が描かれているのは大禰宜家本のみであり、成田図
書館本・日本民芸館本・多田家本・彰考館本・権檢非違使家本

には千木は描かれていない。そのため、鳳凰は勝男木上に立つ
形となっているが、唯一千木の描かれた大禰宜家本でも鳳凰の
設置箇所は同様である。とはいえ、史料上「四羽」と明記され
ている鳳凰がいずれの絵巻においても二体しか描かれていない
など、描写の稚拙さを除いてもこの絵巻の史料価値は低い。こ
れらの絵巻においては、屋上に鳳凰が飾られたという最も特徴
的な点のみが図示されたのである。なお、「四羽」とされた鳳
凰がいずれも本殿に用いられたものであることは、併記された
「龍頭十八頭」が本殿の一八本の柱それぞれの上に飾るための
ものであるため、疑いの余地がない。

4
4 『鎌倉遺文』補二一八。年月日不明。

4
5 この史料における「杳形」がどこに設けられたものかは不明。

4
6 『君衡公記』正和四年（一三一五）四月廿五日条。

4
7 ただし当時の葱花輦の露盤の名称は不明であるため、鳳輦のもの
だけが特に「鳳凰台」と呼ばれたに過ぎない可能性も否定でき
ない。

4
8 『鎌倉遺文』補六〇五、筑後高尾家文書。

4
9 『鎌倉遺文』八六四六、筑後高尾家文書。

5
0 「筑後鷹尾社障子張替注文写」では「羅網鳳」、「筑後瀬高下荘鎮
守大菩薩神宝等注進状」では「羅網鳳」なる名称のものが記さ
れているが、これが鳳凰の姿をあらわしたものでどうかは不明
である。「筑後鷹尾社障子張替注文写」では「羅網鳳四間料〔色々
玉大小各千、白青クハリ色也〕」、「筑後瀬高下荘鎮守大菩薩神宝
等注進状」では「羅網鳳四門料色々玉〔青白赤〕大小各千」と
あり、同じ装飾を指すものであることは間違いない。ただし、
この内容および記載箇所（いずれも宝幢と帽額の間）からは、
青白赤三色の大小の数多の玉を連ねた、神輿上部から懸けて四

面（すなわち四間）を飾る形式のものであろうことが窺われるのみである。こうして推察される装飾品は正に「羅網」そのものであるが、本論で問題となる「鳳」の形を成すとは考え難い。あるいは「羅網」の美称であろうか。鳳輦頂の鳳凰像を飾るものであった可能性もあるが、そうすると「四間料」「四門料」はこの誤記であろう）が意味を成さない上、そもそも本文中で触れた通りこれらの文書では鳳輦頂の鳥形を「孔雀」と捉えていたのであり、その「孔雀」の装飾品を「鳳」のものと記すはずがない。

5 1 「菊大路文書」、『大日本史料』六・四所収。

5 2 平等院鳳凰堂柱絵や紫檀螺鈿宝相華鳳凰文平胡籙（春日大社）、またいわゆる瑞花双鳳文の鏡背の例は牡丹鳳凰の流れを引いたものと考えられるが、鳳凰堂柱絵および平安中期以降の瑞花双鳳文の鳥文様は頸・脚ともに短く、鸚鵡もしくは種を特定しない瑞鳥と見なすのが妥当である。同時代史料ではないが、『装束雑事抄』には「牡丹尾長鳥」なる文様が見え（臣下の翹塵袍袍文）、一四世紀当時にこうした文様をこのように指したものと窺われる。また、平安時代当時の文献史料には文様として「鸚鵡」がしばしば登場する（「隱文時絵螺鈿劍也、画様鸚鵡鞞也」〔後二条師通記〕寛治五年（一〇九一）正月十六日条）。「鸚鵡鈿劍」〔宇槐記抄〕仁平元年（一一五一）二月廿二日条）。「蛮絵時鸚鵡螺鈿劍」〔台記別記〕仁平元年八月十日条）。「紫鸚鵡唐草浮文奴袴」〔台記別記〕仁平元年十一月十五日条）。「紫檀螺鈿細劍」〔鸚鵡〕〔兵範記〕仁平二年（一一五二）正月一日）。「木地鸚鵡螺鈿御劍」〔兵範記〕保元二年（一一五七）正月（校訂注二月）（十二日条）。「紫檀地鸚鵡螺鈿細劍」〔兵範記〕保元二年九月十五日条）等）。

5 3 太田静六「宇治関白藤原頼通の邸宅高陽院」『日本歴史』四〇一、一九八一。

5 4 社伝による。天保一二年（一八四一）の『新編相模国風土記』によれば後白河法皇から神功皇后への奉納。

5 5 熱田神宮の表着萌黄地小葵桐竹鳳凰模様二陪織物（室町時代）が類例として挙げられる。

5 6 ただし、「鳳凰」の説明として醴泉に触れた古い文献はなく、『莊子』に「鵷鵠」なる空想鳥について「南方有鳥、其名鵷鵠子知之乎。夫鵷鵠發於南海而飛於北海、非梧桐不止、非練実不食、非鳳泉不飲」とあるのがわずかに数えられるのみであるため、文様の考案にあたって依拠した文献についての考察を行う場合、洲浜の有無は重要となるかもしれない。しかしながら、文様構成の箱形飛文様への変化に伴って加えられたものである点からすると、デザイン都合上、箱形ごとに文様を完結させるためのもに過ぎない可能性が高く思われる。

5 7 守田公夫「北野天神縁起（根本縁起）」に見られる衣服の文様について『北野天神縁起』日本絵巻物全集八、角川書店、一九五九。

5 8 鳳凰文の表着を身に着けた女性は頭に鳳冠を戴いてもいる。

5 9 他に、同寺所蔵の吉祥天立像は鳳冠を身に着けている。

6 0 西川新次「康平研究序説」〔東京国立博物館紀要〕三、一九六八）

6 1 金子啓明「鎌倉時代前期における宋代美術受容の一形態」〔MUSEUM』五二五、一九九四。

6 2 安嶋紀昭「鎌倉時代黄不動尊画像の一遺例」〔MUSEUM』一九九六。

6 3 西川新次前掲論文。

6 4 金子啓明前掲論文。

6 5 安嶋紀昭前掲論文。

6 6 関口正之「大阪・長宝寺蔵仏涅槃図」『美術研究』三四七、一九九〇。

6 7 西川新次前掲論文。

6 8 『大日本史料』五・一一所収。

6 9 この作品の描かれたのは『浄土真宗教典志』によれば建暦二年（一

二二二)とのことで、これが事実ならば鎌倉時代の中でも早い例であるが、同書の成立は安永九年(一七八〇)であり、信憑性には疑問も残る。なお、仏涅槃図に描かれた動物については中野玄三の論考(『涅槃図の動物画』『仏教芸術』一〇四、一九七五)があり、外見上鳳凰と区別のつかない金翅鳥も取り上げられている。中野によれば、金翅鳥は四十巻本大般涅槃經に説かれているにもかかわらず、仏涅槃図に多く描かれるものではない。中野が分析対象とした古い作例のうち、金翅鳥の描かれているのは和歌山の常教寺本(鎌倉前期)、滋賀の常楽寺本・園城寺本(いずれも鎌倉後期)のみである。

『長秋記』大治五年(一一三〇)十一月八日条に雅楽関連の事物を飾った風流の例として「胸付大鼓、肩付鉦鼓、(中略)、左袴付龍頭、右袴付鶴首」とあり、龍頭鶴首として船先装飾に用いられる龍・鶴がおそらくは使用の場の一致から雅楽の関連の意匠として認識されていたことが知られる。太鼓火焰の龍鳳は龍頭鶴首船に合わせて作られた形式である可能性が高からう。なお、龍頭鶴首船に関しては二世紀初頭には存在したことが『紫式部日記』から知られるが、平安時代の古記録に太鼓火焰の意匠に言及したものはない。

平安時代の絵画作品中に龍鳳を施した太鼓火焰の例を見ることはできない。
棟飾としては他に西福寺(福井)の観經十六観变相図には隅棟に鳳首を飾った仏殿の例が見られるが、これは高麗の作とされている。

現存するのは永享十一年(一四三九)書写のもの。
鳳凰文鎗金経箱(奈良国立博物館・元)のように、中国で製作さ

れた工芸品で鳳凰が飾られた例は多いが、日本に伝えられた時期が不明確なため、本論では取り上げない。

『大日本史料』五・二所収。

『大日本史料』五・四所収。

『大日本史料』五・三所収。

『大日本史料』五・三〇所収。

『大日本史料』六・一〇所収。

『大日本史料』六・一二所収。

『大日本史料』六・一六所収。

『鎌倉遺文』七六五九、『経俊卿記』建長五年(一二五三)十二月廿二日条。

『大日本史料』六・一〇所収。

『大日本史料』六・一〇所収。

『大日本史料』六・八所収。

『大日本史料』六・二二所収。

同法語には他に「異物致鳳凰来儀好箇時節有何祥瑞」との記述もあるが、鳳凰の来訪を祥瑞と見なす意識があったことは知られるものの、やはり王権との関わりを示す文章ではない。

『空華日用工夫略集』応安四年(一二三二)正月廿二日条。

『大日本史料』六・三四所収。

『大日本史料』六・三八所収。

『大日本史料』六・二五所収。

『大日本史料』六・三一所収。

矢部良明「鳳凰を想い、象る心」、『鶴・鳳凰』日本の文様一三、小学館、一九八八。

「仁治三年(十月十二日)内宮仮殿記」、『大日本史料』五・一五

所収。

『大日本史料』五・一八所収。

- 96 『織文図会』「錦織物編」、文化二年（一八一四）の賀茂臨時祭
復興にあたり用意された舞人装束青摺の文様。
- 97 『大日本史料』五二〇所収。
- 98 所功前掲論文。

第三章

菊花紋章の成立

はじめに

菊花紋章、いわゆる菊の御紋が天皇家の紋章であることは誰しも知るところであるが、菊がこの地位を得るに至ったのは何故であろうか。もちろん、正式な十六葉八重表菊の制定は明治の布告によるもので、疑問の余地はない。本章で取り上げるのは、厳密化する前の段階、すなわち慣例により自他ともに王家紋章と認める菊の意匠である。その中には紋章と呼ぶには絵画的な例も含まれるかもしれないが、便宜的に、先述の共通認識が上流階級において成立していた、もしくは何らかの示威性が期待されて用いられたと考えられる菊の意匠を菊花紋章と呼ぶこととする。

さて、そうした広い意味での菊花紋章の起源に関しても、後鳥羽上皇の好みに由来するという広く知られた通説がある。しかし、承久の乱で失脚し、その後の天皇の選出においても後鳥羽色の排除が最重要とされたほどの人物の個人的好みは何故受け継がれ、天皇家

そのものの象徴となるに至ったのであろうか。通説では、この点に関する見解が一切示されていない。本章は、この当然の疑問の解決を目指すものである。

第一節 先学の見解

菊花紋章の由来として後鳥羽上皇を挙げる通説の根底には、後鳥羽上皇が刀剣を制作し、菊文をその銘としたという言説があった。

この太刀を菊花紋章の起源として挙げるのは『関秘録』¹、もしくは荷田在満²が最初であるが、言説自体は早くも一五世紀の『尺素往来』³に取り上げられている。『尺素往来』はその後上流階級の教科書的存在とされており⁴、『関秘録』もしくは在満説のはるか以前からごく一般的な知識であったことが分かる。

『関秘録』や在満の説、およびその後他の研究者の掲げていた史料を積極的に活用すると共にそれまでに出ていた後鳥羽説以外の全ての説⁵を論破し、改めて後鳥羽説を提唱したのが、今日の定説である沼田説⁶である。沼田の論考は、その年の学士院賞を受賞したこと、更にその後約一世紀の間ほぼ受け継がれ続けていること⁷に

端的に表れているように、極めて高く評価されている⁸。

今日に至るまで覆されていない沼田の内容は、後鳥羽上皇が個人的に菊を愛用した例が後代（後深草以降）に受け継がれ、定着したとするものである。前半については先述したが、後半の、後深草を重視する部分は、本居宣長が文応元年（一二六〇）の『石清水臨幸記』¹⁰に、「新院」すなわち後深草上皇の装束として見える「赤色御袍、窠文中菊八葉」を菊花紋章の初見史料とした上で述べた「菊の御紋といふは、かやうの文の、御例になりたる物にや」との見解を引き継いだものである。なお、この宣長説は、部分的にはあるが、黒川真頼¹¹に引き継がれた。沼田説は主として黒川説への反論であったが、宣長説に関する部分については根本的な異論はなかったらしい。

後鳥羽上皇の先例を後深草上皇が引き継ぎ、龜山・後宇多両上皇がそれに続いたとする沼田説のこの見解も現在に至るまで認められており、後深草・龜山・後宇多の三上皇は、菊花紋章をめぐっては後鳥羽上皇に次いで重視されている。また、後鳥羽上皇らの菊文使用はいずれも讓位後と考えられているため、菊が古くから仙草とされたことから、仙洞の花として相応しいとされたのではと推測され、天皇の菊花紋章も仙洞の花から敷衍したものと位置づけられることもある¹²。

第二節 後鳥羽説再考の必要性

通説たる沼田説は、後深草上皇を後鳥羽上皇に次いで重視する。しかしながら、沼田が後鳥羽説を補強する確実な史料として利用した、櫻井秀¹³紹介の『葉黄記』¹⁴には、後深草上皇の先代である後嵯峨上皇の菊文使用が、後鳥羽上皇の先例を引きつつ述べられている。後鳥羽説の根拠としてこの史料を重視しながら後嵯峨上皇を實質的に無視して後深草上皇に注目する沼田説は、論旨からして破綻していると言わざるを得ない。そもそも、沼田説では持明院統の始祖たる後深草上皇の用いた紋章が大覚寺統に受け継がれた上で再び持明院統系の北朝に戻り、現在に至ったこととなる。自然な流れとは言えず、認められるとしても十分な論証が必要であろう¹⁵。

また、『石清水臨幸記』の「新院」こそ後深草上皇であるが、文応元年は後嵯峨上皇が治天の君として朝廷に君臨していた時期である。この時に後深草上皇が菊文の袍を着用したという記事を重視するならば、本院たる後嵯峨上皇はどうであったかという点への言及が不可欠ではなからうか。『葉黄記』の記事の件を抜きにしても、後嵯峨上皇を蔑ろにする姿勢は不自然と言う外ない。従来の菊花紋章研究では、時代背景という、根本的な視点が欠けているのである。

時代背景の考察の欠落という欠点はこれだけではない。ひとまず、

後鳥羽上皇が菊を好んだのは事実としても¹⁶、冒頭で述べた通り、そもそも何故、天皇家の紋章として後鳥羽上皇の個人的好みが影響を与えたのかという問題がある。承久の乱後の後鳥羽系の忌避の様相からすれば、少なくとも、自然に定着した¹⁷とする通説は無理があると言ふ外ない。

更に、後鳥羽上皇に関しては、『飾抄』¹⁸に見える上皇の赤色袍の文様が窠中竹桐である上、その『飾抄』には後鳥羽上皇の窠中竹桐文袍着用例が引かれていることから、後鳥羽上皇も袍文には竹桐を用いたと見るべきという黒川の指摘がある。沼田はこの点に一切触れていないが、この指摘が、菊花紋章の起源を後鳥羽上皇に求める通説と矛盾し得る、重大なものであることは言うまでもなからう。

とはいえ、沼田が重視したように、後鳥羽上皇の菊文使用を物語る史料が存在することは確かである。しかし、その『葉黄記』中の菊文関連記事は、後鳥羽上皇の例を踏まえた上での後嵯峨上皇の菊文使用についてのものであつて、後鳥羽上皇に関する記述を目的としたわけではない。

にもかかわらず、後嵯峨上皇の菊文使用に着目して『葉黄記』が取り上げられたことは、管見の限りこれまでなかった。そもそも、『葉黄記』は、櫻井の紹介以来、取り上げられることはあつても¹⁹、

部分的で、櫻井にしても、『葉黄記』に見える菊文に関する全記述を拾つてはいない²⁰。先行研究におけるこうした状況を踏まえ、以下、既に取り上げられている史料も含むものの、後嵯峨上皇の菊文使用の例を挙げることにする。

第三節 後嵯峨の菊文使用

① 袍

まずは、『葉黄記』寛元四年（一二四六）三月一日条の記録である。

剋限着御々束帯〔御服所中将基具朝臣調進之、御束帯如常、御袍如例、御文有沙汰、禪定殿下被申云、如御在位之時可為竹桐坎、前右府申云、雲鶴坎、後鳥羽院窠文中菊八葉云々、地志々良云々、但猶不審之間、予内々以大貳局伺修明門院御所辺之處、窠文中菊八葉、地文或唐草、或竹桐之由、女房被覚悟云々、今度窠文其中菊八葉、地文菊唐草之由、被定仰也、（下略）」（²¹）
内は割註、傍線は筆者、以下同じ）

この日に後嵯峨上皇が着した束帯について、束帯そのものは「如常」であつたにもかかわらず、袍文についてのみ、沙汰を経た上で決定

されたことが明記されている。袍文決定の事情までこの三月一日条に記している以上、この袍の着用はこの時が最初であろう。後嵯峨上皇は同年正月末に讓位したばかりであるから、制作期間を考慮に入れると、沙汰の時期は讓位前と推測される。また、「如御在位之時可為竹桐欸」という、在位時かどうかを問題とする意識を反映した意見からは、この沙汰が、「上皇の袍」という性質に相応しい文様を決定するためのものであったことが確認できよう。

さて、上皇袍文は在位時同様に竹桐とするのがよいのではとの立場を取った禪定殿下九条道家の意見は、『飾抄』に見える赤色袍の袍文と一致する。続いて前右府西園寺実氏²¹は雲鶴を挙げながら、後鳥羽上皇は窠中菊八葉を用いていたことを述べた。しかし細部が不確かであったため、予、つまり葉室定嗣が後鳥羽上皇の袍文について修明門院に確認したところ、窠中菊八葉が主紋、地紋は唐草もしくは竹桐であったことが判明した。そして最終的に、後嵯峨上皇の袍文は窠中菊八葉を主紋、菊唐草を地紋とする旨が決定された。

袍文沙汰についての記述はないが、寛元四年三月一日の後嵯峨上皇の袍については『為經卿記』²²同日条にも「御束帯〔其色普通黒袍文菊八葉引唐草〕」と見え、この時の袍が上皇の位袍たる赤色袍ではなく、黒袍であったことが分かる。また、『葉黄記』寛元四年

五月廿五日条には「出御〔御衣冠・御袍如常〔其色如臣下也〕不及赤色、其文菊唐草・菊八葉如前々〕」とある。三月一日の袍と同じものである。

「其色如臣下也、不及赤色」および「其色普通黒袍」との記述は、これが赤色袍でないことを強調したものであり、位袍以外の袍文に菊文が用いられたところをさして重要ではないと見ることもできるかもしれない。しかしながら、『葉黄記』寛元四年四月廿七日条に見える後嵯峨上皇の八幡御幸次第²³には「時剋着御々座〔赤色御袍〔御文菊唐草、菊八葉如例〕〕」とあり、赤色袍も袍文沙汰の決定通りであったこと、すなわち袍文沙汰は赤色袍をも含む上皇の袍文全般に関するものであったことが分かる。文応元年の『石清水臨幸記』における後深草の「赤色御袍〔窠文中菊八葉〕」は、これに倣ったものであろう。一五世紀後半の『西三条装束抄』では袍文条に「上皇〔菊唐草、窠ノ中ニ八葉菊〕」とあり、後嵯峨上皇の袍文沙汰で決定された文様の定着が認められる。

②牛車

次に、後嵯峨上皇の牛車の文様に関する、先の三月一日の翌日の記事である。

御車文

任後鳥羽院御例、袖菊一本中菊八葉也、兼被仰合禪定殿下并前内府之處、禪閣ハ、任旧例被用牡丹之条何事有哉、後鳥羽院も最前ハ若被用此文款、但又被用菊之条不可有難也、前内府偏可為菊之由被申之、〔葉黃記〕寛元四年三月二日条²⁴）

「兼被仰合」とあることから、前日条における袍文同様、具体的な時期は不明であるものの、道家と前内府土御門定通との間で文様について話し合われたことが分かる。その結果は「袖菊一本中菊八葉」、それも「任後鳥羽院御例」との理由によるものであった。

ただし、袍文沙汰において従来通りの竹桐文を主張した道家は今回も「任旧例被用牡丹」と、従来通りの牡丹を、それも「何事有哉」とやや消極的に推している。その道家が後鳥羽上皇も牡丹文を使用した旨を述べている点からは、「任後鳥羽院御例」という、結論の決定理由が如何に強く主張されたかが窺われよう。実際、菊文を主張した定通は、後述するように漢代の例を引き合いに出す等、極度に固執しており、その姿勢はこの引用部でも「前内府偏可菊之由被申之」との記述に表れている。対照的に道家は、旧来通りの牡丹文が良いと考えてはいたものの、「被用菊之条不可有難也」とあるように、菊文に強く反対するわけでもなかった。おそらくは定通に根

負けする形で、菊案への同意に至ったようである。

なお、この引用部の後には「一御車〔網代庇、年預別当新調也〕」「御文并金物等、後鳥羽院御例之由被申之」とあり、この牛車が網代庇であること²⁵、「後鳥羽院御例」に倣ったのは最も目立つ「御車文」に限られなかったことが知られる。

『葉黃記』寛元四年十月廿四日条には、やはり上皇の車として「御車（中略）其儀如常〔網代庇御車、中菊八葉、袖立上之菊也、（下略）〕」と見える。網代庇であること、「中菊八葉、袖立上之菊也」という特徴が一致することから、同年三月二日に用いられた「後鳥羽院御例」に倣った車と同一のものと確認できる。これは大嘗会御禊での使用であった。御禊行幸の日には、植物の菊も飾られている²⁶。

なお、同時期に上皇の車として「御八葉車」の語が頻出する。菊文を飾った網代庇車の特徴の一つである「菊八葉」から、この車が時に「御八葉車」の名で呼ばれる場合もあったと考えることも可能であろう。しかし、『葉黃記』寛元四年三月四日条には「御八葉車也〔前右府調進之、日来立御車宿也〕」とあり、『為経卿記』同日条にも「網代八葉御車〔今日始御乗用、藝御幸始是也〕」と見える。『葉黃記』寛元四年三月二日条で見た通り、「網代庇御車」は年預

別当の新調であり、また同日に既に用いられているから、「前右府調進之」「今日始御乗用」という各三月四日条の内容と矛盾する。

「御八葉車」が網代庇車とは別の車を指すことは明らかで、文字通り八葉車、すなわち九曜文の車であろう。

この八葉車は、『為房卿記』に見える通り、褻御幸、すなわち常用の乗物であった。『葉黄記』に「日来立御車宿也」とあることからは、日常的使用に便利なように、御所の車宿に置かれていた様子も窺われる。菊を飾った網代庇車とは別の乗物である八葉車がこのような存在であったという事実からはまた、網代庇車について、頃は車宿以外の場所に保管され、晴御幸のためにのみ取り出されるものであったと推測できよう。一〇月二四日の使用が大嘗会御禊におけるものであった点も、この推測を裏付ける。三月二日の使用は、『葉黄記』では単に「御方違」とされているが、『御讓位記』²⁷引用の『陽龍記』には「今日一院為御方違御幸宜陽門院〔非指御方違〕²⁸初可被用網代庇御車之故也、建久幸殿富門院、彼度雖被催御方違之由、申刻出御、暁鐘以前還御云々、」²⁹とあり、方違のために網代庇車が用いられたのではなく、初めて網代庇車を用いるために便宜的に、形式的な方違がなされた例であったことが分かる。

なお、この方違の九日後である三月二日は後深草天皇の即位式

の日であり、即位行幸がなされた。後嵯峨上皇はこれを八葉車から見物したが、『葉黄記』同日条には後嵯峨上皇の行幸見物について「其儀兼有沙汰、貞永准天仁例、於臣下亭開門有御覽、保安被立御車〔庇坎〕、今度被立御車者被用庇、殿上人少々有前駟、可宜坎之由入道殿下御存知、然而可為密々儀云々、仍被用八葉御車了、」³⁰とあり、最終的に密々儀とすることとなったために八葉車が用いられたが、当初は八葉車以外の「庇」の車、すなわち網代庇車が用いられる予定であった。この次の網代庇車の使用が大嘗会御禊の時である点と考え併せると、網代庇車は即位関係の儀式に上皇が用いるために制作されたものであった可能性が高い。

なお、『葉黄記』寛元四年四月廿七日条の八幡御幸次第には「御車〔唐庇、御束帯之時、不被用網代庇也〕」³¹とあり、唐庇車³²が使用されたにもかかわらず、網代庇車への言及が認められる。実際には網代庇車が使用されたわけではないにもかかわらず特記されているという事実からは、逆説的に、この時の乗物として網代庇車が想定され得たことが知られる。これは前掲の赤色袍が着用された御幸でもあった。

③輿

続いて、実際に菊文が用いられた例ではないが、後嵯峨上皇の輿²⁹に関する記事である。

御輿〔屋形、立柱四本取放也、其体尋常、御力者十八人、件御輿、去四月御幸之時、円満院宮被進御手輿、其時屋形同有御用意云云、寸法太相違之間、今被用之、後鳥羽院御輿造様又如此、但彼御輿之上、或張唐油単、是ハ常網代也、又同御時、有造付屋形、袖以金銅被透菊八葉、是天王寺御幸之時被用之、可有袖之由前内府被申之、然而任常例如此〕（『葉黃記』寛元四年五月廿日条）

網代庇車への菊文の採用に固執した定通は、この輿にも「後鳥羽院御輿」同様に金銅透彫の菊八葉を飾った袖を設けるよう主張していた。しかし、「然而任常例如此」とある通り、ここでは定通の主張は退けられ、「常例」が採用された。

さて、この日の御幸先は、網代庇車が使用され得た前月二七日と同じ石清水八幡宮であった。ただしこの時は四月の例とは異なり七日間の参籠で、装束は浄衣である。装束に浄衣が用いられた理由としては節約のためと同記事に見えるが、乗物の変更はそうした事情によるものではない。「去四月御幸之時、（中略）、其時屋形同有御用意云云、寸法太相違之間、今被用之」とある通り、本来は四月に

も用いられるはずであったが寸法の相違によって果たされなかった輿がこの時使用されたのである。

すなわち、赤色袍が着用された四月の石清水御幸で実際に用いられた乗物は唐庇車であったが、それは輿に実用面での不都合があったための代替案、それも網代庇車が慣例から不適切とされたが故の、いわば第三希望に過ぎなかった。そして、第二希望たる網代庇車のように実際に菊が飾られこしなかったものの、本命たるこの輿にも菊の装飾を付すべきとする案があったのである。輿では最終的に却下されたとはいえ、石清水御幸に菊の意匠を重視する向きのあったことは明らかで、中心人物は定通であった。

第四節 菊花紋章の制定

①～③の例に共通しているのが、A「後鳥羽院御例」に倣うという意識がきわめて強い点、B寛元四年という一時期に集中している点、C当時の有力者間での合議によって決定されている点、そしてD菊文が提案されている点である。

以上に加えて、寛元四年とは後嵯峨上皇の譲位直後の時期にあた

り、その上、①においては「如御在位之時」との発言さえ認められる。また、②の例が使用されたのは「初可被網代庇御車之故」というきわめて例外的な方違を除けば御禊行幸であり、即位式の時にも用いられる予定であった。更に、③の例が使用された（および使用予定であった）石清水御幸については「上皇臨幸後鳥羽院以後今始也、継体之主宗廟納受坎、頗有御悦喜之情坎」³⁰、「我君殊尊崇宗廟、頗有此臨幸〔後鳥羽院初度淨衣御參、正治元年坎〕」³¹と、後鳥羽上皇の例という既出の特徴に加え、宗廟への御幸³²という点が非常に強く意識されていたことが知られる。以上の三点から、AとDのように史料に明記されてこそいないものの、もう一つ、E「上皇」という立場に相応しいものとして決定されたという点が挙げられよう。

繰り返すが、先学が『葉黄記』に見える菊文に関する記述から読み取ったのは、後鳥羽上皇の菊文使用が史実として確認できる点であった。しかし、これらの記事において重要なのがAとEという明確な共通項、すなわち後嵯峨上皇の譲位を機に菊が「後鳥羽院御例」を強調する形で正式に上皇の意匠として決定された点であることは疑い得まい。その経緯は明らかに意図的であり、従来考えられてきたように次第に定着したのでは全くない。

端的な例が①である。後鳥羽上皇の菊文使用は複数の人物によって証言されているように事実であるが、後鳥羽上皇の例では主紋に菊を用いるのみで、地紋は唐草もしくは竹桐であった。この後鳥羽上皇の例は、後鳥羽上皇の寵妃であり順徳の生母である修明門院にわざわざ確認が取られ、その結果判明したものであるにもかかわらず、最終的に決定されたのは「窠文其中菊八葉、地文菊唐草」だったのである。菊文が故意に強調されていることは明らかであろう。

なお、先述の通り、『飾抄』によれば後鳥羽の赤色袍は窠中竹桐文であった。これは修明門院から確認された内容と異なるが、『飾抄』を著わした中院通方は源通親の子息で、自身承久の乱では恐懼処分を受けた。後鳥羽上皇の菊文使用を知らなかったはずはない。また、『飾抄』の著述は乱以後で、後鳥羽院政期の間に袍文の変更があったとも考えられない。そもそも、後嵯峨上皇の袍文への菊の決定が袍文沙汰を経ての結果であること自体、上皇の袍文として菊が定着していなかったことを示している。反対意見も根強かった様子を思えばなおさらである。後鳥羽上皇による菊文袍の着用は飽くまでも個人的な趣味に過ぎず、正式には窠中竹桐文を着していたと考えるのが妥当であるが、にもかかわらず、後嵯峨上皇の時にあえて菊文こそが做すべき「先例」であるとして、更には菊文を一層強調す

る形で正式に制定された。二重に歪曲した上での制定であり、その故意性は明白である。

もつとも、これは讓位を機とした制定であるから、厳密には上皇の意匠としてのものであつて、王家紋章としての菊花紋章の制定を意味するわけではなからう。既に触れた通り、菊は仙草であるが故に仙洞の花として相応しいと考えられたのではと見る先学も少ない。しかしながら、『平戸記』寛元二年四月十五日条には賀茂祭の東宮雑色の風流について「風流付菊花何事哉、凡不得其心、非時花如何」とあり、未だ即位もしていない東宮の風流の意匠に菊が用いられたことが確認できる。記事中でも「非時花」と批判されているように、四月に菊など、季節外れも甚だしい。しかし、家紋的役割ならば当然その使用は通年に及ぶ³³わけ、後嵯峨上皇の①②③の例もほとんどが菊の時期からかけ離れている。風流という特殊な例ではあるが、この菊は①②③と同様の意識から用いられたものと見てよからう。さらに、先程も触れたが、この東宮、すなわち後の後深草天皇の御禊行幸では菊が植えられた³⁴。上皇の例が主ではあるものの、菊花紋章は「仙洞の花」としての上皇の使用から敷衍されたのではなく、当初から王家紋章としての扱いを實質上受けていたと言える³⁵。

ただし、寛元二年の例については、厳密には示威性が期待された王家紋章としての例ではなく、後に王家紋章の地位を確立するため、風流という、元々自由度が高く、比較的敷居の低い場を「非時花」の使用実績を積む目的で利用した、布石としての例と考えたい。菊花紋章の初例は、袍文沙汰等を経た上での寛元四年のものである³⁶。

とはいえ、制定時から菊花紋章の性格が明確に周知されていたわけではあるまい。少なくとも①および②の合議への参加の確認できる道家は一貫して菊文以外の文の採用を主張しており、『葉黄記』を記した葉室定嗣も、②において菊文に固執する定通に批判的である³⁷。③で定通の推す菊案が却下されたのも、道家らによるものであろう。

さて、道家の反対理由は偏に、袍ならば竹桐、牛車ならば牡丹といった、菊以外の文様こそが旧来通りであるという、保守的なものであった。菊案は、保守派と対立関係にあったのである。そうした存在である以上、いくら後鳥羽上皇の先例があるとはいえ、伝統を重んずる公家社会において菊案が不利であつたろうことは容易に想像がつく。だからこそ定通は、定嗣に批判的な記述をされるほどの執着を②で見せねばならなかつたのであろう。

しかし、そもそも定通は何故それほど菊に執着したのであろうか。既に述べたように、①②③の全てに「後鳥羽院御例」への意識が強く認められるが、②では道家が旧例通りの牡丹で問題ないではないかと発言する中で、後鳥羽上皇も牡丹文を用いた旨をわざわざ付言しており、袍文に関しても同様に、後鳥羽上皇も竹桐文を用いたことが『飾抄』から確認できる。すなわち、「後鳥羽院御例」としての菊の意匠への執着は、単にそれが「後鳥羽に用いられた」という点のみではなく、「後鳥羽には用いられたが、他の上皇には用いられていない」という点にあったと考える外ない。牡丹や竹桐とは異なり、菊の意匠から連想される先例が後鳥羽上皇ただ一人であり、後鳥羽上皇に直結する点こそが重要だったのである。すなわち、後嵯峨上皇の菊文使用は、後嵯峨上皇を他ならぬ後鳥羽上皇に擬するという目的によるものであったと言える。

第五節 後鳥羽と後嵯峨

そもそも後嵯峨天皇は、皇位からは遠いと考えられていた存在であった。その後嵯峨天皇の登位は、承久の乱の後、後鳥羽系を避け

る目的で選ばれた後高倉院の皇統が絶えたことで実現した。もともと、後に後嵯峨天皇として即位する邦仁王よりも、朝廷内では順徳皇子忠成王が有力であった。その形勢を逆転させたのは幕府の意向で、順徳上皇が承久の乱に積極的だったのとは対照的に、後嵯峨の父土御門上皇は乱に関わっていないという理由に拠る³⁷。

以上はよく知られた後嵯峨天皇即位の背景であるが、ここからは、後嵯峨天皇は即位以後も朝廷内での立場が盤石ではなかったと推測される。後嵯峨天皇には、「幕府に擁立された」という外部要因以外の正当性が必要であった。このことは、後嵯峨天皇が後鳥羽・土御門³⁸・兩上皇の追善供養の継承によって自らの正統性³⁹、すなわち後鳥羽・土御門・後嵯峨と連なる皇統を主張したとする長田郁子や布谷陽子、遠藤基郎の先行研究⁴⁰においても指摘されている。

これと同じことが、菊文の使用によっても行なわれたのである。『葉黄記』に見える「後鳥羽院御例」に倣った事例からは、殊更に後鳥羽上皇を取り上げ、その模倣に努めることで、「後鳥羽上皇の後継者としての後嵯峨上皇」を印象付けようとしていた様子が窺われる。

もともと、即位前に後嵯峨天皇のライバルであった忠成王は後嵯峨上皇と同じく後鳥羽上皇の孫であり、また、菊花紋章の制定とほ

ば同時期に擁立の動きがあったと言われる六条宮⁴¹は後鳥羽上皇の子息である。こうした点からすれば、後鳥羽系の強調という戦略は意味がないかに見えるかもしれない。しかし、そもそも後嵯峨上皇の父土御門上皇は、承久の乱に関わっていないことに端的に表れているように、後鳥羽上皇の愛児であった順徳上皇に比して、後鳥羽上皇との繋がり弱い人物であった。後嵯峨上皇の、菊文の多用による後鳥羽後継者としての自己の強調は、公家社会内部では短所と見なされるそうした点を補完するものであったと言えよう。

さて、このような目的に基づく菊文の誇示は、後鳥羽上皇の菊文使用が十分に周知され、菊文から後鳥羽上皇が連想され得る状況でなければ意味がないが、『野槐服飾抄』⁴²には承久三年、すなわち承久の乱直前のこととして、臣下が色目との兼ね合いから欽冬丸文を用いようとしたものの、その文様は菊文に似ているからの理由で避けられた例が載っており、後鳥羽上皇の好む菊文が当時遠慮の対象となっていたことが知られる。すなわち、それだけ後鳥羽上皇の菊文使用が知られ、定着していたわけで、後嵯峨上皇の時に「後鳥羽」を象徴するものとして菊文を利用する価値が見出され得る下地の存在が確認できる。

また、承久の乱を起こした人物である後鳥羽上皇の当時の公家社

会における影響力に関しても、後嵯峨天皇の即位に先立つ仁治元年（一二四〇）には後鳥羽上皇の追善供養を目的とした巨大な石塔である五流尊瀧院宝塔（重要文化財、倉敷市）が建立されているところからすると、タブー視はされていなかったと考えられる。保元の乱を惹き起こし、朝敵の立場となった藤原頼長でさえ、平定以後は乱以前と変わらぬイメージで受け止められ、影響力を有していたことが指摘されている⁴³が、言うまでもなく後鳥羽上皇は朝敵となつたわけではないため、公家社会内部で問題視される要素はそもそも薄い。飽くまで公家社会内部に話を限るなら、後嵯峨上皇が後鳥羽色を強調することに問題はなかったと見るのが妥当であろう。

こうした状況を踏まえた上で極めて興味深い史料が、前掲の『葉黄記』寛元四年三月二日条、前掲引用部分に続く「前漢廢之後、光武再興漢礼、令被用後鳥羽院御車文之条、可叶儀」という、後嵯峨上皇の大叔父⁴⁴かつ後見人であり即位にも暗躍した定通の発言である。後鳥羽院政期を中国の前漢に見立て、前漢の後に立った新王朝に後高倉皇統⁴⁵を、新王朝を倒し漢王朝を再興させた光武帝に後嵯峨を、更には漢の儀礼・風習に菊文をなぞらえており、「後鳥羽上皇の後継者」としての後嵯峨上皇、という方針がきわめて意図的なものであったことが明白である。ただし、定通は定通のこの譬喩

に「頗不相似事歎」と批判的であった。

後嵯峨上皇を後鳥羽上皇の後継者として結びつけ、後鳥羽院政期の復興と位置づける姿勢は、前掲の『葉黄記』寛元四年四月廿八日条、石清水御幸に関する「上皇臨幸後鳥羽院以後今始也、継体之主宗廟納受歎、頗有御悦喜之情歎」との記述にも顕著である。仏事においての後嵯峨上皇による後鳥羽上皇の模倣は他にもあり、前掲の遠藤論文に詳しい。

前述の袍文における菊文の強調は、こうした方針の特に顕著な例と見てよからう。菊文の強化によってイメージとしての「後鳥羽」の強調を狙っており、それは実際の、史実としての後鳥羽上皇の例との一致以上に優先されたのである。後嵯峨上皇の菊文使用は、文様以外の面にも一貫して通ずる姿勢に基づき、きわめて政治的な方策であった⁴⁶。讓位以降、後嵯峨上皇の権力が強まった背景として、道家の失脚等の時勢の変化があることはもちろんであるが、それに加え、後嵯峨上皇自身が明確に正統な治天の君として振る舞い始めた点からの影響を指摘したい。

なお、自らを後鳥羽上皇に連ねるといふ一連の方策のうち、追善供養の主催に関しては、土御門上皇のものも含め、明確に認められるのは寛元二年以降であることが長田によって指摘されている。長

田はその理由、すなわち仁治三年および寛元元年になされなかった点についての見解を示していないが、寛元二年二月の後鳥羽上皇追善人講および同年一〇月の土御門追善人講の間にあたる同年四月には、前述の通り、賀茂祭において皇太子の風流に菊の意匠が飾られた。菊花紋章制定の布石と考えられるこの事例が前年六月の皇子誕生および立太子によって初めて可能となったものであることは言うまでもないが、追善供養の主催が、これと同時期に、同一の目的からなされたものである以上、賀茂祭の例同様、皇子の誕生および立太子を機に始められたとするのが妥当ではなからうか。その背景には、道家による後嵯峨天皇の排除および六条宮擁立の動き⁴⁷が想定できる。

道家は、後嵯峨天皇の讓位によって「後嵯峨天皇と定通の権勢を封じ込めようとした」と言われている⁴⁸。道家の意図は確かにその通りであったろうが、後嵯峨天皇・定通側には逆に讓位によって権勢を強める意図があり、成功したのはこちらであった。菊文使用に讓歩を見せたように、道家はおそらく政敵の思惑には気づかなかつたのである。

後鳥羽と定通―おわりに代えて―

最後に、菊花紋章制定の中心人物であった定通について、若干の私見を述べる。定通は、後嵯峨天皇の後見人であったこと、四条天皇崩御時の幕府執権の姻戚として後嵯峨天皇即位に暗躍したこと、後嵯峨天皇の即位後は権勢を振るったことが知られているが、立場上の重要性に比すればさほど注目されておらず⁴、その傾向は近年特に著しい。

そうした中で、本郷和人⁵⁰および川合康⁵¹は仁治三年（一二四二）の後鳥羽追号を強行したのが定通である点に注目し、特に本郷は「土御門上皇（中略）に嫡流の座を与えなかった後鳥羽上皇への反発が、顕徳から後鳥羽への改号の契機となった」との見解を示しており、顕徳の諡号を奉じた人物でもある「後鳥羽上皇を敬愛する道家」と対置させている。

しかしながら、本章で述べた通り、両者は菊文をめぐっても対立したが、そこで親後鳥羽派と呼び得るのは定通の側であった。菊文の扱いからすれば、改号を後鳥羽上皇への反発と見るのは不自然と言わざるを得ない。また、改号とはいえ、「後鳥羽院」の院号は承久の乱以前から用いられており⁵²、「顕徳」の否定は「後鳥羽」に復

したものに過ぎないと見ることもできる。更に、定通が改号を求めたのは後嵯峨天皇の即位後であって、顕徳の諡号が贈られた延応元年（一二三九）とは状況が異なる。定通の立場からすれば尚更であろう。

さて、定通の否定した「顕徳」は、京都以外の地で不遇の死を迎えた天皇に対し鎮魂目的で「徳」の字を贈る当時の慣例によるものであった⁵³。そうした諡号が、後嵯峨上皇を「後鳥羽の後継者」と位置づけようと腐心した定通によって否定され、生前の院号へと改められたのである。定通による「顕徳」否定は、「顕徳」では配流の事実が色濃く、後嵯峨天皇の正統性の不安要素となり得ることへの危惧によると考えるのが妥当であろう⁵⁴。

ただし、本郷が指摘している通り、この時期定通は後鳥羽上皇の山陵・国忌を置くことをも否定しており、後鳥羽上皇を重視していたとは見なし難い。おそらく、当時の定通にとって改号は飽くまで潜在的不安要素のせめてもの稀薄化に過ぎなかったのであろう。しかしその四年後、後嵯峨皇統の確立にあたり、定通はかつての不安要素である後鳥羽上皇に後嵯峨皇統の正統性の根拠としての利用価値を見出し、積極的に有効活用を行なったのである。

菊文はその喧伝に利用される演出の一つであったが、文様である

ため、他の手段とは異なり、身に纏うことが可能、すなわち後嵯峨上皇をきわめて直接的に後鳥羽上皇に擬する小道具であった。そうした菊文使用の開始が寛元四年、後嵯峨上皇の院政開始時である点からも、この演出の目的は、後鳥羽上皇が主導権を握った後鳥羽院政期の再現であったと推測される。

さて、この目的から窺われるように、寛元当時の菊文はおそらく、厳密に言うならば王家紋章ではなく、上皇の意匠であろう。上皇以外による例は、上皇が天皇家の家長であるが故に、必要に応じて、すなわち皇統の正統性の主張に効果的と考えられる機会の折に便宜的に、その使用主体の範囲が家長の支配する家全体まで拡張された結果に過ぎまい。しかし、そうした機会はごく初期から存在し、菊の意匠が誇示された。王家紋章としての自覚こそ乏しかったと推測されるものの、実態からすれば、上皇としての本来の使用例も含め、こうした菊文が寛元の制定当初から菊花紋章として用いられていたことは間違いない。

菊花紋章が後鳥羽上皇の好み由来する点は通説の通りであるものの、それは飽くまで遠因に過ぎず、後嵯峨皇統の確立に伴い「後鳥羽」を意図的に演出するという方針が決定し、そのための視覚装置として菊文が注目されなければ、菊花紋章は決して現在の地位に

はなかった。菊花紋章は、そうした政治的意図を除いてさえ、後鳥羽上皇が好み、後高倉皇統が絶え、後嵯峨天皇が擁立され、後嵯峨皇統の存続が確定するという偶然が重なって初めて制定され得たのである。おそらく、その利用を推し進めた定通も含め、以後の地位は誰も予想できなかったに違いない。そうした存在であったからこそ、如何にも王家の紋章として相応しい由来も語られず、「後鳥羽上皇が好んだ」という点ばかりが伝えられてきたのであろう。

1 著者未詳、日本随筆大成（第三期、一〇）所収。

2 『羽倉考』、名家叢書（上）所収。

3 『新校群書類従』九所収。

4 遠藤元男・下村富士男編『国史文献解説』、朝倉書店、一九五七。

5 時代順に挙げると、桓武説（河内祐憲『皇室御紋章の起源』、上寺山鍾秀会、一九二四）、平安前期説（壺井義知『装束文飾推談』（国立国会図書館本）、櫻井秀「御袍の菊章につきて」『考古界』六一―二、一九〇八）、平安後期説（小中村清矩『陽春盧雜考』、一八九七）、および後鳥羽を下限とする『関秘録』（筆者・出版年月不明）が後鳥羽以前の時期としており、後鳥羽より後の時期としたものとしては、後深草説（本居宣長『玉勝間』八、一七九九年刊行）、後花園説（黒川真頼「菊桐御章考」『黒川真頼全集』五、一九一一。なお、以下において黒川の論考はいずれもこれを指す）があった。なお、沼田はこのうち河内の桓武説には触れていないが、これは天台宗内での伝承のみを論拠とするものであり、学説としては不十分。

6 沼田頼輔「菊」『日本紋章学』、明治書院、一九二六。

7 沼田説を認める立場を明らかにしている先学は、管見の限りでも、石井進（『鎌倉幕府』日本の歴史七、中央公論社、一九六五）・河原正彦（『菊と紋章』『菊』日本の文様、光琳社、一九七〇）・西村兵部（『菊文様の成立』『菊』日本の文様、光琳社、一九七〇）・青山待子（『菊花紋章に関する一考察』『パテント』三二一七、一九七八）・小笠原信夫「武装にみる菊文様」『菊』日本の文様一、小学館、一九八六・加藤傳重「菊栽培にみる日本文化」『菊』日本の文様一、小学館、一九八六・小笠原小枝（『縹地菊紋散し』『延吉』銘金欄太刀袋」解説、『MUSEUM』四七五、一九九〇）・小林祥次郎（『菊史』—平安時代—）『群馬県立女子大学国文学研究』二〇三、二〇〇三）・石黒吉次郎（『菊の紋章』『スサノオ』三、二〇〇五）が挙げられる。ただし、以上のうち加藤は菊花紋章を平安時代以来とする（根拠は不明）。

8 例外的に、今永清二郎「菊の紋章」『菊』日本の文様一、小学館、一九八六）および猪熊兼樹「有職文様」（日本の美術五〇九、至文堂、二〇〇八）には沼田説の継承が認められないが、いずれも記述が簡潔で沼田説の論破も行なっておらず、通説の地位を得るに至っていない。なお、今永は菊の貴種性を重視する点では沼田説と同様。

9 『玉勝間』八の六九、「菊の御文」。日本思想大系所収。

10 『新校群書類従』二所収。

11 黒川前掲論説。ただし、黒川は後深草以後も菊文以外が用いられる場合があり、それは上皇自身の意思決定によるもので、正式に菊文と定まっただけの後花園天皇の代とする。この見解は沼田によって論拠が薄弱であると論破されており、この点については沼田に従う。なお、黒川は後深草以降の上皇の袍文の恣意性を示す具体例は挙げていない。

12 在満・黒川・西村（いずれも前掲）論説。ただし、日本での菊

のイメージは、永遠性に繋がる仙草とは対極的な「うつろう花」という性格が強いことが文学史の方面から指摘されている（河原正彦（『菊と王朝文学の世界』『菊』日本の文様、光琳社、一九七〇）・菅野洋一「菊のうつろい—日本の美意識の伝統—」『文学研究』一一九、一九八八・同「菊花の漢詩と和歌・俳句」『東北工業大学紀要』日人文社会科学編一一、一九九一・渡辺秀夫「菊花のイメージ—日本と中国」『月刊しにか』八・九、一九九七、前掲小林論文）。

13 櫻井前掲論文。

14 史料纂集所収。

15 両統迭立時の菊文利用については今後の課題とする。

16 後述の通り、後鳥羽が菊文を愛好したのは事実と考えているが、その利用実態の詳細については別稿で述べる。

17 紋章の成立過程として、この形が一般的であったことは沼田の著書に詳しく、一般論としてであれば筆者もその点に異論はない。

18 『新校群書類従』五。

19 『葉黄記』に触れた先学としては、櫻井・沼田の他に、猪熊がいる（いずれも前掲）。なお、猪熊が挙げるのは寛元四年三月二日条で、袍文への菊文利用に関して「後鳥羽が菊紋を好んだのに由来するという」と簡単に触れるのみ。

20 そもそも櫻井は紋章と文様の区別をつけていないため、平安前期説を採っている（義知説に従った結果。平安前期の菊花宴を重視する説。なお、義知説は在満（前掲、『羽倉考』）によって否定されている）。紋章と文様の区別を明確にしたのは沼田が最初であり、そこに沼田説の画期的な点がある。ただし、沼田は文様と紋章は別とすると同時に、紋章一般の成立過程としては実績の積み重ねによる定着という時間を要する方法を唱えているが、未だ定着に至っていない初期段階の例の扱いが明確では

ない。

²₁ 後述するように、袍文沙汰以外に関して菊文を主張したのは全て前内府土御門定通であり、前右府はここに登場するのみである。『葉黄記』は原本が伝わっていないため、この「前右府」は「前内府」の誤記の可能性も考えられるが、車文等をめぐる定通の発言に比すれば袍文沙汰における「前右府」の発言は曖昧であり、別人と見てもさして不自然ではない。本章ではひとまず史料の記載通り前右府西園寺実氏とする。

²₂ 『続々群書類従』五所収。

²₃ 御幸がなされたのは前日二十一日。土御門定通が注進し、葉室定嗣が子細を註した。

²₄ この引用部は、「或記云」として『伏見宮御記録』利七十一（『大日本史料』五・二〇）に引かれている。

²₅ 『増鏡』十「老のなみ」にも「菊の網代庇」の車が登場する（弘安二年、龜山が女院と同乗、皇子の歩き初め）。日本古典文学大系所収。

²₆ 『葉黄記』同日条、「上皇御幸御棧敷（為土御門前内府沙汰造進之、（中略）、又去御所砌三四許丈、御階以東以西前庭一巡裁菊六本〔黄紫色交〕、（下略）」。

²₇ 『大日本史料』五・二〇所収。

²₈ この日実際に用いられた唐庇車は、『物具装束鈔』（『新校群書類従』五所収）に「上皇女院乗給之」とあるように、上皇の正式な乗物として適切であった。

²₉ 「口満院宮被進御手輿」とあることから、この日の輿も手輿、すなわち腰輿であったと思われるが、清水みき「古代輿の復原」『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集、杉山信三先生米寿記念論集刊行会、一九九三）によれば、腰輿は本来長距離移動に用いられるものではない。この頃までに変化が生じていたであろう。

³₀ 『葉黄記』寛元四年四月廿八日条。

³₁ 『葉黄記』寛元四年五月廿日条。

³₂ 後嵯峨は初の石清水御幸からわずか三日後に賀茂御幸を行なっており、『葉黄記』寛元四年四月廿九日条には詳細な次第も見えるが、八幡御幸次第と同じく定通の作進したものであるにもかかわらず、賀茂御幸次第には赤色袍・網代庇車・御輿いずれも登場しない。

³₃ 寛元二年の段階ですら四月における菊の意匠の使用が「非時」と批判されている点からは、それ以前に菊花紋章が確立されていないことも確認できる。

³₄ 『葉黄記』寛元四年十月廿四日条。

³₅ 時代は下るが、後深草皇子久明の鎌倉下向の際の乗物が「菊のとれんじの御輿」（『増鏡』十一「さしぐし」）であることが王家紋章の例として小林前掲論文で指摘されている。

³₆ ただし、定嗣は道家の側近でもあり（美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」『史林』六七・三、一九八四）、定嗣の定通批判は個人的な好悪が影響している可能性も高い。

³₇ 龍肅「鎌倉時代概観」および「後嵯峨院の素意と関東申次」、いづれも『鎌倉時代―下・（京都）―』春秋社、一九五七。

³₈ 長田・布谷はいずれも後鳥羽から更に後白河へ遡る皇統意識を指摘するが、本章では後白河まで遡る必要はないため、後白河については触れないこととする。

³₉ 後嵯峨の「皇位継承の正統性」ともに王朝社会内部での天皇家王権の強さの誇示については、御願寺興行による例も指摘されている（遠藤基郎「鎌倉後期の天皇家御願寺」『中世王権と王朝儀礼』、東京大学出版会、二〇〇八）。

⁴₀ 長田郁子「鎌倉期における皇統の変化と菩提を弔う行事―仁治三年正月の後嵯峨天皇の登位を中心に―」『文学研究論集』一五、二〇〇一・布谷陽子「王家領の伝領と女院の仏事形態―長講堂

領を中心に―』『日本・東アジアの国家・地域・人間―歴史学と文化人類学の方法から―』入間田巨夫先生還暦記念論集編集委員会、二〇〇二・「承久の乱後の王家と後鳥羽追善伝事」『中世の地域と宗教』、吉川弘文館、二〇〇五・遠藤基郎「鎌倉中後期の天皇家王権伝事」、遠藤前掲書。なお、皇統と追善供養については近藤成一「鎌倉幕府の成立と天皇」、『天皇権力の構造と展開その一』講座・前近代の天皇一、青木書店、一九九二も詳しく、後嵯峨皇統の虚構性についての指摘もある。

4 1 この企ては得宗側の言いがかりとされることが多いが、本郷和人「後嵯峨院政―後期院政の成立―」、『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五等、蓋然性が高いとする見解もある。

4 2 『続群書類従』一一、下所収。猪熊（前掲書）が既に取り上げている。

4 3 樋口健太郎「藤原師長論」、『中世撰関家の家と権力』、校倉書房、二〇一一。

4 4 定通は後嵯峨の外祖父通宗の猶子となっているため、義理の叔父でもある。

4 5 近藤（前掲論文）は「後嵯峨を正統とする立場から見ると、（中略）後堀河・四条のみならず、順徳・仲恭も正統の系譜から排除される」ことを指摘している。定通の発言中の新王朝の譬喩にも、順徳・仲恭を含んでいると見てもよいかもしれない。

4 6 この策が後嵯峨の周囲においてどの程度共有されていたかは今後の課題としたい。

4 7 本郷前掲論文。

4 8 本郷前掲論文。

4 9 定通を大きく取り上げた論考としては、龍前掲両論文および金沢正大「仁治三年正月政変について―後嵯峨天皇即位事情に關

する一考察―」、『政治経済史学』五〇、一九六七）がある。また、近藤前掲論文も簡単に触れている。

5 0 本郷和人「朝廷訴訟の特質」、本郷前掲書、および同「北条重時」『人物を読む日本中世史―頼朝から信長へ―』、講談社、二〇〇六。以下、引用部は後者による。

5 1 川合康「武家の天皇観」、『統治的諸機能と天皇観』講座・前近代の天皇四、青木書店、一九九五。なお、川合は定通が四条天皇の諡号案としても「後鳥羽」を挙げた点にも触れているが、これは顕徳改号の半年前、四条天皇崩御直後の空位期の発言であるため、状況が異なり、後鳥羽追号に關しての定通の発言としては重視しない。

5 2 友田吉之助「後鳥羽院・土御門院は追号か」、『島根大学論集』五、一九五五。なお、『増鏡』三「藤衣」によれば、「後鳥羽」が後鳥羽自身の遺詔。

5 3 和田英松「後鳥羽天皇の御事」、『国史説苑』、明治書院、一九三九（一九三五年一月講演）・藤井貞丈「後鳥羽上皇御霊の発動」『神道宗教』三二、一九六三・本郷前掲註四九論文。中村勇磨「中世における天皇御霊と諡号」、『歴史民俗資料学研究』三、一九九八）は仁徳・孝徳・称徳・文徳の例を根拠に慣例説を否定し、「顕徳」は崇徳に倣ったに過ぎないとするが、文徳の例以前については時代を大きく遡る上、安徳の例に触れておらず（顕徳を最後の例とも述べ、順徳も無視）、従うことはできない。

5 4 北条泰時の死による顕徳院怨霊説の高まりを危惧したとする川合説（前掲論文）は卓見であるが、後嵯峨の潜在的不安要素故の危惧である点に変わりはない。

第四章

室町殿と鳳凰

はじめに

鳳凰が近世に吉祥文として広く流行したことは言うまでもないが、本論第二部第二章で述べた通り、鳳凰は鎌倉・南北朝時代において既に単なる装飾意匠・吉祥文としての性格を日本でもほぼ取り戻しており、これがそのまま近世における更なる流行に繋がったかに思われる。

しかしながら、室町時代にはかの有名な鹿苑寺金閣鳳凰および慈照寺銀閣鳳凰の例がある。これらの鳳凰は、何故屋蓋に飾られたのであろうか。もちろん、装飾意匠・吉祥文としての性格を取り戻したからこそ、単なる装飾意匠として華やかに飾られた可能性も考えられるが、その場合、鹿苑寺金閣以降は寺院の屋上に鳳形を飾る例が増加したといった傾向が全く認められない点、そして、そうした中で慈照寺銀閣には鳳凰が飾られた点の二点が不可解となる。

金閣鳳凰については、鳳凰の祥瑞としての性格から「聖天子」足利義満が「天皇家乗っ取り計画」の象徴として置いたものとする見解が、井沢元彦¹⁾によって提示されている。学術論文でないため、論証

としては不十分²⁾であるものの、着眼点には傾聴すべきところがあるう。

本章では、室町時代における鳳凰の使用状況の検討を通じて、室町殿と鳳凰の間に特殊な関係があったのか否か、あったとすればその場合、鳳凰の使用は鎌倉時代には既に形骸化していたとはいえず、天皇家の王家紋章としての鳳凰はどうなっていたのかを明らかにしたい。

第一節 鳳凰の使用状況

この時代における鳳凰の文献上の初出は、井沢の説を裏付けるかのような、応永二年（一三九五）四月九日、義満によって相国寺で行われた法華八講五巻日の薪の行道においてのものである。「京都御所東山御文庫記録」甲一一七（相国寺御八講第五巻日事）³⁾に、

応永二年四月九日、相国寺御八講第五巻日事

（中略）

次内裏御捧物〔白樹卅領也〕、頭中将隆信朝臣一領持之〔著藤〕、
次伏見殿〔銀琴、被付同楹打枝〕、綾小路少将経良朝臣持之、
次大覚寺殿〔孔雀、付菩提樹枝〕、鷲尾中将隆敦朝臣持之、
次崇賢門院〔和琴、被付桜枝〕、頭左中弁兼宣朝臣持之、
次准后〔禁裏御母儀、殿子、今日有此宣下、銀篝、付桜枝〕、山
科新中生教遠朝臣持之、

次御分〔金鳳凰、居銀梧桐枝〕、御自身令持給、

御装束〔赤色御袍、文桐竹、黄色生織物下襲同半臂、唐織物御表袴、文藤丸〕、御隨身、上臈四人在御前、

と見えるもので、桐竹文の袍を着た義満が「銀梧桐枝」に留まった「金鳳凰」の像を捧物として運んだ。この法華八講は足利義詮の三十三回忌として行われたものであったが、実際には二十九回忌の年であり、「意図は未詳ながら恣意的」性格の感ぜられることが曾根原理⁴によって指摘されている。

同様の鳳凰像は、応永二年（二四一四）の義満七回忌に際しての法華八講でも五巻日薪の行道の捧物として用いられた。「足利義持御八講五巻日捧物注文〔応永廿一於等持寺〕⁵には、

御筆御八講五巻日捧物〔応永廿一四十六於等持寺〕

公家〔大樹廿領〕、仙洞〔銀山、同躑躅枝二本、同鐘樓釣金鐘〕、

崇賢門院〔蓮打枝付唐鳥〕、北山院〔銀三車居同嶋〕、

主人〔金鳳凰含水精念珠付同梧桐枝〕

と見える。応永二年の「相国寺御八講第五巻日事」とは異なり、捧物のみの記録であるため、自身が運んだものか否かという点や当日の装束は不明であるものの、応永二年の場合と同じく、前將軍の追善供養の場における室町殿の捧物としての「金鳳凰」の例であることは間違いない。ただし、「梧桐枝」と共にあらわされたという点では応永二年と同様であったが、応永二年の時には銀製であった「梧桐枝」が金鳳凰と「同」、すなわち金製とされるなど、若干の変更も認められる。

変更点としては他に、応永二年時の記録には見えない「水精念珠」も挙げられる。これについては「相国寺御八講第五巻日事」に記載されていないに過ぎないと考えることもできるが、その可能性は低くなく、例えば大覚寺殿（後龜山）のものは「孔雀、付菩提樹枝」のみで、材質は不明である。義満の金鳳凰は、そのような表記もなされる記録において「金鳳凰、居銀梧桐枝」と、材質まで明らかな形で記されているのであり、義満が持った金鳳凰への興味関心の高さが窺われる。こうした傾向が認められる中で、「水精念珠」という目立つ存在が記録に留められないとは考え難い。「水精念珠」は、応永二年段階では存在せず、応永二年、梧桐の銀から金への変更と共に、金鳳凰の捧物の更なる加飾として設けられたものと見るのが妥当である。

さて、その「水精念珠」であるが、これは「金鳳凰含」、金鳳凰が口に含む、つまり銜えるものであった。鳳凰が一つの玉を銜える図様であれば、第二部第二章で取り上げた褰帳命婦位驗鳳凰のように先例があるが、念珠、すなわち数珠⁷を銜える鳳凰の例は、管見の限りこの金鳳凰が初見である。なお、金鳳凰が銜えるとされる品が単体の玉ではなく、多数の玉が連なった形である以上、銜えると言っても上下の嘴が実際に玉を挟む形状となっていたとは限らず、嘴の下に吊り下げる形式であった可能性も考えられる。

さて、応永二年の金鳳凰の例では数珠であるため、実際の形状は異なるが、「鳳凰が口に玉を含む」という点では、褰帳命婦位驗鳳凰

と共通することも確かである。褰帳命婦位驗鳳凰については、義満七回忌と同じ応永二年（一四一四）、称光天皇即位の際の「御即位次第」⁸にも、

褰帳二人（女王、典侍）人別

大袖一領〔面濃蘇芳、固文綾、裏蘇芳絹〕、裳一腰〔青鈍、面立涌雲、裏平絹〕、領巾代二筋〔紫蘇芳色〕、位驗一頭〔釵子上居金鳳含玉一顆〕、平釵子二枚〔如常〕、小翳一枚〔如円扇〕、履一足〔面紫小文綾、裏小文白綾〕、上下櫛各三枚、扇一枚〔鏡面骨〕、

とあり⁹、この頃にも変わらぬ形式¹⁰で用いられていたことが確かめられる¹¹。

同文書には「御即位御装束色目用途事」として高御座の注進状も含まれており、「鳳形九羽〔此内大一羽、小八羽〕、代十貫」との記載から高御座の鳳形が『延喜式』以来の「蓋作八角、角別上立小鳳像、（中略）、蓋上立大鳳、惣鳳形九隻」という形を保っていたことも確認できる。

また、時代が前後するが神輿鳳輦鳳形に関しても『荒曆』応永三年（一二三九六）八月十五日条¹²の石清水放生会の記事に、

又聞、駕輿丁等欲奉打落之間、頗令傾右方給云々、又鳳輦上鳳形頸落失了、御下山之時落了歟、不知其所云々、希代珍事也、但社家不及注進歟、如何

とあり、鳳形の頸が落ちたという話自体は伝聞であるものの、鳳形の存在については確かなものとして認められる。なお、『荒曆』当該

記事において輦輿が傾いたことと鳳形の頸の落失との因果関係は明記されていないが、鳳形の頸の落失が「希代珍事」とされている以上、特に落ちやすいものであったとは考え難く、「頗令傾右方給」の結果と見なすのが妥当であろう。このことは「御下山之時落了歟、不知其所」として、落失に気づかれなかった点、および衝撃が原因であるならばはるかに損失しやすいはずの翼には問題がなかったらしい点からも裏付けられる。傾斜によって「頸」だけが落ちたという点からは、神輿の「鳳輦上鳳形」の構造が別鑄の頭部を嵌め込む形¹³であったことが推測される。ただし、これが乗輿にも該当するかどうかは不明である。

続く応永四年（一二三九七）には『絶海録』巻一に「鳳凰不是凡間物、為瑞為祥自有時」¹⁴とあり、祥瑞としての性格が認識されていたことを確認できる。五山文学に「鳳凰」の語の見られる例は他にも多く、枚挙に暇がない。第二部第二章で述べた文飾における使用の完全な定着が認められる。

興味深い例としては、著述は一六世紀初頭のものであるが、月舟寿桂（一四七〇～一五三三）の『月舟和尚語録』に見える「鳳鳥騏驎、其文采仁徳」との記述が挙げられる。鳳凰を「仁鳥」と捉える意識は日本ではこれまで明確には認められなかったが、室町時代後期にはあったらしいことが窺われる。

五山文学に関してはこの二点以上に得られるところが特にないため、煩瑣に陥るのを避け、他の例は省略するが、五山文学中のものを除くと、意匠の例に限らずとも、鳳凰に関する記録は多くない。

そうした中で、祥瑞の一種としての鳳凰に言及した例は『太平記』卷十三にも「虞舜ノ代ニハ鳳凰来、孔子ノ時ハ麒麟出トイヘリ」、『桂川地蔵記』にも「聖賢王踐祚則賢臣仕、鳳鳥来而万民謳歌矣」と見え、禅僧に限らず、広く人口に膾炙していた様子が窺われる¹⁵⁾。

なお、応永四年は鹿苑寺金閣の建立された年でもあるが、鳳形の存在の知られる文献史料は『翰林葫蘆集』卷十四「鹿苑院殿百年陞座」に「同四年北山勗別業、于時公四十歳、為謝万務也、其葬礼也絶胜于古今、築黄金台、鉄鳳翔乎上、架拱北楼」とあるのが管見の限り最も早い。

続いて、相国寺大塔供養（応永六年（一三九九）九月一五日）の際のものとして「醍醐寺新要録」卷二十、雑事部行粧編に、

御装束

香法服（文桐唐草）、柏、表袴、納袈裟（綾、文菱）、甲青地金欄（文牡丹唐草）、横皮唐錦（地紅、文鳳凰）、甲青地金欄（牡丹唐草）、念珠、独鈷、檜扇

とあり、三宝院満濟による鳳凰文の使用が知られる。

また、同じく法体装束の例として、高倉永行の『法体装束抄』¹⁶⁾。法服条裏書には応永九年（一四〇二）の義満の法服が「応永九年九月五日唐僧御対面之時、北山殿赤色御法服、桐竹遠文」と記されている。義満は応永一五年（一四〇八）の北山行幸の折にも桐竹文の法服を着していたことが『北山殿行幸記』¹⁷⁾に「御あるじひんがしの沓ぬぎをくだりて、四足の門の下に出させ給ふ、かうの御ほうふく〔ふたへをり物、かうにきり竹のくろき文所々〕とあることから知

られ、これには後に述べる通り田中義成¹⁸⁾も注目している。

平安時代以来の舞人装束について、貞治五年（一三六六）の『連阿不足口伝鈔』に「舞人、青摺小忌也〔桐竹鳳凰〕、摺袴〔蛮絵〕」とあるこ

とは第二部第二章で既に触れたが、『看聞日記』応永二三年（一四一六）三月廿二日条¹⁹⁾にも、

行豊参臨時祭、小忌装束為入見参、著装束参、神妙也、目珍姿令悦目、殊更賜御盃、則退出、小忌之体、袍〔布、地白、桐竹鳳凰絵二書〕、摺袴〔布、孔雀ノ図ヲ書、如屏風裏地ノ色モ不見、ヒタト書、如錦〕

と見え、舞人装束における桐竹鳳凰文の継承が実際になされていたことが確認できる。

なお、第一部第一章でも取り上げたように、『長秋記』大治五年（一三〇）十一月八日条には「袴一腰進東三条殿、桐竹青摺袴磨之」とあり、袴に桐竹もしくは桐竹鳳凰文があしらわれたことが知られる。管見の限り、『長秋記』のこの記事は舞人装束の文様に関する初出史料であるが、『飾抄』等これ以降の史料では、舞人装束で文様が桐竹鳳凰文とされるのは袍であって、袴ではない。袴の文様については『飾抄』には言及がなく、『連阿不足口伝鈔』においても、袴は「蛮絵」と記されるのみで、意匠については不明である。しかし、この『看聞日記』には袴の文様意匠が「孔雀」と見え、興味深い。第二部第二章で述べた通り、鎌倉時代には鳳凰と孔雀を混同したと思しき例が複数確認できるため、この文様も本来は鳳凰であった可

能性が考えられる²⁰。

神道における使用例としては他に文明一八年（一四八六）の「八幡宮寺若宮江御遷座記」²¹がある。

一 御屏風絵桐竹鳳凰、

一 屏風之内自御座寄立テ御障子アリ、絵同之云々、

とあることから、第二部第二章でも見られた石清水八幡宮の桐竹鳳凰屏風の継承が認められるが、建武五年（一三三八）の「消失并破損神宝色色目録」には記載のなかった障子にも桐竹鳳凰が描かれていたことが知られる。おそらくはこれも建武五年以前に遡るものであろう。

桐竹鳳凰の障子は、永享九年（一四三七）天皇のために足利義教が用意した「夜御殿」にも設けられていたことが『永享九年十月二十一日行幸記』²²の「御障子之絵〔桐竹に鳳凰〕」との記述から明らかである。

同文書にはまた、「御座船有屋形、上に鳳凰二有、両方舳さきに玉あり〔台にすはる〕、したに水引有〔色紅〕、和歌の御舟也」として、屋上に二体の鳳形を飾った屋形船の存在も記されている。鷓首船²³は他に「鷓首船〔水引色青〕、管絃舟也」とあるため、これと混同されての記述でないことは確かであるが、他に類例がなく、詳らかでない。三艘のうち天皇や義教の乗った船であった。

なお、『永享九年十月二十一日行幸記』の例は障子のみ黒川真頼²⁴が紹介している。

意匠としての鳳凰に関しては他に、天皇の乗輿たる鳳輦が応仁の乱

の中で鳳形共々「失却」したこと、および文明一一年（一四七九）に修造がなされたことが『晴富宿称記』同年七月十三日条および十七日条、『雅久宿称記』同年八月五日条および七日条などの一連の記事から知られる²⁵。

『雅久宿称記』では「鳳形前後御躰失却事治定云々」「鳳形并御輿御装束悉皆、応仁度於彼御躰失却由」と、完全に失われたかのような記述であるが、『晴富宿称記』同年七月二日条には「鳳輦同被置一条殿云々」、七月十七日条では「銅細工来、御輿鳳形事絵図持来之、又御金物等御輿可在一条殿、令参上、可致検知之由申付了」と見え、存在は保たれていたらしい。ただし、鳳形に関して比較的大きく取り上げられた事柄ではあるものの、これらの記事からはわずかに、この頃天皇の鳳輦に鳳形を戴く形が保たれていたこと、その修造が必要とされる程度には重視されていたこと、鳳形は金工品で、そのデザインも「銅細工」によるものであったことが確かめられるに過ぎない。

天皇の品としては、第二部第二章でも取り上げた高倉永行の『装束雑事抄』に黄櫨染袍袍文が「御文野すちに桐竹のたちもん、鳳凰ハ桐竹のすゑ両方にあり、麒麟ハすちの上両方にあり、みな二つ、也、御文のをきやう所々也」とあり、桐竹鳳凰文の継承および麒麟の追加が認められる。永行よりも約一世紀後の西三条実隆（一四五五～一五三七）の『装束抄』²⁶では同袍文が「桐竹鳳凰」とされているが、黒川²⁷が言うように、省略されたものであろう。麒麟以前に加えられることが天子撰関御影図高倉天皇像から確かめられる洲

浜についても、袍文として言及した史料はない。

意匠としての鳳凰に関する文献史料は以上であるが、他に、和文において鳳凰が文飾的に用いられた興味深い例が一条兼良の『ふち河の日記』文明五年（一四七三）五月八日条に見られる。

正法寺にうつる、此寺は禅刹の諸山也、由良門徒にて、山号を
は霊葉山といへり、国中最初の禅林なり、かたはらに新造の一
寮あるを、休所にかまへて、うつりすましむ、朝夕のまうけな
と、くたゝしければ、しるすにおよはず、さりながら、鳳の
あふり物、麟のほししのなきはかりにや有けん

として²⁸、受けた饗応に対する讃嘆として、鳳凰（炙り物）は麒麟（干し肉）と並び、実在しない以上出し様のない食材として挙げられている。飽くまで饗宴を讃える目的のためにあえて非実在の空想獣の名を挙げた例ではあるが、そこに鳳凰や麒麟そのものに対する、瑞獣としての尊崇の念を見出すことはできない。この例をこれまでの事例に分類するならば文飾の一種であろうが、鳳凰や麒麟を逸材の比喩とする多くの例とは方向性が大きく異なる。ただし、瑞獣を食材として扱った例は兼良が最初ではなく、これと同様の発想に基づく前例として、李賀（七九一〜八一七）の「将進酒」に見える「烹龍炮鳳玉脂泣」²⁹との句が挙げられる。「鳳のあふり物、麟のほしし」については、兼良がこの詩を知っていたためか、この詩ではないが同様に瑞獣を食材として扱った作品に触れていたためか、それとも兼良の独創によるものかは不明であるが、いずれにせよ、和文ではあるものの中国文化の影響による表現であろう。当代一の学者の作

とはいえ、このような例が和文の中に登場する点からは、文飾表現としての「鳳凰」の定着が認められる。

その一方で、室町時代末、平家一門の人々を植物に喩えた『平家花揃』では、他ならぬ平清盛が、一言の説明もなく「桐竹にほうわう」とのみ記されており、何らかの符号性の成立していたことが窺われる。

第二節 室町殿と桐

以上の通り、室町時代の鳳凰の作例は、褰帳命婦位験や鳳輦、黄櫨染袍といった伝統的なものを除くと、足利將軍家によるものがほとんどである。それも決して多いとは言えないが、冒頭で取り上げた応永二年の相国寺における法華八講五卷日薪の行道では、「銀梧桐枝」に留まった「金鳳凰」の像を捧物として運ぶ義満の装束が「赤色御袍、文桐竹」であった。「金鳳凰」と「赤色御袍、文桐竹」が相互に関連性のある意匠として用いられたことは明らかであろう。

室町將軍家による桐竹文袍の着用を示す史料はこれのみではない。西三条実隆の『装束抄』にも袍文について「將軍家〔無輪、任槐以後竹桐〕」とあり、「任槐以後」、すなわち大臣就任以降という条件付きではあるものの、將軍家の文様とされていたことが知られる。実際の着用例を具体的に語る記録でこそないものの、故実書であるため、將軍家の桐竹文袍の着用は例外的なものではなく定型化してい

たことが確実である。ただし、実隆は室町時代後期から戦国時代にかけての人物であるため、義満が薪の行道で金鳳凰を運んだ応永二年時点で既に袍文の桐竹が將軍家の文様として定着していたのかについては、この例のみでは不明と言わざるを得ない。しかしながら、実隆の頃までに桐竹文、すなわち平安時代には明確に天皇家と結びつけられ、この時代に入ってもなお天皇の袍文の構成要素であり続けた意匠が、足利將軍家のものとして規定化されていた点は、やはり重要であろう。

ただし、『装束抄』は袍文に関しては「竹桐」とするものの、柏条では「文ハ、將軍家桐唐草」とされており、「將軍家」との表記から明らかに家の意匠としての扱いであるにもかかわらず、文様意匠は桐のみで、竹を欠いている。そして、こうした例はこれのみではない。桐竹のうちの竹を欠いた桐文様をも含むのであれば、足利將軍家による使用例は多数に上る。

まず、先ほども取り上げた応永六年の相国寺大塔供養の際の三宝院満濟の法服は、「香法服〔文桐唐草〕」とある通り、桐唐草文であった。おそらくは義満の猶子としての使用であろう。

続いて、「足利義満の出家に際し、永行が義満の装束奉仕をした（中略）準備過程で得た情報を子孫のために書き記したもの」³⁰。と言われる『法体装束抄』には、室町殿のものとして桐を記した例が少なくない。五条袈裟では「室町殿者浮織物有御懸也、御文桐唐草也」、付衣の香薄物では「文不同、（中略）、室町殿は桐なり」と明記されている。また、桐文は袈袋にも用いられたことが、

応永三元三椋飯、室町殿御出座之時、御袈袋〔しどら、文桐丸〕、

白綾御柏〔文桐〕、白綾御指貫〔熨目、文藤丸〕、白下御袴、五帖香御袈裟〔堅織物、文桐唐草〕、御檜扇〔垂糸〕、御襪〔平絹〕、御衣文、御はかまぎは、以下予沙汰之、以前のごとし

という、袈袋条裏書から知られる。これは実例を挙げた部分であるため、桐文の使用者が「室町殿」である旨が簡潔に記されたのみであるが、そもそもこのうちの袈袋について永行は「家々文不同」との解説を加えている。「家々文不同」という状況が前提としてある中で室町殿の袈袋には桐文が用いられたことが確認できる以上、桐が足利將軍家の意匠として扱われていたと見てよからう。

『法体装束抄』からは一旦離れるが、袈袋・柏については『北山殿行幸記』にも「御あるじ〔かうのおりもの、御きうだい白うらしろき御あこめあやもんきりから草御したうづをめす〕」と見え、やはり桐文の使用が認められる。ただし、この『北山殿行幸記』および前掲の『装束抄』柏条では文様を桐唐草とするが、『法体装束抄』袈袋条裏書に見える応永三年の例では、桐唐草が用いられたのは袈裟のみで、袈袋の文様は桐丸、柏では単なる桐であった。この差異は、形状までは厳密に定まっておらず、桐の意匠を用いることが重視されていたことを示唆するものと見るのが妥当であろう。

『法体装束抄』に話を戻すと、同じく袈袋条の裏書には、

応永三年四月廿八日、尊道法親王青蓮院天台座主宣命之時、為御見物有人御彼門跡、室町殿御装束、

御袈袋〔如冬〕、白張単〔文桐〕、長大帷、

御指狩〔白平絹生〕、香御袈袋〔同織物練、文桐唐草〕、

白生御帯、香御扇、御念珠〔予奉仕也〕、

とも見える。『法体装束抄』には単は特に項立てられていないが、単にも同様に桐があしらわれたことがここから分かる。同様の例は他にも多いのかもしれない。

『法体装束抄』法服条裏書に「応永九年九月五日唐僧御対面之時、北山殿赤色御法服、桐竹遠文」と見えるように、義満が桐竹文の法服を用いたことは既に述べたが、『法体装束抄』平袈袋条裏書には応永三年（一三九六）の義満のものとして「赤色法服〔同色打裳文桐唐草同袍〕」とあり、やはり法服、および裳にも桐竹文ではない、単独の桐文も用いられたことが知られる。史料の時代は前後するが、袍文については「竹桐」とする一方で和の文は「桐唐草」とする『装束抄』と同じであり、「桐唐草」を含む桐の意匠と桐竹文のどちらを用いるかという点に関して、時代の流れによる一定の方向性はないことが分かる。

さて、『装束抄』が室町後期の内容であるのに対し、『法体装束抄』の例はいずれも義満を指すものであったが、室町殿による桐文の使用は義満個人に限られたわけではないことが、『装束抄』以外の史料からも確認できる。応永二二年（一四一五）の『大嘗会仮名記』³¹に

は「内大臣殿、紅梅の御直衣、青打の御指貫〔あをきくみはらしる〕、から織物の出衣地紅、文桐唐草」と見える。法華八講五卷日薪の行

道における鳳凰像の捧物の継承の類例と言えよう。他に、家の意匠という意味合いの込められた例かは不明であるが、翌応永二三年（一四一六）には伏見宮栄仁親王から「燭台一對、竹枝打付、銚子提、桐打付」を八朔の祝として賜っていることが『看聞日記』同年八月一日条から知られる³²。同一の器物に施されたわけでこそないとはいえ、竹と組み合わせてのものであることを思えば、袍文における桐竹を意識しての可能性が高いかもしれない。このように將軍家の意匠としての桐文が受け継がれた結果、『装束抄』で「將軍家〔無輪、任槐以後竹桐〕（袍）や、「文ハ、將軍家桐唐草」（和）」と記されるに至ったのであろう。

以上の通り、足利將軍家が桐竹鳳凰、その中でも特に桐文を自家の意匠、すなわち家紋的役割を期待して用いていたことは間違いない。ただし、数の上では桐を単独で用いる場合が多かったようであるが、桐竹文の袍を着た義満が「金鳳」を運び、桐唐草文の法服を着た満済が鳳凰文の横皮（横被）を懸けていたことを思えば、桐単独の場合でも桐竹鳳凰、より正確に言うならば鳳凰そのものが意識されていた可能性が高い。第二部第二章で述べた通り、前代には鳳凰が流行文様となっていたことから、鳳凰の使用には家紋的役割としては効果があまり期待できず、桐でもって桐竹鳳凰を代表せしめたものと思われる。

なお、足利將軍家による鳳凰およびその関連意匠の使用は、『装束抄』において桐竹文が「任槐以後」の異文とされている以上、義満が初例であろう。尊氏・義詮はいずれも生前に大臣に就かなかつた

ため、『装束抄』記載の規定からすると桐竹文を用いることはできない。当初はそうした制限が存在しなかったがいずれかの時点で制限が設けられるようになったと見るのも蓋然性が低い。

猪熊兼樹³³は『装束抄』における「將軍家」の「竹桐」について「足利家では後醍醐天皇から尊氏に桐紋が下賜されており、これが袍文となつて、のちに竹を加えたようである」との見解を示しているが、尊氏への下賜の論拠としては『家中竹馬記』を挙げるのみで³⁴、「のちに竹を加えた」点に至つては具体的な考察は皆無である。本来は桐のみであつたにせよ、そこへ竹が加えられれば、連想されるのは言うまでもなく鳳凰を暗示する桐竹文となるが、はたしてこれは自然発生的に成立し得る文様であろうか。鎌倉・南北朝時代にはその権威性は往時よりも落ちてはいたが、それでも伝統的な事物には室町時代に入つてもなお用いられていた文様である。何より、鎌倉・南北朝時代に明確に天皇家の意匠として桐が用いられた様子自体が、管見の限りではあるが一切窺われない。そうした状況で桐文の下賜がなされ得るとは考え難いことはもちろんである。一五世紀半ばの生まれの土岐利綱による『家中竹馬記』に先行する史料がない以上、この説については、利綱の頃までにそうした言説が生じていたとのみ捉えるのが妥当であろう。また、仮に桐文の下賜が実際になされていたにせよ、生前に三大臣の位に就くことのなかった尊氏のそれは「任槐以後」とされる桐竹の袍文と直接の関係はあるまい。

少なくとも、義満による桐文の多用が桐竹鳳凰からの派生であるこ

とは間違いない。確認できる初例から義満は「桐竹」文の装束を着用し、「金鳳」を持つていたのである。

この点に関して田中義成³⁵は、相国寺蔵足利義満像の袈裟にも桐鳳凰文が採用されていることを指摘しつつ、応永一五年北山行幸の際の桐竹文法服の着用について「桐竹は天子以外に服する能わざるものなるに、今彼が之を着けたるは、国母の夫なれば、いわば准上皇というが如き所より、僭越にもかかる紋をつけたるならん」「未だ詔書こそ得ざれ、事実上准太上天皇の積りなりし事明白なり」との見解を示している。後に今谷明³⁶が展開した義満の王権篡奪説、および本章冒頭で触れた井沢の「天皇家乗っ取り計画」と同じ観点のものであるが、はたして田中らのこの見解は成り立つであろうか。

第二部第二章で述べた通り、鎌倉・南北朝時代には既に鳳凰の権威性は落ちていた。黄櫨染袍などに継続使用が認められるとはいえ、その意匠の使用が「王権篡奪」の手段となり得るほどの存在であったか、はなはだ疑問である。

室町殿が前將軍の追善供養として営んだ武家八講において「金鳳」が室町殿の捧物とされたことは既に述べたが、法華八講については近年研究が進められ、「一門の家督相続者が執り行う法会として、氏の内・外部に及ぼした、一族結合の確認と促進・権勢顕示の場としての役割」³⁷を有していたことが明らかにされている。薪の行道における捧物の意匠に多少とも着目した研究は管見に入らなかつたが、法華八講自体がそうした性格を有していた以上、少なくとも主催者の捧物に「一族結合の確認と促進・権勢顕示」の機能が期待されて

いた可能性は高からう。そして、この捧物は、天皇・上皇の捧物も見える中で、中心的存在と呼ぶに相応しいものであった。

捧物の詳細までが知られる法華八講の例は少なく、武家八講の場合、応永二年および同二二年の二例があるに過ぎない。しかし、「金鳳」はその二例ともに、いずれも主催者のものとして存在が認められるのである。義満による応永二年の例については「王権篡奪計画」の一環として「権勢顕示」のために採択された意匠と見なし得るが、応永二二年、義満の例に倣ったとしか考えられない義持の例は、一体何によるものであろうか。

足利義持が義満と不仲で、その政策にも反抗的だったとはよく言われるところであり、義満の「僭越」や「王権篡奪計画」に関しても田中は「義持はかかる野心もなかりし」³⁸と評し、今谷は義満死後の制作転換を「篡奪の挫折」と表現している。義満による鳳凰およびその関連意匠の使用は疑う余地がないが、それが「王権篡奪」の一手段としてのものであったとすれば、何故義持はその手段のみを継承したのであろうか。義持期には、法華八講捧物以外にも、応永二三年の親王からの「燭台」および「銚子提」のように、天皇家の側でも桐竹を将軍家の意匠として認めるかのような例さえ見られる。鳳凰およびその関連意匠の将軍家による使用が「王権篡奪」の一環であったと捉えるのは短絡的と言わざるを得まい。

以下、鳳凰からは一旦離れ、天皇家の状況を概観した上で、この点について考察する。

第三節 菊と桐

『法体装束抄』に室町殿の桐文に関する記述が多く見られることは既に述べたが、『法体装束抄』に見られる文様の記事は室町殿のそれに特化したものではない。

袷袋条には「俗の直衣の調様也、文法皇竹園は菊八葉、其外は家々文不同、付衣条には「香薄物〔文不同、法皇竹園は菊、撰家は牡丹、室町殿は桐なり、又無文有之」³⁹とあり、上皇および皇族の意匠が、鳳凰や桐竹ではなく菊であったことが知られる。そしてそれは「俗の直衣の調様也」とあることから明らかのように、法体に限らず、在俗の文様と共通のものであった。世俗社会においての生まれを示していたと言えよう。そうした指標、すなわち丁度『儀式』や『延喜式』の礼冠徽に相当するものが、皇族は菊とされていたのである。いわゆる菊の御紋、菊花紋章であり⁴⁰、このことは、『装束抄』袍文条に「主上〔桐竹鳳凰〕、上皇〔菊唐草、窠ノ中ニ八葉菊〕、将軍家〔無輪、任槐以後竹桐〕とあることから裏付けられる。

なお、応永一七年（一四一〇）の『伝法灌頂雑記』⁴¹には地藏院宮成仁王の入壇の折のこととして「東南院宮入壇之時者、令著香染給畢、今度尋常黒袍也、袍文又非菊唐草」と見え、こうした特記がなされるほど、菊は官家の袍文意匠としても当時実際に定着していたことが確認できる。

さて、一四世紀末の『法体装束抄』記載の、室町殿のものとしての

桐文の成立が『法体装束抄』成立よりもそう遡るものとは考え難いことは既に述べたが、「法皇竹園」の意匠についてはどうであろうか。もちろん、第二部第三章で明らかにした通り、家の意匠としての菊の使用は一三世紀半ば、後嵯峨の讓位を機としたものである。しかし、天皇家の菊文は、飽くまで後嵯峨が自身の皇統の正統性の誇示のために後鳥羽に倣う形で用いたものに過ぎず、天皇家の正式な意匠とすることを目的としていたわけではない。そのため、王家紋章としては十分に認識されていなかったものが、足利將軍家に鳳凰およびその関連意匠を「篡奪」されたことで初めて、代替案として中心的に用いられるに至った可能性も考えられる。すなわち、菊花紋章は寛元当時まだ十分に定着しておらず、室町殿の桐文使用開始と同時にようやく、足利將軍家による桐文使用を遠因として定着した可能性である。以下、この点について検討したい。

『装束抄』では「菊唐草、窠ノ中ニ八葉菊」とされている上皇の袍文の意匠は、第二部第二章でも述べた通り、一三世紀前半の『飾抄』では桐竹であった。これが菊に替えられたのは、第二部第三章で取り上げた寛元四年（一二四六）、『葉黄記』同年三月一日条に見られる、

刻限著御々束帯〔御服所中将基具朝臣調進之、御束帯如常、御袍如例、御文有沙汰、禪定殿下被申云、如御在位之時、可為竹桐敷、前右府申云、雲鶴敷、後鳥羽院窠文中菊八葉云々、地志々良云々、但猶不審之間、予内々以大貳局伺修明門院御所邊之處、窠文中菊八葉、地文或唐草、或竹桐之由、女房被覚悟云々、今

後窠文、其中菊八葉、地文菊唐草之由被定仰也、〔下略〕

という沙汰の結果である。なお、雲鶴は応永六年までに摂関家の袍文とされ⁴²、近世には親王の袍文とされた文様である⁴³。沙汰が行われた時点ではこのように他の文様が候補として挙げられる状況であったが、この袍は次代の後深草にも継承されたことが、『石清水臨幸記』⁴⁴に見える「文応元年（一二六〇）八月（中略）九日（中略）今日新院有臨幸石清水社、午刻人々大略参、即以出御〔赤色御袍、窠中菊八葉〕とあるとの記述から確認できる。菊文の採用自体が沙汰を経て決定されていることから分かるように、位袍の袍文は正式なものであって、変更されることは稀である。このことは、天皇の黄櫨染袍に桐竹鳳凰が用いられつづけた点からも首肯されよう。赤色袍の袍文は、沙汰によって寛元四年に窠中菊八葉（地紋は菊唐草）へと変更された形で次代へと継承されたのであり、その後、管見の限り同様の沙汰の記録もないまま、赤色袍袍文について「菊唐草、窠ノ中ニ八葉菊」と記す『装束抄』が著述された。寛元四年以降、変更はなかったと見てよからう。

また、同じく第二部第三章で取り上げた『葉黄記』記載の「網代庇御車、中菊八葉、袖立上之菊也」⁴⁵という、赤色袍と同時期に意匠が変更された網代庇車についても、『増鏡』⁴⁶「老のなみ」に見える、弘安二年（一二七九）に龜山が女院と同乗する牛車が「菊の網代庇」の車であり、赤色袍同様の継承が確認できる。

また、『中院一品記』暦応三年（一二四〇）興国四年（十二月十七日条⁴⁷）には「上皇御狩衣〔香文菊蛮絵緯白地、裏同色御袍、御指貫

青純、文雲立涌、令下御括給」とある。狩衣の例ではあるが、上皇が菊文袍を着用することから派生したものであろう。前述の通り、この頃にも赤色袍に菊文が用いられていたと推測される上、そもそも一二月に菊の意匠の使用は異例であり、純粹に菊花の意匠として賞玩する目的とは考え難い。

なお、上皇の袍文が窠中八葉菊である点に関しては猪熊が、「植物文」という点で桐竹と同じものとした上で、讓位した身ゆえの遠慮という見解を示している⁴⁸。しかし、「桐竹」の表記で桐竹鳳凰が示されている場合もある上⁴⁹、一二世紀には上皇は明らかに鳳凰そのものをしばしば使用しており、説得力に欠ける。そもそも、遠慮の結果が菊文であるならば天皇が在位時に菊文を用いることなど当然あり得ないはずであるが、永和元年（一三七五）の『永和大嘗会記』には「主上御かさし「かねにうちたるきくの枝なり」、内弁御帳台の上へのほりて御冠にさし奉る、関白のかさしは藤の花なり」と見える。「かねにうちたる」との説明から知られる通り、この挿頭花は金屬製、鍛造の造花であって、意匠を選ぶにあたり季節が制約となるものではない。事実、大嘗会の折のものであるにもかかわらず関白には時期外れな「藤の花」が使われている。なお、「藤の花」については古く『西宮記』に「藤花、大嘗会及可然時、帝王所刺給也」（卷八「宴遊」、挿頭花事条）⁵⁰と見えるが、「主上御かさし」についての記述は『西宮記』にはない⁵¹。大嘗会御禊行幸では菊が飾られた⁵²ことから考えても、「かねにうちたるきくの枝」という「主上御かさし」は、寛元の菊花紋章の制定によって成立した、天皇家の意匠と

してのものと見るのが妥当であろう。

また、『増鏡』⁵³によれば、この挿頭花の例を遡る正応二年（一二八九）にも、後深草皇子久明の鎌倉下向の際の乗物として「菊のとれんじの御輿」が用いられている（卷十一「さしぐし」）。「法皇竹園は菊」という記述のある『法体装束抄』以前から、菊は上皇のみに限らない、天皇家の意匠として用いられていたのである。

その使用範囲は多様である上、袍および乗物という、使用頻度の高いものから始まっており、この二点はかつての王家紋章たる鳳凰が飾られたものとも共通する。無意識下で王家紋章として認識されやすい品と言え、狩衣や挿頭花、皇子の輿といった新たな例への使用がなされるようになったのもそのためであろう。いずれも、室町殿が桐文使用を開始したと推測される義満以前の段階である。やはり、天皇家の菊文使用は、足利將軍家の桐文使用によるものではあり得ない。『法体装束抄』において法体装束の文様が「文法皇竹園は菊八葉」「法皇竹園は菊」とされるのも、『中院一品記』に見える光厳の狩衣の例のような、以前からの傾向によるものである。

さて、再三述べた通り、その『法体装束抄』において「室町殿は桐なり」とされており、天皇家の菊に相当する意匠が桐、すなわち鳳凰関連意匠であったことが分かるが、かつては鳳凰関連意匠であった王家紋章の菊への移行は、室町殿の鳳凰関連意匠の使用開始以前に既に完了していた状況において、鳳凰関連意匠の使用ははたして「王権篡奪計画」の一環となり得るであろうか。

もちろん、天皇家の鳳凰の例も黄櫨染袍などに継続使用が認められ

る以上、鳳凰という意匠そのものに対してある程度の権威性は保たれたと想像されるものの、「伝統的」であるがゆえに辛うじて残されたに過ぎず、特に天皇家のものとして積極的な意味が見出されてのことではあるまい。

このような意匠に、示威的効力はあるであろうか。王権の象徴として鳳凰が持ち得る権威性は「かつて天皇家の意匠とされていた」という一点のみである。そして、それすらもどの程度認識されていたものか、はなはだ疑問と言わざるを得ない。当代随一の有職たる一条兼良すら、何の躊躇もなく「鳳のあふり物」なる表現をしている時代である。黄櫨染袍などへの鳳凰の使用は当然把握していたであろうが、そうした知識と鳳凰という空想鳥自体が結び付けられることはなかったと見る外ない。平安時代における絶対的な符号性との隔絶は明らかである。

義満が公家の教養に通じたことはよく知られるが、義満が本来の王家紋章として鳳凰関連意匠を誇示したのであれば、平安時代の故実が大々的に引かれ、かつての権威性を再び付す方法が採られたはずであろう。にもかかわらず、一五世紀の、それも学者である兼良に、そうした意識が全く見受けられないのである。義満が天皇家を意識して誇示した形跡はなかったと見るのが妥当であろう。

また、前掲の『永享九年十月二十一日行幸記』によれば、「御障子之絵〔桐竹に鳳凰〕が飾られた夜御殿には、「御帳台〔時絵菊唐草〕」も置かれていた。そして、この行幸に出た時の天皇の装束も「御染装束也、二重織物の白菊の御下襲〔御紋菊之枝浮織〕、唐織物の黄菊

の御表袴〔御紋窠に霞浮織〕」というものであった。

永享九年時の桐竹鳳凰障子に関しては、自家の示威のためにこそ、鳳凰の正式な使用者としての天皇家を貴び、自身も用いるその意匠の使用を促したとも考えられる。しかしながら、その場合、天皇家が鳳凰に代わるものとして採用した菊文をも同じく夜御殿の御帳台にあしらった点が不自然となる^{5,4}。やはり、伝統的な王家紋章としての鳳凰は特に意識されていなかったと考えるのが最も蓋然性が高い。

おわりに

以上の通り、鳳凰は義満以降、その関連意匠とともに、足利將軍家、特に室町殿の意匠として用いられていた。そして、王家紋章としてはそれ以前から菊が定着していたことが確認できるため、室町殿による鳳凰およびその関連意匠の使用はかつて鳳凰が王家紋章とされていたことによるものではないと見なすのが妥当である。

それでは、何故室町殿は鳳凰およびその関連意匠を用いたのか。憶測の域を出るものではないが、南北朝の合一を記念して、その太平、ひいては太平をもたらしした自らの象徴として、天皇家のものとは直接関係なく新たに「仁鳥」として鳳凰を用いるようになった可能性を提示したい。『月舟和尚語録』に「鳳鳥騏驎、其文采仁徳」と、鳳凰を明確に仁鳥と認識した記述が見えることは既に述べたが、この

点に加えて、南北朝合一よりも前に義満が明確に自らの意匠として鳳凰を用いたことを示す史料は、管見の限り存在しないのである。

熊野速玉大社に伝わる、明徳元年（一二九〇）の古神宝類の中には、有名な桐蒔絵手箱をはじめ、桐の意匠が多く見られる。とはいえ、桐が用いられた品が多いのは単に手箱の内容品の意匠が手箱と統一された⁵⁵ため過ぎないため、以降、便宜的に手箱のみを取り上げることとする。この時の神宝の奉納先は計十三社（十二社および阿須賀宮）であるが、手箱の意匠が桐とされたのは、熊野の主三神（結宮・速玉宮・証誠殿）に限られていた。そして、この三社への調進は、それぞれ天皇・上皇・將軍家に割り当てられていたことがよく知られている⁵⁶。

この点、すなわち三社への調進の割り当てがこの三者であったこと、しかし意匠は三社いずれも桐であったことに関して、関根俊一⁵⁷は桐文を「本来天皇家の紋章」と捉えた上で「將軍家が禁裏よりこれを拝領して使用を許されていたからこそ」とする。この見解は沼田頼輔以来の『家中竹馬記』を重視した説に従ったものである。しかし、既に述べた通り、桐文がこれ以前の時期に王家紋章であったことを示す傍証も、尊氏・義詮による桐文使用の例も事例も、管見の限り存在しない。古く平安時代から神社の調度類に桐の意匠が多く見られることは再三述べたが、それらにおける桐文は桐単独の文様ではなく⁵⁸、桐竹もしくは桐竹鳳凰であった。三社の神宝の意匠は、従来から桐と定まっていたものではないと考えるのが妥当である。

そもそも、この時の神宝調進は、財政面の問題から長らく滞っていたが、義満が「全面的な経済的支援とともに、約六カ月に及ぶ神宝製作を強力に推し進めた」⁵⁹ことで実現したものである。義満の意向を大きく反映している可能性が高い。

そしてこのわずか五年後、応永二年の法華八講に義満は桐竹文袍を着用して金鳳凰を運んだのである。翌応永三年には桐づくしと言つてよいほどの装束を着用していたことが『法体装束抄』袈袋条裏書に見え、応永四年には屋上に鳳凰を飾った鹿苑寺金閣が建立された。このように重視され用いられた意匠は他になく、明確な方針に基づく使用であることが窺われる。応永二年の法華八講は四月と時期が比較的早く、装束・捧物の制作期間も必要であるから、このように鳳凰関連意匠を用いるという方針が決定された時期は応永元年以前に遡る。

明徳元年の手箱は、義満のこうした方針によって桐の意匠とされたのではなからうか。本論「はじめに」で述べた通り、そもそも単独の桐文は特に格式の高い意匠ではなかった。一方で、三社の手箱については、天皇・上皇のものはいずれも桐蒔絵手箱であるが、義満によるもののみ桐唐草蒔絵手箱であつて、意匠を同一とする中での差別化が試みられたことが知られる。従来特に格式の高い意匠とは考えられていなかった意匠を、天皇・上皇と共に奉納する神宝の意匠として採用し、装飾技法・材料にも粋を凝らしつつ、あえて天皇家の手箱の文様と自分の手箱の文様とを差別化することで、桐文のイメージの刷新・上昇を図り、後に自家の意匠とする際の布石とし

たと考えた。

さて、義満による鳳凰およびその関連意匠の使用が、鳳凰を仁鳥、世の太平を実現するに足る自身の力の象徴としての誇示とすれば、義持による継承も当然であろう。足利将軍家にとって鳳凰は、自らの権威性を示す存在ではあったが、それは武家としてのアイデンティティによるものであって、「王権篡奪計画」とは全く異なる。そもそも、『装束抄』によれば足利将軍家の桐竹文袍の着用は大臣就任以降に限られていた。足利将軍家の鳳凰関連意匠の使用は、朝廷内での身分を基準として受け入れた上で用いられるものだったのである。おそらく、仁鳥鳳凰の誇示も、基本的には公家社会に向けたものであろう。

銀閣の鳳凰についても、単なる金閣の例の模倣ではなく、応仁の乱の一応の終結を寿いでのものと考えられる。「京都及びその周辺では人々の間に「一乱以後」という言葉がしばしば使われているように、乱後の京都の復興はめざましく、ふたたび太平が謳歌されている」⁶⁰。鳳凰はこの「太平」の象徴として特に飾られたものである可能性が高い。単に金閣の例に倣ったと見るには両者の鳳凰の造形はあまりに異なり、「鳳形を乗せる」ということそれ自体が重要であったらしい様子が窺われる。

ただし、義教が天皇の夜御殿に桐竹鳳凰文障子を用意したように、他家の使用も問題視はしていなかった。鳳凰がかつては王権の直接の象徴であったことを意識していたとも考えられないこと、そもそも鳳凰は前代には吉祥文としての性格を復活させていたことから、

基本的には単なる吉祥文と捉えられていたのであろう。足利将軍家が鳳凰およびその関連意匠の中から一種のみを取り出す際、用いられたのは多くの場合鳳凰ではなく桐であったのも、こうした鳳凰の一般的流行によるものと推測される。

この後、戦国時代における鳳凰の作例に「二国一城の国主として」⁶¹のものが多くは田中敏雄⁶¹の論考に詳しいが、鳳凰が特にこのように用いられたのも、足利将軍家によって武家に相応しい意匠として位置づけられたからこそではなからうか。戦国時代以降は作例が増加すると言っても、その図案は大部分が桐竹、特に桐と組み合わせるものであって、中国における鳳凰の作例と完全に一致するわけではなく、日本独自の事情が想定されるのである。『平家花揃』において清盛が桐竹鳳凰とされているのも、こうした傾向によるものであろう。

なお、義満に関しては、笙を権力強化に利用したとも言われている⁶²が、これは永徳元年（一三八一）以来のこととされているため、鳳凰の意匠が採用された背景には、あるいは笙と鳳凰との結びつき⁶³という面もあったのかもしれない。

¹ 井沢元彦「金閣寺“奇妙な三層構造”と鳳凰に込められた「天皇家乗っ取り計画」二『逆説の日本史』足利幕府と南北朝三、日本国王・足利義満の野望編その⑪『週刊ポスト』一九八八。銀閣鳳凰については明言していないものの、慈照寺銀閣自体を「金閣のコピー」としており、金閣の場合同様に足利将軍家による示威的使用と見なしているものと思われる。

- 2 鳳凰の象徴性としては『広辞苑』鳳凰項を引くに過ぎない。
- 3 『大日本史料』七・二所収。
- 4 曾根原理「室町時代の武家八講論議」『日本佛教文化論叢』北畠典生博士古稀記念論文集上、一九九八。
- 5 『大日本史料』七・二〇所収。
- 6 同様の記述は「御筆御八講〔於等持寺被行之〕奉為故鹿苑院殿〔七回〕御追善〔応永廿一四十四始〕」(『大日本史料』七・二〇所収)にも見られる。
- 7 「念珠」については、『倭名類聚抄』に「念珠、(中略)一云数珠」と見え、早くから「数珠」と同じものを指していたことが知られる。なお、『倭名類聚抄』だけでは時代が離れているため、応永当時と異なる可能性も考えられるが、『吾妻鏡』十九には「神宮寺薬師像開眼、(中略)加布施、装束、念珠」と見え、数珠との関係性を確かめることはできないものの、鎌倉時代における「念珠」が装束として用いることの可能な形状のものであったこと、開眼供養に用いられるものであったことは分かる。使用場面に該当する「珠」の装束は数珠以外ないため、ここで言う「念珠」が『倭名類聚抄』の記述と同様に数珠と同じものを指していることはほぼ確かである。なお、「数珠」については『太平記』二に「数珠ヲサラ、ト押揉テ」とあり、「サラ、」という音が鳴るほど多くの玉が連なった形であったことが確認できる。
- 8 『大日本史料』七・二二所収。
- 9 ほぼ同文が「出納大蔵大輔安倍親成記」(『大日本史料』七・二〇所収)にも認められる。
- 10 同文書には「位験一頭〔釵子上居金鳳含玉一顆〔高一寸、長二寸〕〕との記述も見え、寸法も永仁六年(一二九八)と同じであったことが分かる。
- 11 麒麟についても同様(「位験一頭〔釵子上立麟形、居雲玉四顆於頸仁飴〕」)。

- 1 2 『大日本史料』七・二所収。
- 1 3 別鑄の頭部を頸部に嵌め込むという構造は平等院鳳凰堂棟飾においても同様であるが、平等院像の場合、嵌合させた上で銅釘が差し込まれており、屋上で風を受け続けてさえ「鳳形頸落失」という事態にならなかつた事実から明らかのように、傾斜によって抜けることはあり得ない。
- 1 4 『大日本史料』七・二〇所収。
- 1 5 『大日本史料』七・二五所収。『桂川地藏記』にはまた「鶯歌聞大液、鳳吹繞瀛洲」として李白の「宮中行樂詞八首其八」の句も見える。
- 1 6 『群書類従』八所収。
- 1 7 『群書類従』三所収。
- 1 8 田中義成『足利時代史』、講談社、一九七九(原本一九二三)。
- 1 9 『大日本史料』七・二四所収。
- 2 0 そうでなくとも、孔雀は元々鳳凰に対比される瑞鳥であったため(本論第二部第一章)、袴の文様を孔雀とするこの史料は興味深い。
- 2 1 『大日本史料』八・一九所収。
- 2 2 『群書類従』三所収。
- 2 3 龍頭船も「水引色青」の「詩の舟」として存在。なお、「和歌の舟」「詩の舟」「管弦の舟」からは当然「三船の才」藤原公任が思い起こされるが、『大鏡』に記されたこの逸話に船の意匠は述べられていない。
- 2 4 黒川真頼「菊桐御章考」『黒川真頼全集』五(初出不明)、一九一一。
- 2 5 いずれも『大日本史料』八・一一所収。
- 2 6 『新校群書類従』五所収。
- 2 7 黒川真頼前掲論文。
- 2 8 『大日本史料』八・六所収。

29 龍を煮、鳳を炮（つひみ）きして玉脂泣き…松枝茂夫編『中国名詩選』下、岩波書店、一九八六。

30 近藤好和『法体装束抄』にみる法体装束』『立命館文學』六二四、二〇一二。

31 『大日本史料』七・二三所収。

32 『大日本史料』七・二五所収。

33 猪熊兼樹『有職文様』日本の美術五〇九、至文堂、二〇〇八。

34 袍文ではなく家紋の桐に関してであるが、同様に『家中竹馬記』を重視する姿勢は『日本紋章学』（沼田頼輔、人物往来社、一九六八復刻（原本明治書院、一九二六））に遡る。同様の記述は荻野三七彦監修『日本の家紋』（人物往来社、一九六四）にも見られる。

35 田中義成前掲書。

36 今谷明『室町の王権』、中央公論社、一九九〇。

37 三島暁子「室町時代宮中御八講の開催とその記録」『武蔵文化論叢』二、二〇〇二。ただし引用部は本論ではなく、曾根原理らによる先行研究のまとめとしての言葉。なお、井原今朝男・國學院大学院生ゼミグループ「中世禁裏の宸筆御八講をめぐる諸問題と『久安四年宸筆御八講記』（『国立歴史民俗博物館研究報告』一六〇、二〇一〇）は捧物に主眼を置いた論考であるが、問題とされるのはその材質であって、意匠ではない。

38 田中義成前掲書。

39 この史料は黒川真頼前掲論文において既に文様に着目して取り上げられているが、黒川は「朝廷にては、いまだ物の御紋といふものはさだめられずなむ」との立場にあり（天皇家の菊文の成立は後花園天皇の頃との見解を示している）、さほど重視していない。

40 ただし現代の十六八重表菊とは異なる。菊文、および足利將軍家

の桐文共に唐草の例も多く、この頃には未だ厳密な紋としては成立しておらず、それぞれ「菊であること」「桐であること」それ自体が重要であったらしいことが窺われる。

41 『大日本史料』七・二三所収。

42 『装束雑事抄』、ただし太閤のみ。

43 『装束図式』（『続群書類従』一一二下所収）。猪熊前掲書で取り上げられている。

44 『群書類従』二三所収。なお、この史料は黒川真頼が前掲論文において紹介している。

45 『葉黄記』寛元四年十月廿四日条。

46 日本古典文学大系所収。

47 『大日本史料』六・六所収。

48 猪熊兼樹前掲書。

49 本論第一部第一章。

50 『新訂増補故実叢書』七。

51 白菊・黄菊についての記述はあるものの、「八月定考時、大臣白菊（金茎）、納言黄菊、参議龍膽、弁少納言時花」という内容であって、王家紋章としての例ではなく、「時花」の一種として選ばれたものに過ぎないことが明らかである。

52 本論第二部第三章。

53 日本古典文学大系所収。

54 黒川真頼も前掲論文において取り上げている通り、室町殿が天皇のために菊および桐の意匠を用いたとする記述は『足利治乱記』北山殿行幸条（応永一五年、『大日本史料』七・九所収）にも見られる（「皆マキエノ菊桐金具一トシテカケス」）が、黒川も言うように『足利治乱記』自体の史料的価値が低いため、ここでは割愛する。

55 関根俊一「古神宝」日本の美術五一一、至文堂、二〇〇八。

56 他の社殿への調進は諸国守護に割り当てられた。

57 関根前掲書。

58 熊野速玉大社の桐蒔絵手箱も「蓋裏には、竹林と三日月が高蒔絵と銀平文であらわされている」(竹内奈美子「桐蒔絵手箱および内容品」(東京国立博物館・九州国立博物館編『国宝大神社展』解説、二〇一三)とのことであるが、蓋裏という位置が特殊である点に加え、原本は明徳元年当時のものである。「熊野山新宮神宝目録」記載の名称は「桐浴掛地蒔絵銀螺」であって「桐竹」でないため、桐蒔絵手箱の意匠が神社奉納品として伝統的な桐竹文と認識されていたわけではないことが確認できる。

59 関根前掲書。

60 河合正治『足利義政』人と歴史・日本一三、清水書院、一九七二。

61 田中敏雄「桐鳳凰図について」『絢爛たる大画』花鳥画の世界

62 四、学習研究社、一九八二。

坂本麻美子「足利義満と笙」『日本の音の文化』第一書房、一九九四。

63 本論第二部第一章。

結論

天皇家には、古く奈良時代から家の意匠として用いられる意匠が存在し、形骸的な使用も含むならば、一部の儀式具には、現在に至るまでその意匠の使用が継承されている。ただし、その意匠は現在の皇室紋章たる菊・桐ではなかった。桐に棲むとされる瑞鳥、鳳凰こそが、日本における当初の王家紋章だったのである。鳳凰は現在では皇室紋章とは見なされていないが、こうした現状に至った要因は、決して王家紋章としての性格の定着に失敗したためではなかった。鳳凰は、一度は天皇家の意匠という地位を確立させながら、失脚したのである。

そして、鳳凰に代わる形で登場した、新たな王家紋章こそが菊であった。菊が王家紋章として定着して以降も、再び鳳凰が時の権力者による示威的使用のなされる意匠とされることはあったが、かつて天皇家の意匠とされていたことを利用する形ではない。鳳凰は、復活したと言うよりは生まれ変わったのである。ただし、その変化後の姿は、鳳凰という空想鳥を案出した中国における本来の性格に比較的近いものであった。

菊に並ぶ皇室紋章である桐は、鳳凰が棲むとされるため、鳳凰が王家紋章であった頃から頻繁に用いられてはいたが、いわば鳳凰の背景としての扱いであった。桐文が単独で、かつ権威性と結びついた

形で登場するのは、新生後の鳳凰が誇示される時期に至ったことである。

以上が本論の概要であるが、本論を閉じるにあたって、最後にもう一度、各章を振り返るとともに、全体を通した上での若干の考察を適宜加えたい。

第一部第一章では、鳳凰の王家紋章としての権威性が最も強い平安時代を取り上げた。造形作品の現存作例も一部含むが、文献史料を中心に、従来の研究ではほぼ全くと言ってよいほど触れられていない史料を多数取り上げ、鳳凰がこの時期に明確に王家紋章として用いられていたこと、ただしその王家紋章としての意味合いには若干の変化があったことを論証した。

使用状況の分析からは、鳳凰の使用が王権周辺に著しく偏っており、さらには朝儀の衰頹や里内裏の使用といった変化にも対応する形で鳳凰が用いられていたことが知られる。そればかりか、『長秋記』元永二年（一一一九）十月廿一日条によれば、鳳凰関連意匠の臣下による使用は憚られていた。また、『吉備大臣入唐絵巻』や『彦火火出見尊絵巻』といった、現存品の制作もしくは原本の制作が一二世紀とされる絵画作品では、鳳凰文が王権を示す視覚装置として用いられている。鳳凰は、少なくとも一二世紀には王家紋章であることが十分に認識された上で、意識的に取り扱われる意匠だったのである。その権威性の高さは疑い得ない。

鳳凰がきわめて高い権威性を確立した時期として見逃すことができないのが、一〇世紀である。この頃、黄櫨染袍や鳳輦といった、使

用機会が多く、かつ、使用者が天皇一人に限られた儀式具に鳳凰が採用され、鳳凰が天皇と直接結びつくこととなった。

これ以前の時期においても鳳凰は王家紋章として用いられてはいたが、平安前期に見える鳳凰の使用例から窺われる役割は、皇族と臣下との区別という部分にあったようであり、一〇世紀以後の例とは、やや性質が異なる。若干の路線変更がなされたと言え、一二世紀に確認できる高い権威性も、一〇世紀に天皇個人との結びつきが特に強められたからこそそのものと考えられる。

ただし、一〇世紀以降、鳳凰は一貫して天皇個人とのみ結びつくこととなったわけではない。天皇個人との結びつきが強まった結果、権力の象徴という性格が前面に出ることとなり、それに伴って政治的利用価値も高まった。その結果として、上皇・親王・中宮による使用、および神事における使用という派生的使用がなされ始め、さらには増大・定着したのである。そのため、この時代の鳳凰は最終的には、一〇世紀に新たに見られた傾向よりも広義の、使用者を天皇一人に限らない、王権の象徴としての権威性・符号性を帯びた王家紋章となったと評するのが適切である。

なお、その符号性はきわめて高く、早くも一〇世紀半ばには、生きた鳳凰が自邸に現れたとする夢が、自らの即位を示す吉夢と解釈された『吏部王記』の例が見える。夢に現れた生きた鳳凰の姿であつてさえ、鳳凰は生き物ではなく、王権の象徴と見なされたのであり、鳳凰Ⅱ王権の象徴、という符号性の確立が確認できる。

第一部第二章では、飛鳥・奈良時代においても第一章で見たような

性格が鳳凰に認められるかを検討し、天皇家は早くも八世紀半ばには鳳凰を王家紋章としていたこと、鳳凰へのそうした性格の付与は意図的なものであったことを明らかにした。文献史料上は、孝謙天皇による鳳凰の使用が特に多く確認できる。

ただし、平安時代とは違って単なる華麗な装飾意匠として鳳凰が用いられた例も多く、平安時代においてのように天皇家が鳳凰の使用を独占していたわけではなかったことが知られる。天皇家側では鳳凰を自己の権力を裏付けるものと位置づけたが、天皇家以外の鳳凰文の使用に関しての規制等はなされておらず、また、鳳凰が王家紋章であるという認識も未だ浸透には至っていなかったため、一般的な装飾意匠としての使用が自主的に憚られることもなかったと考えるのが妥当である。

さて、王家紋章としての使用が八世紀半ばまでも遡る一方で、王権の象徴という符号性の確立は一〇世紀までも降るとなるとやや不可解かもしれないが、平安前期の例で確認できるように、そもそも鳳凰の使用は天皇に限られたものではなかった。例えば、一部の礼冠装飾には鳳凰が用いられたが、鳳凰を飾った礼冠の着用者は、皇太后・女帝・幼帝・王・女王であつて、成人天皇・親王は含まれない。皇太子の礼冠装飾は不明な部分が多いが、幼帝の礼冠を成人天皇の礼冠たる冕冠とは異なる「日形天冠」という名で記す『土右記』において、成人天皇のものと同じく「冕冠」と呼ばれており、基本形式は成人天皇と同様、すなわち鳳凰を飾っていなかったと推測される。礼冠装飾における鳳凰の使用からすると、鳳凰の使用は明らかに

王権との距離の近さと比例したものでなかった。飽くまで、家の意匠として用いられていたと考えるのが妥当であろう。王権の象徴という符号性は、天皇家の意匠とされたことによって付随して生じたのである。

天皇家の意匠として鳳凰が採択された理由としては、日精、いわゆる八咫鳥、三足鳥が、鳳凰の姿で表現される場合もあったことから、天照大神の子孫を称する天皇家の意匠として最適であると見なされた可能性を提示したい。

第一部第三章では、鳳輦と葱花輦という二種の輦輿の先後関係を論じ、従来考えられていた順序とは逆に、中国から伝えられた当初の輦輿の形式は葱花輦であったこと、輦輿形式としての鳳輦は日本で考案されたものであることを、日中の文献史料をもとに論証した。

第一部第四章では、前章を受け、輦輿形式としての鳳輦がいつ成立したものを検証した。その結果、鳳輦の成立は幼帝朱雀の即位直後、承平元年（九三二）もしくは同二年（九三三）と、きわめて限定的に特定できることを明らかにした。

鳳輦成立の背景としては、幼帝即位にあたっての権威性の付与という役割が、鳳輦、すなわち王家紋章たる鳳凰を飾った乗物に期待されていたと考えるのが至当である。幼帝はその年齢ゆえに本人が参加可能な儀礼もわずかであるが、輦輿は、その数少ない儀礼の一つである大嘗祭御禊行幸に用いられるものであった。御禊行幸はまた、衆目を集める示威的なパレードとしての性格を有した儀礼でもあった。そして、幼年の天皇自身は乗物の中に座し、人々の目に直接触れ

るわけではない。幼帝への権威性の付与として、輦輿は最適な視覚装置だったのである。

鳳輦という、王権を殊更に誇示する形の輦輿が、初の幼帝ではない朱雀天皇の即位にあたって特に必要とされた理由としては、陽成天皇の廃位によって「幼帝」という概念自体に不吉なイメージが付され、更なる幼帝の誕生が躊躇されていた可能性、および、清涼殿落雷や醍醐天皇の突然の不予といった異常事態という時代背景を指摘した。鳳輦は、王権の危機における苦肉の策として成立したと言える。

第一部第一章において、鳳凰は一〇世紀に天皇個人との結びつきを強めることで権威性が増したことを述べたが、鳳輦の成立がこうした事情によるものである点からすると、一〇世紀に認められる若干の路線変更は、おそらく意図的なものではなかった。もっとも、鳳輦と同じく使用者が天皇のみに限られる黄櫨染袍への鳳凰の採用は延喜七年（九〇七）と、鳳輦の成立よりも早いため、そうした傾向は鳳輦よりも前から見られたと考えることもできる。しかしながら、黄櫨染袍の場合、鳳凰の採用の目的は臣下との差別化であり、この点に関して言うならばむしろ、鳳凰を天皇一人に限らない天皇家の意匠として扱い、諸王と諸臣の区別のためにそれぞれに鳳凰もしくは麒麟を用いた礼冠徽の例と共通する。鳳凰を王権の象徴として殊更に誇示し、示威的に利用するために掲げた鳳輦の例とは性格を異にしていると見なすのが妥当であろう。やはり、一〇世紀における鳳凰使用に關しての路線変更は、鳳輦の成立、すなわち王権の危機への対策を契機としており、計画的になされたものではない。一一世

紀以降、鳳凰が再び使用範囲の拡大へと向かったのも、路線変更当初の鳳凰の使用が場当たり的なものであったため、使用範囲が厳密に定められなかったことが遠因と考えられる。

なお、奈良時代における特徴として孝謙天皇による鳳凰の多用を指摘したが、鳳輦の成立が幼帝への権威性の付与であったのと同様に、女帝ゆえに立場が脆弱な自己の正統性を示すものとして鳳凰を用いていた可能性が考えられる。

第二部第一章では、中国、主に漢代以降における鳳凰の性格を論じ、第一部で取り上げたような王家紋章としての性格が日本で付与されたものであることを改めて確認した。中国では鳳凰は祥瑞・仁鳥・仙禽であった。このうち、思想面で強いのは仁鳥としてのもので、造形作品の場合は仙禽としての面を反映したものが多く、しかし、それにも増して多く見られるのが、純粹に目を楽しませる目的で用いられた装飾意匠としての例で、使用場面もきわめて多岐に亘る。

平安時代の鳳凰に王家紋章としての符号性が強く、単なる装飾意匠としての使用がほぼあり得なかったこととは実に対照的である。王権との関わりを示唆する意匠として日本で重視される桐竹との組み合わせ文様も中国では一般的ではなく、日本で付与された王家紋章としての性格は、自然発生的に生じ得るものではあり得ない、言ってみればきわめて歪んだ形であったことが分かる。

第二部第二章では、鎌倉・南北朝時代における鳳凰の使用状況を分析し、王家紋章としての性格は早くも一三世紀には早くも薄れ、中国での使用に比較的近い状況、すなわち華麗な装飾意匠として多用

される状況となっていたことを明らかにした。富貴・権力の象徴として扱われていた様子ならば窺われるが、漠然としており、王家紋章のように、象徴する範囲が限定的なものではない。

もちろん、高御座や鳳輦という重要な儀式具においては鳳凰が伝統意匠として継承されている。しかしながら、そうした例の一つである御産調度に関連した、『源平盛衰記』記載の説話においてさえ、鳳凰は生物の一種として扱われており、生物として夢に現れた鳳凰をも王権の象徴と見なした『吏部王記』との意識差が目立つ。この事例のみでも符号性が失われた様子が窺われるが、更に、一三世紀初頭成立の『古事談』では、『吏部王記』の夢とほぼ同一の説話が、自邸に現れたものを「金鳳」ではなく「日輪」とするものも収録されており、符号性の忘れが一層明確に認められる。「金鳳」から「日輪」への変化は、「金鳳」では説話として成立しがたい部分があったために生じたと考えられる外ない。

他にも、孔雀・雉との混同といった例や、文飾表現の上で、天皇家とは関連性のない人物を鳳凰に譬える例が見え、鳳凰を特別視する風潮はほぼ失われていたと言わざるを得ない。

鳳凰は、一三世紀には実質的に王家紋章としての地位を失っていたのである。鳳凰の使用が継承された王権周辺の儀式具についても、意識的に継承されたものではなく、形骸化していたと考えるのが妥当であろう。

第二部第三章では、鳳凰が既に実質上、王家紋章としての機能を果たしていない時期にあたる一三世紀に、新たな王家紋章として菊が

採用され、いわゆる菊花紋章が成立したことを論証し、その歴史的意義について考察した。

菊花紋章の成立時期は、寛元四年（一二四六）である。その成立は、きわめて意図的・計画的に制定されたもので、故実の積み重ねが次第に做すべき慣例と化したものではなかったことが、『葉黄記』菊文関連記事から明らかである。もともと、紋章意匠そのものが直接的に制定されたわけではないが、短期間の間に、次代以降も形式の継承される可能性の高い複数の儀式具が、新たに菊文を飾る形で製作されており、実質的に王家紋章としての機能が期待されていたことは間違いない。

菊花紋章の成立についての通説は、後鳥羽上皇が個人的に好んだものが先例として受け継がれ、次第に定着したとするものである。このうち後半については『葉黄記』の記述から明確に否定できる。

一方で、前半、後鳥羽上皇に由来するという部分については、やはり『葉黄記』によって、事実と認めることができる。『葉黄記』には菊文採択の事情が詳細に記されているが、その際、再三主張されたのは、後鳥羽上皇に做すべきとする意見であった。

しかし、これは飽くまで、数多の文様意匠の中で菊が王家紋章に選ばれた理由は何故かという観点からの疑問に対する解答に過ぎない。後鳥羽上皇は飽くまで個人的に菊の意匠を好んだに過ぎず、王家紋章として制定したわけではない。重要なのは、後鳥羽上皇が好んだ意匠が王家紋章として採択されたのは何故かという点である。

初めて王家紋章として菊文を使用したのは後嵯峨上皇であるが、後

嵯峨天皇の即位は鎌倉幕府の主導によるもので、朝廷内での立場が盤石とは言い難い天皇であった。菊花紋章は、その後嵯峨上皇に、後鳥羽上皇に做つての使用という点を強調する形で用いられたことに始まるのである。

こうした時代背景、および使用状況から、菊花紋章の制定は、朝廷内での立場が盤石ではなかった後嵯峨皇統を確立させるため、後鳥羽院政期の再現が目指される中で、直接的に後嵯峨上皇を後鳥羽上皇に擬する視覚装置として、かつて後鳥羽上皇が愛用した菊文が利用されたことによると結論付けるとともに、制定の中心人物として土御門定通に注目した。

なお、菊文の採択は容易になされたものではなかったが、王家紋章として用いられる意匠は古くから鳳凰であるということを根拠に菊文が反対された様子は窺われず、鳳凰の示威的效果は失われていたことが改めて確認できる。

第二部第四章では、鹿苑寺金閣鳳凰に代表される、足利將軍家の鳳凰の使用例を取り上げた。足利將軍家による鳳凰関連意匠の使用例は、桐を中心に多数に上り、自家の意匠としていたことが分かるとともに、そうした使用がなされたのは義満以降のことと推察される。鳳凰がかつては王家紋章とされていた点からすると、足利將軍家、特に義満による鳳凰関連意匠の使用は、一見、いわゆる王権篡奪説を裏付ける事例と見え得る。

しかしながら、鳳凰関連意匠たる桐竹文袍の足利將軍家による着用は大臣就任以降とされており、朝廷内身分秩序、すなわち臣下とし

ての自己を受け入れた立場としての意匠と言える。また、鳳凰は早くも一三世紀には王家紋章としての効力を失っていたが、室町時代にもこの風潮の継続が、それも拡大傾向で確認でき、篡奪の対象とする価値自体がなかった。足利將軍家が特に桐を多く使用したのも、鳳凰が比較的ありふれた意匠となっていたためであろう。更に、足利將軍家は菊花紋章については天皇家の意匠として扱っており、王家紋章を自家のものとする意図がなかったことは明らかである。

鳳凰をめぐる状況がこうしたものであると同時に、足利將軍家にも王家紋章の篡奪という意図がなかった中で、鳳凰関連意匠が足利將軍家の意匠とされた理由としては、鳳凰に新たな意味が見出されたと考えるのが妥当である。

室町時代の末には、平清盛を桐竹鳳凰に譬えた文献が見えるが、時代が降って戦国時代になると、桐竹鳳凰は城主の意匠として好まれた。義満の使用よりもはるか後世の例ではあるが、鳳凰関連意匠を武家の意匠と見なす風潮があったと言える。その風潮が、足利將軍家による鳳凰関連意匠の使用によって生じたものであろうことは想像に難くない。

しかし、そのような風潮を生み出した義満による鳳凰関連意匠の使用は、おそらく一斉になされたものであった。少なくとも、長年に亘る使用実績の蓄積によるものではない。使用の意図は開始以前から明確であったと考えられ、使用の開始は満を持してのものであった可能性が高い。その時期とは、南北朝の合一後であった。

以上の点から、義満による鳳凰関連意匠の使用は、南北朝の合一を

記念して、太平、ひいては太平をもたらした自らの象徴として、「仁鳥」鳳凰を大々的に誇示したものである可能性を指摘した。仁鳥とは、中国における鳳凰の性格の一面であるため、唐物を愛好した義満による使用の意図としてこの推論は蓋然性が高い。

おそらくは太陽に関連した意匠であるところから天皇家の意匠として採用され、次第に王権の象徴そのものと見なされるに至った鳳凰は、濫用によってその符号性および権威性を失ったが、義満によって武家の意匠という新たな符号性およびそれに付随する権威性を与えられ、生まれ変わったのである。おそらくこれが、鳳凰が王家紋章の地位を、復権の可能性まで含めて完全に失う決定打であった。

本論では、王家紋章と考えられる文様意匠の使用例の分析によって、王家紋章の歴史の変遷を論ずるとともに、王家紋章の使用から窺われる政治史的考察を試みた。皇室紋章としての桐文がいつ以来かという問題をはじめ、解明すべき点が多いが、紋章学に秘められた可能性を少しでも示し、紋章研究の深化に寄与することができれば幸いである。